

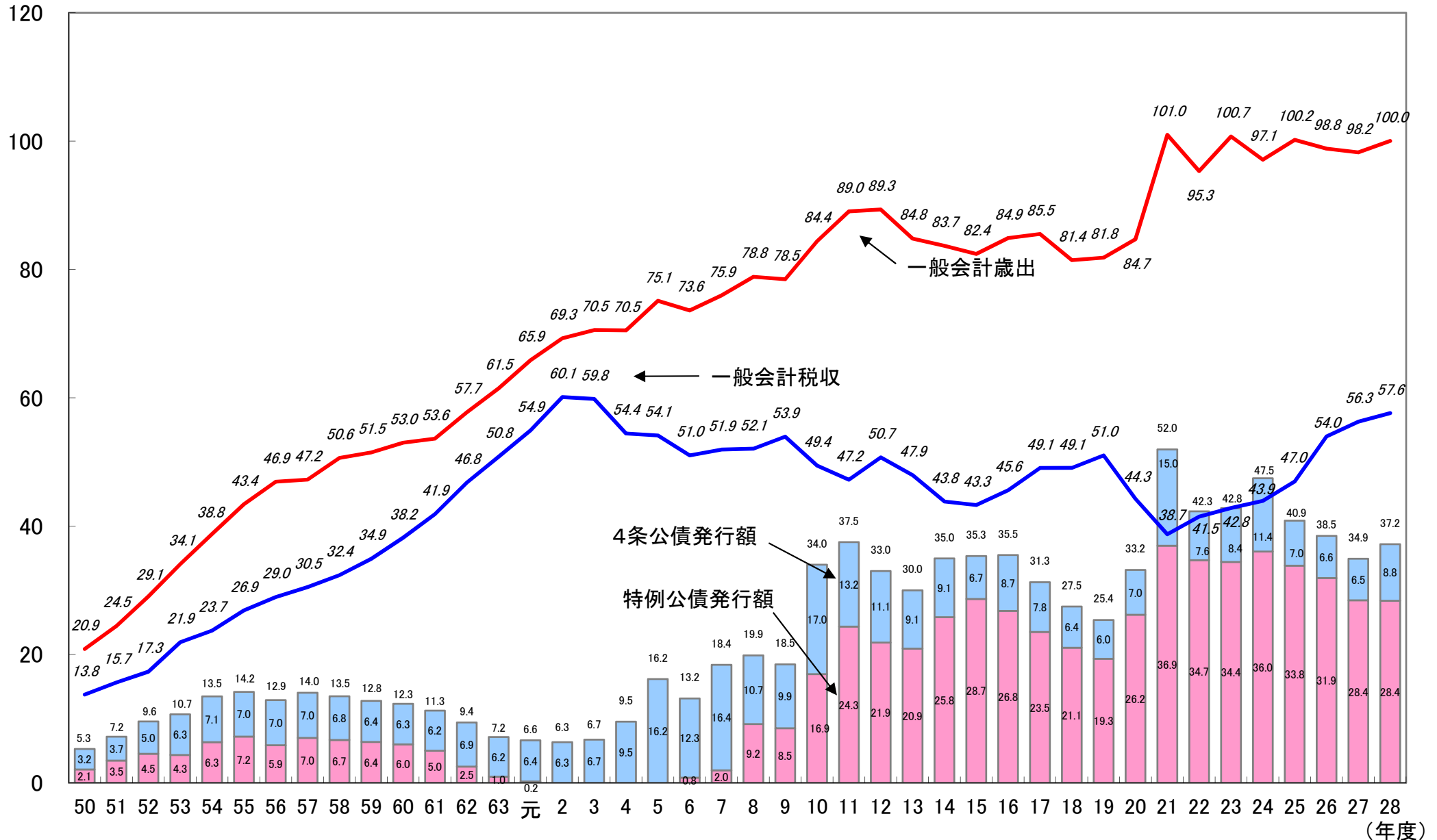
(参考2)

参考資料

一般会計における歳出・歳入の状況

資料 I - 1 - 1

(兆円)



(注1)

(注2)

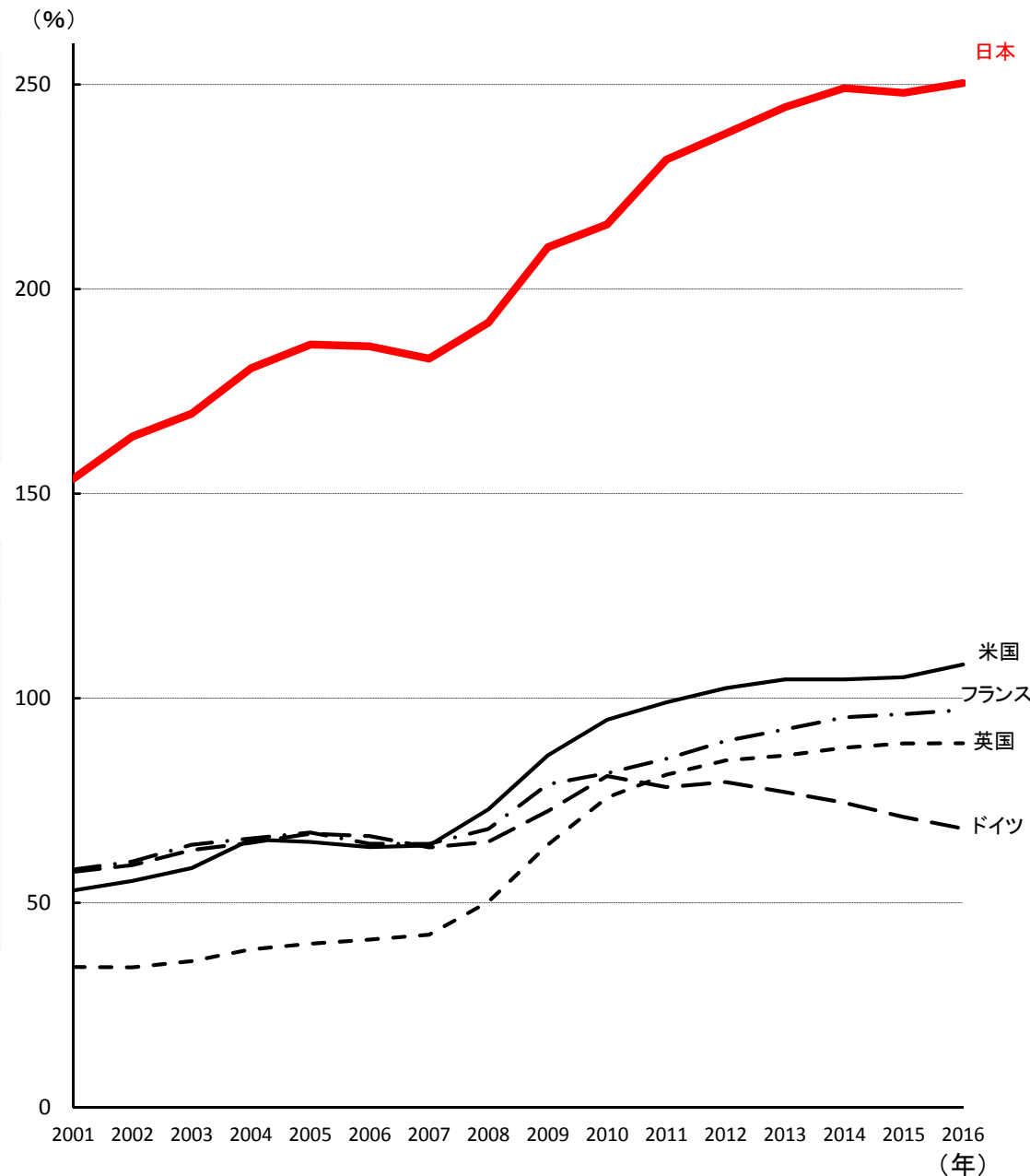
(注3)

債務残高の国際比較(対GDP比)

資料 I - 1 - 2

暦年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
日本	153.6	164.0	169.6	180.7	186.4	186.0	183.0	191.8
米国	53.0	55.4	58.5	65.5	64.9	63.6	64.0	72.8
英国	34.3	34.2	35.8	38.7	40.0	41.0	42.2	50.3
ドイツ	57.6	59.2	62.9	64.7	66.9	66.3	63.5	64.9
フランス	58.2	60.1	64.2	65.7	67.2	64.4	64.4	68.1

暦年	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
日本	210.2	215.8	231.6	238.0	244.5	249.1	248.0	250.4
米国	86.0	94.7	99.0	102.5	104.6	104.6	105.2	108.2
英国	64.2	75.7	81.3	84.8	86.0	87.9	89.0	89.0
ドイツ	72.4	81.0	78.3	79.5	77.1	74.5	71.0	68.2
フランス	79.0	81.7	85.2	89.6	92.4	95.3	96.1	97.2



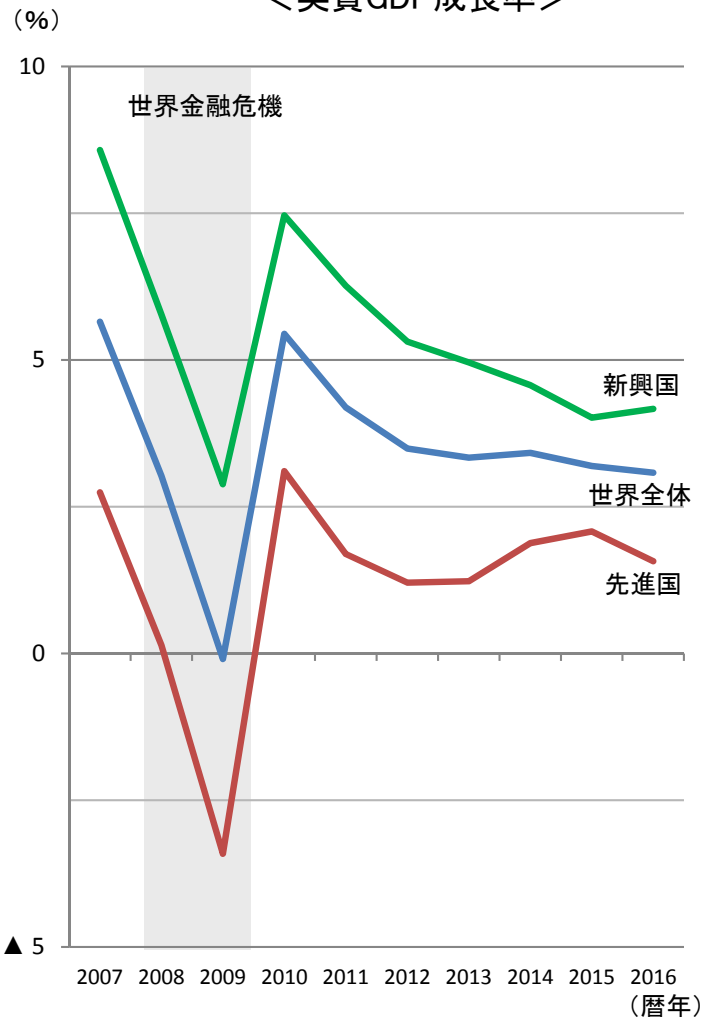
(出典) IMF "World Economic Outlook Database" (2016年10月)

(注1) 数値は一般政府ベース。

(注2) 日本は2015年以降、その他の国は2016年が推計値。

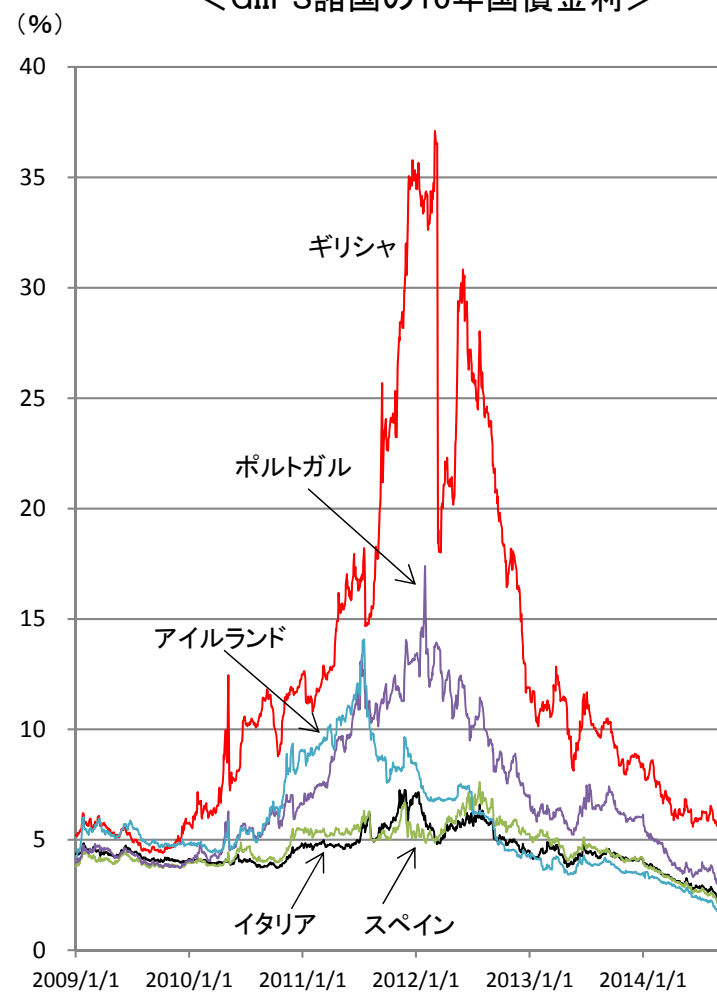
- 2008年のリーマン・ショックを契機に、世界金融危機が発生。その後、欧州ソブリン債務危機が発生し、GIPS諸国において金利が大きく変動。
- また、2013年5月には、FRBのバーナンキ議長が量的緩和政策(QE3)の縮小を示唆したことにより、リスクオフの展開となり、新興国通貨が大きく下落。

<実質GDP成長率>



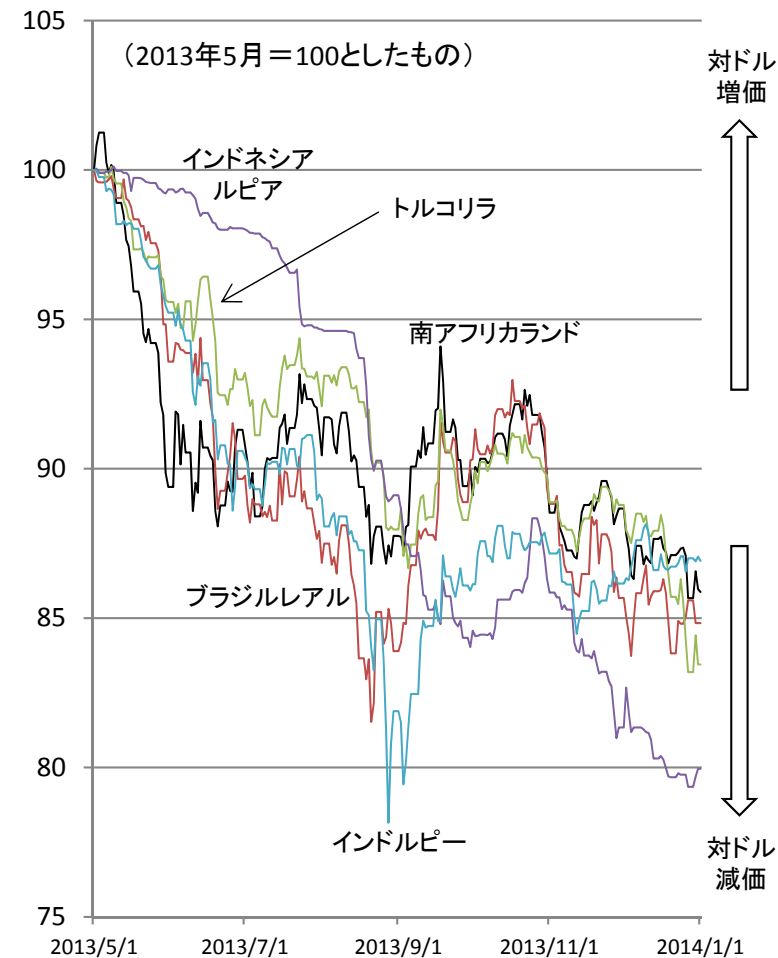
(出典) IMF World Economic Outlook (2016年10月)

<GIPS諸国の10年国債金利>



(出典) Bloomberg

<対ドル為替レート>



(出典) Bloomberg

近年の各国における財政健全化に向けた取組の例

資料 I - 1 - 4

※1ドル＝102円 1ユーロ＝114円 1ポンド＝134円(平成28年11月において適用される基準外国為替相場及び裁定外国為替相場)

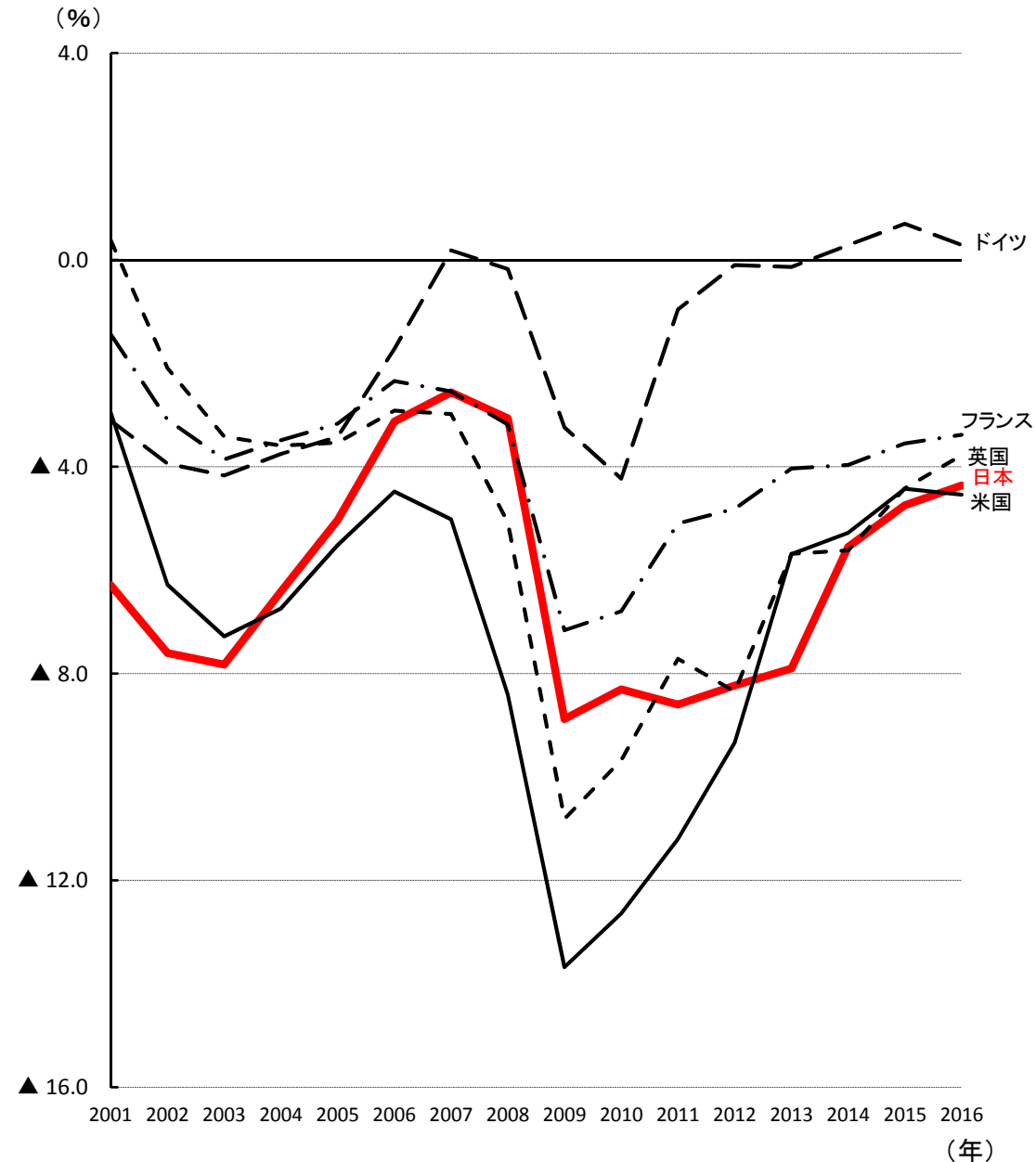
	財政健全化の取組
アメリカ 	○ 財政運営を規律するルールを制定し、ルールを逸脱する場合に歳出の強制削減が発動される仕組みを措置。 ➤ 2011年に予算管理法を制定し、裁量的経費に上限(Cap)を設定(2012年度からの10年間で▲約0.9兆ドル(約94兆円、対GDP比5.6%程度)の歳出抑制(ベースライン比)。)。 ➤ 2010年にPay-As-You-Go法を制定し、義務的経費の増加や減税を行う場合、その歳出増や歳入減を相殺する措置をとることを義務付け。
イギリス 	○ 2011年度から2014年度にかけて、医療と海外援助予算を除き、<u>省庁別歳出限度額を累積総額▲970億ポンド(約13兆円)削減。</u>※ ※)2011年度から2014年度における各年度の2010年度比での歳出削減額を足し上げた累積総額。 ➤ 例えば、地方公共団体向けの補助金の合理化や、学校新設の人口増地域への重点化等を実施。 ○ 2011年に付加価値税率を引上げ(17.5%→20%)。(＋約147億ポンド(約2.0兆円、対GDP比0.9%程度)／年)
ドイツ 	○ 2009年に憲法を改正し、連邦政府と州政府の財政収支均衡を原則義務付け。 ○ 2011年から2014年の4年で以下の取組を実施し、2012年には財政収支均衡を実現。 ① 長期失業者に対する失業給付の抑制など社会保険給付の見直し: ▲250億ユーロ(▲約2.9兆円、対GDP比0.9%程度) ② 原子力発電所に対して新たな税を創設: ＋45億ユーロ(＋約5,100億円、対GDP比0.2%程度) ③ 航空機利用者に対して新たな税を創設: ＋38億ユーロ(＋約4,300億円、対GDP比0.1%程度)
フランス 	○ 2010年に医療保険支出目標の実効性を強化し、同年以降6年連続で目標達成。 ○ 2014年に付加価値税率を引上げ。※(＋57億ユーロ(約6,500億円、対GDP比0.3%)／年) ※) 標準税率: 19.6%→20%、外食等にかかる軽減税率: 7%→10% ○ 2015年から2017年の3年間で▲465億ユーロ(約5.3兆円、対GDP比2.1%程度)の歳出抑制(ベースライン比)を計画。 ➤ 2015年は、上記計画に基づき、以下のような取組で▲197億ユーロ(約2.2兆円、対GDP比0.9%程度)歳出抑制。 ① 地方への交付金の削減: ▲35億ユーロ(▲約4,000億円、対GDP比0.2%程度) ② 医療など社会保障支出の抑制: ▲62億ユーロ(▲約7,100億円、対GDP比0.3%程度)

財政収支の国際比較(対GDP比)

資料 I - 1 - 5

暦年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
日本	▲ 6.3	▲ 7.6	▲ 7.8	▲ 6.4	▲ 5.0	▲ 3.1	▲ 2.6	▲ 3.1
米国	▲ 2.9	▲ 6.3	▲ 7.3	▲ 6.7	▲ 5.5	▲ 4.5	▲ 5.0	▲ 8.4
英国	0.4	▲ 2.1	▲ 3.4	▲ 3.6	▲ 3.5	▲ 2.9	▲ 3.0	▲ 5.1
ドイツ	▲ 3.1	▲ 3.9	▲ 4.2	▲ 3.8	▲ 3.4	▲ 1.7	0.2	▲ 0.2
フランス	▲ 1.4	▲ 3.1	▲ 3.9	▲ 3.5	▲ 3.2	▲ 2.3	▲ 2.5	▲ 3.2

暦年	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
日本	▲ 8.9	▲ 8.3	▲ 8.6	▲ 8.2	▲ 7.9	▲ 5.6	▲ 4.7	▲ 4.4
米国	▲ 13.7	▲ 12.6	▲ 11.2	▲ 9.3	▲ 5.7	▲ 5.3	▲ 4.4	▲ 4.5
英国	▲ 10.8	▲ 9.7	▲ 7.7	▲ 8.3	▲ 5.7	▲ 5.6	▲ 4.4	▲ 3.8
ドイツ	▲ 3.2	▲ 4.2	▲ 1.0	▲ 0.1	▲ 0.1	0.3	0.7	0.3
フランス	▲ 7.2	▲ 6.8	▲ 5.1	▲ 4.8	▲ 4.0	▲ 4.0	▲ 3.5	▲ 3.4



(出典) OECD “Economic Outlook 99” (2016年6月)

(注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。ただし、日本及び米国は社会保障基金を除いた値。

(注2) 日本については、単年度限りの特殊要因を除いた値。

(注3) 日本及びドイツは2015年以降、それ以外の国々は2016年が推計値。

「中長期の経済財政に関する試算」(中長期試算)の概要

資料 I - 2 - 1

※ 平成28年7月26日 経済財政諮問会議提出(内閣府)

経済・財政面における主要な想定

○ 経済シナリオ

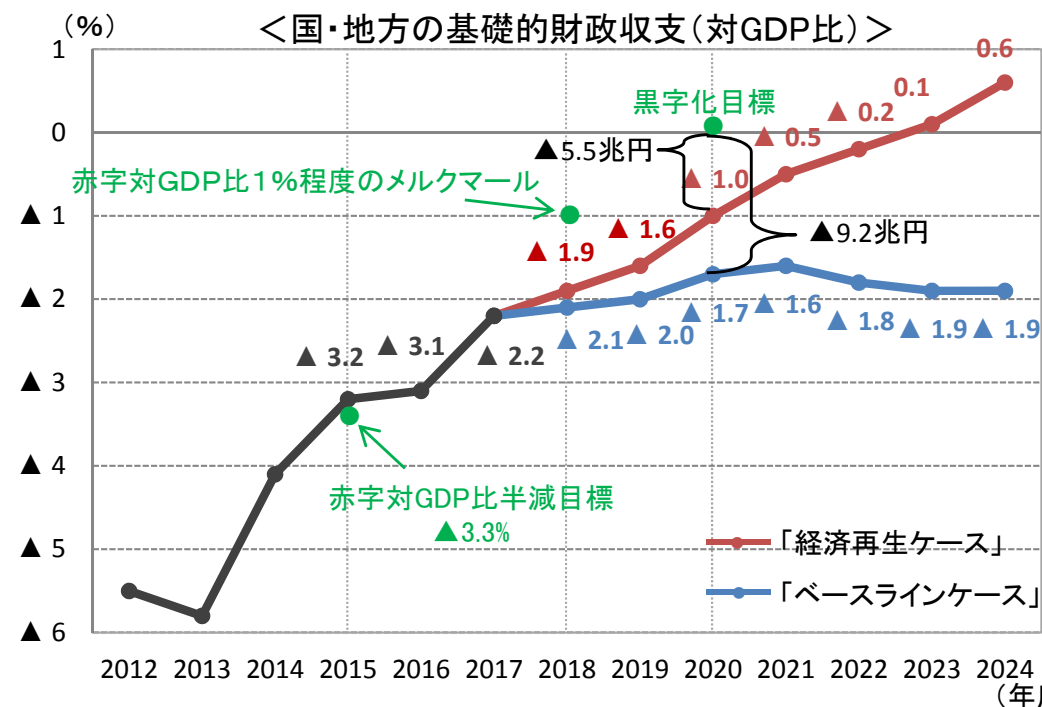
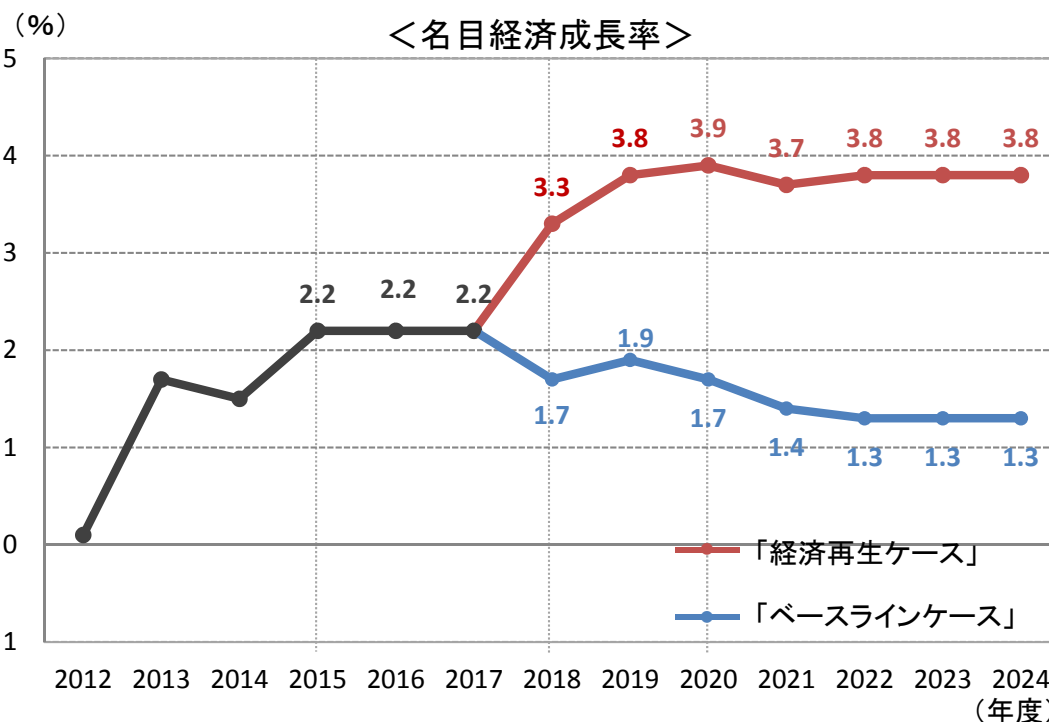
- ・「経済再生ケース」 : 安倍内閣の経済財政政策の効果が着実に発現(2018-24年度平均: 名目3.7%、実質2.2%)
- ・「ベースラインケース」 : 経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移(2018-24年度平均: 名目1.5%、実質0.9%)

○ 財政前提

- ・ 2017(平成29)年度 : 賃金・物価動向や一定の歳出改革等を勘案し、結果として高齢化等を除く歳出の増加率が賃金・物価上昇率の半分程度となると仮定して機械的に計算
- ・ 2018(平成30)年度以降: 社会保障歳出は高齢化要因等で増加、それ以外の一般歳出は物価上昇率並に増加することを想定

試算結果のポイント

- 2015(平成27)年度の国・地方PB対GDP比は、▲3.2%の赤字であり、半減目標(▲3.3%)は達成見込み。
- 2018(平成30)年度の国・地方PBは、「経済再生ケース」では、▲10.5兆円(対GDP比▲1.9%)の赤字、「ベースラインケース」では、▲11.0兆円(対GDP比▲2.1%)の赤字。
- 2020(平成32)年度の国・地方PBは、「経済再生ケース」では、▲5.5兆円(対GDP比▲1.0%)の赤字、「ベースラインケース」では、▲9.2兆円(対GDP比▲1.7%)の赤字。



主要国における財政健全化目標

資料 I - 2 - 2

	財政運営の原則等(法律)	具体的な目標等(計画等)
日本 	財政法(1947年) ● 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。	中期財政計画(2013年) ● PB(国・地方) ⇒ ①2015年度までに赤字対GDP比半減(2010年度比) ②2020年度までに黒字化 ● 公債等残高(国・地方)対GDP比 ⇒ 2021年度以降、安定的に引下げ
米国 	● 直近の2017年度大統領予算教書においては、「2025年度にかけて財政赤字(連邦政府)対GDP比を3%未満に収めることで、債務残高(連邦政府)対GDP比を安定させ、さらには減少させる軌道に乗せる」としている。	
英国 	予算責任・会計検査法(2011年) ● 財務省において、財政政策の策定・実施等に関する文章として、予算責任憲章を策定し、その中において、財政の目標を定めなければならない。 ● 予算責任憲章は、下院の決議による承認が必要。	予算責任憲章(2015年) ● 財政収支(公的部門)対GDP比 ⇒ 2019年度までに黒字化 ● 純債務残高(公的部門)対GDP比 ⇒ 2019年度まで毎年減少
ドイツ 	連邦基本法(2009年) ● 連邦及び州の予算は、原則、借入れなしに、均衡させなければならない。 ● 構造的財政収支(連邦政府)対GDP比を2016年より▲0.35%以下。 予算原則法(2013年) ● 構造的財政収支(一般政府)対GDP比を▲0.5%以下。	安定化プログラム2016(2016年) ● 2017年度から2020年度まで、財政収支(連邦予算)の均衡を維持 ● 債務残高(一般政府)対GDP比 ⇒ 60%超の部分を直近3カ年平均1/20以上削減
フランス 	憲法(2008年) ● 公共財政の複数年にわたる方針を計画化法において定め、その方針は会計均衡の目標の中に位置づけられる。 財政プログラム及びガバナンスに関する組織法(2012年) ● 財政計画法において、一般政府中期目標を定める。 複数年財政計画法2014～2019(2014年) ● 一般政府中期目標は構造的財政収支対GDP比で▲0.4%であり、これを2019年までに達成。 ● 債務残高(一般政府)対GDP比 ⇒ 2020年より60%超の部分を直近3カ年平均1/20以上削減。	2016年予算法 ● 財政収支(一般政府)対GDP比 ⇒ 2017年までに▲3%以下
イタリア 	憲法(2012年) ● 行政は、EU法規と一致するよう予算均衡・公的債務の持続可能性を保障。 均衡財政原則の適用に関する法律(2012年) ● 均衡予算の判定には構造的財政収支を用い、その目標は安定化プログラムにおいて定める。	安定化プログラム2016(2016年) ● 財政収支(一般政府)対GDP比 ⇒ 2017年度に▲1.8%以下 ● 債務残高(一般政府)対GDP比 ⇒ 60%超の部分を直近3カ年平均1/20以上削減

<参考1> EUにおける財政関連ルール

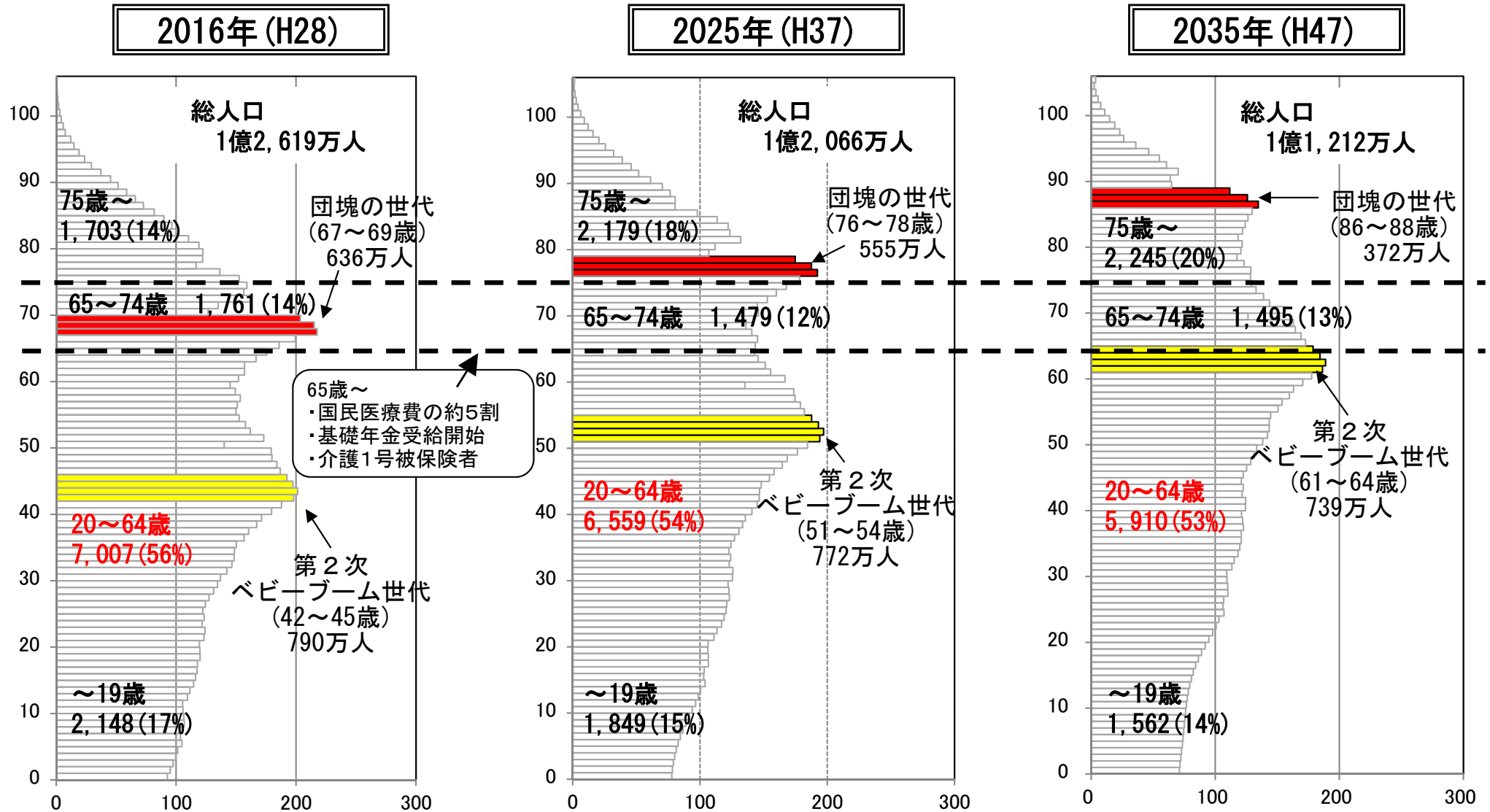
- ◆ 域内の財政健全化目標(マーストリヒト基準)(①財政収支(一般政府)対GDP比▲3%、②債務残高対GDP比60%)(欧州連合機能条約)(1993年)
- ◆ 毎年、中期財政目標を定めた「安定化プログラム」を欧州委員会に提出することを義務付け(安定成長協定)(1997年)
- ◆ 財政収支均衡又は黒字化(構造的財政収支対GDP比▲0.5%以内でも可)を国内法(拘束力があり永続的な性格を有する規定(望ましくは憲法)又は予算編成過程で十分に尊重・遵守されることが保証されるもの)で定める(財政協定)(2012年)

<参考2> 構造的財政収支とは、実際の財政収支から、景気によって変動する要因や一時的な要因を除いたもの。構造的経常財政収支とは、構造的財政収支から、公共事業等の資本支出を除いたもの。

少子高齢化：団塊の世代の後期高齢者への移行

資料 I - 2 - 3

2025年には団塊の世代(1947～49年生まれ)が後期高齢者(75歳～)に移行し、高齢化率は継続的に上昇し、平均年齢も継続的に上昇することとなる。



(注) 団塊の世代は1947～49(S22～24)年、第2次ベビーブーム世代は1971～74(S46～49)生まれ。

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」

「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進し、安倍内閣のこれまでの取組を強化。

財政健全化目標等

- 財政健全化目標を堅持。「国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020年度までに黒字化、その後、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。」

歳出改革の基本的考え方

- 国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。
- 地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。
- 計画の中間時点(2018年度)において、下記を目安に照らし、歳出改革、歳入改革それぞれの進捗状況、KPIの達成度等を評価し、必要な場合は、デフレ脱却・経済再生を堅持する中で、歳出、歳入の追加措置等を検討。

歳出改革の目安

＜目安1＞PB赤字対GDP比:2018年度▲1%程度

＜目安2＞国の一般歳出の水準:

安倍内閣のこれまでの3年間では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度まで継続。

＜目安3＞社会保障関係費の水準:

安倍内閣のこれまで3年間の経済再生や改革の効果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び(1.5兆円程度)となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。この点も含め、2020年度に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す。

＜目安4＞地方の歳出水準:

国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。

【論点】

- 70歳以上の高齢者について、同じ所得区分であっても、①月単位の上限額が70歳未満に比べて低額に設定されている、②外来について更なる特例措置が講じられているなど、現役よりも低い自己負担限度額となっている。
- 高額療養費は医療費負担が過重にならないための制度であり、自己負担限度額は家計の負担能力により判断されるべきもの。同じ所得水準同士でみても高齢者は平均的に現役より多くの貯蓄を保有していることも踏まれば、公平性の観点から、同程度の所得水準であれば、年齢に関わらず同程度の月額自己負担上限とすべき。また、経過措置的側面のある「外来特例」により、高齢者の外来のみ更に優遇し続けることも適当ではない。
- ※ 「外来特例」は、平成14年に、高齢者について原則定率1割負担とした際に、①高齢者の外来受診頻度が若年者に比べて高い、②高齢者の定率1割負担を導入してから間もない、ことを考慮して導入されたもの。

	高額療養費制度（万円）			貯蓄（万円） 注2	
	70歳以上		現役	70歳以上	現役
	入院	外来	入院 / 外来		
年収 370万円～注1	8.7 注3 (4月目以降4.4)	4.4	25.4/17.2/8.7 注3,4 (4月目以降4.4等)	2,705	675
年収 ～370万円注1	4.4	1.2	5.8 (4月目以降4.4)	1,056	474
住民税非課税	1.5/2.5 注4	0.8	3.5 (4月目以降2.5)	846	296

(注1)被用者保険の所得区分の基準となる標準報酬をベースに平均賞与額を勘案して算出した額。なお、国保・後期は課税所得等が所得区分の基準とされている。
 (注2)各区分に含まれる以下の収入階層の貯蓄現在高(二人以上世帯)の平均。〔収入370万円～〕収入500～600万円、〔収入370万円未満〕収入200～300万円、〔住民税非課税〕収入200万円未満(全国消費実態調査(平成26年 総務省))
 (注3)医療費が100万円と仮定した場合の金額。
 (注4)現役の年収370万円超区分は、さらに年収に応じて3区分に、高齢者の住民税非課税区分は、さらに年金収入等に応じて2区分に分かれており、それぞれ自己負担限度額が設定。

- なお、高齢者には医療機関の受診頻度が高い者の割合が高いが、個々人で見れば受診頻度が高い者も低い者も存在。受診頻度が高い高齢者には、受診頻度が高い現役と同様に多数回該当の仕組み※により、的を絞った対応を行うべきもの。現行制度は、受診頻度が低い者も含めた高齢者全体の自己負担に軽減が及んでいる。
- ※ 多数回該当とは、同一世帯で直近12ヶ月に高額医療費の支給月数が3ヶ月以上ある場合、4ヶ月目から自己負担限度額が軽減されるもの。

【改革の方向性】（案）

- 高齢者の高額療養費について、速やかに、外来特例を廃止するとともに、自己負担上限について、所得区分に応じて、現役と同水準とすべき。

【論点】

- 高齢者の「現役並み所得※¹」の所得区分は、現役の平均的な年収（386万円※²）以上の所得水準に対応するものであり、具体的には、
 - ① 世帯内に、課税所得145万円以上の被保険者がいること、
 - ② 世帯内の被保険者全員の収入の合計が520万円以上※³（世帯の被保険者が1人の場合は383万円以上※³）であること、
 の2つの要件を満たす必要があるとされている。

※¹ 「現役並み所得」に該当すると、

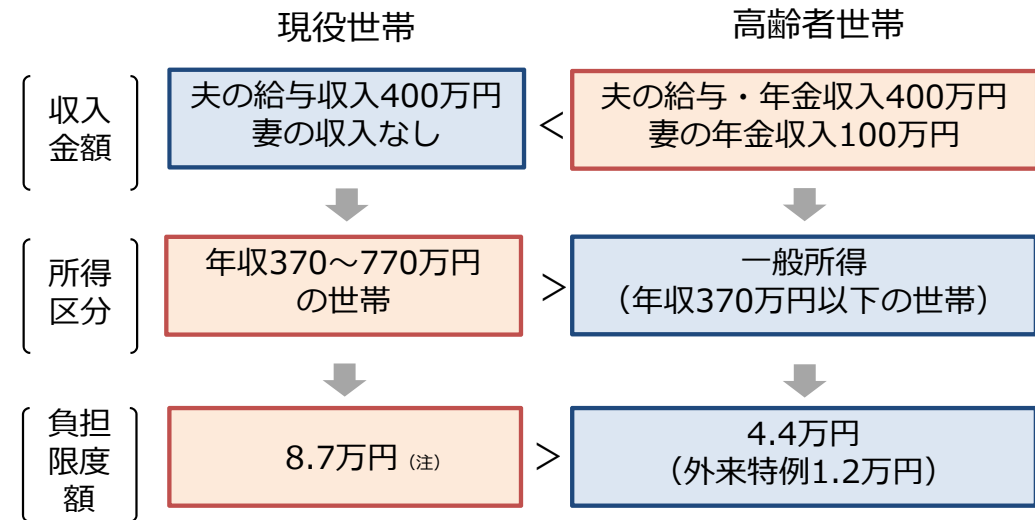
- イ) 自己負担割合は現役並みの3割、
 - ロ) 高額療養費の自己負担限度額が現役の「370万円～770万円」の所得区分と同水準、
- となる。

※² 平成16年度の政管健保平均標準報酬月額を基礎として算出したもの。

※³ 具体的には、現役の平均的な年収（386万円）に基づき課税所得（145万円）を算出し、この課税所得をベースに、一定の高齢者モデル世帯を想定して収入（520万円（単身383万円））を算出している。

- このため、現行の判定方法は、課税所得が145万円以上であっても、収入が520万円を超えなければ「現役並み所得」と判定されない仕組みとなっており、収入の高い高齢者世帯が、それよりも収入の低い現役世帯よりも、実質的には低い所得区分として取り扱われている。

現役世帯と高齢者世帯において 収入と所得区分（負担限度額）が逆転する例



(注) 医療費が100万円と仮定した場合の金額

社会保障制度改革国民会議報告書(抜粋)
(平成25年8月6日 社会保障制度改革国民会議)

「公的年金等控除や遺族年金等に対する非課税措置の存在により、世帯としての収入の多寡と低所得者対策の適用が逆転してしまうようなケースが生じていることが指摘されており、世代内の再分配機能を強化するとともに、負担と給付の公平を確保する観点から検討が求められる。」

【改革の方向性】（案）

- 「現役並み所得」の判定方法について、現役世代との公平性の観点から、収入の多寡を適切に反映する仕組みとなるよう、速やかに見直すべき。

高額介護サービス費制度の見直し

資料Ⅱ－１－３

【論点】

- 介護保険においては、負担能力に応じて利用者負担の月額上限が定められており、それを超える部分について高額介護サービス費が支給されているが、医療保険における高額療養費制度と比較して、上限が部分的に低くなっている。
- 保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、平成27年8月から一定以上所得者の利用者負担割合が2割に引き上げられたが、その前後の高額介護サービス費の支給状況を比較すると、高額療養費制度と比較して上限が低くなっている「一般」の区分で、支給額が急増している。
- こうした結果、一部2割負担の導入後、総費用に占める利用者負担の比率は上昇したものの、平成18～19年度と同水準（7.7%程度）にとどまっており、制度全体では、約10年間、実質的な利用者負担割合は上昇していない。

	高額介護サービス費 (月額上限)	高額療養費（月額上限）		一定以上所得※ ¹ 2割負担 施行前後の比較	
		70歳以上	70歳未満	27年8月 支給決定	28年3月 支給決定
現役並み所得※ ² (上位所得)	44,400円（世帯）	44,400円 (多数回該当)	140,100円（多数回該当）※ ³ 93,000円（多数回該当）※ ⁴	—	7.4億円
一般	37,200円（世帯）	44,400円	44,400円（多数回該当）	6.7億円	26.7億円
住民税非課税等	24,600円（世帯）	24,600円	24,600円（多数回該当）	128.7億円	147.9億円
年金収入80万円以下等	15,000円（個人）	15,000円	24,600円（多数回該当）		

一定以上所得者の負担
割合引上げに合わせ、
平成27年8月から新設

※¹ 年金収入とその他の所得の合計額が、単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上

※² 年収の合計額が、単身世帯で383万円以上、2人以上世帯で520万円以上

※³ 年収の合計額が、約1,160万円以上の場合

※⁴ 年収の合計額が、約770万円以上約1,160万円未満の場合

出所：厚生労働省「平成28年8月19日社会保障審議会介護保険部会提出資料」

【改革の方向性】（案）

- 平成27年8月の制度改革による一部2割負担導入の趣旨の徹底や医療保険との均衡の観点から、速やかに、高額療養費制度と同水準まで利用者負担の月額上限を引き上げるべき。また、高額療養費制度について70歳以上の月額上限が見直される場合には、見直し後の水準まで引き上げるべき。

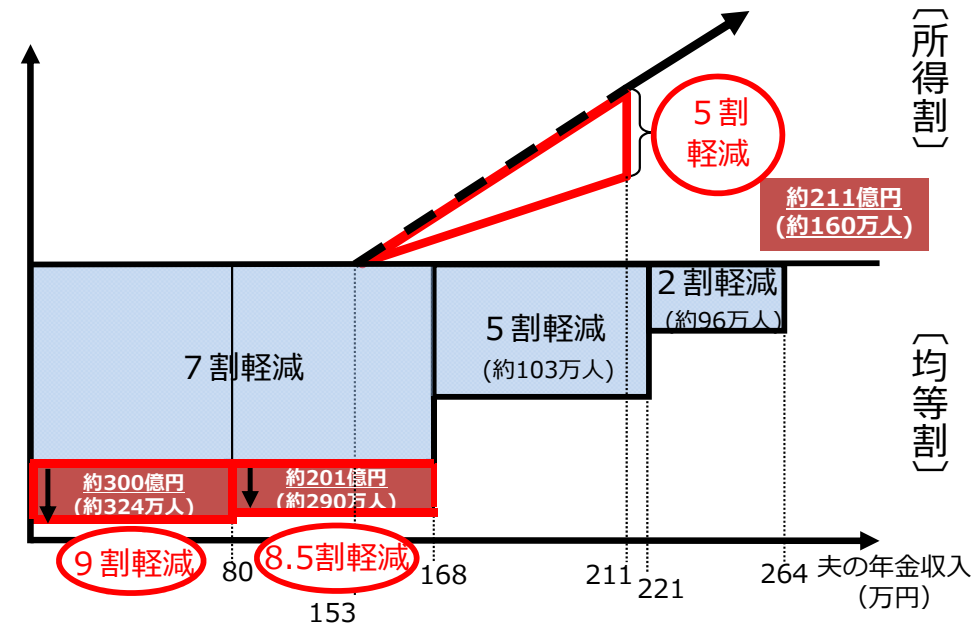
後期高齢者の保険料軽減特例の見直し(低所得者)

資料Ⅱ－１－４

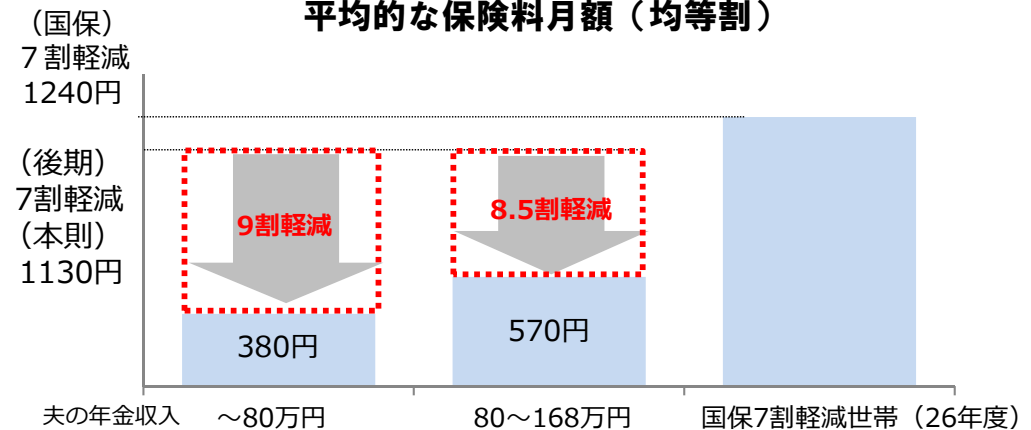
【論点】

- 後期高齢者医療制度においては、国民健康保険料と同様、低所得者に対して均等割を最大で7割軽減する仕組みがあるが、制度導入（平成20年度）時に、激変緩和の観点から、更なる軽減（最大9割）を予算措置（全額国費）で導入。この激変緩和措置は、その後現在まで9年間継続している（元被扶養者分とあわせ、合計約0.7兆円）。
- 後期高齢者医療制度は、急速な高齢者医療費の増加の中で、現役と高齢者の負担関係を明確化し、高齢者にも制度の担い手として、広く薄く保険料負担を求めることとしたもの。こうした制度趣旨をふまえれば、激変緩和措置をいつまでも継続することは適当ではない。
- 後期高齢者の給付費の約9割を公費及び現役からの保険料（後期高齢者拠出金）で賄っており、後期高齢者の保険料水準はもともと現役よりも低額。保険料軽減特例は、さらにその水準から保険料を軽減するものであり、現役との負担の公平性の観点から、速やかに見直す必要。
- 加えて「所得割の軽減」は、後期高齢者のみを対象に、賦課最低限を超える者を対象としており、また、所得が高いほど軽減額が大きくなるものであり、低所得者への負担軽減措置として非効率。さらに、特例の上限所得の前後で、保険料額支払い後の手取りが逆転するといった問題が生じている。

夫婦世帯における夫の例（妻の年金収入80万円以下の場合）



平均的な保険料月額（均等割）



(注) 夫婦世帯(妻の年金収入80万円以下)の場合。国保は、国民健康保険実態調査(平成26年度)における7割軽減世帯の一人当たり平均保険料算定額を基に応益分を推計。なお、均等割額は28/29年度の保険料額(26年度は1120円(本則7割軽減)、560円(8.5割軽減)、370円(9割軽減))

【改革の方向性】（案）

- 制度本来の趣旨を踏まえ、均等割の軽減特例については、速やかに本則の水準に戻すべき。また、所得割の軽減特例については、速やかに廃止すべき。

【論点】

- 後期高齢者医療制度においては、被用者保険の被扶養者であった者の激変緩和の観点から、制度上、加入後2年間は、所得水準に関わらず均等割を5割軽減し、所得割も賦課しないこととされている。

これに加え、後期高齢者医療制度導入（平成20年度）の際、さらなる激変緩和の観点から、制度加入後何年目であっても、均等割を9割軽減する特例が導入され、その後9年間、予算措置で継続（低所得者分とあわせ、合計約0.7兆円）。

- 元被扶養者に対する保険料軽減特例は、「75歳到達の前日に被扶養者であったこと」のみを基準として、その後何年たっても9割軽減の対象とするものであり、世帯の負担能力とは無関係の基準で負担が左右されるもの。

このため、

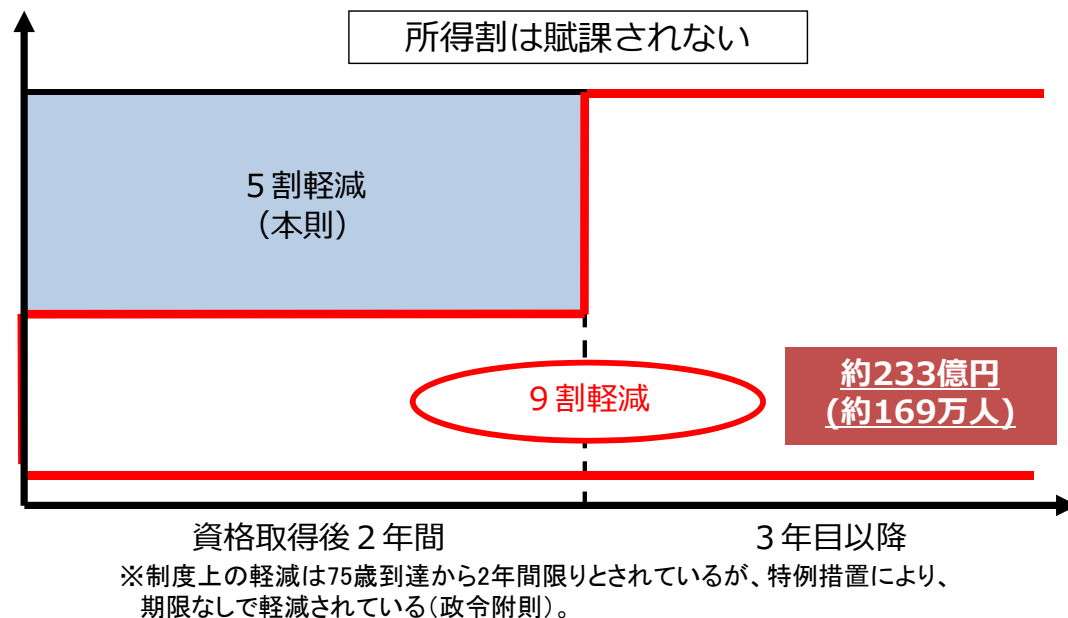
- ① 単身高齢者よりも被扶養高齢者の負担が軽い、
- ② 子の扶養に入った時期によって負担が大きく異なる
- ③ 扶養者と被扶養者のどちらが年上かで負担が大きく異なる

など著しく不合理な面がある。

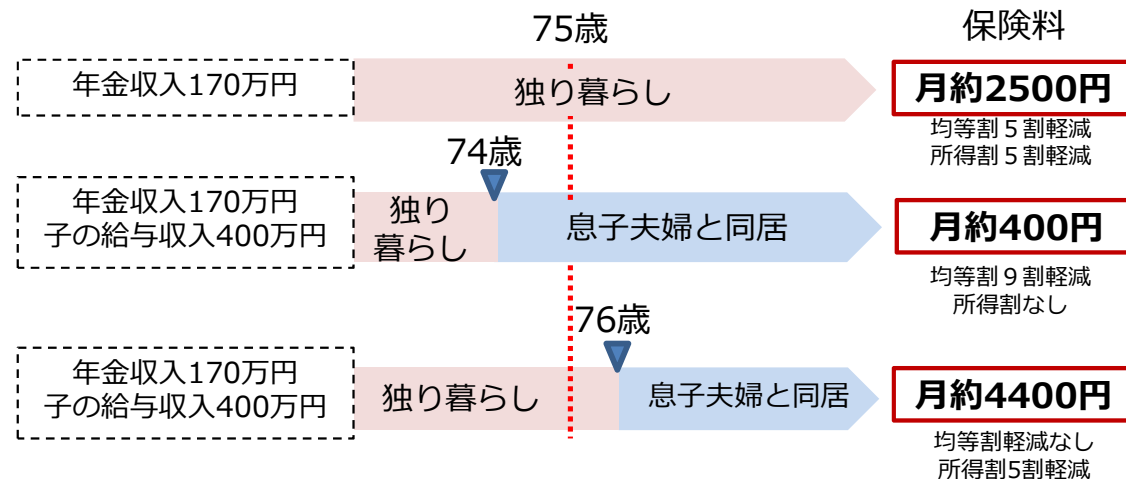
- 単身高齢者注をはじめ、保険料を支払う被保険者が毎年増加する中、元被扶養者のみこうした特例の対象となり続けることは、制度の公平性の観点から大きな問題。

(注)単身高齢者世帯数(75歳以上)は、2005年度:約209万世帯から2015年度:約351万世帯に増加(国民生活基礎調査)。

元被扶養者に対する軽減措置（均等割）



子供の扶養の有無・時期による保険料の差異

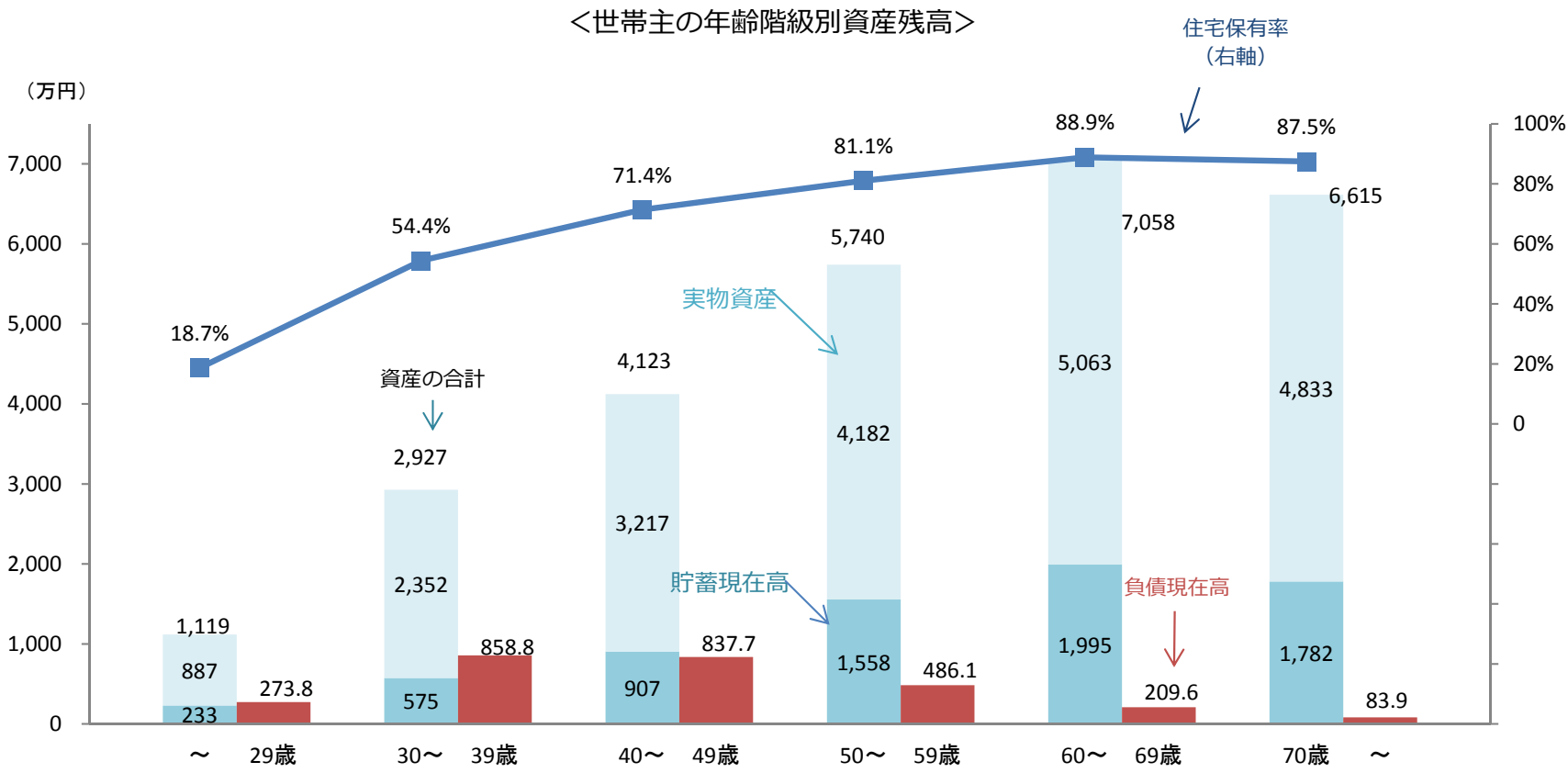


【改革の方向性】（案）

- 後期高齢者の保険料軽減特例（元被扶養者）については、負担の公平性を著しく損ねていることから、速やかに廃止すべき。

【論点】

- 高齢者は、現役と比べて、平均的に所得水準は低い一方で、貯蓄現在高は高い。しかし、（介護保険における補足給付を除き）高齢者の負担能力の判断に際し、預貯金等の金融資産は勘案されていない。
- 預金口座への任意付番・預金情報の照会を可能とする改正マイナンバー法が成立（公布日(H27.9.9)から３年以内に施行予定）。



(出所) 総務省 平成26年全国消費実態調査
(注) 総世帯。資産の合計は、実物資産と貯蓄現在高の合計。

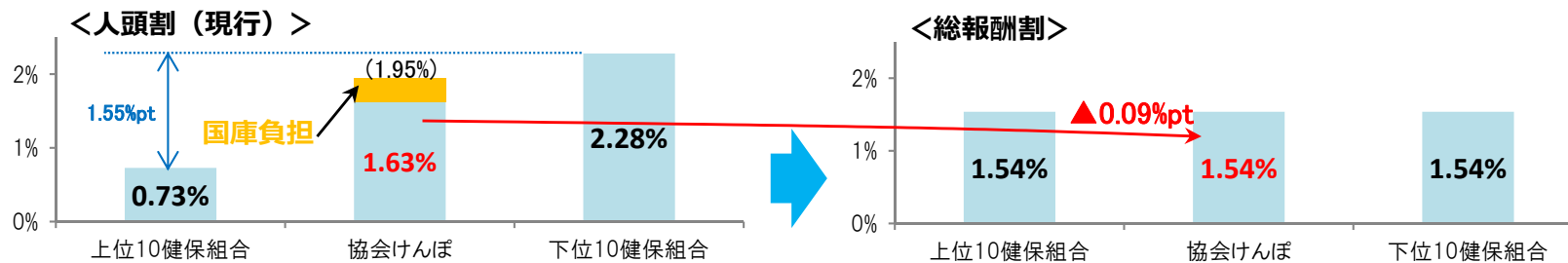
【改革の方向性】（案）

- まずは、現行制度の下での取組として、入院時生活療養費等の負担能力の判定に際しても、補足給付と同様の仕組みを適用すべき。
- さらに、医療保険・介護保険における負担の在り方全般について、マイナンバーを活用して、所得のみならず、金融資産の保有状況も勘案して負担能力を判定するための具体的な制度設計について検討を進めていくべき。

【論点】

- 現行制度では、医療保険者が徴収する第2号被保険者（40～64歳）の保険料（介護納付金）により介護給付費の28%分を賄うこととされているところ、各医療保険者の負担を決定する際、加入者数による人頭割が採用されており、負担能力（総報酬）に応じたものとなっていない。
- このため、同じ被用者保険者間でも、報酬額に占める第2号保険料の比率に大きな差が生じている。また、相対的に所得水準が低い被保険者が多い協会けんぽに対しては、介護納付金についても医療保険と同率（16.4%）の国庫補助が行われている。
- 仮に総報酬割が導入された場合、協会けんぽの被保険者の保険料負担は、国庫補助が行われている現行よりも減少し、負担が減少する被保険者数は、負担が増加する被保険者数を上回る見込み。

総報酬割導入による被用者1人当たり保険料負担率（第2号保険料/報酬額）の変化



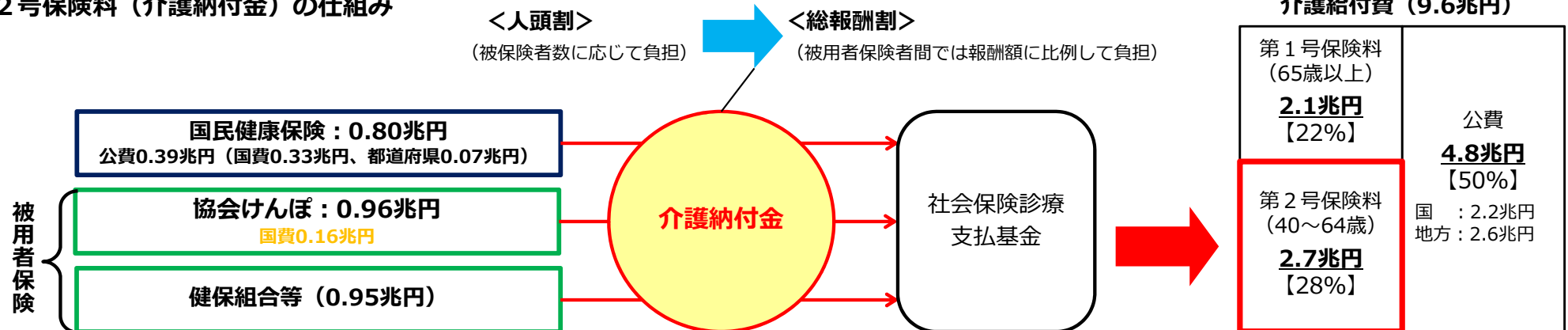
総報酬割導入による負担の増減（被保険者数）

負担増	1, 272万人
負担減	1, 653万人 〔うち協会けんぽ 1,437万人〕

（注）平成26年度決算見込みデータに基づく試算

出所：厚生労働省「平成28年8月19日社会保障審議会介護保険部会提出資料」

第2号保険料（介護納付金）の仕組み



（注）金額は平成28年度予算ベース

【改革の方向性】（案）

- 介護納付金については、所得に応じた公平な負担とするため、速やかに総報酬割へ移行すべき。

【論点】

○ 入院時の生活療養費について、療養病床のうち65歳以上の医療区分Ⅰに該当する患者（一般所得）以外については自己負担がない。

○ 「地域完結型」の医療に向け、病状に見合った医療・介護・在宅療養等の切れ目ない提供体制が求められる中、どの施設等であっても公平な光熱水費負担を求めていく必要。

※ 生活療養費は一日当たりで定められ、長期療養者も日数に応じて負担している中、公平性の観点から、より短期間の入院者についても、日数に応じた負担を求めるべき。

（参考）27年度医療保険制度改革において、在宅療養でも負担する費用として、食材費相当額に加え、調理費相当額の負担を求める見直しを実施。

在宅療養	65歳以上医療区分Ⅰ の療養病床 （一般所得）	一般病床 医療区分Ⅱ・Ⅲ の療養病床 （一般所得）	介護保険施設 （老健・療養病床（多床室）） 補足給付における 基準費用額	介護保険施設 （特養（多床室）） 補足給付における 基準費用額
1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり	1日当たり
急性期から在宅医療・介護まで切れ目ない提供体制を目指す				
居住費 （光熱水費） 約370円 （注）	居住費 （光熱水費） 320円	居住費 0円	居住費 （光熱水費） 370円	居住費 光熱水費 室料 840円
食費（食材費・調理費）については、在宅療養でも負担する費用として、施設によらずに1,380円/日を負担。				

（注）平成25年家計調査（高齢者のいる世帯）：約370円（11,215円/月）

【改革の方向性】（案）

○ 入院時生活療養費について、在宅療養等との公平性を確保する観点から、難病患者・小児慢性特定疾患患者等を除く全ての病床について、居住費（光熱水費相当）の負担を求めていくべき。

【論点】

- 高額・有用な医薬品など「医療の高度化」を公的保険に取り込みつつ、制度の持続可能性を確保していく観点から、小さなリスク（少額の負担）には自ら対応すること（セルフメディケーション）が重要。
現状では、市販品と同一の有効成分の薬でも、医療機関で処方されれば、より低い自己負担で購入が可能であるため、風邪や腰痛などを市販薬で治す方が、すぐに医療機関を受診するよりも経済的な負担が大きい。
- 今年度からスイッチOTCの購入費用に係る税制措置が創設されたが、こうした医療用医薬品の負担のあり方についてもあわせて見直す必要があるのではないかと。
＜セルフメディケーション税制＞※厚生労働省要望により創設
特定健診等を受診する者がスイッチOTC医薬品（※）を購入した場合、年間1.2万円を超える額を所得控除可能（上限あり）。
※ スイッチOTCであるかぜ薬、胃腸薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬（湿布）など、合計1,500種類以上の医薬品が指定。
- OTC医薬品のなかでも、例えば、第2類・第3類医薬品となっているものは、副作用等のリスクが大きいこと等から、販売方法への制限も緩やかであり、セルフメディケーションにより対応がより推進されるべきもの。
こうしたOTC医薬品と類似の医療用医薬品の医療保険における取扱いについて、OTC医薬品を購入した場合との負担のバランスも含め見直すべき。

◆ 市販品（OTC医薬品）と医療用医薬品の比較

薬局 OTC医薬品		医療機関 医療用医薬品			
銘柄	価格	銘柄	薬価	3割負担 （現役）	1割負担 （高齢者）
湿布A（第2類）	980円	湿布AA	120円	36円	12円
うがい薬B（第3類）	626円	うがい薬BB	160円	48円	16円
漢方薬C（第2類）	1,296円	漢方薬CC	170円	51円	17円
目薬D（第2類）	1,317円	目薬DD	1,330円	399円	133円
胃薬E（第1類）	1,706円	胃薬EE	300円	90円	30円

※1 各区分における市販品と医療用医薬品は、いずれも同一の有効成分を含んでいる。ただし、同一の有効成分を含んでいる市販薬であっても、医療用医薬品の効能・効果や用法・用量が異なる場合があることには留意が必要。

※2 市販品の価格は、メーカー希望小売価格。

※3 医療用医薬品の価格については市販品と同じ数量について、病院・診療所で処方箋を発行してもらい、薬局で購入した場合の価格であり、別途再診料、処方料、調剤料等がかかる。C

セルフメディケーションによる使用のための医薬品の薬事審査ガイドライン（仮訳/抜粋）
（WHO 2000）

セルフメディケーションが保健医療システムにおいて重要な位置を占めることが幅広く認識されるようになってきた。

こうした見方の背景には、個人は自分自身の健康を維持する責任があるという考え方や、軽微な疾病に対する専門的治療がしばしば不必要であるとの認識がある。

	医療用医薬品	第1類医薬品	第2・3類医薬品
対応者	薬剤師 医師の処方必要	薬剤師	薬剤師/登録販売者
販売方法	対面	対面／ネット※	対面／ネット※
情報提供	義務	義務	2類は努力義務

※ OTC医薬品のうちスイッチ直後品目は要指導医薬品として対面販売の対象（原則3年で一般用医薬品に移行）

【改革の方向性】（案）

- 例えば第2類・第3類となっているものなど、長らく市販品として定着しているOTC医薬品に類似する医療用医薬品は、①保険給付の対象から外すこととするか、②保険給付として残すのであれば、OTC医薬品を購入した場合との負担のバランスの観点から、一定の追加的な自己負担を求めることとすべき。あわせて、医療用医薬品のうち安全性など一定の要件を満たすものは自動的に市販品として販売可能となるよう、スイッチOTC化のルールを明確化すべき。

- フランスでは、医薬品の治療上の貢献度・有用性に応じ、段階的な自己負担割合（保険償還率）が設定されているほか、ドイツと同様、参照価格（償還限度額）制度が採用されている。また、スウェーデン等においては、医薬品の種類にかかわらず、一定額以下は全額自己負担とされているなど、相応の自己負担を求める枠組みが採用されている。
- 我が国においても、公的保険給付の範囲の見直しや薬剤の適正使用の観点等から、諸外国の制度も踏まえ、医薬品に係る保険給付の在り方を見直し、全体として保険償還率を引き下げることを検討すべきではないか。

【薬剤に係る自己負担についての国際比較】

	制度類型	薬剤に係る自己負担	（参考）国民負担率
日本	社会保険方式 ※ 1	・ 原則 3 割 （義務教育就学前：2 割、70～74歳：2 割、75歳以上：1 割）	43.4% （2015年度）
ドイツ	社会保険方式 ※ 2	・ 10%定率負担（各薬剤につき上限10ユーロ、下限5ユーロ） （注）参照価格（償還限度額）が設定された医薬品の場合は、限度額を超えた額は自己負担	52.2% （2012年）
フランス	社会保険方式 ※ 1	・ 以下を加重平均した自己負担率：34% - 抗がん剤等の代替薬のない高額な医薬品：0% - 一般薬剤：35% - 胃薬等：70% - 有用度の低いと判断された薬剤：85% - ビタミン剤や強壮剤：100% （注）参照価格（償還限度額）が設定された医薬品の場合は、限度額を超えた額は自己負担	65.7% （2012年）
スウェーデン	税方式 ※ 3	・ 900クローナまでは全額自己負担、より高額な薬剤についても一定の自己負担割合を設定 （注）上限は年間2,200クローナ	56.1% （2012年）
イギリス	税方式 ※ 3	・ 処方 1 件：8.05ポンド（高齢者、低所得者、妊婦等については免除あり）	46.7% （2012年）
アメリカ	社会保険方式 ※ 4	・ 保険の種類や契約内容等に応じ相違 （注）メディケア（任意加入）の場合 - 310ドルまでは全額自己負担、より高額な薬剤についても一定の自己負担割合を設定	31.1% （2012年）

（※ 1）国民皆保険 （※ 2）国民の約87%が加入 （※ 3）全居住者を対象

（※ 4）65歳以上の高齢者及び障害者等を対象とするメディケアと一定の条件を満たす低所得者を対象とするメディケイド

（出所）厚生労働省「医療保障制度に関する国際関係資料について」「第47回社会保障審議会医療保険部会資料」、医療経済研究機構「薬剤使用状況等に関する調査研究報告書」等より作成

介護保険における利用者負担の在り方

資料Ⅱ－１－１１

【論点】

- 介護保険の利用者負担割合は、介護の必要度にかかわらず、原則 1 割とされている。
- 平成12年4月の介護保険制度の施行時は、医療保険における70歳以上の自己負担は定額制（入院：1,200円/日、外来：530円/日）であったが、現在、70～74歳は段階的に2割負担に移行しており、70歳以上の現役並み所得者は3割負担となっている。
- 軽度者（要介護2以下）は、中重度者（要介護3以上）と比較して、サービス受給者1人当たりの利用者負担額は小さいが、近年の費用額の伸び率は高くなっている。
- こうした中で、介護保険サービスを利用していない被保険者も負担する保険料は、制度創設以来、上昇が続いている。

介護保険：利用者負担割合

原則	一定以上所得※1
1 割	2 割

医療保険：自己負担割合

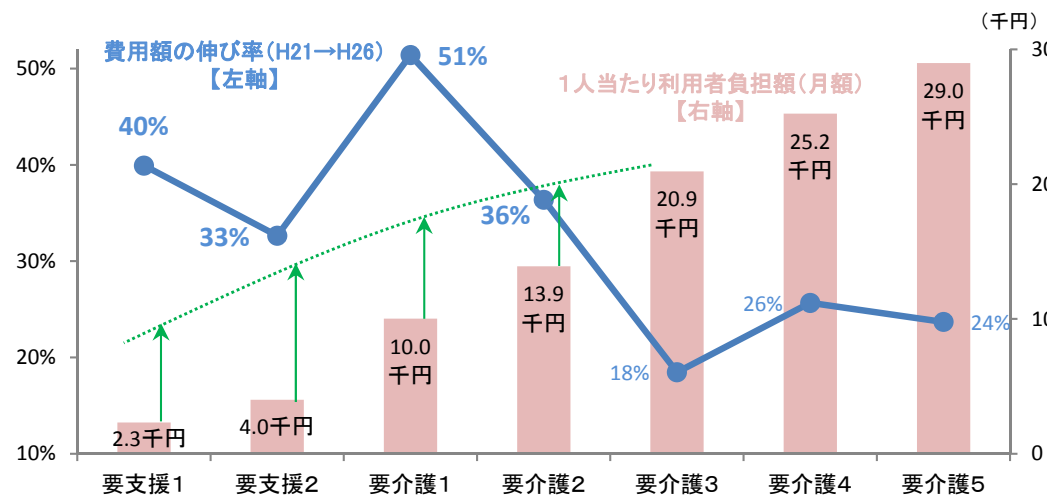
	原則	現役並み所得※2
75歳以上	1 割	3 割
70～74歳	2 割※3	3 割
70歳未満	3 割（義務教育就学前は2割）	

※1 年金収入とその他の所得の合計額が、単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上

※2 年収の合計額が、単身世帯で383万円以上、2人以上世帯で520万円以上

※3 平成26年4月以降に70歳となる者から段階的に2割、その他の者は1割

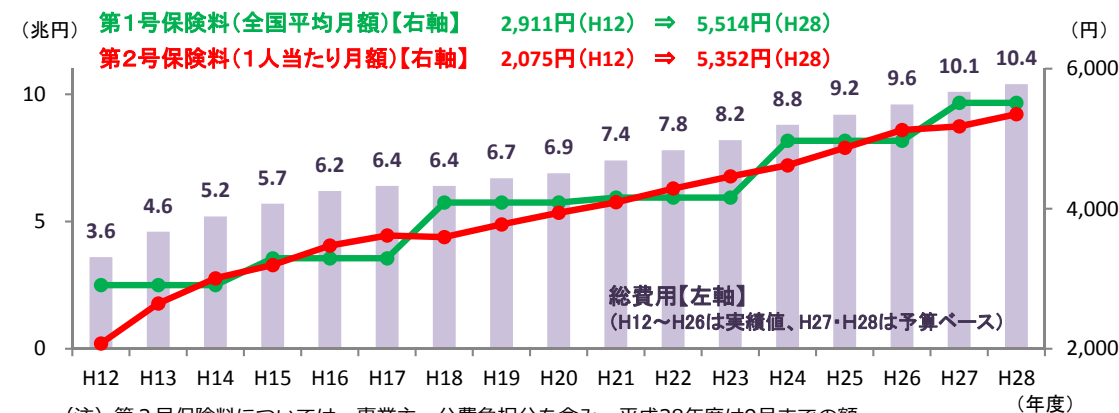
費用額の伸び率とサービス受給者1人当たり利用者負担額（月額）



(注) 費用額に補足給付は含まない。サービス受給者1人当たり利用者負担額（月額）は平成28年4月審査分。

出所：厚生労働省「介護保険事業状況報告」、「平成27年度介護給付費等実態調査」

介護保険の総費用と保険料の推移



(注) 第2号保険料については、事業主・公費負担分を含み、平成28年度は9月までの額。

出所：厚生労働省「介護保険事業状況報告」、「平成28年8月19日社会保障審議会介護保険部会提出資料」

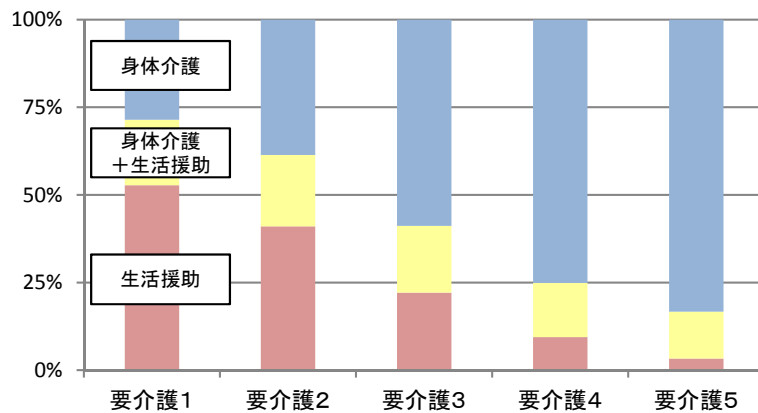
【改革の方向性】（案）

- 介護保険制度を取り巻く以下のような状況を踏まえ、軽度者が支払う利用者負担額が、中重度者が支払う利用者負担額と均衡する程度まで、要介護区分ごとに、軽度者の利用者負担割合を引き上げるべき。
 - ・ 1人当たり利用者負担額が高く、「共助」の必要性がより高い中重度者への給付を安定的に続けていく必要があること。
 - ・ 近年、軽度者に対する費用額の伸び率が高くなっている中で、更なる保険料上昇を可能な限り抑制していく必要があること。
 - ・ 制度創設時と異なり、現在は、医療保険においても、70歳以上の高齢者に一部2～3割負担を求めていること。
 - ・ 負担能力を超えた過大な負担とならないようするための高額介護サービス費制度が存在すること。

【論点】

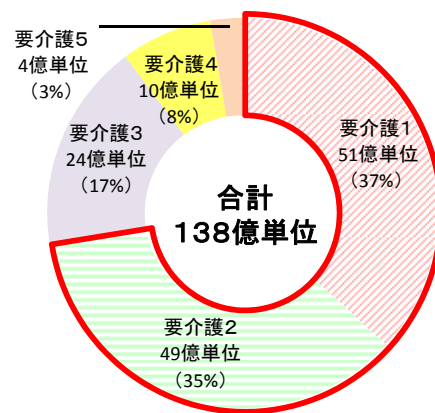
- 訪問介護は「身体介護」と「生活援助」に分類されるところ、生活援助のみの利用回数の比率は、要介護5は3%程度であるが、軽度者（要介護1・2）は40%超～50%超となっており、基本報酬の実績でも、軽度者が全体の70%超を占めている。
(注)「身体介護」：食事、排泄、入浴等。「生活援助」：掃除、洗濯、買い物、調理等
- 生活援助のみの1回当たり利用者負担額は、20分以上45分未満で1割負担の場合、平均187円程度（各種加算込み）であり、民間家事代行サービスを利用する場合、安くても1時間925円（交通費別）であることに比べ、著しく割安となっている。

訪問介護のサービス種類別構成比
(平成27年度回数ベース)



出所：厚生労働省「平成27年度介護給付費等実態調査」

生活援助のみの基本報酬
(平成27年度実績)



出所：厚生労働省「平成27年度介護給付費等実態調査」

民間家事代行サービス価格との比較

生活援助（25分以上45分未満）	平均1,874円（各種加算込み） ⇒ 1割負担で約187円 ※1単位 = 10円換算
民間家事代行サービス（1時間）	平均2,496円（交通費別）
最高値（個人事業主）	3,996円（交通費別）
最安値（生活協同組合）	925円（交通費別）

(注) 民間家事代行サービスの価格は、全国の112事業者の価格（平日・日中）を地方財務局において調査。1回のみの利用よりも割安となる定期プラン等がある場合には、当該定期プラン等における価格を採用。

出所：厚生労働省「介護保険総合データベース（平成27年10月審査分）」

- 介護保険制度創設時の議論では、生活援助を保険給付の対象とすることについて、以下のような慎重論もあった中で、老人保健福祉審議会介護給付分科会報告（平成7月12月13日）において「基本的には、要介護状態の積極的な予防や自立した生活への支援につながるような形で介護給付の対象とすることが考えられる」とされた。
 - ・「コックとメイドは多い方がいい」という諺のように、家事援助も無制限に求められるようでは困ったことになる。
 - ・介護が必要な人は家事援助も不可欠であり介護保険で見えるべきであるが、介護を伴わない家事援助は介護保険の範囲に入れる必要はないのではないか。
- その後も、生活援助に関しては、関係審議会等において、以下のような指摘がなされている。
 - ・高齢者になったので車に乗れなくなったので買い物を代わりに代行してあげる。公的なサービスとして行われているんですが、まさにそれは自立支援を阻害するということではないか。
 - ・軽度者支援について、各施策が自立支援や重症化予防にどの程度役に立っているのか、データとしてきちんと把握することが重要（中略）要介護度が低い方が生活援助を利用するケースが多いというデータが出ているのですけれども、これが本当に重症化予防につながっているのかという部分。

出所：介護保険制度史研究会編著「介護保険制度史－基本構想から法施行まで－」2016、厚生労働省社会保障審議会（介護保険部会・介護給付費分科会）議事録

【改革の方向性】（案）

- 軽度者に対する生活援助については、介護保険の適用事業者に限らず、多様な主体が、利用者のニーズに柔軟に対応してサービスを提供していくことも可能と考えられることから、地域支援事業に移行すべき。
- また、移行の前提として、以下の見直しを行い、制度趣旨に沿った適正利用を徹底すべき。
 - ・ 民間家事代行サービスの利用者との公平性や中重度者への給付の重点化の観点から、保険給付の割合を大幅に引き下げる。
 - ・ 生活援助により、どのように重度化の防止や自立支援につながるのかをケアプランに明記することを義務付ける。

【論点】

- 福祉用具貸与については、貸与事業者が設定した価格を基準として、その9割（又は8割）が保険給付の対象となる。したがって、介護報酬改定の影響を受けることはなく、貸与価格の適正化は、市場競争に委ねられている（特定福祉用具販売、住宅改修も同様）。他方、実際の貸与価格は、一般に、貸与事業者が、貸与品の本体価格のほか、搬出入や保守点検等に係る費用も勘案した上で包括的に設定している。
- 福祉用具貸与の実態を調査すると、1か月（30日）当たり貸与額について、要支援1・2を中心に大きな地域差がある。また、全く同一製品でも、平均価格を大きく超える高価格で取引されている例がある。

同一製品の貸与価格（月額）の分布

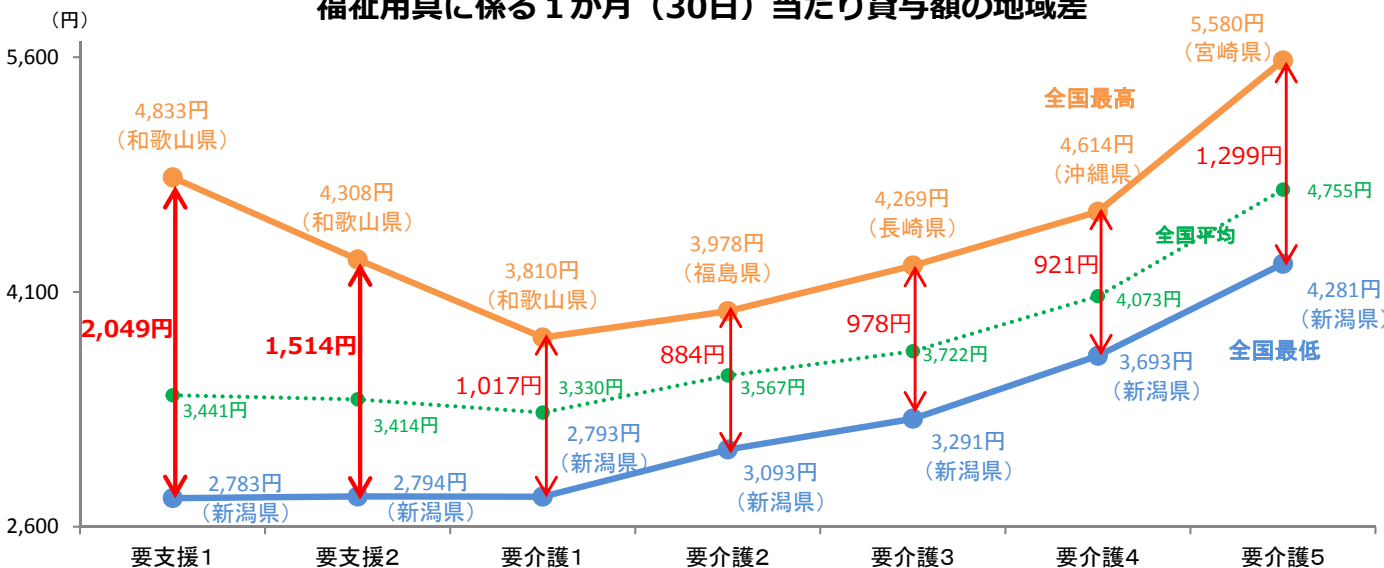
最高価格／平均価格	品目数
2倍未満	3品目
2倍以上6倍未満	28品目
6倍以上10倍未満	4品目
10倍以上	3品目

3品目

種目	平均価格	最高価格	販売価格
スロープ	597円	7,180円	5千円程度
手すり	1,741円	20,000円	5万円程度
特殊寝台	8,803円	100,000円	18万円程度

出所：「介護保険総合データベース（平成27年3月審査分）」から抽出した38の製品に係る給付データを基に財務省作成

福祉用具に係る1か月（30日）当たり貸与額の地域差



出所：厚生労働省「平成27年度介護給付費等実態調査」

【改革の方向性】（案）

- 適正な価格・サービス競争の促進、不合理な地域差の是正、中重度者への給付の重点化の観点から、以下の取組により、福祉用具貸与の仕組みを抜本的に見直すべき（特定福祉用具販売、住宅改修についても、同様の考え方にに基づき見直すべき）。
 - ・ 貸与品の希望小売価格や耐用年数等を考慮して算定される合理的な貸与価格と、搬出入や保守点検等の附帯サービス価格を明確に区分することを義務付け、価格形成についての利用者・保険者への情報開示を進める。
 - ・ 保険給付の対象を、貸与種目ごとに定める標準的な貸与価格と真に有効・必要な附帯サービス価格に限定する。
 - ・ 要介護区分ごとに標準的な貸与対象品目を定め、その範囲内で貸与品を決定する仕組みを導入する。
 - ・ 軽度者（要介護2以下）に対する保険給付の割合を大幅に引き下げる。

【論点】

- 近年の費用額の伸びについて、サービス種類別の寄与度を見ると、政策的に推進してきた地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等）を超えて、通所介護の費用額の増加が顕著。また、通所介護については、費用額の約6割が軽度者（要介護1・2）に対するものとなっており、事業所数では、特に小規模型通所介護※1が増加。

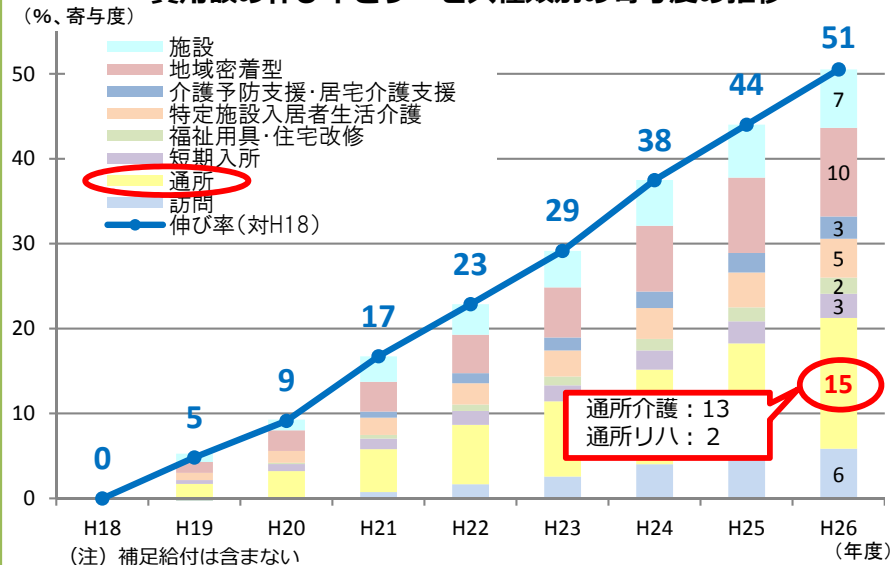
※1 平成28年4月以降は、地域密着型（利用定員18人以下）や大規模型・通常規模型のサテライト型等へ移行（約85%が介護報酬が踏襲される地域密着型へ移行）。

- 小規模型は、サービス提供1回当たりの管理的経費が高いことが考慮され、他の類型より基本報酬が高く設定されている。このため、小規模型は、個別機能訓練加算※2を取得している事業所の比率は他の類型より低いものの、サービス提供1回当たりの単位数は最も高くなっている。

※2 個別機能訓練加算（Ⅰ）46単位/日：生活意欲が増進されるよう、利用者による訓練項目の選択を援助。身体機能への働きかけを中心に行うもの。

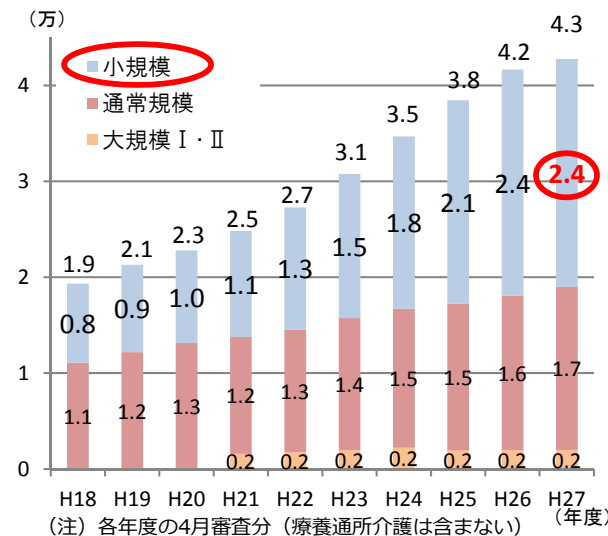
個別機能訓練加算（Ⅱ）56単位/日：生活機能の維持・向上に関する目標（1人で入浴できるようになりたい等）を設定。生活機能にバランスよく働きかけるもの。

費用額の伸び率とサービス種類別の寄与度の推移



出所：厚生労働省「介護保険事業状況報告」

通所介護の介護報酬請求事業所数



出所：厚生労働省「介護給付費(等)実態調査」

通所介護の事業所規模別比較

	1回当たり 単位数 (平成27年度)	個別機能訓練加算 取得事業所率※3	
		加算Ⅰ	加算Ⅱ
小規模	783単位	12.7%	26.7%
通常規模	754単位	22.2%	32.7%
大規模Ⅰ	763単位	40.3%	41.3%
大規模Ⅱ	735単位	55.8%	42.5%

※3 「介護保険総合データベース（平成27年10月審査分）」から抽出した給付データを基に、同月中に1回でも加算を取得している事業所は、「加算取得事業所」と計上。

出所：厚生労働省「平成27年度介護給付費等実態調査」、
「介護保険総合データベース（平成27年10月審査分）」

【改革の方向性】（案）

- 軽度者に対する通所介護など、介護保険の適用事業者に限らず、多様な主体が、利用者のニーズに柔軟に対応して必要な支援を行っていくことも可能と考えられるサービスについては、中重度者への給付の重点化や地域の実情に応じた効率的なサービス提供の観点から、地域支援事業に移行すべき。
- また、移行の前提として、機能訓練がほとんど行われていないなど、サービスの実態が、重度化の防止や自立支援ではなく、利用者の居場所づくりにとどまっていると認められる場合には、減算措置も含めた介護報酬の適正化を図るべき。

【論点】

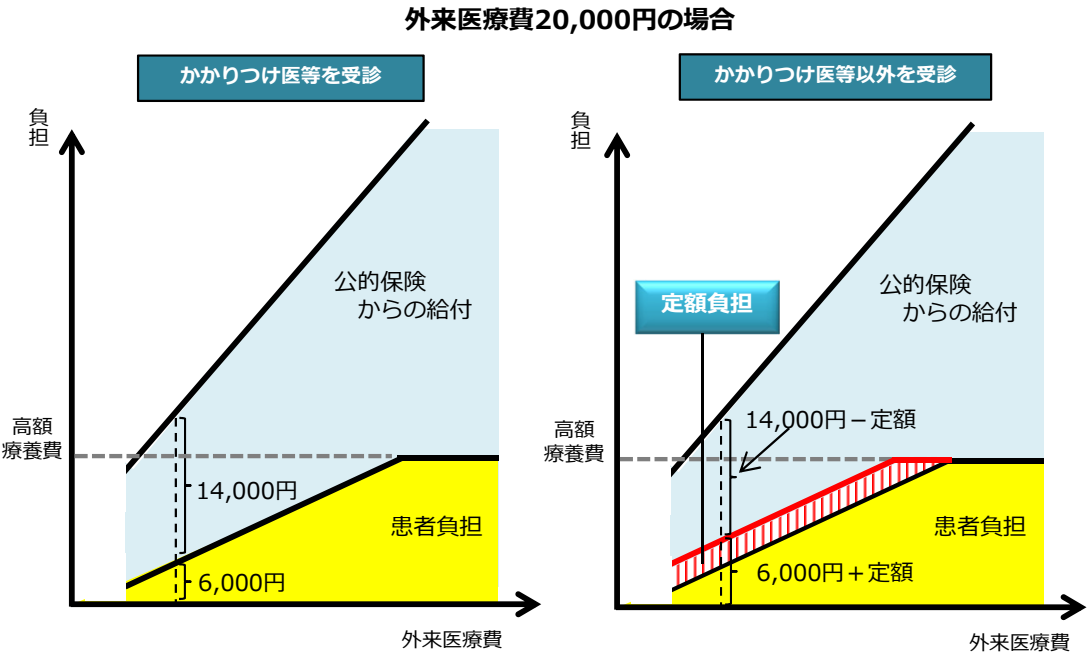
- 26年度診療報酬改定で創設された地域包括診療料の算定は広がらず、「かかりつけ医」の普及や外来の機能分化は十分に進展していない。
- 諸外国と比較して、我が国の外来受診頻度は高く、多くは少額受診。限られた医療資源の中で医療保険制度を維持していく観点からも、比較的軽微な受診について一定の追加負担は必要なのではないか。

＜制度のイメージ＞

- ① 他の医療機関を含めた受診状況等の把握、必要に応じた専門医療機関の紹介・連携、継続的かつ全人的な医療の提供※1など、一定の要件を満たす診療所等※2について、患者が「かかりつけ医」として指定（保険者に登録）。
- ※1 総合診療医の養成・定着が進むまでの経過措置として、耳鼻科や眼科など特定の診療科については、予め「かかりつけ医」と相談のうえ指定する他の医療機関での診療を可能とする（定額負担も免除）。
- ※2 特定疾病の有無・年齢要件は問わず、24時間対応等も求めないなど、診療報酬で評価される地域包括診療料等とは異なり、「かかりつけ医」の要件は緩やかに設定。
- ② この「かかりつけ医」以外の医療機関を、紹介状なしで受診する場合には、定額を負担（高額療養費の対象）。その際、他の診療所を受診した場合には低額とし、病院を受診した場合には、病院の規模に応じて、より高額を負担を求める（外来患者が増えると病院の収入が増える「選定療養の義務化」の仕組みも、あわせて見直し）。

	かかりつけ医	他の診療所	病院
定額負担	なし	日常負担できる低額 （一部経過措置あり）	規模に応じて設定 （大規模病院ほど高額）

外来医療費 = 初診料（2,820円）+ 検査 + 画像診断 + 処置 + 薬剤（処方費、医薬品費）



小児科かかりつけ診療料（抜粋）

「小児かかりつけ診療料は、かかりつけ医として、患者の同意を得た上で、緊急時や明らかに専門外の場合を除き継続的かつ全人的な医療を行うことについて評価したものであり、原則として1人の患者につき1か所の保険医療機関が算定する。」

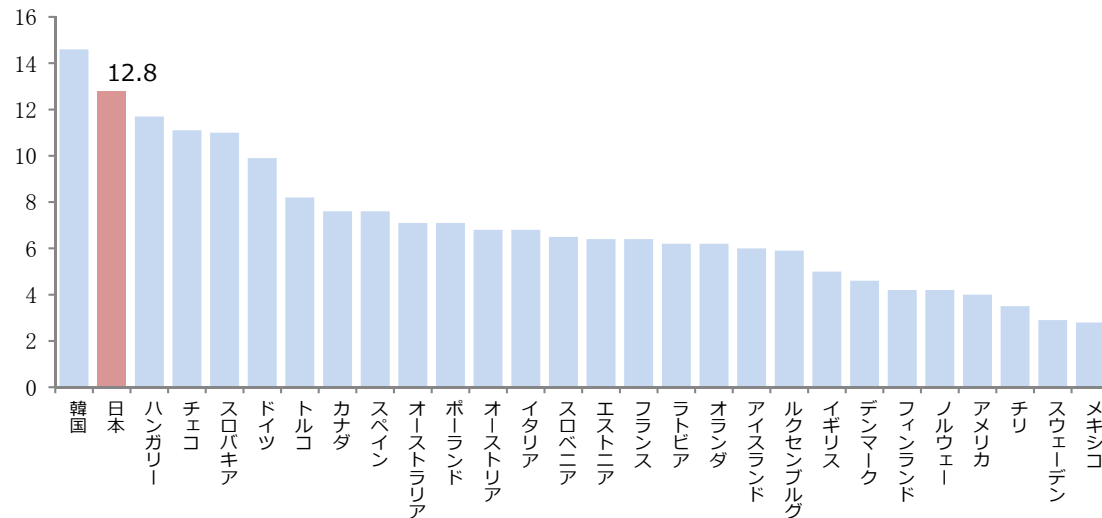
「小児かかりつけ診療料の算定に当たっては、以下の指導等を行う。（中略）
（イ）他の保険医療機関と連携の上、患者が受診している医療機関を全て把握するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行う。
（ウ）患者について、健康診査の受診状況及び受診結果を把握するとともに、発達段階に応じた助言・指導を行い、保護者からの健康相談に応じる。」

（出所）診療報酬点数表

【改革の方向性】（案）

- 「かかりつけ医」を普及させつつ、外来の機能分化を進めていくため、一定の要件を満たす「かかりつけ医」以外を受診した場合の受診時定額負担（診療所は低額とし、病院は規模に応じてより高額を設定）を導入すべき。

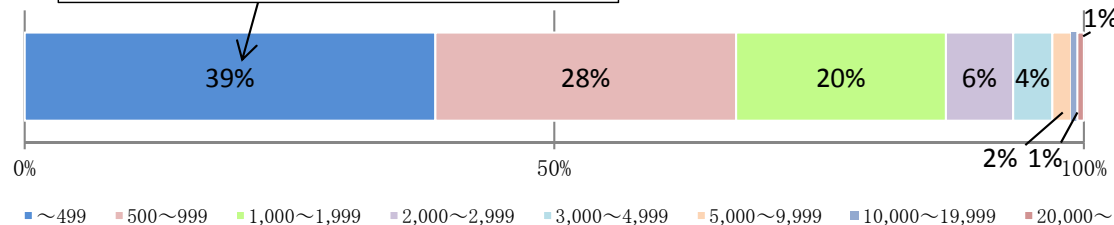
◆ 一人あたり年間外来受診回数(医科)の国際比較(2013年)



(注) イギリスは2009年、アメリカは2010年のデータ (出所) OECD Health Data 2015, OECD Stat Extracts

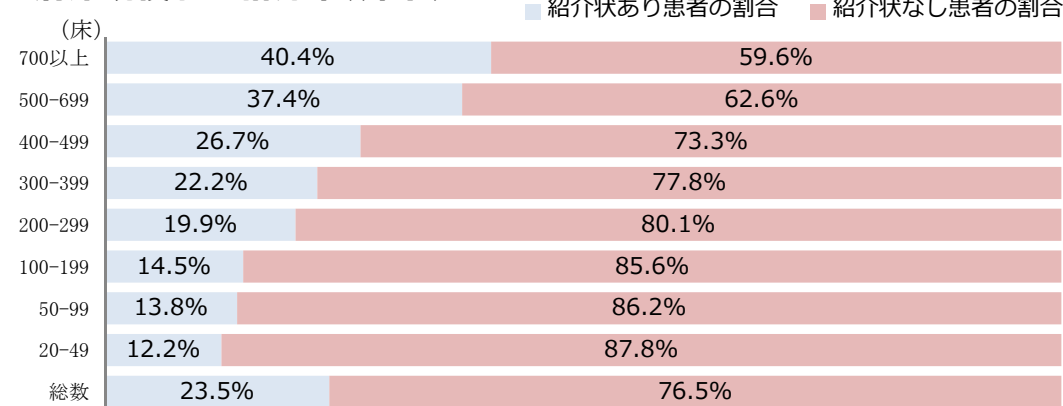
◆ 外来医療費の1件当たり診療報酬点数の分布

1件当たり医療費5千円未満が約4割



(出所) 平成26年医療給付実態調査を基に作成

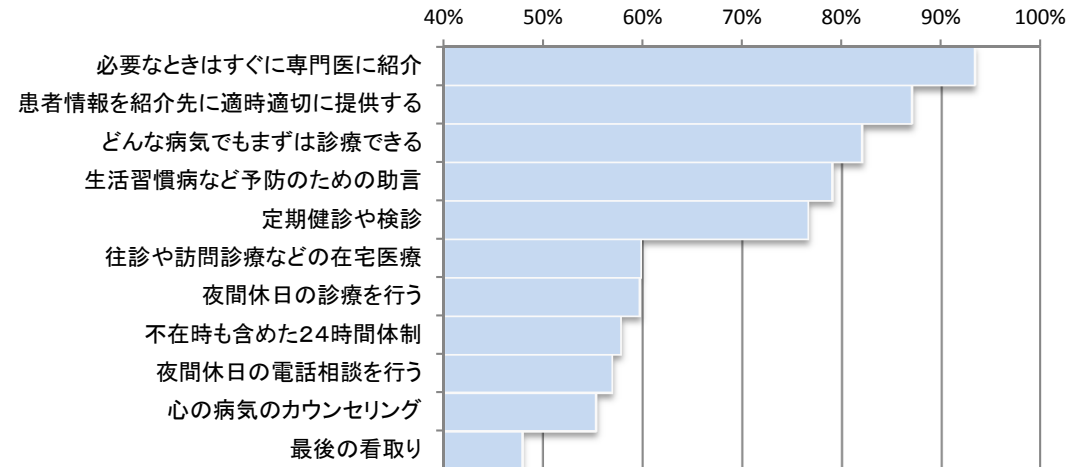
◆ 病床規模別の紹介率(外来)



(出所) 平成26年患者調査を基に作成

◆ かかりつけ医に望む事項

Q あなたは、かかりつけ医にどのような医療や体制を望んでいますか

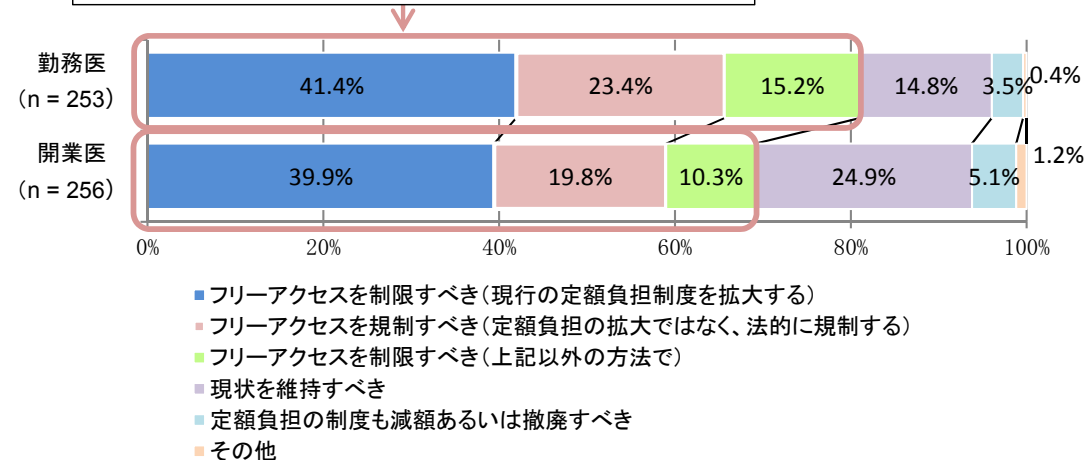


(出所)「第5回 日本の医療に関する意識調査」
(平成27年1月28日 日本医師会総合政策研究機構)

◆ フリーアクセスは制限すべきか？

Q この4月から、特定機能病院と、一般病床500床以上の地域医療支援病院では、紹介状なしの初診の際は5000円以上の定額負担が義務化されました(以下、定額負担制度)。これまで、日本の医療ではフリーアクセスが基本になってきましたが、医療費抑制のためにかかりつけ医制度を促進し、フリーアクセスを制限すべきとの意見も聞かれるようになりました。今後、医療へのアクセスについて、先生はどのように考えますか。

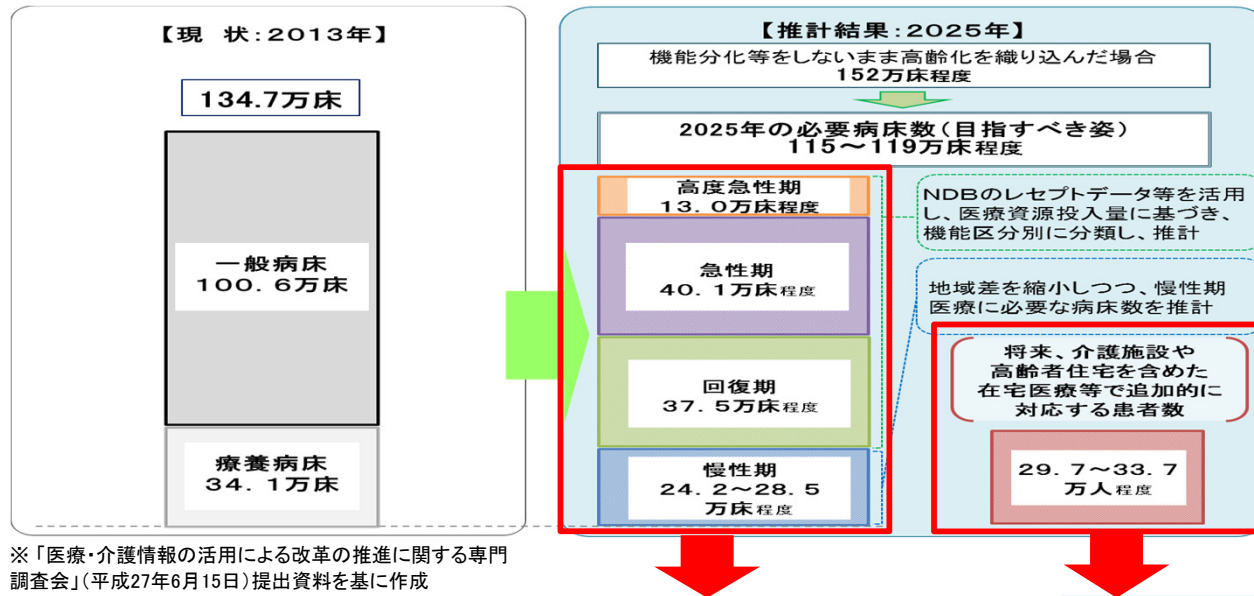
勤務医の8割強、開業医の7割が「何らかのフリーアクセス制限が必要」との考え方を支持



(出所) 2016年8月6日 m3.com「医療維新」より

◆地域医療構想（各都道府県で今年度中に策定）

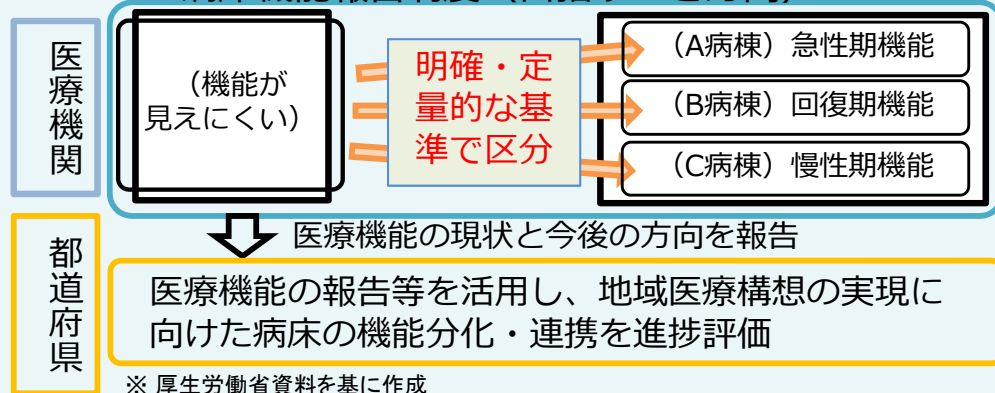
2025年の必要病床数（あるべき病床数）の推計結果について



- 地域医療構想を今年度中に策定した上で、その実現に向けた進捗のチェックが必要であるが、現在の病床機能報告制度では、病床機能を選択する際の判断基準が定性的。各医療機関による報告内容は客観性に乏しいため、進捗のチェックが困難。
- 今年度から、レセプトに病棟コードが付記され、病床機能報告における病棟ごとの診療内容がひも付くことになる。このデータの分析により、地域医療構想における病床の4機能ごとの定量的な基準も設定可能。
- また、在宅医療等により対応する患者（追加的に30万人程度）について、各地域において、在宅医療や介護施設、高齢者住宅など、受け皿の見通しを立てたうえで、必要な整備を進める必要。

◆進捗をチェックできる仕組み

病床機能報告制度（目指すべき方向）



◆在宅医療等の体制整備

在宅医療等の患者への対応のため、医療・介護を通じた受け皿（施設等）ごとの整備方針等について、「協議の場」等を活用しつつ、都道府県・市町村において調整・検討 → 医療介護総合確保方針（都道府県計画）に反映

第7次医療計画

- ・在宅医療の目標
- ・基準病床数

第7期介護保険事業（支援）計画

介護サービス量の見込み

第3期医療費適正化計画

医療費の目標に反映※

※医療費適正化計画の基本方針には、現時点では在宅医療等にかかる医療費の推計方法が示されていない。

【改革の方向性】（案）

- 今年度末までに、全都道府県において地域医療構想を策定した上で、その実現に向けて、
 - ① 病棟ごとの診療行為について分析を行い、地域医療構想の病床機能ごとの定量的な基準を次期病床機能報告時までに明確化した上で、KPIに沿って進捗管理を行うべき。
 - ② 地域医療構想を踏まえた在宅医療の受け皿のあり方について、都道府県・市町村において検討を進め、今後策定される医療・介護に係る諸計画について、これと整合的なものとすべき。

【論点】

- 地域医療介護総合確保基金（27年度予算：公費904億円（医療分））については、特に急務の課題である、地域医療構想の実現に向けた病床の機能分化を推進するため、「骨太の方針2015」等において、「病床の機能分化・連携」に重点的配分を行う方針が定められている。
- 「病床機能分化・連携」への交付額は徐々に増加しているが、この中には、I C Tに係る基盤整備など様々な事業が含まれ、地域医療構想の実現に向けた「病床の機能分化・連携」に直接資する施設整備に充てられたものは一部にとどまる。
- 具体的な事業の執行状況を明らかにした上で、当該事業が病床の機能分化・連携につながっているかどうかなど、基金の使途や効果を検証・評価していくべきではないか。

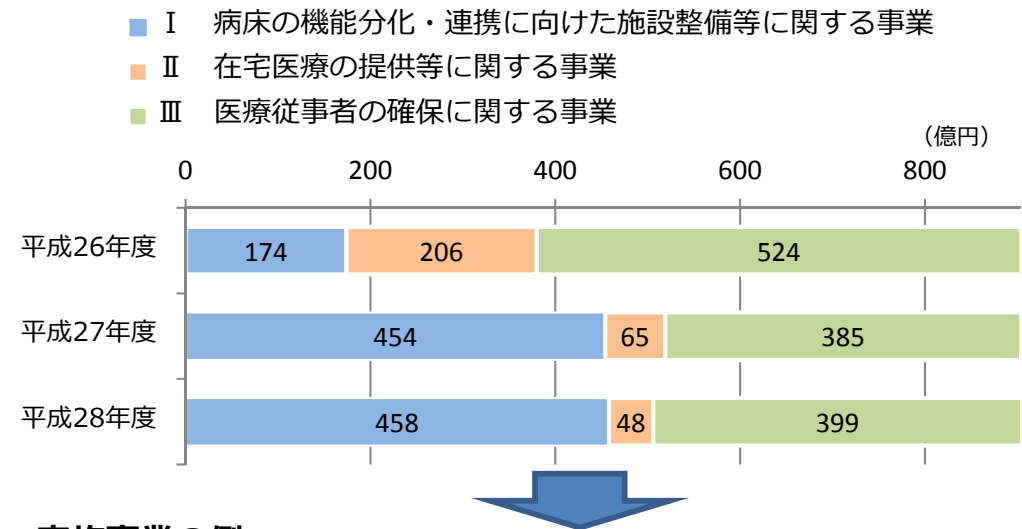
社会保障制度改革国民会議 報告書 抄
(平成25年8月6日社会保障制度改革国民会議)

2 医療・介護サービスの提供体制改革

(5) 医療・介護サービスの提供体制改革の推進のための財政支援

医療・介護サービスの提供体制改革の推進のために必要な財源については、消費税増収分の活用が検討されるべきである。・・・その活用が提供体制の改革に直接的に結びついてこそ、消費税増収分を国民に還元するという所期の目的は果たされることになる。・・・また、今般の国民会議で提案される地域ごとの様々な実情に応じた医療・介護サービスの提供体制を再構築するという改革の趣旨に即するためには、全国一律に設定される診療報酬・介護報酬とは別の財政支援の手法が不可欠であり、診療報酬・介護報酬と適切に組み合わせつつ改革の実現を期していくことが必要と考えられる・・・病院の機能転換や病床の統廃合など計画から実行まで一定の期間が必要なものも含まれることから、その場合の手法としては、基金方式も検討に値しよう。

◆地域医療介護総合確保基金の交付状況



◆実施事業の例

I 病床の機能分化・連携に向けた施設整備等に関する事業	・ I C Tを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備 ・ がん医療等連携体制構築設備整備 (MRI整備補助等) ・ <u>病床の機能分化/連携を推進するための基盤整備※</u>
II 在宅医療の提供等に関する事業	・ 在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修の実施 ・ かかりつけ医育成のための研修やかかりつけ医を持つことに対する普及・啓発
III 医療従事者の確保に関する事業	・ 地域医療支援センターの運営 ・ 寄附講座設置事業 ・ 看護師等養成所の施設・設備整備 ・ 分娩手当の補助 ・ 病院内保育所の整備 ・ 医師住宅の整備支援

※ 平成26／27年度交付額のうち、病床機能の転換等の施設・設備整備に充てられたものは49億円（交付額全体1,807億円の3%、Iの柱の交付額628億円の8%）。

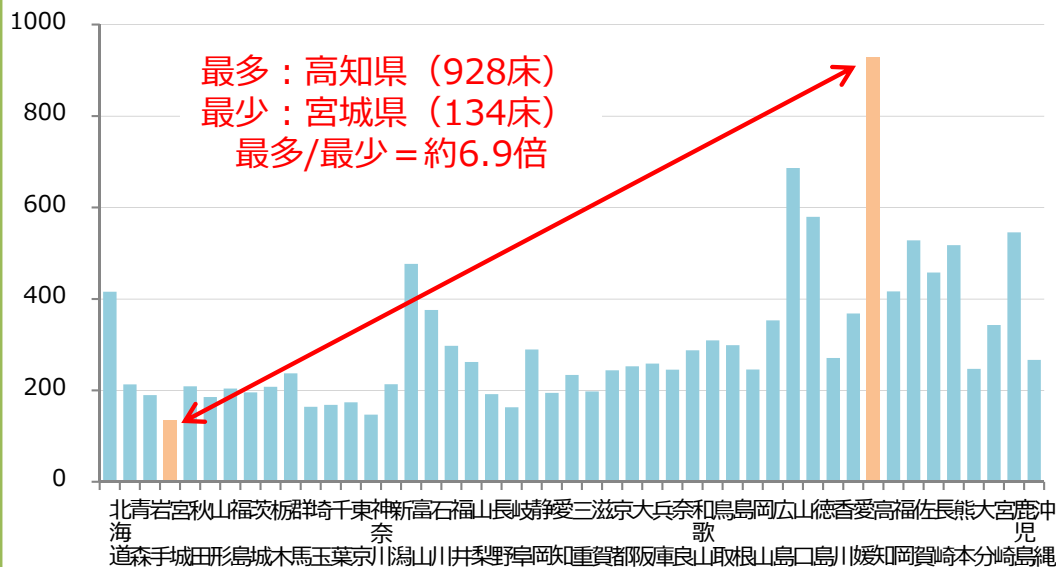
【改革の方向性】（案）

- 地域医療構想が今年度中に全都道府県で策定されることを踏まえ、病床機能の転換等に直接資するものに重点化させるべき。
- 具体的にどのような事業に執行されているか明らかにした上で、各都道府県における基金の活用が、病床の機能分化・連携につながっているか検証・評価し、次年度以降の交付決定に反映するようにするなど、地方の創意工夫を生かしつつ、基金の趣旨・目的を十分踏まえた執行がなされる仕組みとすべき。

【論点】

- 慢性期病床については地域医療構想に基づき、入院受療率の地域差を縮小し、病床数を減少させていく必要。
- 療養病床については、平成18年に介護療養病床の廃止等の法改正が行われ、平成24年度に施行したものの、経過措置により延長され、法改正から現在まで10年間経過。
- その期限が、平成29年度末に予定されていることを踏まえ、社会保障審議会において、新たなサービス提供体制の具体化に向けた議論が進められている。

◆都道府県別 人口10万人対療養病床数



（出典）平成27年 医療施設（動態）調査（厚生労働省）

	医療療養病床 (20:1)	介護療養病床 (30:1)
概要	病床のうち、主として長期療養を必要とする患者を入院させるもの。 ※看護職員の実質配置（診療報酬上の基準）で20対1と25対1がある。	病床のうち、長期療養を必要とする要介護者に対し、医学的管理の下における介護、必要な医療等を提供するもの。
病床数	約13.7万床	約7.6万床

● 平成18年医療保険制度改革

長期療養の適正化（いわゆる社会的入院の是正）が課題となり、療養病床には医療の必要度の高い患者と低い患者混在しているとの調査結果を踏まえ、医療・介護の必要性に応じた機能分担を推進。

- ① 介護療養病床の廃止（平成24年度施行）
- ② 医療療養病床の看護職員の雇用配置について、
6対1（実質配置25対1相当）を廃止し、
4対1（実質配置20対1相当）に引上げ（平成24年度施行）

● 平成23年度

転換が進んでいないこと等の理由により、

- ① 介護療養病床の廃止期限を平成29年度まで延長
- ② 医療療養病床の看護職員配置引上げも平成29年度まで延期。

● 平成28年度（改革工程表）

介護療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換について、関係審議会等において検討し、28年末までに結論
→ 検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む）

【改革の方向性】（案）

- 介護療養病床については、法律どおり平成29年度末で廃止し、現在よりも人員配置の緩和された効率的な受け皿に転換していくべき。これに向けて、早急に詳細な人員基準、報酬等の検討を進めるべき。
- 医療療養病床（25:1）については、診療報酬のあり方を見直し、患者の状態像に応じ、新たなサービス提供類型などへの転換を進めるべき。

【論点】

- 地域医療構想の実現に当たり、都道府県は、公的医療機関等（公立病院、厚生連、日赤等）に対しては、不足している機能に係る医療を提供することの指示や、過剰な医療機能に転換しようとする病院に対する転換中止の命令等を実施できるが、民間医療機関に対しては、指示・命令はできない（要請等のみ）。

地域医療構想（ビジョン）を実現するための現行の仕組み

（１）「協議の場」の設置

- 都道府県は、地域医療構想の実現に向け、医療関係者、保険者等の関係者との協議を行う「協議の場」を設置。協議だけでは進まない場合、知事が以下の措置を講ずることが可能。

（２）都道府県知事が講ずることができる措置

① 病院の新規開設・増床への対応

- 知事は、開設許可の際、不足している医療機能を担うという条件を付けることができる。

② 既存医療機関による医療機能の転換への対応

【医療機関が過剰な医療機能に転換しようとする場合】

- 知事は、医療機関に対して医療審議会での説明等を求めることができることとし、やむを得ない事情がないと認める時、医療審議会の意見を聞いて、転換の中止を要請（公的医療機関等には命令）することができる。

【協議の場が整わず、自主的な取組だけでは機能分化・連携が進まない場合】

- 知事は、医療審議会の意見を聴いて、不足している医療機能に係る医療を提供すること等を要請（公的医療機関等には指示）することができる。

③ 稼働していない病床の削減の要請

- 医療計画の達成の推進のために特に必要がある場合において、知事は公的医療機関等以外の医療機関に対して、医療審議会の意見を聴いて、稼働していない病床の削減を要請することができる。
※ 現行法上、公的医療機関等に対しては、知事が稼働していない病床の削減を命令できる。

⇒【医療機関が上記の要請又は命令・指示に従わない場合】

- 知事は勧告を行う。勧告に従わない場合や、公的医療機関が命令・指示に従わない場合、以下の措置を講ずることができる。
 - イ 医療機関名の公表
 - 地域医療支援病院・特定機能病院の不承認・承認の取消し

※ 厚生労働省資料を基に作成

- 医療費の地域差の半減に向けては、現在示されている適正化の取組みだけでは十分ではなく、疾病別・診療行為別等の地域差を「見える化」した上で、各都道府県において是正していくなどの取組が必要。高齢者医療確保法第14条において、厚生労働大臣は、医療費適正化のために必要な場合、都道府県との協議を経て、他の都道府県と異なる診療報酬を設定できるという特例が定められており、地域差の半減に向けた有力な手段の一つであるが、これまで実施例はなく、制度の詳細についての検討も進んでいない。

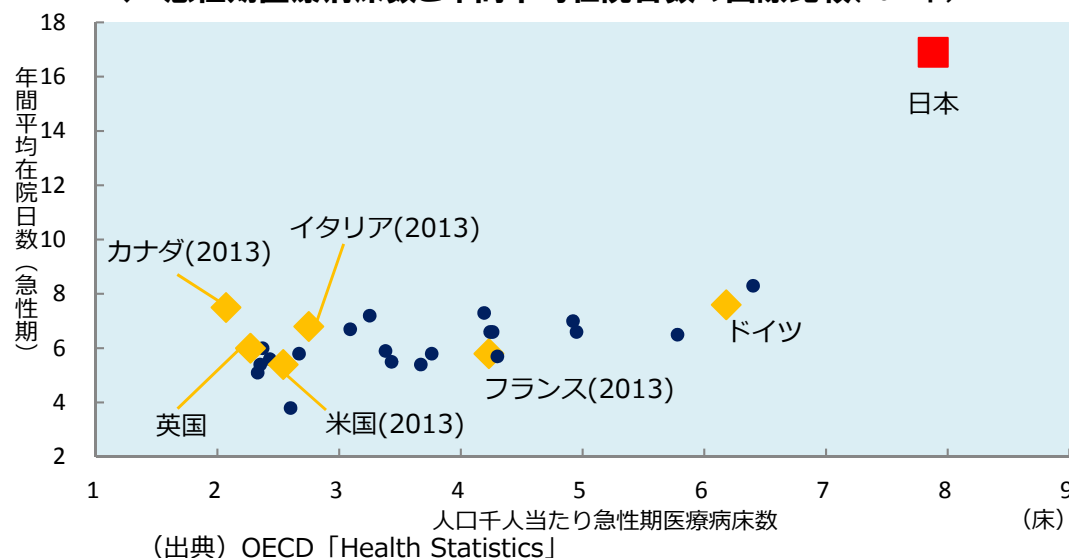
【改革の方向性】（案）

- 保険医療機関の指定等にあたり、民間医療機関に対する他施設への転換命令等を付与するなど、医療保険上の指定に係る都道府県の権限を一層強化すべき。
- 高齢者医療確保法第14条を活用できるよう、実施にあたっての課題を分析し、国において運用に係るガイドラインを策定すべき。

【論点】

- 平成30年度からの第7次医療計画においては、病床機能による4区分ごとの病床の必要量が示されるとともに、現行の基準病床制度※に基づく基準病床（一般病床・療養病諸）を算定。
※ 病床過剰地域（既存病床数が基準病床数を超える地域）においては、都道府県知事が病床の開設不許可等を行うことができる制度。
- 基準病床制度と地域医療構想は同じ医療計画において示されるものであるため、相互に整合的なものとする必要。その際、平成30年度以降、療養病床について効率的なサービス提供体制への転換を進めていくこととも整合的なものとすべき。
- その際、病床数や平均在院日数は、国際的に見ればいまだ高い水準にあることも踏まえる必要。

◆ 急性期医療病床数と年間平均在院日数の国際比較(2014年)



基準病床制度に係る法令の規定

(1) 医療法の規定

- 病院又は診療所の開設等を行う場合は、都道府県知事（・・・）に開設等の許可申請を行い、許可を受ける必要がある。この許可申請に係る病床について、営利を目的とする場合を除き、構造設備及び人員配置の要件に適合する場合は、許可を与えなければならない。（医療法第7条）

【病床過剰地域における開設等の許可】

- ① 公的医療機関等
都道府県知事は、病院又は診療所の開設等を行う場所を含む二次医療圏が病床過剰地域である場合、医療法第7条第4項の規定にかかわらず、都道府県医療審議会の意見を聴いて、許可をしないことができる。（医療法第7条の2）
- ② その他の医療機関
都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、都道府県医療審議会の意見を聴いて、開設等について、勧告を行うことができる。（医療法第30条の11）

(2) 健康保険法の規定

- 保険診療を行うにあたり、病院又は診療所は「保険医療機関」として、厚生労働大臣の指定を受けるため申請を行う必要がある。（健康保険法第63条及び65条）

基準病床数を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した数を超えることになることを認める場合であって、医療法第30条の11の規定による勧告を受けている場合等に該当するときは、当該申請に係る病床の全部又は一部を除いて指定を行うことができる。（健康保険法第65条第4項）

※ 厚生労働省資料を基に作成

◆ 現行の基準病床数の算定式(一般・療養病床)

一般病床	性・年齢階級別 人口×退院率	×	平均在院日数 (※)	±	流出入 入院患者数
病床稼働率					
※ 地域ブロックごとの直近の値に0.9を乗じたもの					

療養病床	性・年齢階級別 人口×入院等需要率	-	介護施設 対応可能数	±	流出入 入院患者数
病床稼働率					

流出超過加算	都道府県における流出超過分の1／3を限度に加算
--------	-------------------------

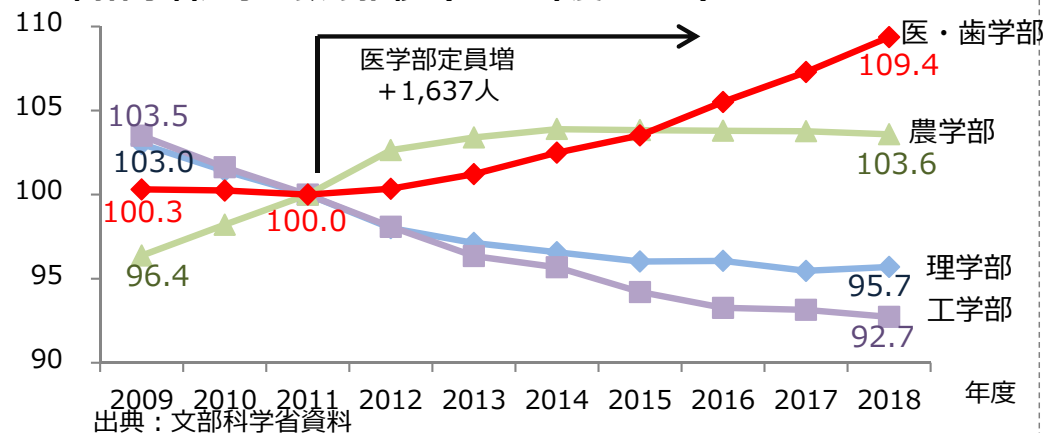
【改革の方向性】（案）

- 医療計画における基準病床数については、一般病床・療養病床ともに、平均在院日数の設定を含め、地域医療構想で示された病床の機能分化・連携の取組みと整合的な算定式を示すべき。

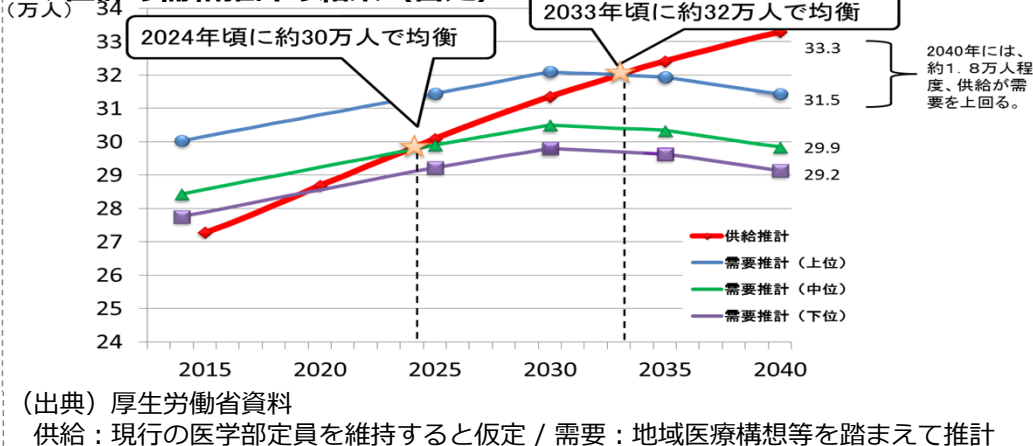
【論点】

- 特定地域・診療科における医師不足を背景に、平成20年度以降、① 医学部定員を1,637人増員(7,625人 → 9,262人)するとともに、② 勤務地・診療科を医師が自由に選べる自主性を前提とした偏在是正対策（地域医療支援センター、地域枠による奨学金）を実施。
- 他学部が学生数を減少する中、医学部学生数は増加。全国レベルでは、2020年～2030年過ぎに医師の需給は均衡し、その後医師過剰となると見込まれる。他方、産科医等の不足は一定程度改善したものの、地域における医師不足・診療科偏在はなお根強い。

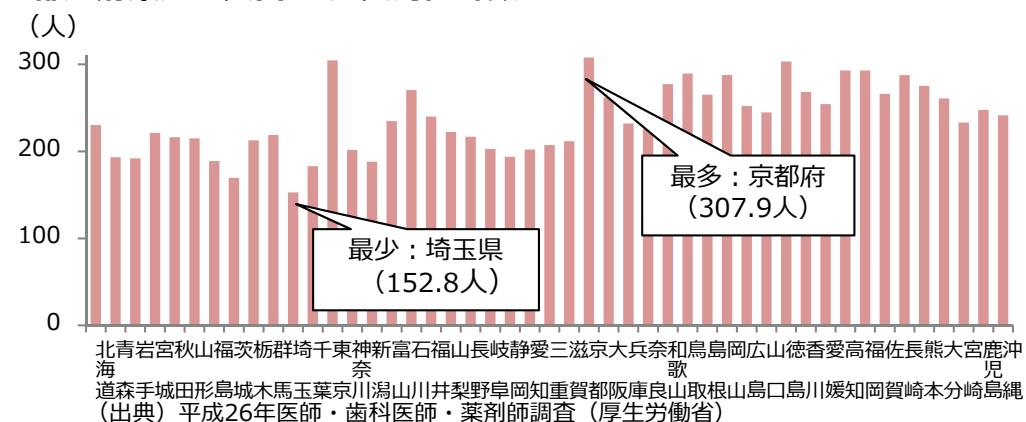
◆関係学科別学生数の推移（2007年度＝100）



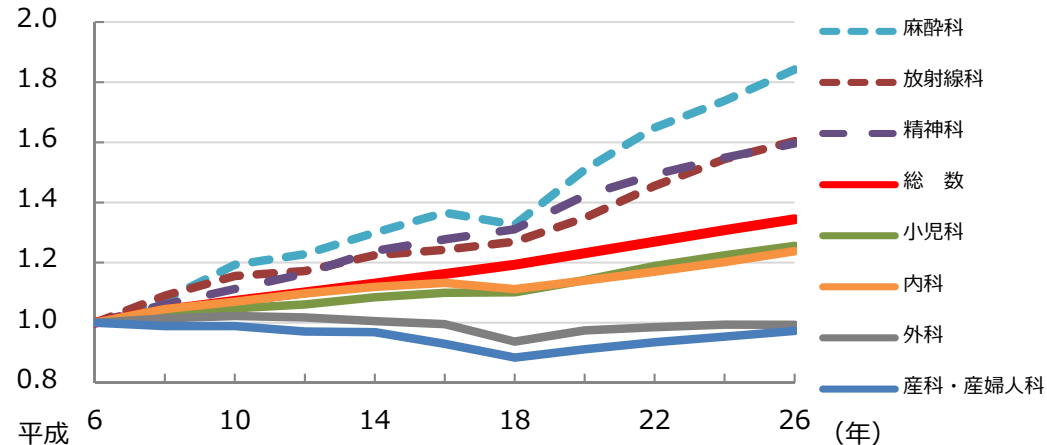
◆医師の需給推計の結果（暫定）



◆都道府県別 人口10万人対医師数



◆診療科別医師数の推移（平成9年＝1.0）



【改革の方向性】（案）

- 平成20年度以降増員してきた医学部定員について、医師需給の見通しを踏まえた精査・見直しを進めていくべき。
- あわせて、マクロでの医師数の増加が、医師が不足する地域・診療科における必要な医師数の増につながるよう、特定地域・診療科での診療従事を医療機関管理者の要件とすることや、保険医の配置・定数の設定など、医師配置等にかかる規制も含めた実効的な偏在是正策が講じられるよう、国及び都道府県の権限を強化すべき。

【論点】

- 第3期医療費適正化計画（平成30～35年度）に向けた国の基本方針では、外来医療費について、適正化の取組及び適正化額が示されたが、「基本方針2016」等で目指された「地域差半減」の実現に十分なものとはなっていない。このため、適正化の取組みについて更なる検討を進め、都道府県の計画策定等に反映することを可能とすべき。
- 疾病別・診療行為別に見ても、大きな地域差が存在することは明らか。したがって、すでに各自治体で実施されている予防等の取組みから全国統一の取組目標や推計式を設ける従来の方法のみでは、地域差を是正する十分な追加方策が見いだせるか不透明。新たな観点から、地域差是正の取組みを検討していく必要。

＜これまでの「適正化策」の考え方＞

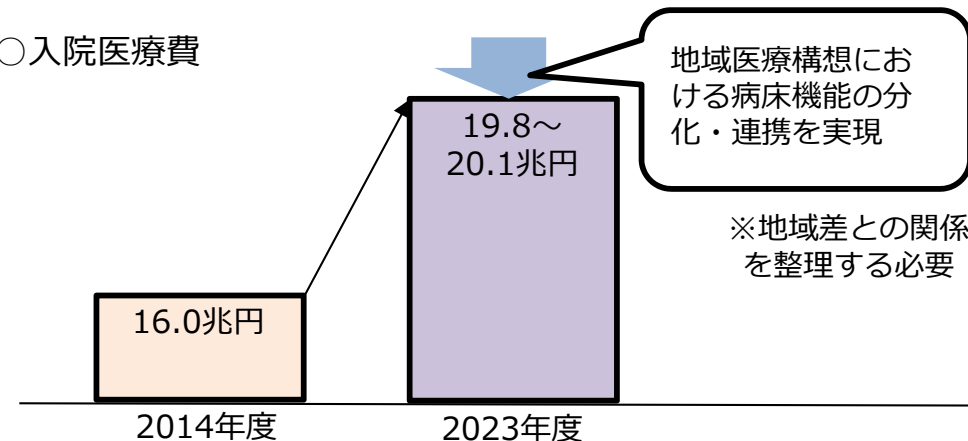
自治体に一定程度広まった予防等の取組みについて、実施した場合の効果をNDBで推計し、適正化計画に織り込み

適正化メニュー	推計効果額（兆円）
特定健診・保健指導	▲0.02
後発医薬品の使用促進	▲0.4
糖尿病の重症化予防	▲0.08
重複・多剤投薬の是正	▲0.06

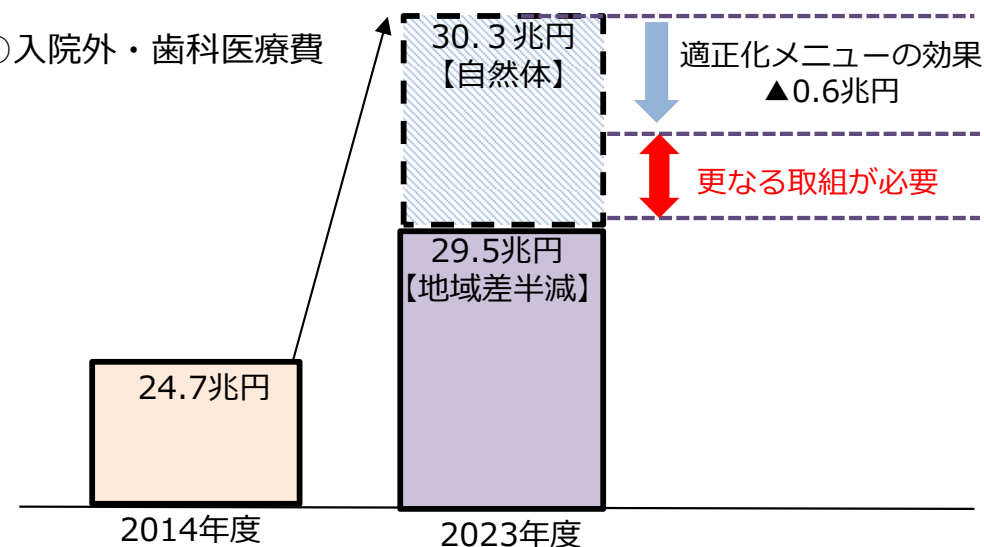
地域差の「見える化」が起点の新たなアプローチが必要

◆ 適正化計画による医療費の見通し（推計）

○入院医療費



○入院外・歯科医療費



【改革の方向性】（案）

- 医療費の地域差半減に向け、既に一定の広がりを持つ予防等の取組を横展開するこれまでのアプローチに加え、
 - ① NDB等で明らかになる医療費の地域差（疾病別・診療行為別等）の「見える化」を進め、医療関係者相互や都道府県における検証・検討につなげ、
 - ② 都道府県等がその是正を図る際に採りうる手段を整備し、
 - ③ 地域差是正に取り組んだ都道府県へのインセンティブ措置を導入することなどについて速やかに検討し、都道府県における医療費適正化計画に活用できるようにしていくべき。

	考えられる対応の方向性
①見える化	○ 医療関係者相互における診療行為の比較・検証や、都道府県の検討に資するよう、疾病別・診療行為別等、各都道府県間の医療費の地域差に関するデータを公開。 ○ 都道府県の求めによる更に詳細なデータ提供、効果的な分析手法の確立、助言
②地域差是正の手段	○ 都道府県ごとの実情や、地域差の性格に応じて使用可能な手段の検討、必要なガイドラインの策定等（手段の例） ・ 医療関係者、保険者など関係者を含む、問題意識の共有と対応策の協議のための場の設定 ・ 地域の医療関係者による診療行為のピアレビューの実施 ・ 標準的な診療ガイドラインの策定 ・ 高齢者医療確保法第14条における診療報酬の特例（※）の活用 ※ 厚生労働大臣は、医療費適正化のために必要な場合、都道府県との協議を経て、他の都道府県と異なる診療報酬を設定できるという特例が法律上定められているが、実施例はない。
③評価	○ 医療費適正化計画の進捗評価の際に、地域差是正のための都道府県の取組み状況と成果について評価を行い、その結果を、保険者努力支援制度（平成30年度以降）の配分に反映（インセンティブ措置）

◎ 経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）抄
（医療費適正化計画の策定、地域医療構想の策定等による取組推進）

「経済・財政再生計画」が目指す医療費の地域差の半減に向け、医療費適正化基本方針に係る追加検討を進め、地域医療構想に基づく病床機能の分化及び連携の推進の成果等を反映させる入院医療費の具体的な推計方法や、医療費適正化の取組とその効果に関する分析を踏まえた入院外医療費の具体的な推計方法及び医療費適正化に係る具体的な取組内容を、本年夏頃までに示す。

◎ 保健医療2035提言書（平成27年6月「保険医療2035」策定懇談会）抄

6. 2035年のビジョンを実現するためのアクション

ii) 地域主体の保健医療に再編する

① 地域における保健医療のガバナンスを強化する

地域主体という名の国から地方への単なる「丸投げ」は厳につつしみ、国として必要な支援、助言や法規制などの責任を全うすべきである。国は、基礎的なサービスについては責任を持って支援・促進するとともに、地方が自律するための体制の整備（インセンティブや規制の在り方を含む構造改革）を進めていく。

後期高齢者支援金の加算・減算制度の見直し

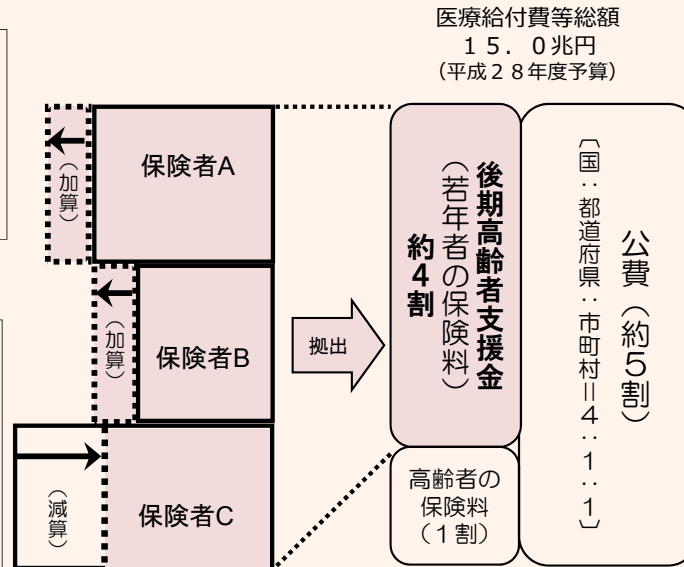
<現行制度>

- ・ 全保険者が対象
- ・ 指標は特定健診・保健指導の実施率のみ
- ・ 実施率0%の保険者に加算
- ・ 加算率0.23%
- ・ 事業規模7,600万円



<平成30年度～>

- ・ 健保組合・共済を対象
- ・ よりインセンティブを重視する仕組みに見直し。
- (目指すべき方向性)
- ・ 複数指標による総合評価
- ・ より広い加算対象
- ・ より効果的な加算率・事業規模



保険者努力支援制度の導入（国保）

<平成28～29年度> 特別調整交付金の一部を活用し、前倒し実施（市町村に交付）
(検討中の指標の例)

重症化予防の取組の実施状況（指標中最大得点を予定）

以下の基準を全て満たす糖尿病性腎症重症化予防の取組を実施しているか。

- 対象者の抽出基準が明確であること
 - かかりつけ医と連携した取組であること
 - 事業の評価を実施すること
- 等



<平成30年度～> 保険者努力支援制度の導入（都道府県及び市町村に交付）

※ 評価指標は今後検討

※ 協会けんぽにおいても、各支部における適正化の取組を都道府県単位保険料率に反映させる仕組みを平成30年度以降導入予定。

<保険者共通で取り組むべき指標>

(厚生労働省 保険者による健診・保健指導等に関する検討会 とりまとめ(平成28年1月))

指標① 特定健診・特定保健指導の実施率、
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

- 特定健診受診率
- 特定保健指導受診率
- メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

指標② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や
健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況

- がん検診受診率
- 歯科疾患(病)検診実施状況

指標③ 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況

- 重症化予防の取組の実施状況

指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の
実施状況

- 個人へのインセンティブの提供の実施
- 個人への分かりやすい情報提供の実施

指標⑤
加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況

- 重複服薬者に対する取組

指標⑥ 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況

- 後発医薬品の促進の取組
- 後発医薬品の使用割合

指標
設定

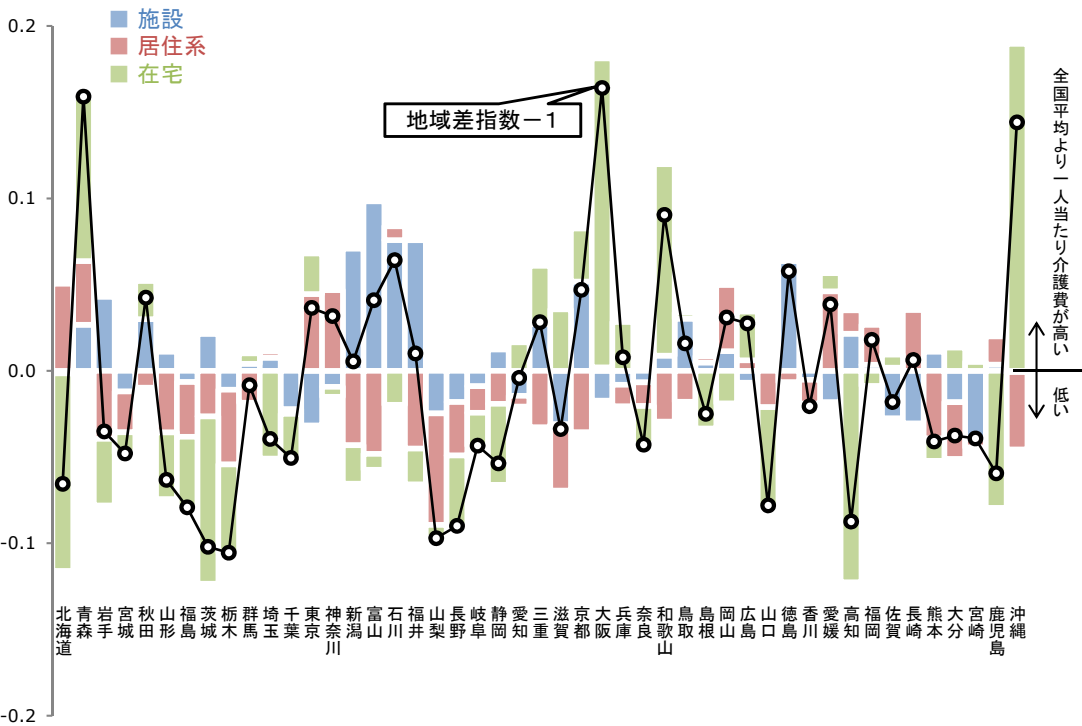
【改革の方向性】（案）

- 後発医薬品の使用促進や、糖尿病性腎症重症化予防など医療費の適正化に取り組む保険者へのインセンティブ措置をいっそう強化できるよう、メリハリのある仕組みを構築すべき。その際、保険者努力支援制度については医療費適正化計画の進捗評価を適切に反映させる仕組みとすべき。

【論点】

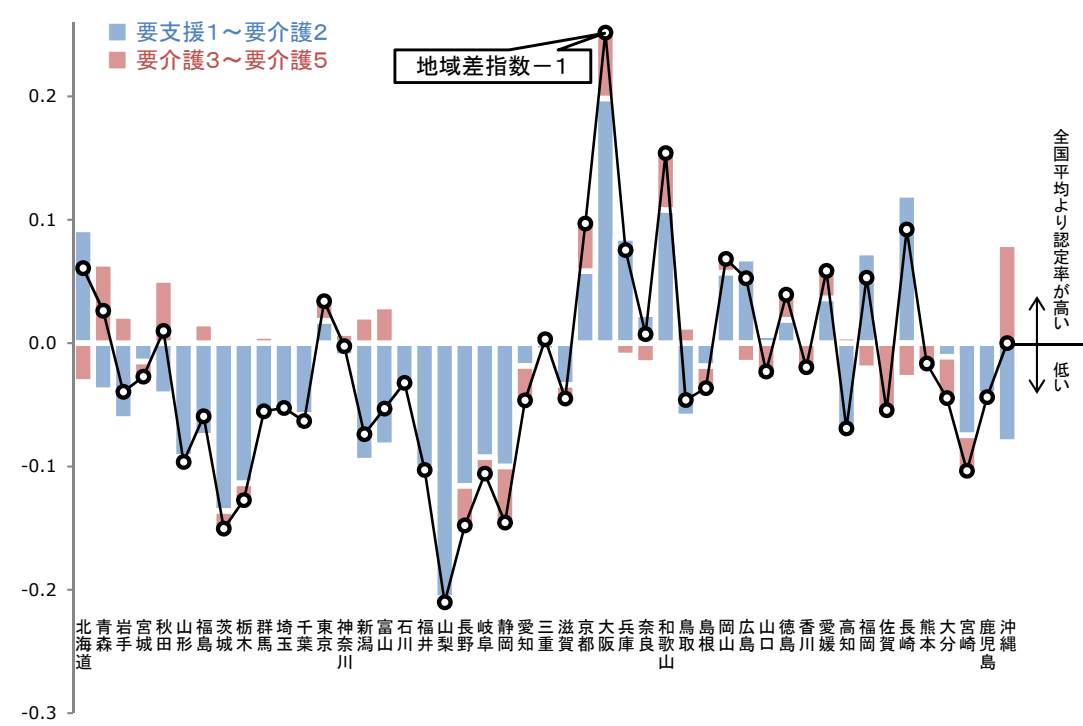
- 平成20年度以降、市町村（保険者）において、任意事業として、要介護認定の適正化やケアプランの点検等の適正化事業を実施しているが、年齢調整後の被保険者1人当たり介護費や認定率には、依然として地域差が存在する（地域差を生じさせているサービス類型や要介護区分は都道府県ごとに区々）。

被保険者1人当たり介護費の地域差指数と
サービス類型別の寄与度（平成26年度）



（注）グラフは、地域差指数の全国平均からの乖離（地域差指数－1）を寄与度に分解したもの（地域差指数は、年齢調整後の値を全国値で割って指数化したもの（全国値＝1））

認定率の地域差指数と
要介護区分別の寄与度（平成26年度）



出所：厚生労働省「平成28年3月23日医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会提出資料」

【改革の方向性】（案）

- 都道府県・市町村の保険者（支援）機能を強化するため、地域差の要因分析とその結果を踏まえた介護保険事業（支援）計画の策定を義務付けるとともに、地域の実情を踏まえた介護サービス供給量の調整やケアマネジメントの適正化を行うための権限を強化すべき。
- 市町村（保険者）による給付の適正化に向けたインセンティブを強化するため、国庫負担金の中で調整交付金の割合（現行は介護給付費の5%）を引き上げ、具体的かつ客観的な成果指標（例：年齢調整後1人当たり介護費の水準や低下率等）に応じて調整交付金を傾斜配分する枠組みを導入すべき。

【論点】

- 現在、中央社会保険医療協議会において、高額薬剤（オプジーボ）への対応について議論が行われている。
 - ① オプジーボの薬価は当初の売上規模を前提としたもの※であるが、その後対象疾患等が大きく拡大したために巨額の売上が見込まれることとなったもの。次回薬価改定までの残り1年半放置することは、医療費や国民負担に与える影響の大きさ等の観点から問題。
 - ※ オプジーボの薬価は、当初の販売見込み（ピーク時年間470人）により、研究開発費、製造原価や営業利益を回収できる水準に設定
 - ② また、安全性等の観点も踏まえ、適正な範囲での使用を行うためのガイドラインを早急に策定し、保険適用の要件とすべきである。

これまでの経緯	
H26/7	薬事承認（悪性黒色腫）
/9	薬価収載（1瓶（10ml） 約73万円）① → （27/5 ソバルディ 薬価収載） （27/8 ハーボニー 薬価収載）
H27/9	薬価調査（2年に1回）
/12	オプジーボ効能効果追加（非小細胞肺癌）② →
H28/1	中医協 再算定項目決定（ソバルディ、ハーボニー等）
/4	薬価改定
/8	オプジーボ効能効果追加（腎細胞がん）③ →
H30/4	次期薬価改定

	予想対象者数	用法 用量	薬価 (100mg10ml)	売上予想
①	ピーク時 年470人	2mg/kg 1回/3週間	約73万円	31億円
	↓ 32倍	↓ 2.25倍	↓ 変わらず	↓ 41倍
②	29/3期 15,000人	3mg/kg 1回/2週間	約73万円	1,260億円
		↓ 変わらず	↓ 変わらず	
③	(不明)	3mg/kg 1回/2週間	約73万円	(不明)

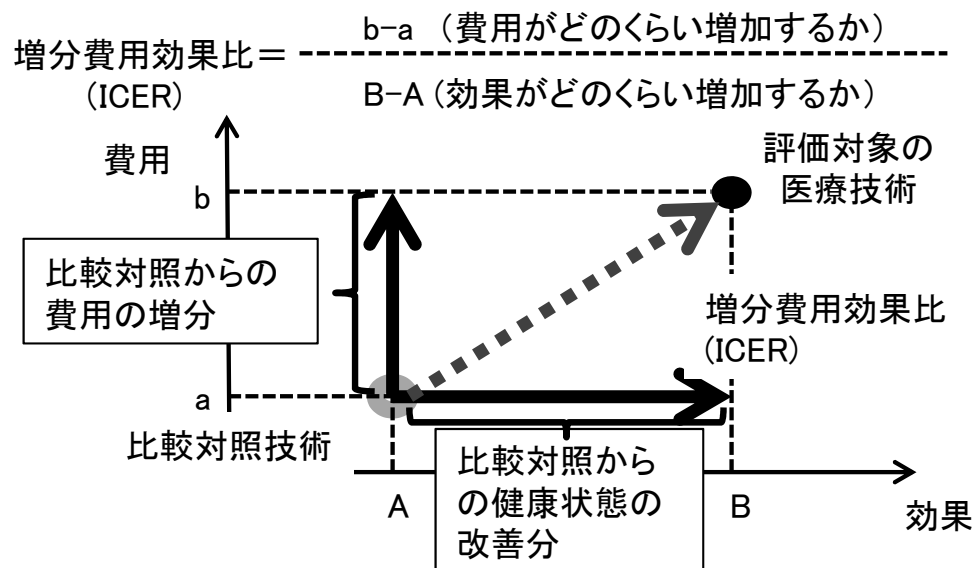
【改革の方向性】（案）

- 4月の薬価改定に対応が間に合わなかった高額薬剤について速やかに適正水準まで薬価改定を行うとともに、適正な使用に係るガイドラインの遵守を保険償還の条件とすべき。

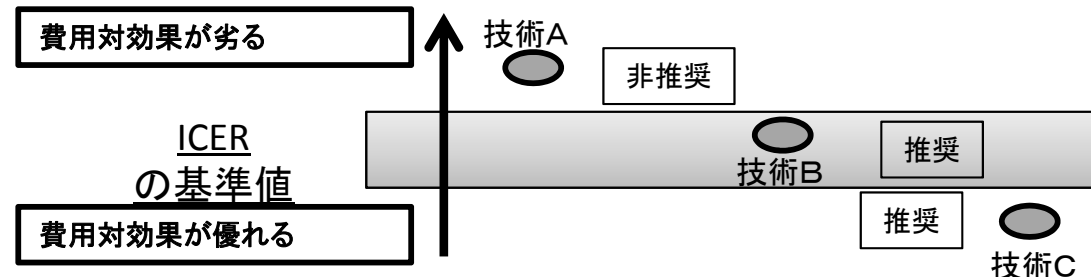
【論点】

- 現在の薬価制度は、高額新薬の登場といった昨今の状況に十分対応できる仕組みとなっていない。
 - ① 薬機法上の新薬承認や適応拡大承認があると、経済性や医療保険制度の持続可能性等の観点からの検証がないままほぼ自動的に保険適用される
 - ② 薬価算定において費用対効果の観点が反映されない
 - ③ 大幅な適応拡大が生じた場合でも、次期薬価改定を待たずに薬価を変更する制度上の手立てがない
- ※ イギリス、フランス、ドイツ、オーストラリア等では、医薬品、医療技術等について、費用対効果評価を実施し、その結果に基づき、保険償還の対象とすることの可否、保険償還額等を決定する枠組みを設けている。
- 我が国においては、本年4月から、医薬品・医療機器の評価を試行的に導入したが、今後、その活用は既収載品の価格の再算定に際して行うことが予定されている。

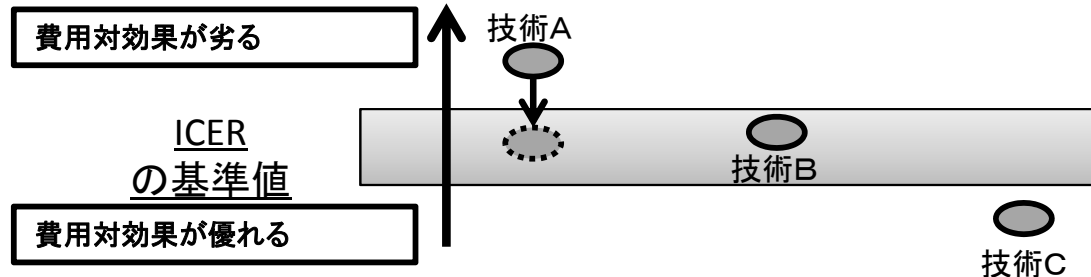
費用対効果評価のイメージ



①償還の可否の判断材料に用いる場合



②償還価格への反映に用いる場合



(出典)平成25年2月27日中医協費用対効果評価専門部会(第8回) 福田参考人提出資料

【改革の方向性】(案)

- 高額薬剤の創出や大幅な適応拡大など昨今の状況に対応するため、
 - ① 保険償還の対象とすることの可否の判断、保険償還額の決定及び薬価改定に際して、費用対効果評価を本格的に導入するとともに、
 - ② 適応拡大等による大幅な医療費増加に適切に対応できるよう、薬価制度の見直しを速やかに検討すべき。

【論点】

- 生活習慣病治療薬の処方は、性・年齢、進行度、副作用のリスク等に応じて、基本的には個々の患者ごとに医師が判断すべきものであるが、例えば、高血圧薬については、我が国では高価なA R B系が多く処方されている。

＜医薬品国内売上高上位10品目＞

	製品名	薬効
1	プラビックス	抗血小板薬
2	ミカルディスファミリー	ARB(配合剤含む)
3	オルメテックファミリー	ARB(配合剤含む)
4	プロプレスファミリー	ARB(配合剤含む)
5	アバステン	抗悪性腫瘍薬
6	ジャヌビア	糖尿病治療薬(DDP-4阻害薬)
7	リリカ	疼痛治療薬
8	レミケード	抗リウマチ薬
9	ネキシウム	プロトンポンプ阻害薬
10	モーラステープ	鎮痛消炎薬

＜医薬品世界売上高上位10品目＞

	製品名	薬効
1	ヒュミラ	関節リウマチ
2	レミケード	抗リウマチ薬
3	リツキシサン	非ホジキンリンパ腫他
4	エンブレル	関節リウマチ
5	アドエア	抗喘息薬(配合剤)
6	ランタス	糖尿/インスリンアナログ
7	アバステン	転移性結腸がん
8	ハーセプチン	乳がん
9	クレストール	高脂血症/スタチン
10	ジャヌビア	2型糖尿病/DPP4

＜高血圧薬の使用に関するガイドライン＞

日本	イギリス
【STEP1】 ACE、ARB、Ca拮抗剤、サイアザイド利尿剤のいずれか 【STEP2】(以下の組み合わせいずれか) (ACE又はARB)+(Ca拮抗剤) (ACE又はARB)+(サイアザイド利尿剤) (Ca拮抗剤)+(サイアザイド利尿剤) 【STEP3】 ・(ACE又はARB)+(Ca拮抗剤)+(サイアザイド利尿剤) 【STEP4】 ・(ACE又はARB)+(Ca拮抗剤)+(サイアザイド利尿剤)+ { ・βブロッカー ・サイアザイド利尿剤の追加 ・αブロッカー }	【STEP1】 55歳以上(全人種) →Ca拮抗剤 55歳未満(アフリカ系、カリブ系を除く) →ACE(副作用等がある場合にはARB) 【STEP2】 ・(ACE又はARB)+(Ca拮抗剤) 【STEP3】 ・(ACE又はARB)+(Ca拮抗剤)+(サイアザイド利尿剤) 【STEP4】 ・(ACE又はARB)+(Ca拮抗剤)+(サイアザイド利尿剤)+ { ・βブロッカー ・サイアザイド利尿剤の追加 ・αブロッカー }

＜代表的な治療薬の一日薬価＞

ACE系	タナトリル錠(10mg)	123.60円
ARB系	ディオバン錠(80mg)	109.10円
Ca拮抗系	アムロジン錠(5mg)	53.30円
サイアザイド系利尿薬系	ヒドロクロロチアジド錠(100mg)	22.40円

(出典)

- ・医薬品国内売上高上位10品目: Monthly ミクス 2015年 増刊号
- ・医薬品世界売上高上位10品目: セジデム・ストラテジックデータ(株)ユート・ブレイン事業部

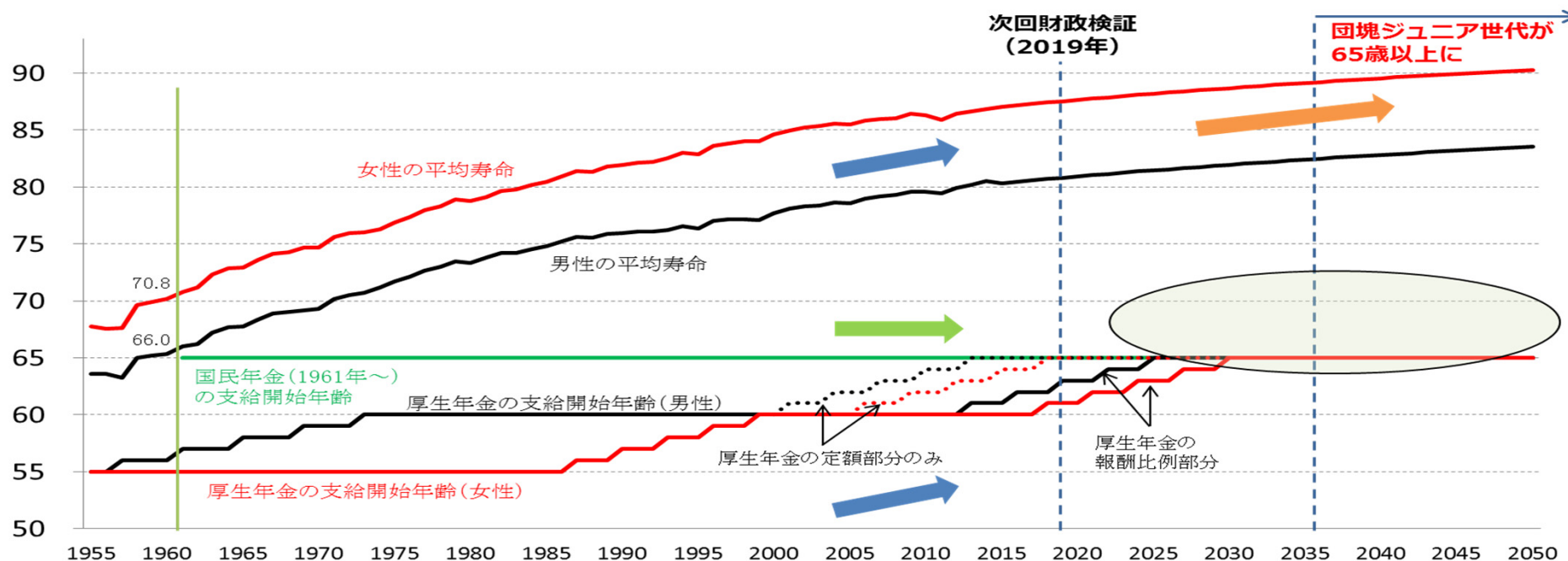
【改革の方向性】(案)

- 薬剤の適正使用の推進の観点から、生活習慣病治療薬等について処方ルールを設定すべき。

○ 平均寿命が伸びる中、厚生年金については支給開始年齢の引上げが順次行われてきているが、国民年金については、1961（S36）年の制度創設以降、支給開始年齢の引上げが行われたことはない。

※ 主要先進国（米・英・独・仏・伊）では支給開始年齢の67～68歳への引上げが実施されている。

※ 日本は、65歳への引上げの途中であり、また、引上げ後においても、平均寿命が長いことから、他国と比べて平均受給期間が長い。過去の例を見ると、支給開始年齢の引上げの決定から実施までに相当の期間を要している。



（注）2015年以降は推計。

（出所）「H26年簡易生命表の概況」（厚生労働省）、「日本の将来推計人口（H24年1月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）の死亡中位ケース

＜検討規定＞

○持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年12月13日法律第112号)

第六条

2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

三 高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方

【改革の方向性】（案）

○ 高齢期における年金受給の在り方については、高齢者雇用の動向等を踏まえつつ、年金受給開始年齢の在り方等を含め、次期の財政検証に向けて、速やかに検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講じるべきである。

高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方 及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

資料Ⅱ－１－３２

- 老齢基礎年金は、老齢期における稼得能力の喪失に対応するためのものであり、その財源の1/2は国庫負担である。
- 高所得者に係る基礎年金給付については、世代間の公平性確保の観点等から見直しを図るべきではないか。

＜社会保障・税一体改革の政府原案に当初盛り込まれた改正案＞ 【３党協議の過程で検討事項とされた】

○ 低所得者等への加算の導入と合わせて、世代内及び世代間の公平を図る観点から、高所得の基礎年金受給者の老齢基礎年金額について、国庫負担相当額を対象とした支給停止を行う(税制抜本改革の施行時期にあわせて施行(2015(H27)年10月))。

○ 老齢基礎年金受給者について、所得550万円(年収850万円相当)を超える場合に、老齢基礎年金額の一部の支給停止を開始し、所得950万円(年収1300万円相当)以上の者については、老齢基礎年金額の半額(最大3.2万円)を支給停止する。

(注) 所得550万円(年収850万円)：標準報酬の上位約10%に当たる収入(老齢年金受給権者のうち、上位約0.9%に当たる年収)

所得950万円(年収1300万円)：標準報酬の上位約2%に当たる収入(老齢年金受給権者のうち、上位約0.3%に当たる年収)

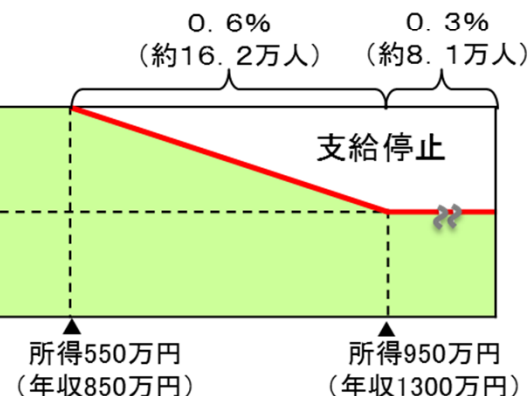
(支給停止のイメージ)

老齢基礎年金

6.4万円
(満額)

3.2万円
(満額の場合の
国庫負担相当額)

所得550万円未満の者(老齢年金受給者の約99%)については、
支給停止は行わない。



＜検討規定＞

○持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年12月13日法律第112号)

第六条

2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

四 高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

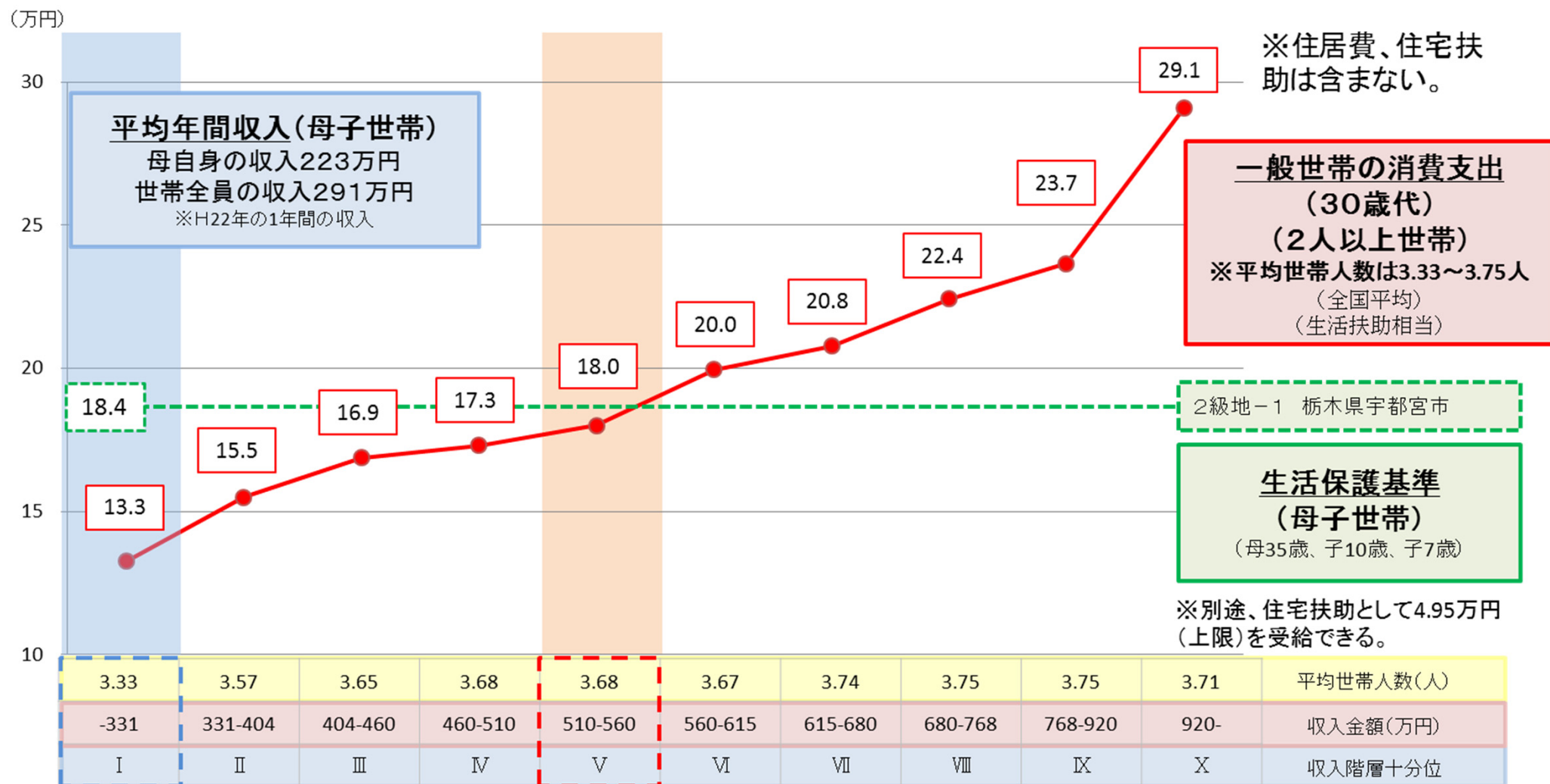
【改革の方向性】(案)

- 高所得者の年金給付の在り方等については、高所得者の老齢基礎年金の支給停止など、年金制度内における再分配機能の強化等に関し、速やかに検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講じるべきである。

【論点】

- 生活保護制度によって保障される「生活扶助」水準は、母子世帯（母、子２人）においては月18.4万円（２級地－１）になっており、これを一般世帯の消費支出と比較すると、第５・所得十分位相当となっている。これは年収に換算すると、500万円を超える世帯の消費支出と同水準であることを意味している。

1月当たりの生活保護基準と消費支出（母子世帯(子2人)のケース)



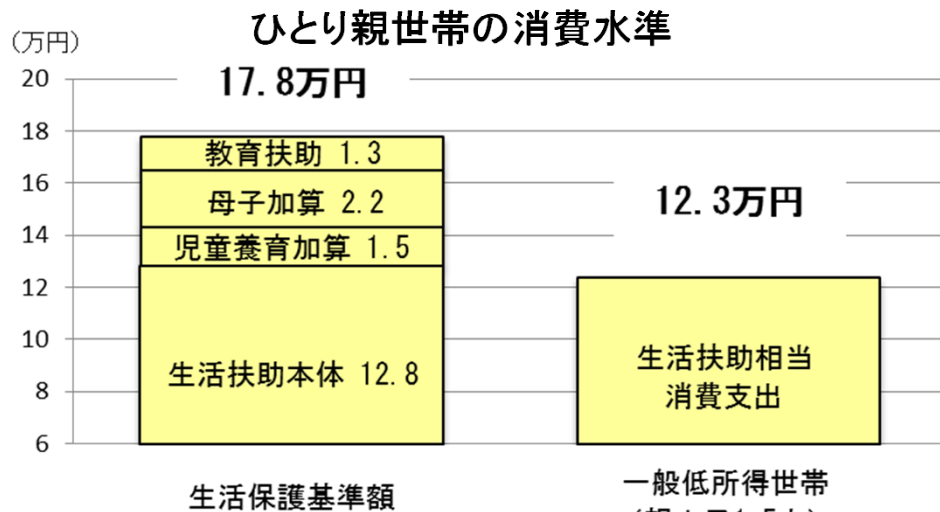
(出典) 総務省「全国消費実態調査」(H26年)

(注) 一般世帯の消費支出(生活扶助相当)については、消費支出全体から、住居(住宅扶助相当)、保健医療(医療扶助相当)、教育(教育扶助相当)、自動車等関係費(生活保護受給世帯の自動車保有は原則不可)、NHK受信料(生活保護受給世帯は支払免除)等を控除して算出。

厚生労働省「全国母子世帯等調査」(H23年度)

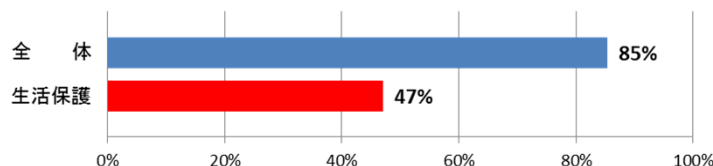
【論点】

- 就学児を抱えたひとり親世帯に対する加算・扶助を加味した生活保護水準は、一般低所得世帯（年収300万円未満）の世帯における消費実態と比べるとはるかに高い水準となっている。
- 母子加算がかつて廃止された同時期に、学習支援費（教育扶助）等が創設され、子供の学習経費等に係る支援が行われているが、平成21年度に、母子加算は復活されている。
- これだけの水準の金額が毎月保障されていることで、就労に向かうインセンティブが削がれている可能性がある。



(注)一般低所得世帯(世帯収入300万円未満)の生活扶助相当消費支出額は、全国消費実態調査(平成26年度)の世帯類型別データに基づき財務省で試算。生活保護基準額は、一般低所得世帯の級地区別世帯数や子の構成が不明なため、級地区分は2級地-1、子の構成は中学生として算出。教育扶助は、基準額と学習支援費の合計額。

母子世帯の就労率



(出典)総務省「労働力調査」(平成26年度)
厚生労働省「被保護者調査」(平成26年度)

有子世帯の各種加算・扶助

		子1人の場合・1か月分の支給額(円)			
		未就学児	小学生	中学生	高校生
児童養育加算	児童の教養文化的経費、健全育成に資するためのレクリエーション経費等の特別需要に対応するもの	15,000	10,000		—
母子加算	子どもの貧困解消を図るため、ひとり親世帯の生活保護受給世帯に対し支給するもの	19,620～22,790 廃止後、復活			
教育扶助(基準額)(注)	文房具などの学用品、校外活動費、通学日用品費等の購入に必要な経費	—	2,210	4,290	5,450
教育扶助(学習支援費)(注)	学習参考書購入費、課外クラブ活動費に必要な経費	—	2,630	4,450	5,150

(注)高校生は高等学校等就学費(生業扶助)

母子加算廃止の際に創設

【改革の方向性】(案)

- 加算を含めた生活保護の「生活扶助」の保障水準については、次回、平成30年度の生活保護基準の見直しに向け、一般世帯の消費支出と比べ、不公平感を招く水準とならないように検討するべき。
- また、有子世帯の加算・扶助についても、同じく生活保護基準の見直しに向け、その在り方・水準について、検証を行うべき。

【論点】

- 生活保護は、各地の生活水準に合わせて、6つの区分で支給が行われてきている（1級地－1、1級地－2、2級地－1、2級地－2、3級地－1、3級地－2）。
- この区分（級地区分）については、昭和62年度以降見直しがされておらず、同じ級地区分の中の自治体で消費実態が大きく異なっている。
- また、市町村合併に際しては、新市町村における最高の級地がその市町村全域に適用されることとされており、いわゆる平成の大合併を経て、上位の級地に属する市町村割合が増加している。

級地区別の最低生活保障水準

(単位: 万円/月)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
3人世帯 (夫:20～40歳、妻:20～40歳、子:3～5歳)	16.0	15.4	14.7	14.3	13.7	13.2
高齢者単身世帯 (70歳～)	7.6	7.3	6.9	6.7	6.4	6.1

(注) 平成28年度の生活扶助額の例。

生活保護法による保護の基準の級地区分の取扱い等について (S41.5.18厚生省社会局長通知抜粋)

1 市町村の合体、編入又は境界変更により異なる級地の地域が、同一の市町村の区域に属することとなる場合は、当該市町村の全部の区域について、(略)最も高い級地区分を適用すること。(略)

市町村合併による級地変更の例

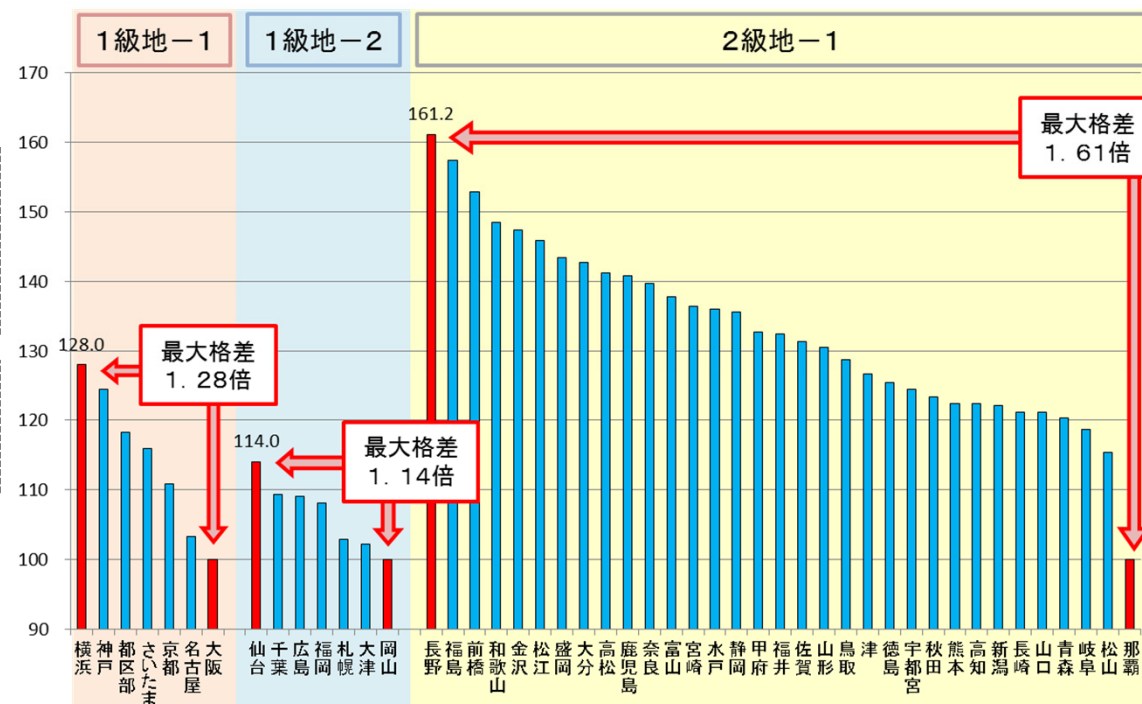
平成17年4月 京北町(3級地－1) ⇒ 京都市(1級地－1)
平成22年3月 江迎町、鹿町町(3級地－2) ⇒ 佐世保市(2級地－2)

級地区別市町村数・被保護人員構成割合

(単位: %)

	自治体数		被保護人員	
	平成7年度	平成26年度	平成7年度	平成26年度
1級地	3	6	48	57
2級地	7	12	24	24
3級地	90	82	28	19

都道府県庁所在地の級地区分と消費実態



(出典) 総務省「全国消費実態調査」(平成21年)

(注) 収入300万円未満の2人以上世帯について、生活扶助相当の消費実態額を財務省で試算した上で、各級地の最小金額の都市を100として指数化
厚生労働省「被保護者調査」

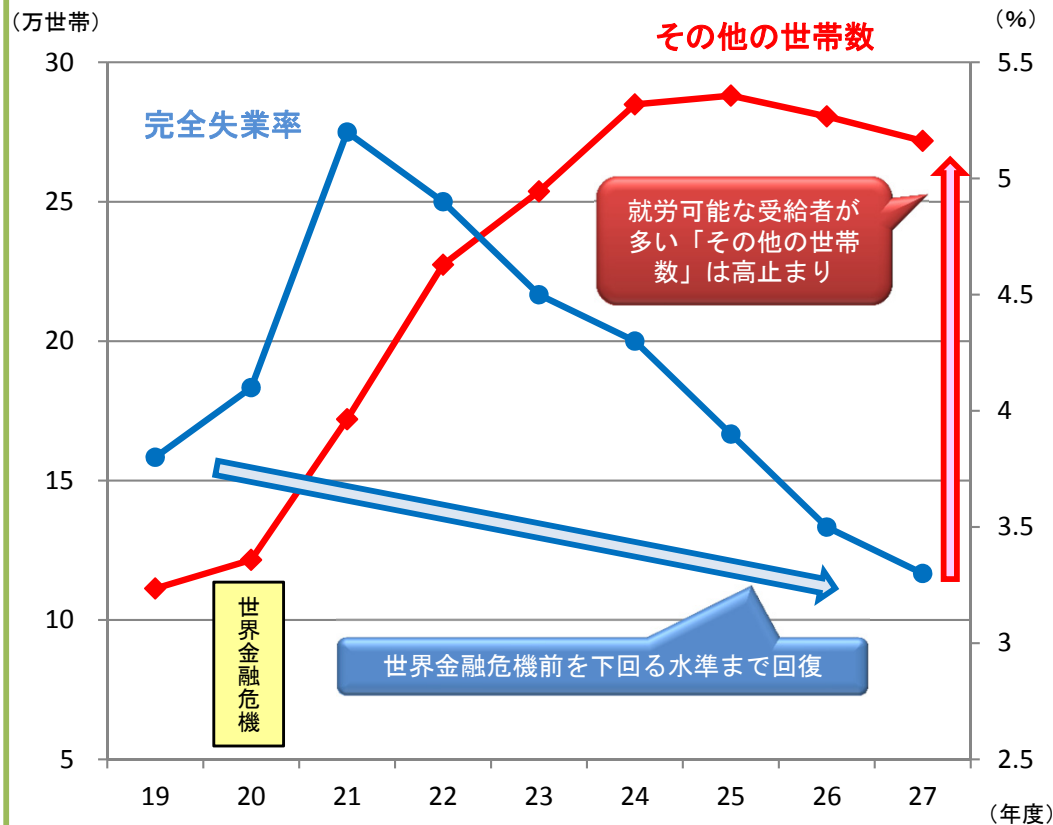
【改革の方向性】(案)

- 次回、平成30年度の生活保護基準の見直しに合わせて、級地区分についても検証・見直しを行うべき。平成の大合併に際して、消費実態の検証がないまま、上位の級地に区分されてきている。平成の大合併が一区切りした今こそ、見直しを行うべき。

【論点】

- リーマンショック後、急増した「その他の世帯数」は、雇用情勢の好転もあり、足下は減少傾向にはあるが、依然として、その水準はリーマンショック前に比べて高止まりしている。

「その他の世帯数」と「完全失業率」



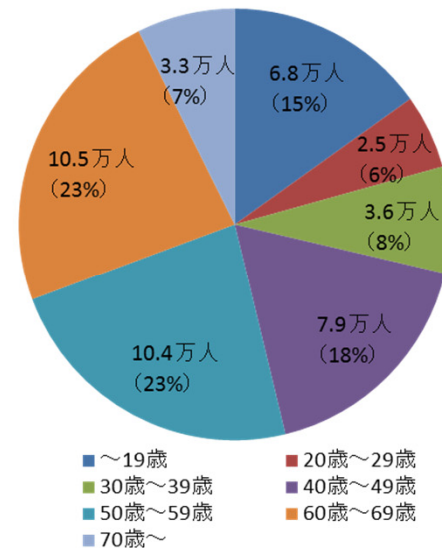
(出典)厚生労働省「被保護者調査」、総務省「労働力調査」

生活保護法

第4条第1項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

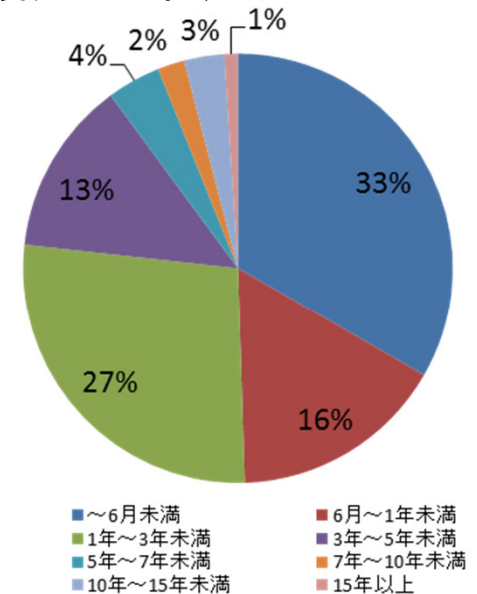
「その他の世帯」の年齢構成

(平均年齢)46.9歳



(出典)厚生労働省「被保護者調査」(平成26年7月末日現在)

「その他の世帯」における受給期間別の保護廃止世帯数割合 (平成26年7月分)



(出典)厚生労働省「被保護者調査」

【改革の方向性】(案)

- 生活保護が、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としていることを踏まえ、引き続き、生活保護受給者に対する就労支援の取組を徹底すべき。その上で、正当な理由なく、就労に向けた取組を拒む受給者に対して、実効性ある方策を講ずることができるよう、平成30年度の制度見直しに合わせて検討すべき。

【論点】

- 生活保護受給者は、自己負担なく、医療を受けられることもあり、患者（生活保護受給者）側にも、医療機関側にも、モラルハザードの問題が生じやすい。
- 特に、医療扶助における頻回受診については、その適正受診指導が強く求められるところ。
- しかしながら、主治医・自治体の嘱託医に確認の上、頻回受診者であることが確認されている「適正受診指導対象者」(注)に対する改善率は約４割台に留まっている。

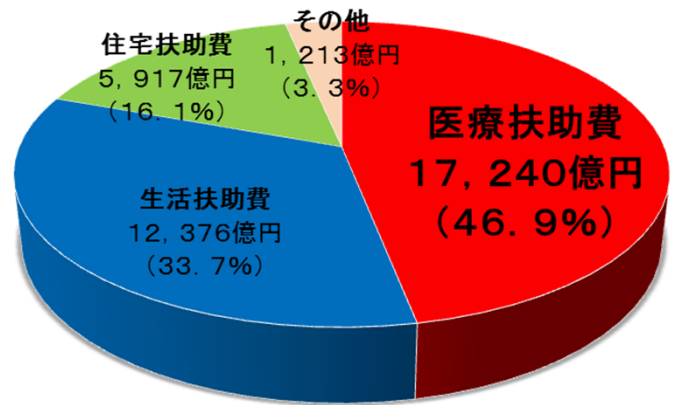
(注) 頻回が疑われる者のうち、主治医・自治体の嘱託医への協議を踏まえ、医学的にも過剰な受診を続けていたと認められる者

入院外の1月あたり受診回数

	1日	2日	3日	4日	5日	6～10日	11～15日	16～20日	21～25日	26日～	計
医療扶助	44.7%	23.8%	11.5%	6.2%	3.7%	6.7%	2.1%	0.8%	0.4%	0.1%	100.0%
国民健康保険等	49.5%	23.6%	11.1%	5.7%	3.2%	4.8%	1.4%	0.4%	0.2%	0.1%	100.0%

(注)「国民健康保険等」は、「国民健康保険」「後期高齢者医療」「協会(一般)」「組合健保」の合計。
(出典)医療扶助実態調査(平成27年6月審査分)、平成26年度医療給付実態調査

生活保護費の内訳



(出典)厚生労働省「生活保護費負担金実績報告」(平成26年度)

生活保護における頻回受診の適正化状況

	受診状況把握対象者数 (頻回受診者)	適正受診指導対象者数 ①	改善者数 ②	改善者数割合 ②/①
平成24年度	18,969人	4,146人	1,949人	47%
平成25年度	16,526人	4,012人	1,844人	46%
平成26年度	15,462人	3,809人	1,749人	46%

(注1)「頻回受診者」は、「同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診している月が3か月以上続いている者」である。
(注2)「適正受診指導対象者」は、頻回が疑われる者のうち、主治医・自治体の嘱託医への協議を踏まえ、医学的にも過剰な受診を続けていたと認められる者である。
(出典)厚生労働省資料

【改革の方向性】(案)

- 頻回受診の抑制に向けて、受診指導を受けてもなお改善につながらない頻回受診者については、例えばその費用について一定の自己負担を求める措置や受診回数の制限など実効性ある改善策を検討し、必要な措置を講ずべき。
- また、頻回受診者が著しく多い等の医療機関について、内容審査の上、個別指導の徹底を図るべき。

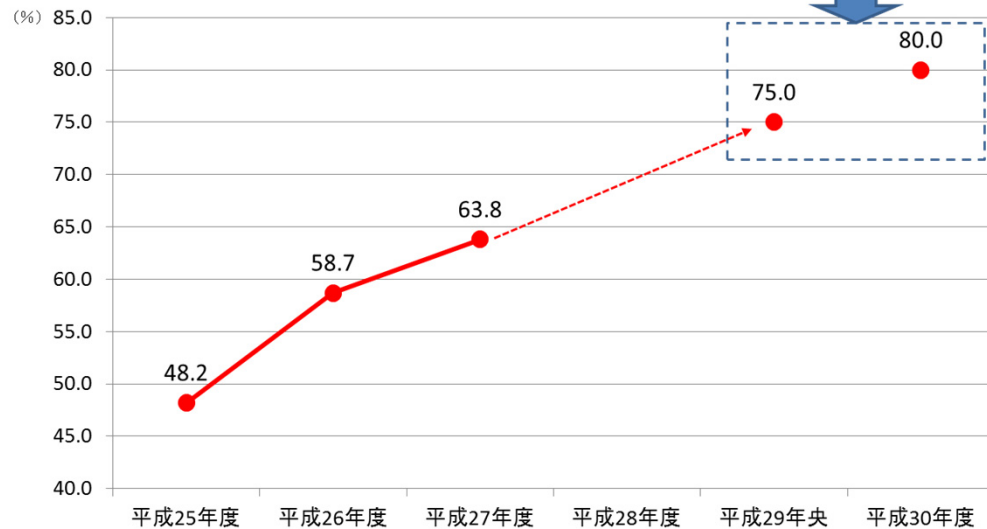
【論点】

- 生活保護においては、医師等が後発医薬品の使用が可能であると判断した場合には、後発医薬品の使用を原則としており、その使用割合を平成29年央までに75%とする政府目標を掲げている。
- 一般名処方が行われた医薬品で、後発医薬品を調剤しなかった理由は「患者の意向」が太宗を占めており、自治体から生活保護受給者（患者）に対する指導等により、使用を促進させる余地が大きいと考えられる。
- また、自治体における後発医薬品の使用促進の状況には大きな差が生じている。

後発医薬品使用割合(数量ベース)の推移

改革工程表

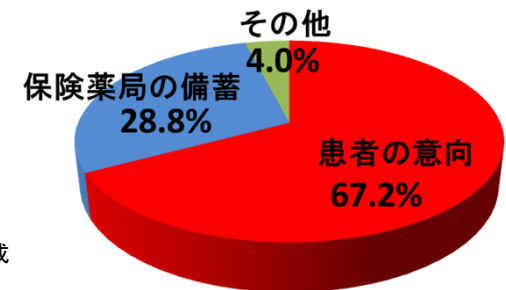
生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするとともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する。



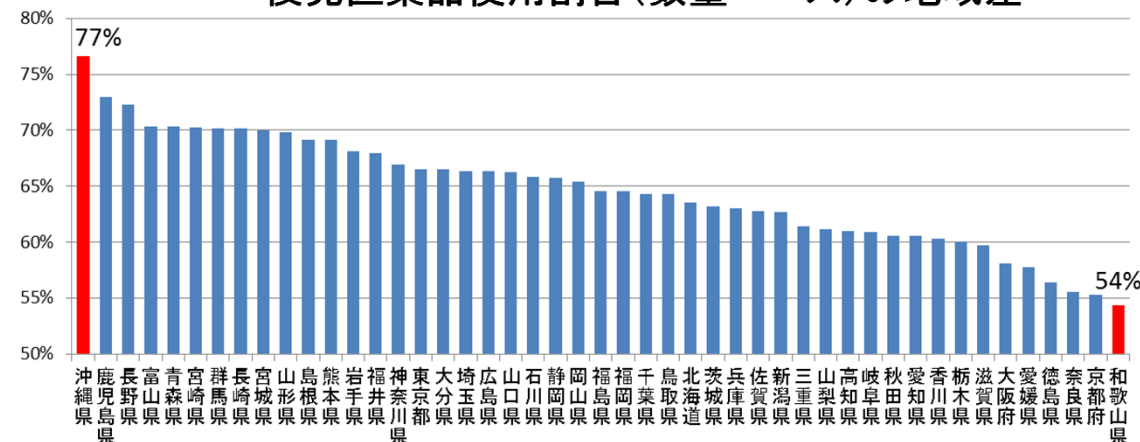
(出典)厚生労働省「医療扶助実態調査」

一般名処方が行われた医薬品で、後発医薬品を調剤しなかった理由

(注)後発医薬品が存在しない場合を除く。
(出典)政令指定都市(20)及び中核市(47)の平成27年度データを財務省において集計。



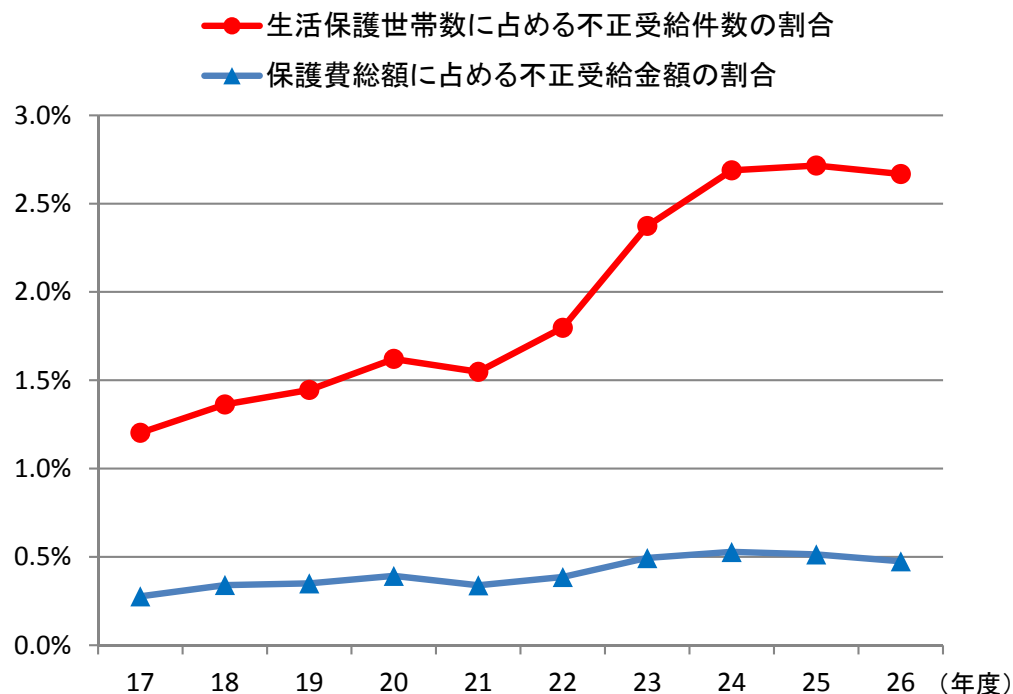
後発医薬品使用割合(数量ベース)の地域差



【論点】

- 生活保護世帯数に占める不正受給件数の割合は、以前より高くなっている。
- また、最近では、一例として、高額薬剤に絡む不適切な事案も発生している。
- 生活保護制度が適正に運営され、国民から信頼を得ていくことが、制度の持続性を確保する上で重要な問題。

生活保護における不正受給の状況(過去10年)



(出典)厚生労働省資料

「C型肝炎新薬を詐取－3容疑者逮捕 生活保護を悪用－」

(平成28年6月22日毎日新聞)

医療費が無料になる生活保護制度を悪用してC型肝炎の新薬「ソバルディ」をだまし取ったとして、警視庁組織犯罪対策特別捜査隊は21日…男女3名を詐欺容疑で逮捕した。

逮捕容疑は1～3月、生活保護制度を悪用し、相模原市内の病院から3回にわたり、ソバルディ計84錠(約520万円相当)を無料でだまし取ったとしている。いずれも容疑を認めているという。

…ソバルディは米製薬会社が開発し、国内では昨年5月に発売されたC型肝炎治療薬。日本人のC型肝炎患者の約3割を占めるタイプが対象で、臨床試験で95%と高い有効率が確認されている。重い副作用を伴うことがあるインターフェロン注射が不要になり、1日1錠の服用で治療期間が12週間と短い。

その画期性などから、当初は1錠約6万1800円と高額だった。今年4月からは年間売り上げが想定を超えたことなどから、特例によって約4万2000円に下がった。

【改革の方向性】(案)

- 生活保護制度への信頼を確保するためにも、稼働収入の無申告等に係る不正受給については引き続き厳しい対応で臨むべき。
- 高額薬剤における不適正な事案発生を発見・防止するためにも、自治体においてレセプトデータの分析による、生活保護受給者への薬の二重支給の発見に引き続き努めることに加え、薬局を通じて生活保護受給者(患者)の服薬管理を徹底させるなど実効性ある改善策を図るべき。

雇用保険制度の見直しについて

資料Ⅱ－１－４０

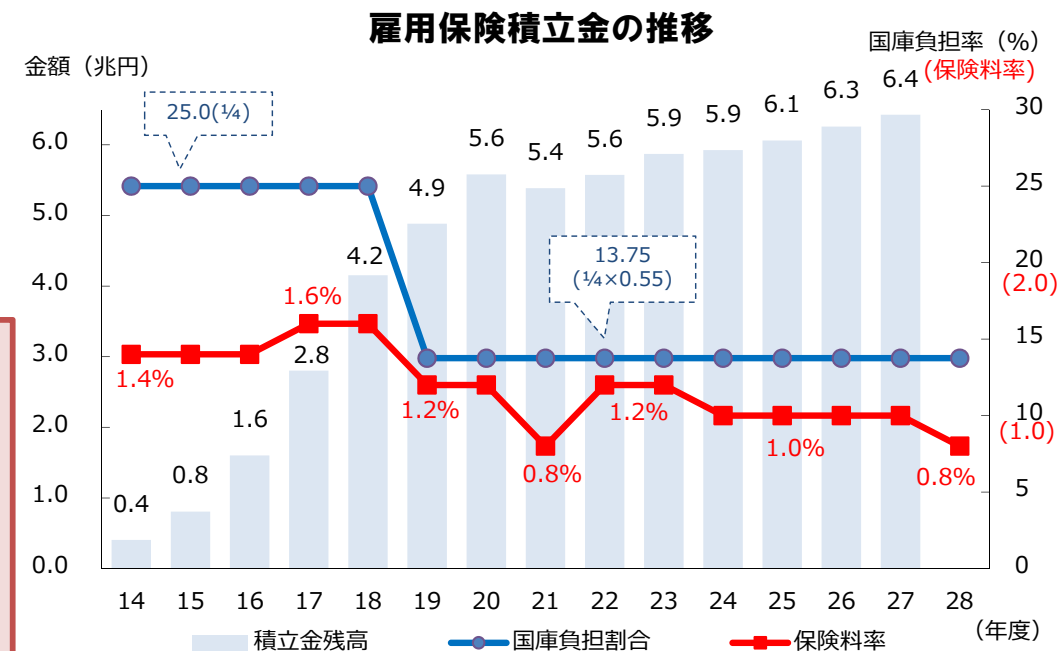
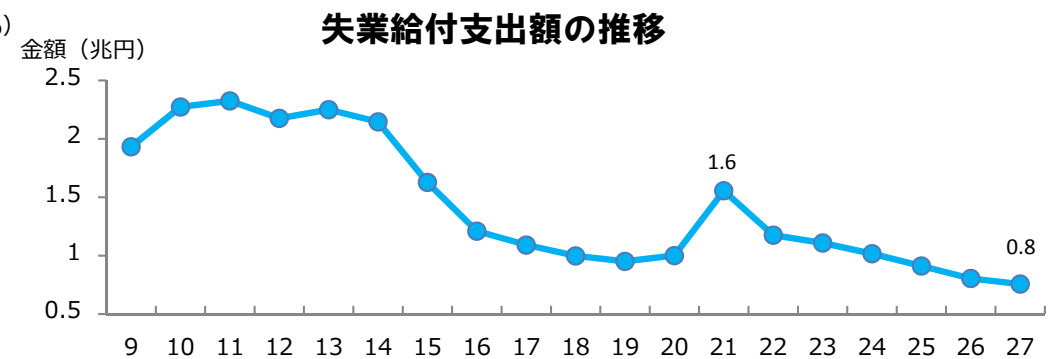
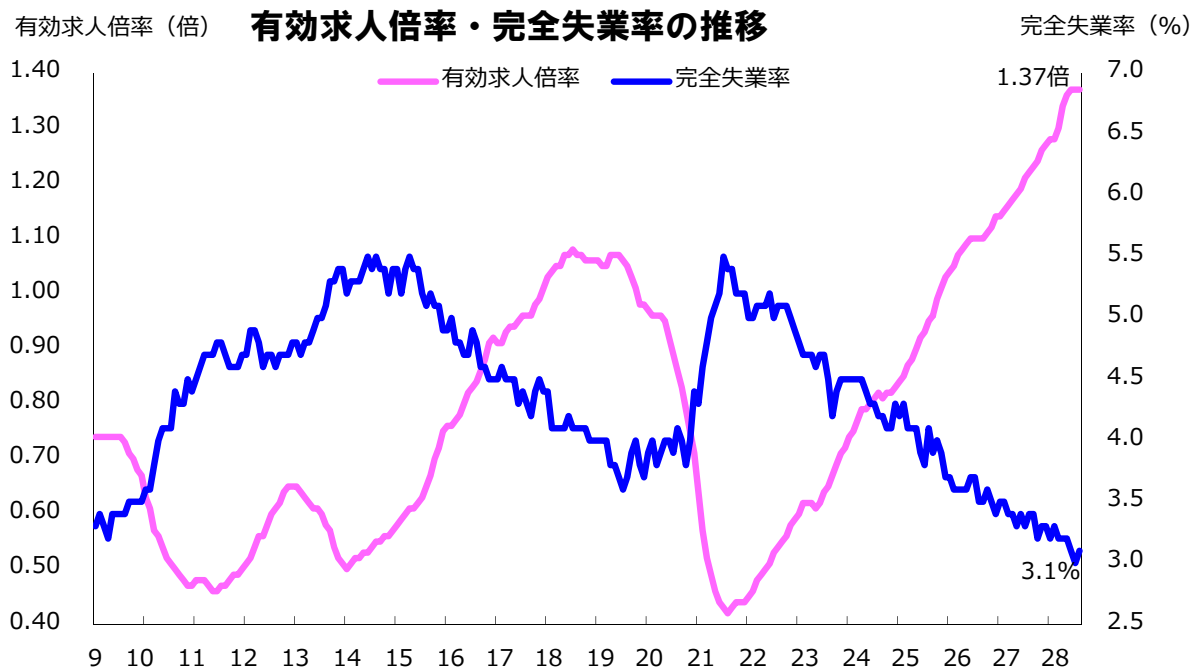
- 現在の雇用情勢は、着実に改善が進んでおり、有効求人倍率は1.37倍と24年ぶりの水準、完全失業率は3.1%と21年ぶりの水準となっている。また、都道府県別の有効求人倍率は、史上初めて、すべての都道府県で1倍を超えている。

※平成28年8月時点

- 平成27年度の失業給付の支出額は0.8兆円と、平成21年度の1.6兆円と比較して、大きく減少している。

※失業等給付のうち、育児休業給付等を除いた求職者給付

- 雇用保険積立金は、近年、過去最高を更新し続けており、平成27年度末の残高は6.4兆円となっている。



【改革の方向性】（案）

- 「未来への投資を実現する経済対策」で決定されたとおり、アベノミクスの成果等により、雇用情勢が安定的に推移していること等を踏まえ、雇用保険料や国庫負担の時限的な引下げ等について、必要な検討を経て、成案を得、平成29年度から実現すべき。

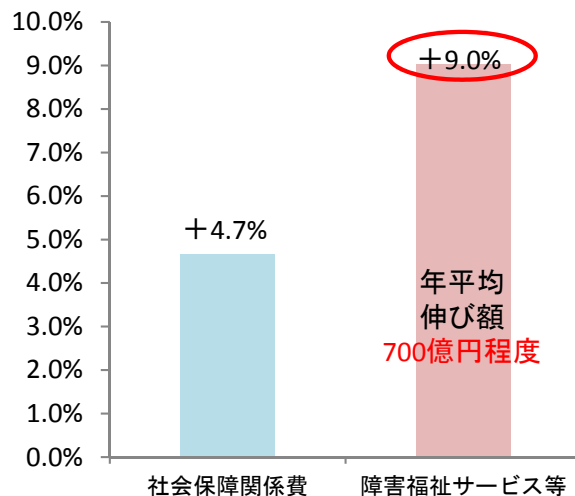
障害者支援予算の他の社会保障関係費と比較した特徴

資料Ⅱ－１－４１

- 障害者向け予算は、サービスを受ける障害者の数の増加等を反映し、この10年間で2倍近くに増加。その伸び率は、社会保障関係費全体の伸び率の約2倍。
- 障害者向け予算は、他の社会保障関係費と異なり、高齢化のみではサービス量の増加を説明できない。このため、厚生労働省においては、その要因分析や実態把握が必要だが、その取組は十分とは言えない。
- 利用者負担が非常に少ないことも特徴であり、コストインセンティブが低く、供給サイドによるサービス増加が起こりやすい。このため、支給決定を担う市町村等は、サービス供給の必要性や内容についてしっかりと精査する責任・役割を担うと考えられる。

社会保障関係費全体の2倍の伸び率

社会保障関係費と障害福祉サービス等予算の
対前年度伸び率（直近10年間平均）



（注）それぞれ平成19年度～28年度当初予算の対前年度増減率の平均値。社会保障関係費は、障害福祉サービス等予算を含む社会保障関係費全体の額。

高齢化の影響は限定的

<利用者数>

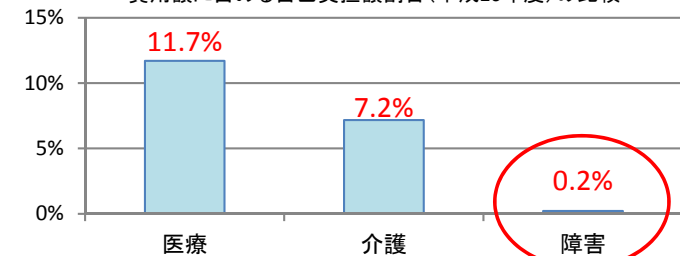
	平成24年4月	平成28年4月	増加への寄与
合計	873,101人 (構成割合100%)	1,096,124人 (構成割合100%)	25.5%
65歳以上	83,908人 (構成割合9.6%)	126,312人 (構成割合11.5%)	4.9%
65歳未満	789,193人 (構成割合90.4%)	969,812人 (構成割合88.5%)	20.7%

（注1）国保連データを基に作成。

（注2）複数のサービスを利用している者については、利用者数として重複して計上している。

非常に少ない利用者負担

費用額に占める自己負担額割合（平成26年度）の比較



（注）医療は「平成26年度国民医療費の概況」における国民医療費に占める患者負担、介護は「平成26年度介護保険事業状況報告（年報）」における費用額から給付費を控除して自己負担額を算出、障害は「国保連データ」を基に作成。

	19年 11月	20年 7月	21年 7月	22年 4月	28年 4月
利用率	4.28%	2.86%	1.94%	0.37%	0.23%
負担がない者	N.A.	N.A.	10.6%	86.8%	93.3%

（注）国保連データを基に作成。

【改革の方向性】（案）

- 障害者が真に必要なサービスが効率的・重点的に供給されるよう、供給サイドの要因にも留意しつつ、サービス増加の要因や実態を分析・把握するとともに、サービスの必要性のより主体的な精査など市町村の役割の強化について検討し、第5期障害福祉計画（30～32年度）の基本指針や30年度報酬改定に反映すべき。

分析視点例①：サービス供給量の状況

資料Ⅱ－１－４２

- 利用者負担が非常に少ないため、サービスの供給量が多くなりやすい構造。
- このため、利用者のニーズについて随時把握する必要があるが、厚労省における実態把握は十分とは言えない。
 - ✓ 包括的な調査（「生活のしづらさ調査」）の実施は低頻度（５年に１回）。
 - ✓ 各利用者のサービスの利用状況（類似するサービスを重複して受けていないか等）も、随時把握するシステムでない。
- 平成23年の調査では、①「福祉サービスを利用したいが利用できない」手帳保持者の割合は2.1%に留まり、②「利用している者」に対する「利用したい者」の割合も37%に留まる。一方、利用者数は24年度以降も大幅に伸び続けている。
- 平成27年4月より支援の全例について必要となった「サービス等利用計画案」の作成を担う「計画相談事業者」について、サービスの供給を担う事業者からの「中立性」の確保を推進していくことが課題。

希望利用者数と利用者数実績の比較等(65歳未満)

(単位:人)

	障害者手帳保持者			
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
サンプル数 (=①)	3,971	2,408	1,139	852
利用したいが、利用できない者 (=②)	82	38	18	32
割合 (=②/①)	2.1%	1.6%	1.6%	3.8%
利用についての希望が分からないもの (=③)	778	395	280	201
割合 (=③/①)	19.6%	16.4%	24.6%	23.6%

	障害者手帳保持者			
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
利用している者 (=④)	1,211	571	611	289
利用したい者（「利用したいが、利用できない者」を除く） (=⑤)	451	300	175	95
「利用している者」に対する「利用したい者」の比率 (=⑤/④)	37.2%	52.5%	28.6%	32.9%

(出典)「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」を基に作成。

(注1) ③の計数は、日常生活上の支援として福祉サービス(居宅介護等)をどの程度利用したいかについての希望が分からないもの。

(注2) ④⑤の計数は、同じ母集団(3,971人)による、利用実績及び利用希望についてのそれぞれの回答から抽出。

【改革の方向性】（案）

- サービス供給量が多くなりやすい構造であることに留意し、市町村においては、障害者への支給決定に当たり、そのサービスの必要性をしっかりと精査していくことが重要。例えば、市町村職員の専門性を高め、サービス利用に至るプロセスにおいて、障害者のニーズをよりの確かつ主体的に見極めることとするなど、市町村の役割や責任を強化すべき。

分析視点例②：サービス供給量増加の制度的要因

資料Ⅱ－１－４３

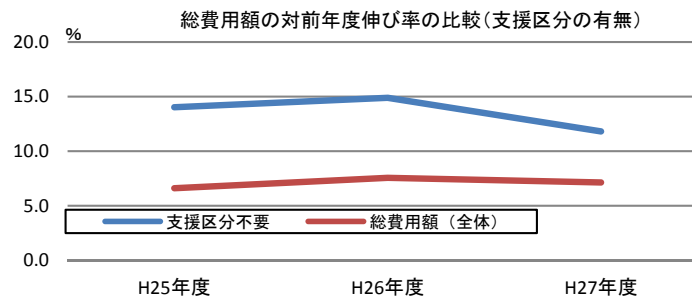
- 障害サービスの供給主体である事業者は経営体でもあり、利用者数の増加により収益の向上を求めるのは合理的行動。
- 事業者にとっては、①支援区分が不要であり、②利用期限がなく、③収支差率が高いサービスほど、安定的な利用者を増加・確保しやすく、収益も向上させやすいと考えられる（注：要支援の程度が低いほど潜在的な対象者が多いと言える）。
 - ✓ 「支援区分不要」のサービスの伸びは、平均的なサービスの伸びを大きく上回る。
 - ✓ 「サービスの平均的な支援区分の低さ」（支援区分不要や潜在的な対象者数等を反映）と給付額の増加率は相関。
 - ✓ 「収支差率」の高さと給付額の増加率も緩やかに相関。
- なお、障害者施設は、介護や保育施設に比べ、労働分配率が低く、利益率が高い（良い経営状況）とのデータもある。

サービス増に関係しうる要因

	総費用 伸び率	支援区分 平均	利用期限	収支差 率
就労継続支援A型	165.7%	0.4	無し	9.4%
同行援護	93.4%	1.6	無し	9.5%
就労継続支援B型	56.0%	1.3	無し	10.1%
行動援護	39.0%	3.5	無し	12.1%
生活介護	38.9%	4.8	無し	13.4%
就労移行支援	35.4%	0.6	原則24ヶ月以内	16.8%
居宅介護	33.8%	3.0	無し	9.4%
重度訪問介護	29.6%	5.7	無し	12.8%
自立訓練(生活訓練)	15.7%	1.2	原則24ヶ月以内	9.6%
自立訓練(機能訓練)	▲4.2%	2.3	原則18ヶ月以内	5.6%

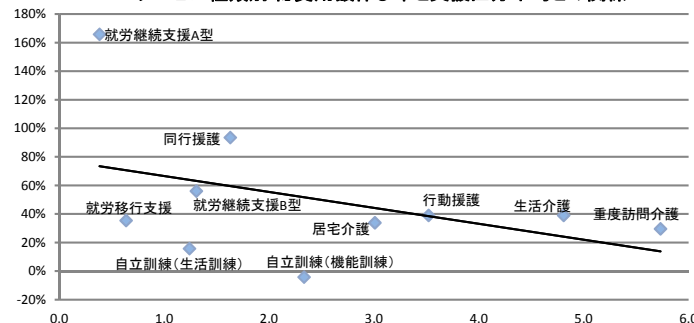
(注1) 総費用伸び率は「国保連データ」の24年3月分と27年3月分の比較。
 (注2) 支援区分平均は、各サービス利用者の支援区分(27年4月)を加重平均したもの(支援区分とは、障害者等の障害の多様な特性等に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す)。
 (注3) 収支差率は、「平成26年障害福祉サービス等経営実態調査」より出典。

「支援区分」とサービス増の関係



(注)「国保連データ」を基に作成
 (注1)「支援区分不要」は支援区分不要のサービス(自立訓練、就労支援など)利用者のうち、支援区分なしの者に係る総費用額の伸び率。
 (注2)同行援護は、支援区分不要だが独自の要件を設けている。

サービス種類別 総費用額伸び率と支援区分平均との関係



(注)「国保連データ」を基に作成。

(参考)障害者施設の経営状況

○2016年(平成28年)3月28日日本経済新聞「経済教室」(抄)
 ～社会福祉法人改革の論点～ キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹、主任研究員

「障害者施設を主たる業務とする社福の平均経常利益率が7.1%と突出して高い。集計した障害者施設社福1087法人のうち、経常利益率10%超が352法人(うち20%超が63法人)もある。また総資産の4分の1が純金融資産だ。これは、障害者福祉に尽力する経営者がいる一方で、毎期の黒字を社会還元する意思がない経営者が多数を占めていること、社福側が補助金を障害者のために使い切っていない事実を行政が見逃していることを示唆する。

事業区分名	金融資産純資産割合	純金融資産純資産割合	平均経常利益率
高齢者事業	23.6%	5.7%	3.9%
保育事業	27.4%	17.1%	4.9%
障害者(児童、保育との兼業含む)	31.5%	25.6%	7.1%
全体平均	25.5%	10.6%	4.4%

(注) 純金融資産＝金融資産(現預金＋投資有価証券)－借入金(出所)社会福祉法人5513法人の2014年度財務諸表を集計

○東京都「社会福祉法人経営分析のための財務指標と都内平均値」(平成26年度決算書)

事業区分名	法人数	労働分配率
保育事業のみを経営	339	88.3%
障害事業のみを経営	173	76.7%
介護保険事業のみを経営	123	89.7%
合計	880	86.3%

【改革の方向性】(案)

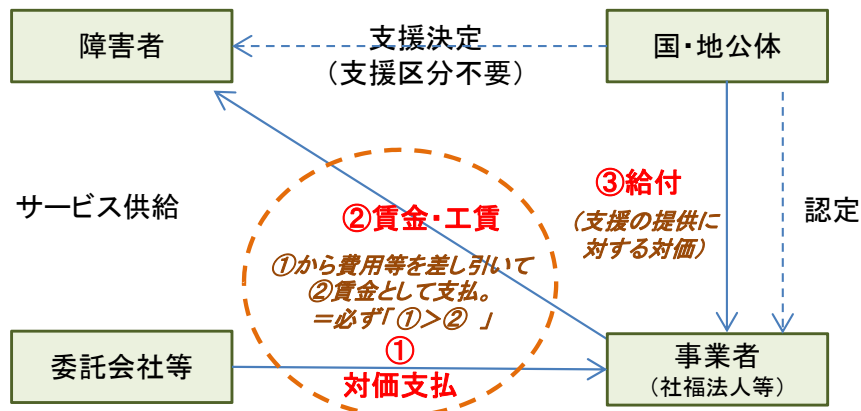
- 「支援区分不要」のサービスについては、支援の必要性を測る基準の設定など必要性を精査する仕組みを導入すべき。
- 「利用期限のない」サービスについては、利用者が固定されないような仕組み(例えば、就労継続支援においては、一般雇用への移行を奨励するインセンティブの強化)を導入すべき。
- 事業者への報酬については、適切なサービス供給量や利益率となるような水準とすべき。

分析視点例③：事業者へのインセンティブ付けの在り方

資料Ⅱ－1－44

- 利用者負担がないことは、サービスの質の確保にも供給サイドへの考慮が必要であることを含意。報酬設定における適切なインセンティブ付けがなければ、質の低いサービス供給につながり得る。
- 例えば、増加する就労支援の報酬体系においては「利用者が増加するほど、事業者の利益となる」一方、「一般就労への移行や賃金向上へのインセンティブ付けが十分でない」。また、報酬水準が高く、支援区分も不要。
- こうした状況の下、実際に事業者による不正受給の事案が問題化。放課後等デイサービスにも同様の問題を抱える。

就労継続支援(A型・B型)の仕組み



支援区分不要とされ、利用者の要支援度をしっかり把握する仕組みとなっていない。過去3年の利用者増の7割が「支援区分なし」。

		24年4月	28年4月	増加人数	伸び率
就労移行支援	区分あり	9,170人	6,632人	▲2,538人	▲27.7%
	区分なし	16,189人	24,692人	8,503人	52.5%
就労継続支援A型	区分あり	4,177人	9,891人	5,714人	136.8%
	区分なし	16,565人	48,961人	32,396人	195.6%
就労継続支援B型	区分あり	70,971人	99,733人	28,762人	40.5%
	区分なし	82,194人	113,287人	31,093人	37.8%

(注) 複数のサービスを利用している者については、利用者数として重複して計上している。(出典)国保連データ

確実に高い収益が上げられる報酬体系

事業の生産性(左記①②)の状況に関わらず、職員等の賃金に充てられる左記③の給付により、確実に収益を上げることができる。また、報酬水準も高い。例えば、20人以下の事業所(Ⅱ型)の場合、職業指導員の配置基準が「10:1」のため、基本報酬(532単位/日)だけでも、指導員一人あたりの収益は、最大月当たり120万円程度(営業日を22日と仮定)。
このほか、A型であれば、新規雇用にあたり一人当たり「30～240万円」の助成が行われる。

一般就労への移行や賃金向上へのインセンティブが少ない

「一般就労等への移行後、6カ月定着している者が定員の5%」である場合、A型は26単位/日、B型は13単位の加算があるが、基本報酬(416～584単位/日)に比べて小さい。このため、一般就労への移行を支援するよりも、生産性の高い利用者を持しておく方が事業者の経済的な利益となる。

また、B型には工賃の向上を評価する加算(32単位/日)があるが、A型には、賃金上昇を評価する仕組みがなく、障害者の賃金が大幅に低下している(参考:A型平均賃金113,077円(H18)→66,412円(H26))

自治体による26年度指導監査により、事業者の指定取り消しはA型2件、B型7件

(参考)不適切な事例の紹介

「就労継続支援A型事業所」への参入事業者が急増している。(略)中には障害者を雇用しながら就労実態がほとんどないなど不正が疑われるケースも相次ぎ、厚生労働省が指導強化に乗り出している。(略)福岡市の40代男性は、昨年夏に約2カ月間雇われた同市内のA型事業所での日々を振り返る。うつ病を発症し精神障害者手帳を持つ。ハローワークで見つけた求人票の「ウェブ制作」という事業内容にひかれ、雇用契約を結んだ。ところが、通い始めて受けた指示は「自習」。平日午前10時半～午後3時半に家から持ち込んだ本を読むだけで、時給900円が支払われた。(略)、福岡市で別の事業所を運営する男性は「事業収益がなくても、利用者の就労時間を短くして賃金を抑えれば給料を払ってももうけが出る」と証言する。(以下略)(毎日新聞2016年1月10日)

【改革の方向性】(案)

- 質の高いサービスを提供する事業者を報いるようメリハリのついた報酬体系とすべき。例えば、サービスの質への対価を高くする一方、量への対価である基本的な報酬水準を低く保つことも一案。
- 就労系支援については、支給決定時に要支援の程度を精査する仕組みを導入するとともに、速やかに報酬水準を是正し、障害者の賃金向上や一般就労に向けた支援などの障害者が真に必要なとするサービスを提供する事業者に報いるような報酬体系とすべき。また、国・都道府県・市町村等による更なる指導やモニタリング等の強化も検討すべき。

- 地方交付税については、地方財政計画の歳出・歳入及び地方交付税総額がマクロベースで決定された後に、これを前提として、ミクロの各地方公共団体に対する地方交付税交付金の配分額が決定される仕組みとなっている。

予算編成時（９月～１２月）

1. 全自治体（都道府県及び市町村）の歳入歳出を見込み、収支不足を見積り
2. 収支不足を補てんするため、法定率分に加えて、一般会計からの特例加算等を行って交付税を増額
⇒ 交付税総額の決定

予算決定後（１月～７月）

1. 予算編成で決定した交付税総額を配分するため、基準財政需要の算定の基準（単位費用、測定単位、補正係数）を毎年改定
2. 改定した算定基準により、各自治体の基準財政収入と基準財政需要を算定して普通交付税を配分

【地方財政計画】

歳出	歳入
給与関係費	歳出歳入ギャップを補てん ⇒ 交付税総額の決定
一般行政経費	地方税
投資的経費	国庫支出金
公債費	地方債

【各団体の普通交付税算定】

地方交付税	基準財政需要
基準財政収入	

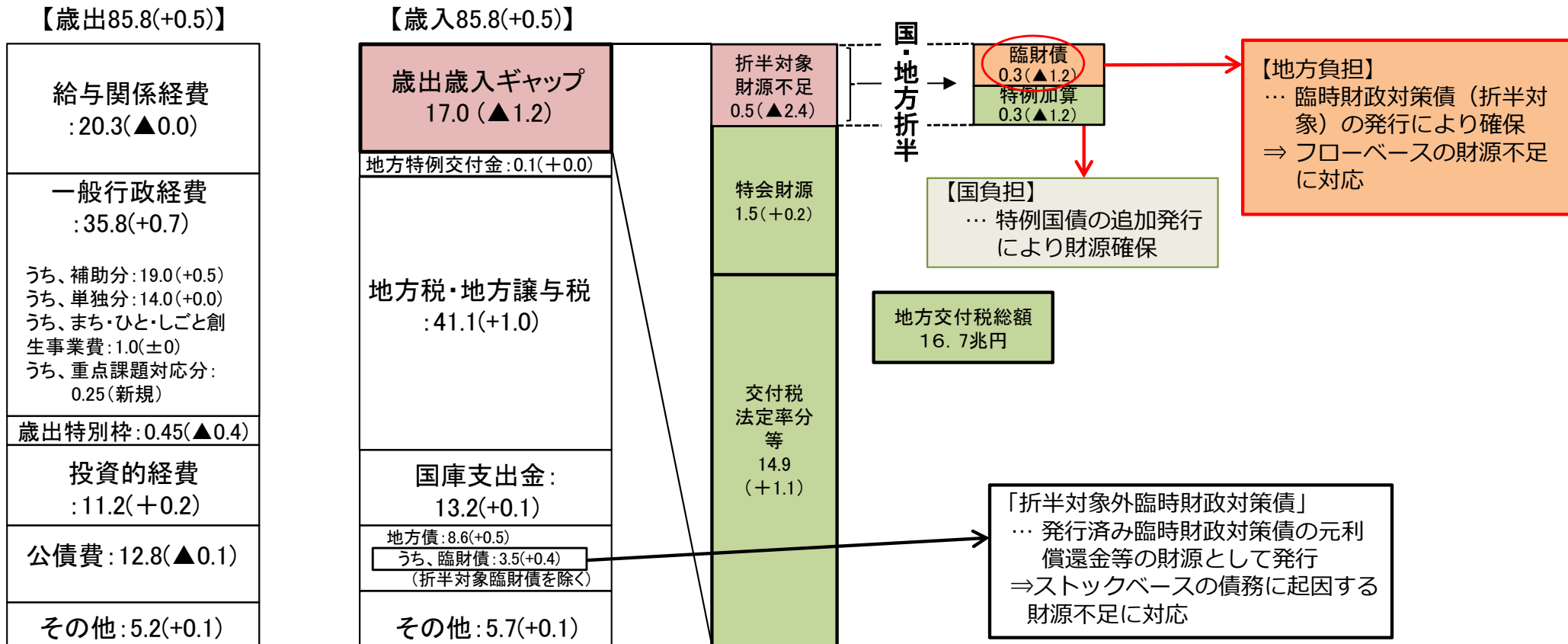
基準財政需要は年末に決定された交付税総額の配分基準である

普通交付税（交付税の94%）：7月に決定
特別交付税（交付税の6%）：12月・3月に決定
総務省が決定

⇒ 総務省と財務省の折衝を経て、交付税総額が決定。

- 地方財政対策においては、地方歳出総額を規律する地方財政計画における歳出歳入ギャップに対し、国税の一定割合である地方交付税の法定率分(国)を充当。
 - ※ 地方交付税の法定率：所得税33.1%、法人税33.1%、酒税50%、消費税22.3%
 - ※ このほか、地方法人課税の偏在是正のために導入された地方法人税の税収を交付税原資化（特会財源）
- 法定率分で不足する財源については、特例加算(国)と臨時財政対策債(地方)により国と地方の折半で負担することで対応。リーマンショック後は、これに加え、国の全額負担による別枠加算で地方の負担を軽減(28年度に廃止)。
- 国・地方のPB改善のためには、地方財政計画の歳出を着実に抑制し、歳出歳入ギャップを縮小していくことが必要。

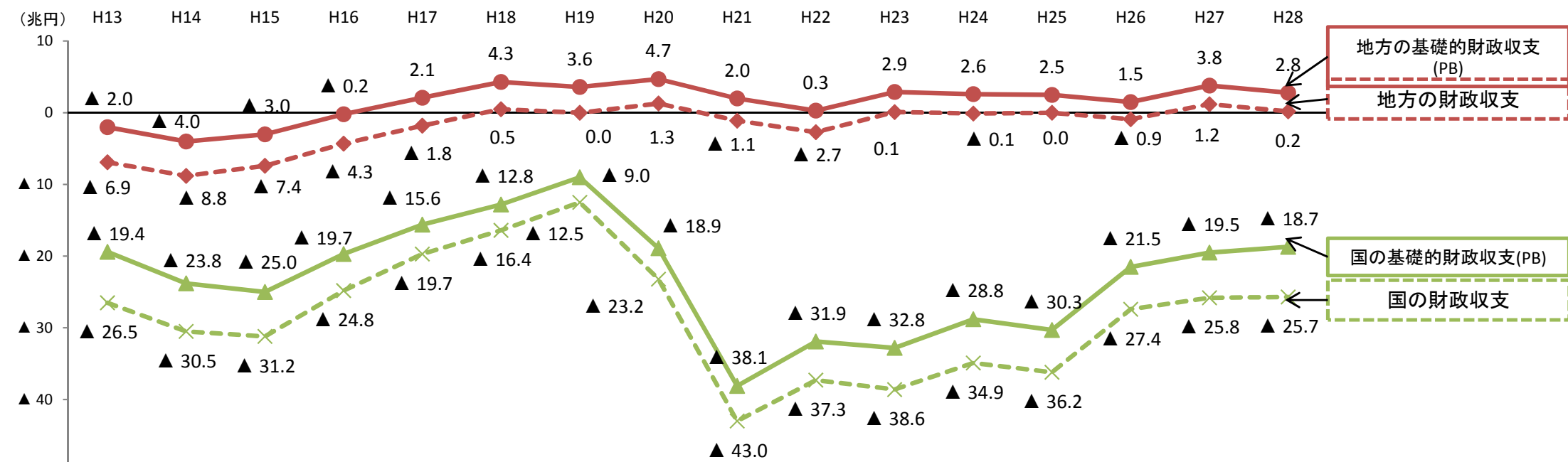
平成28年度地方財政計画(単位：兆円、(カッコ書)は対前年度増減額)



(注)リーマンショック後の臨時異例の危機対応として、歳出面の「歳出特別枠」に加え、歳入面において「別枠加算」が措置されていたが、28年度に廃止。

○ リーマンショック後、国と地方との財政状況の不均衡は著しく拡大しており、地方の足元の財政状況を見ると、基礎的財政収支(PB)のみならず、財政収支も黒字となっている。

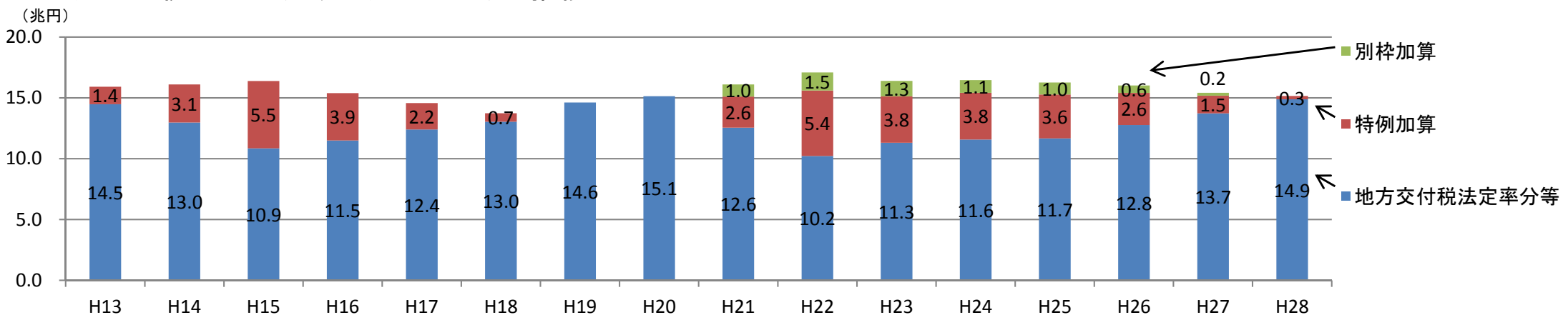
基礎的財政収支(PB)・財政収支の推移(フロー)



(出典) 内閣府「国民経済計算確報」。平成26年度以降は「中長期の経済財政に関する試算」(平成28年7月26日 内閣府)。

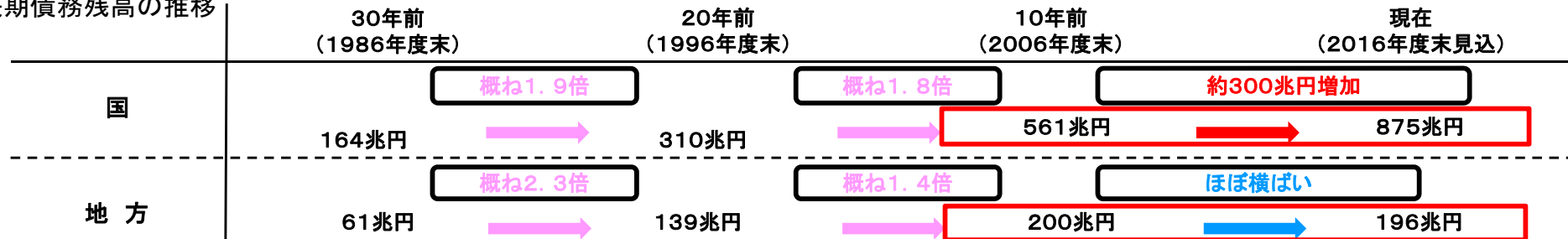
(注) 国・地方とも、平成23年度以降については、復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。

地方交付税交付金(一般会計ベース)の推移



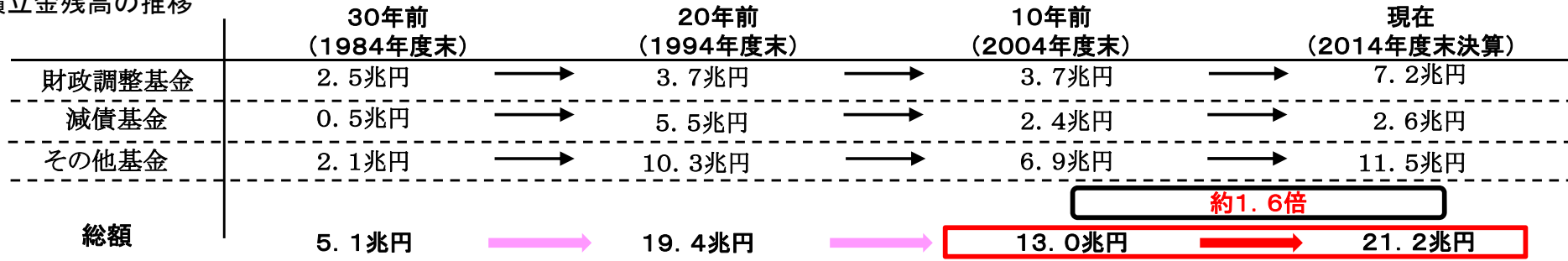
- スtock面について見ると、30年前から10年前までは、国及び地方のいずれにおいても長期債務残高が増加しているが、過去10年程度を見ると、国の長期債務残高は約300兆円増加している一方、地方はほぼ横ばい。
- これは、特にリーマンショック以降、国が別枠加算等の措置を通じて地方の財政収支悪化を防いできた結果とも考えられる。
- 一方、地方の貯金である積立金残高は過去10年間に約1.6倍に増加。国から地方への財政移転の水準のあり方を議論する際には、こうした国・地方の財政状況の違いも考慮する必要。

○長期債務残高の推移



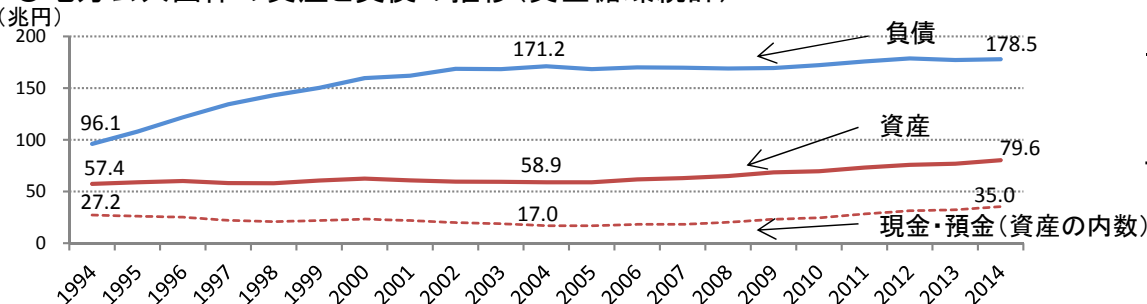
(注) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(2016年度末で32兆円程度)である。

○積立金残高の推移



(注) 2014年度末決算の積立金残高については、被災3県のその他基金1.4兆円を除いた額。

○地方公共団体の資産と負債の推移(資金循環統計)



(出典) 資金循環統計(日本銀行)

(注) 負債は、負債総額より金融資産・負債差額を引いたもの

	10年前 (2004年度末)	現在 (2014年度末)	差額
負債	171兆円	179兆円	7兆円
資産 (うち現金・預金)	59兆円 (17兆円)	80兆円 (35兆円)	21兆円 (18兆円)

○ 地財計画の歳出総額の増加は国民負担に直結。したがって、納税者の視点からは、地財計画による歳出見込みが客観的・適正であることが重要。

⇒ このため、分析可能な最新データである平成25年度を例に決算額と計画額を比較すると、決算額歳出(89.3兆円) > 計画額歳出(84.1兆円)

(注)「平成25年度地方財政計画と決算の比較」(27年12月「地方財政要覧」)における単年度収支ベース修正決算額等。

具体的には、決算(93.2兆円)と計画(81.9兆円)の比較のため、決算については、前年度からの繰越金を控除し、次年度への繰越金を加算するとともに、年度内貸付金分(年度内に歳出と歳入の両建てで計上され、地方一般財源は費消しない形式的な歳出)3.2兆円を控除(修正後決算歳出額:89.3兆円)。計画については、補正予算等の影響を加算(修正後計画額:84.1兆円)。

⇒ しかしながら、上記決算額の中には、総務省HP、会計検査院報告等によれば、地財計画にもともと計上されていなかった以下の歳出が含まれているため、地財計画の財源による決算歳出を把握するためには、これらを控除する必要。

- ・ 超過課税・法定外税を財源とする歳出
- ・ 国家公務員の給与水準を超えて支給される給与等
- ・ 地方税収等の決算増収分を財源とする歳出
- ・ 使用料・手数料の決算増収分を財源とする歳出
- ・ 過去に積立てた基金からの取崩分を財源とする歳出
- ・ 基金への積立歳出等

総務省HP

【地方財政計画の役割】

地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には計上していない。

- 歳入 超過課税、法定外普通税、法定外目的税
- 歳出 国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

会計検査院報告

【会計検査院報告(平成18年10月)における指摘(抄)】

なお、地方公共団体の歳出には、地方財政計画外の歳入である超過課税や法定外税、基金の取崩し等を財源とした歳出もあることから、全体としては同決算額は同計画額を上回ることとなる。

25年度修正後決算歳出額

89.3兆円

このうち、

0.7兆円

超過課税
法定外普通税
法定外目的税
の税収

は、上記のとおり、
地方財政計画の歳入に計上されておらず、計画の範囲外

1.0兆円

給与関係経費の「決算額－計画額」＝国家公務員の給与水準を超えて支給される給与、人員配置の加配等

は、上記のとおり、
計画の範囲外

0.8兆円

地方税収等の
決算増収分見
合い歳出

は、左記と同様に、計画の範囲外

0.4兆円

使用料・手数料
の決算増収
分見合い歳出

は、左記と同様に、計画の範囲外

2.7兆円

過去に積立て
た基金からの
取崩分見合い
歳出

は、上記のとおり、計画の範囲外

4.2兆円

基金への積立
歳出等

は、上記と同様に、計画の範囲外

25年度決算額歳出と計画額歳出との乖離について①

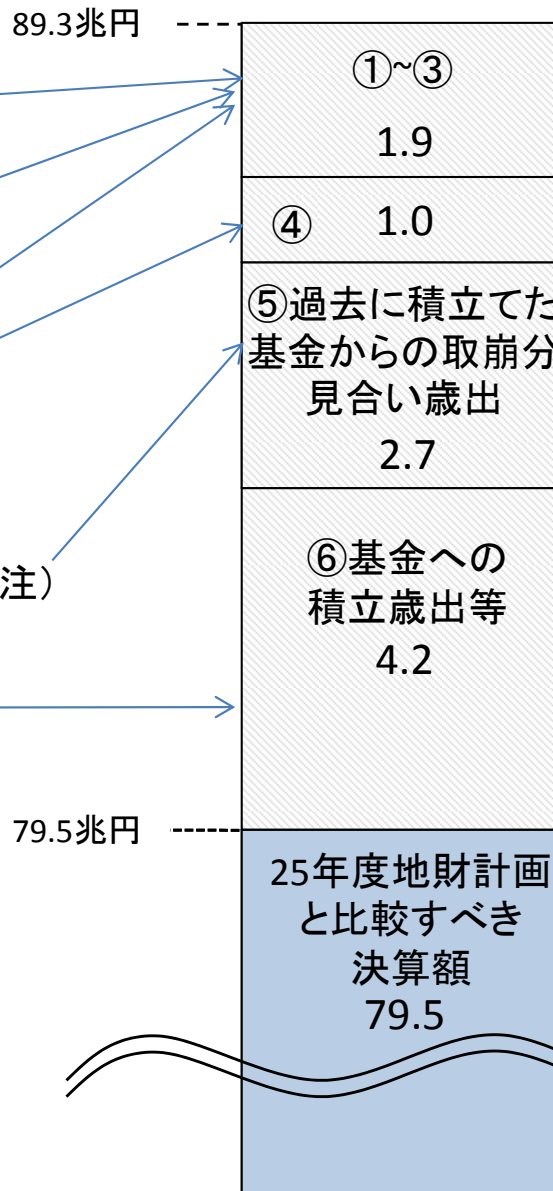
資料Ⅱ－2－7

- 決算額と地財計画額が実質的に比較可能となるようベースを合わせると、
実質的な決算額(79.5兆円)＜実質的な地財計画額(84.1兆円)

修正後決算額

- ①超過課税・法定外税分の見合い歳出
- ②地方税収等の決算増収分見合い歳出
- ③使用料・手数料の決算増収分見合い歳出
- ④給与関係経費の決算乖離分
- ⑤過去に積立てた基金からの取崩分見合い歳出(注)
- ⑥基金への積立歳出等

実質的な決算額



地財計画額及び決算額は、東日本大震災関連経費を控除した通常収支ベースである。

補正予算等の影響を加味した修正後計画額

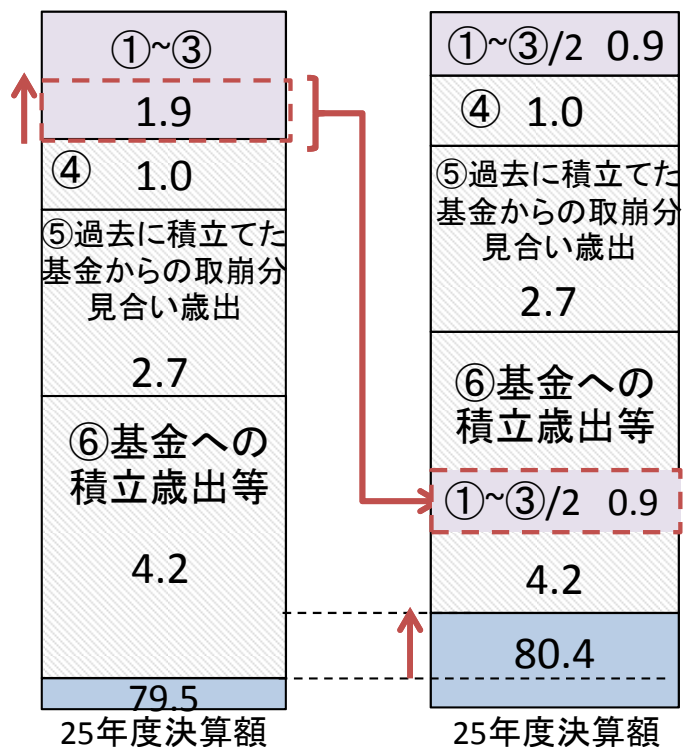
25年度地財計画で保障された歳出額
84.1

25年度決算額

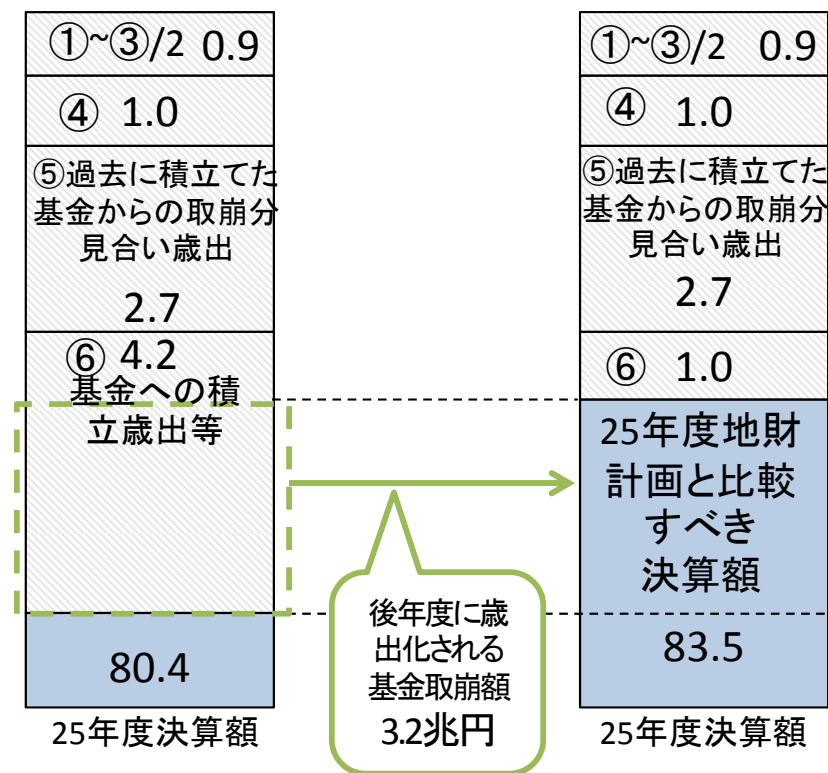
25年度地財計画額

(注) 基金取崩額については、被災3県におけるその他特定目的基金の取崩額を用いた見合い歳出を控除しているが、その他の東日本大震災関連経費が含まれている可能性がある。

地方税収等上振れ分による基金への積立



基金積立額の後年度の歳出化



- ①法定外税等見合い歳出
②地方税収等上振れ分見合い歳出
③使用料・手数料上振れ分見合い歳出

については、その半分が基金への積立てに回っていたと仮定。

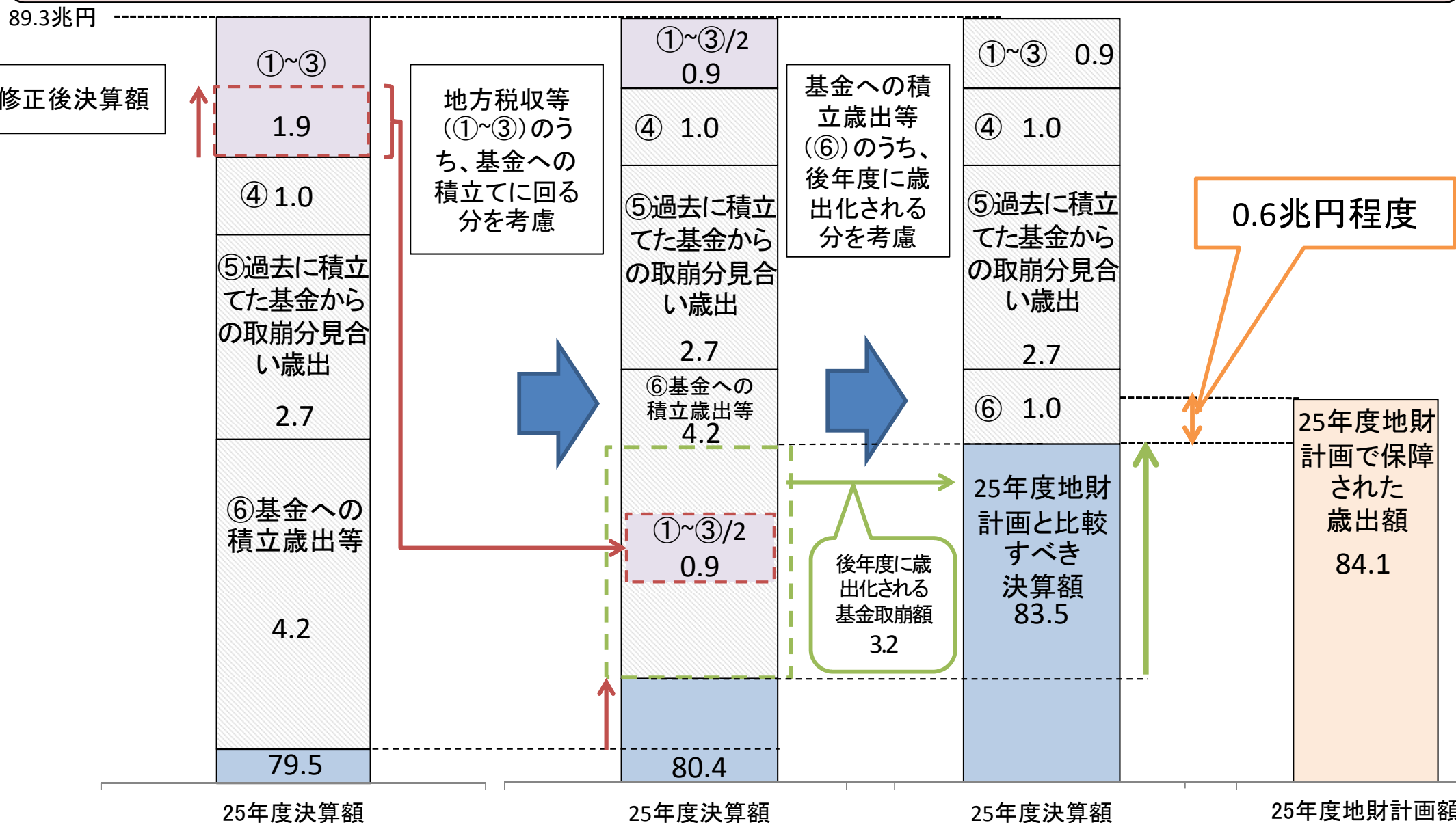
- 地財計画は本来、当該年度に必要な経費を計上するものであるが、各自治体では、予算執行上の工夫として、当面必要な支出は過去に積み立てていた財源で対応し(基金の取崩し)、当該年度の資金は一旦基金に積んだ上で、後年度に取崩して必要な歳出に充てるという運営も行われている。
- この場合、後年度に歳出化される取崩額については、すべてが地財計画が想定していない歳出という訳ではなく、地財計画に適合的な標準的な歳出内容が含まれていると考えられる。
- このため、各年度の基金への積立額(基金への積立歳出等)のうち、1.0兆円(※)を残して、後年度に地財計画に沿った内容で歳出化が行われていたと仮定。

※ 平成19～26年度の基金残高の状況を見ると、毎年度取崩しと積立ての両方を行いつつも、平均して毎年度1.0兆円の増加となっている。

25年度決算額歳出と計画額歳出との乖離について③

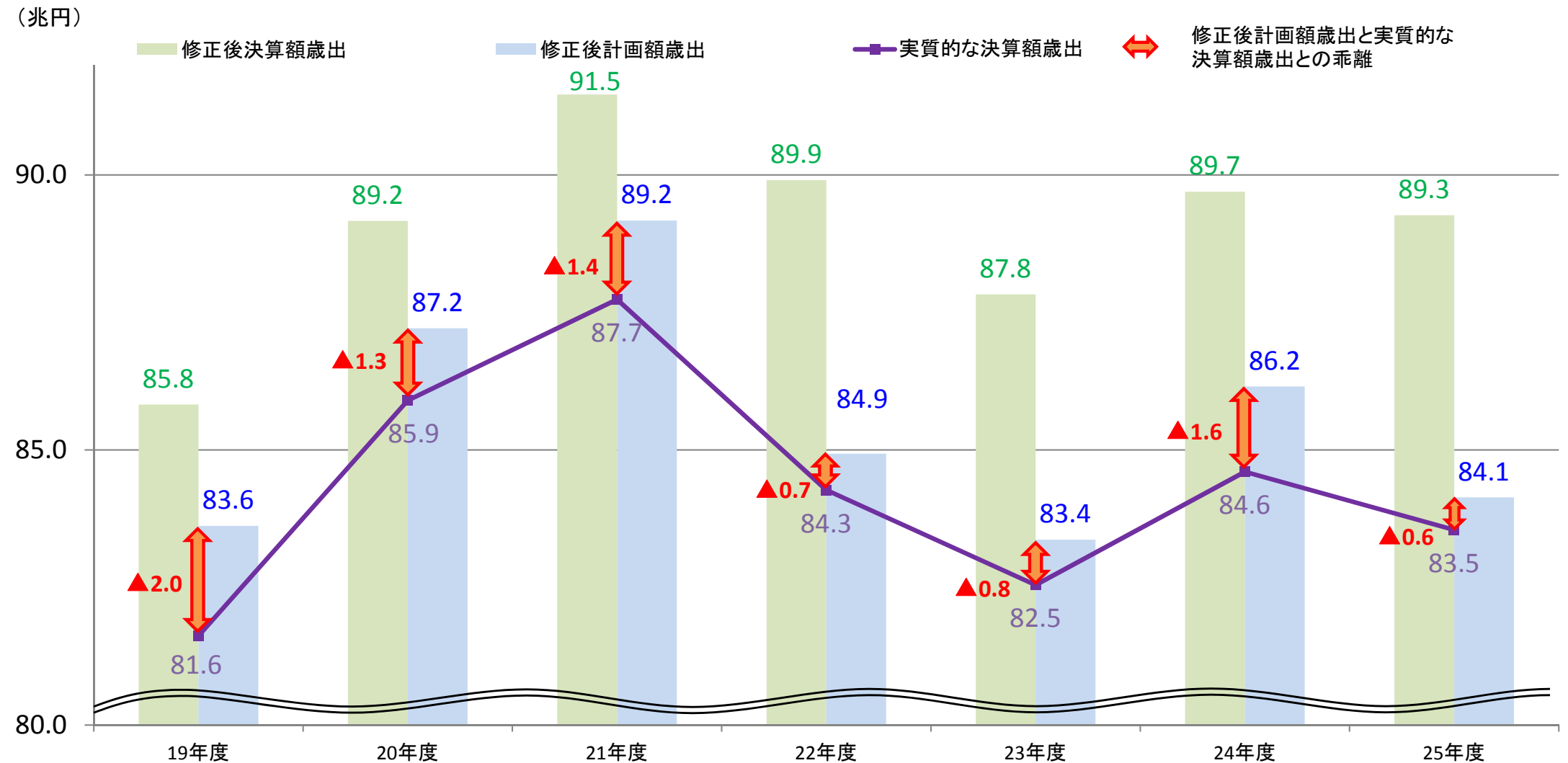
資料Ⅱ－2－9

- 決算額と地財計画額が実質的に比較可能となるようベースを合わせ、さらに前頁の仮定を反映すると、
実質的な決算額(83.5兆円)＜実質的な地財計画額(84.1兆円)

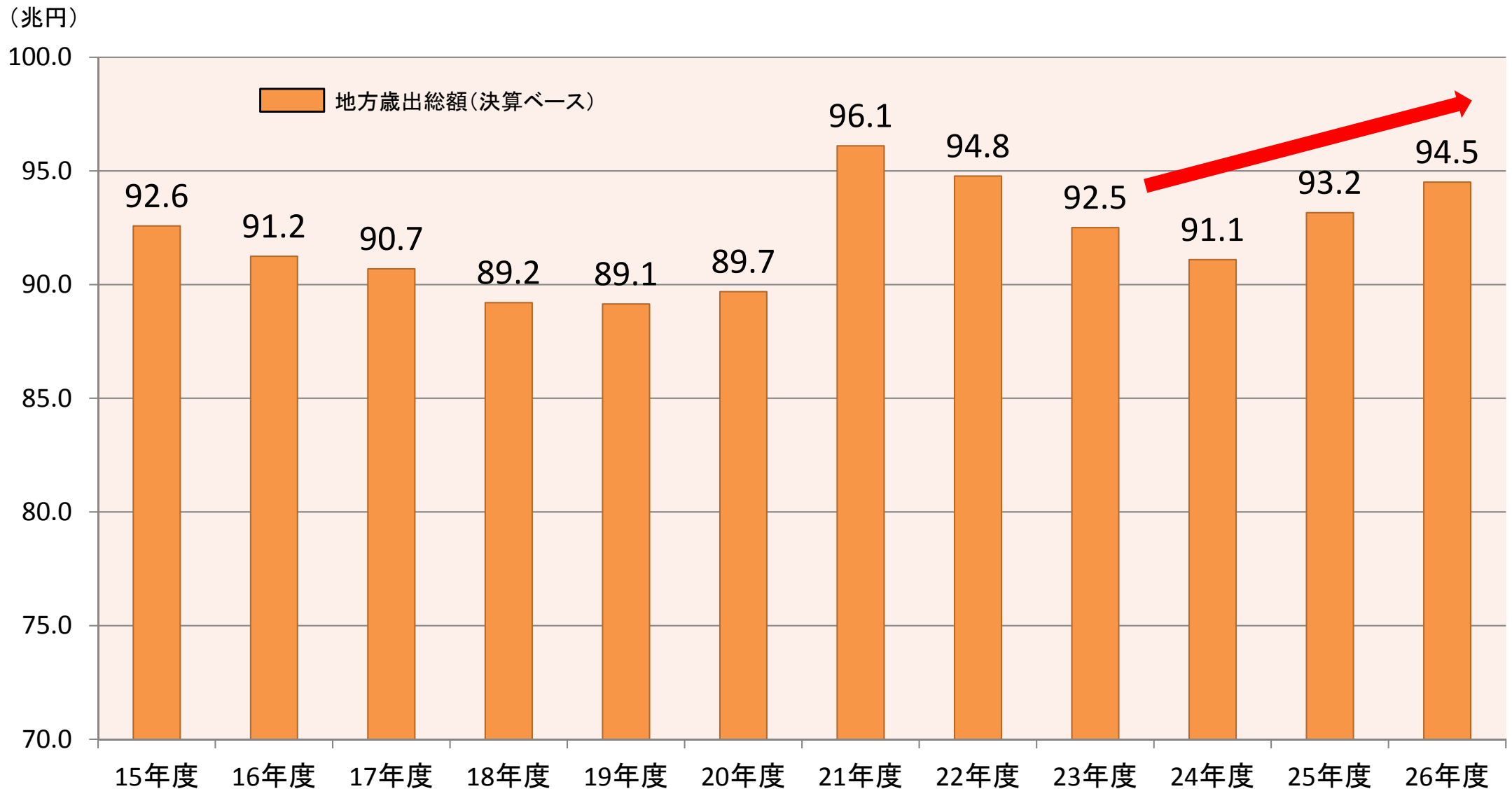


(注) 「⑥基金への積立歳出等4.2兆円」のうち、基金への積立歳出は3.1兆円。したがって、上記の「後年度に歳出化される基金取崩額3.2兆円」は、本来は2.1兆円(=3.1-1.0)であるが、本試算では簡略化のため、「⑥基金への積立歳出等4.2兆円」から1.0兆円を引いて3.2兆円としている。

- 近年の実質的な決算額と計画額を比較すると、継続的に1兆円前後、計画額歳出の方が決算額歳出を上回っていると試算される。
- 毎年度、国において赤字国債を発行して地方一般財源総額を確保していることを踏まえれば、各年度に必要な財源保障（移転）の適正規模については、より一層の精査が必要と考えられる。



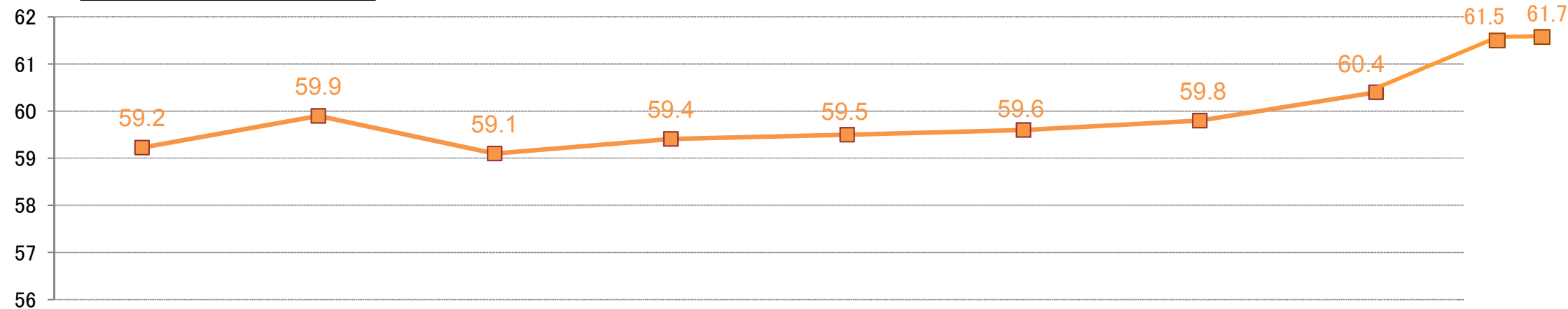
○ 地財計画における歳出額は、ほぼ横ばいで推移しているが、決算ベースでみると、地方税収の上振れや基金の取崩し歳出の影響等もあり上昇傾向。その基調は継続すると考えられる(27年度地方税収決算見込み:対前年度+2.3兆円)。



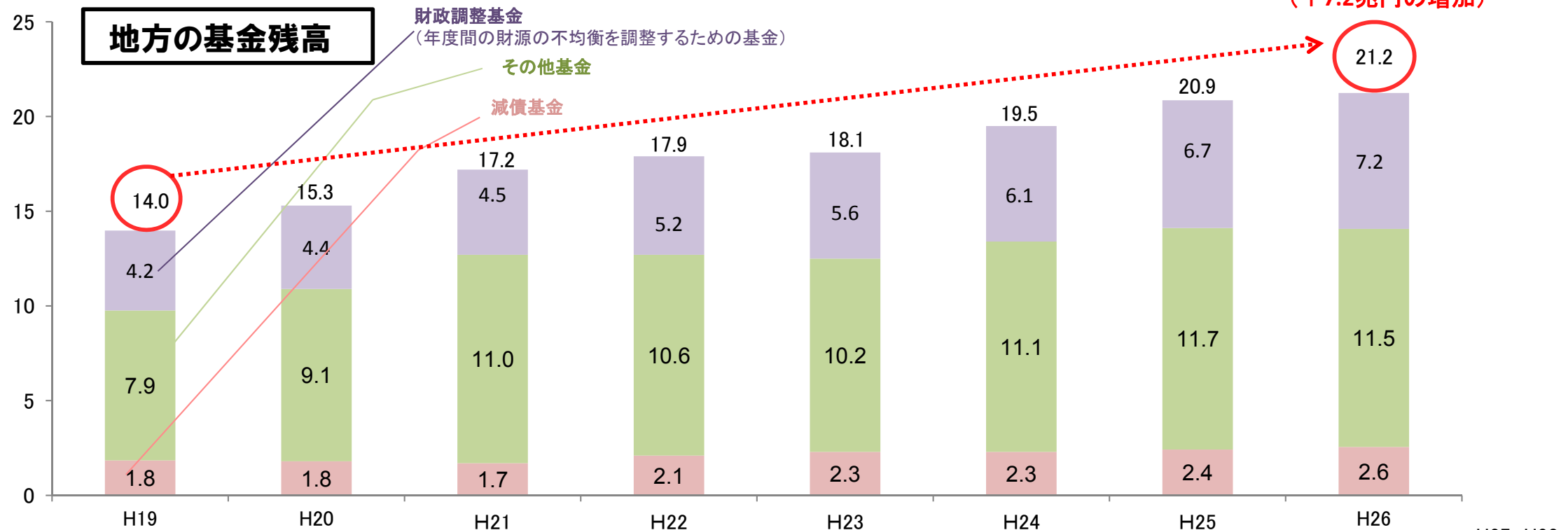
※ 地方歳出総額は通常収支分である。

地方一般財源

(兆円)



地方の基金残高



H27 H28

(※1)一般財源及び地方歳入は、地方財政計画ベース。積立金残高は、各年度末決算ベース。

(※2)平成23年度から26年度までの積立金残高については、被災3県のその他基金(23年度:1.5兆円、24年度:1.5兆円、25年度:1.5兆円、26年度:1.4兆円)を除いた額。

平成28年度地方財政計画(単位:兆円)

「骨太2016」(平成28年6月2日 閣議決定)等のポイント

【歳出:85.8】

【歳入:85.8】

給与関係経費:20.3
一般行政経費:35.8 うち、補助分:19.0 うち、単独分:14.0 うち、まち・ひと・しごと 創生事業費:1.0 うち、重点課題対応分:0.25
歳出特別枠:0.45
投資的経費:11.2
公債費:12.8
水準超経費:1.5
その他:3.7

地方交付税:16.7 うち特例加算分 0.3 地方特例交付金:0.1
地方税・ 地方譲与税:41.1
臨財債:3.8 うち折半対象分 0.3
その他:5.7
その他地方債:5.1
国庫支出金:13.2

一般財源

(61.7兆円)

特定財源

(24.0兆円)

財政健全化目標

- 国・地方合わせた基礎的財政収支を2020年度までに黒字化、その後債務残高対GDP比を安定的に引下げ

経済・財政再生計画における歳出改革の目安

- ＜目安1＞PB赤字対GDP比 : 2018年度▲1%程度
- ＜目安2＞国の一般歳出の水準 : 安倍内閣のこれまでの3年間では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度まで継続。
- ＜目安3＞社会保障関係費の水準 : 安倍内閣のこれまで3年間の経済再生や改革の効果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び(1.5兆円程度)となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。この点も含め、2020年度に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す。
- ＜目安4＞地方の歳出水準 : 国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。

- 地財計画の歳出規模は、実質的に見ると決算額を継続的に上回っている可能性。
- こうした中、地方の歳出水準(決算)は趨勢的に上昇傾向。
(通常収支ベースの歳出総額から公債費及び基金への積立額を除いたベース:19年度 73.8兆円→26年度 78.0兆円)
- また、リーマンショック以降、地方では毎年度基金を取り崩しての歳出化が行われる一方、それを上回る基金への積み立てが続いている。
(現在の基金残高(※1)が歳出化されると、PBは対GDP比▲3.7%(※2)分悪化)

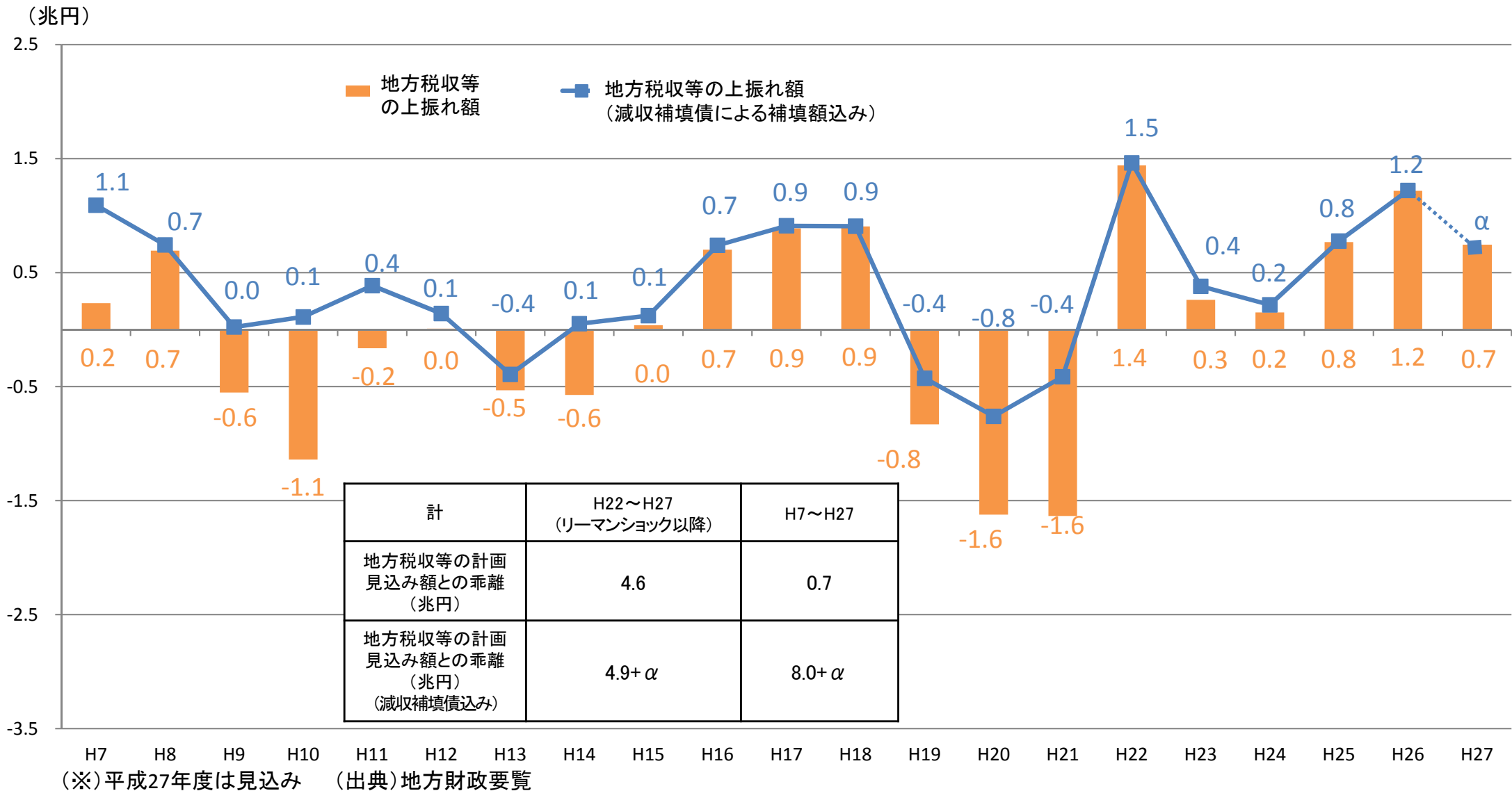
※1 平成26年度決算時点で、減債基金及び東日本大震災被災三県のその他目的基金を除いて18.7兆円。

※2 平成27年度年次速報額ベース。

⇒ 経済・財政再生計画(27年6月閣議決定)の「地方の歳出水準」に係る目安の趣旨が十分に反映されるよう、地財計画の精査・見直しを進める必要。

- 地財計画の「対象外」とされている歳出は財政規律上問題はないか ⇒ 地方税収等の決算増収分見合い歳出
- 内訳、積算が検証できない「枠」計上は財政規律上問題はないか
⇒ 一般行政経費(単独事業)、歳出特別枠、まち・ひと・しごと創生事業費 等
- リーマンショック後の臨時異例の危機対応措置は終了すべきではないか ⇒ 歳出特別枠
- 実績と比べて過大(小)な計上となっている経費の見直し ⇒ 追加財政需要、国庫補助事業の不用、使用料・手数料
- 国や民間との比較等で標準を超えられる支出の見直し ⇒ 給与関係経費
- 改革工程表に基づく効率化を地財計画へ適切に反映する必要があるのではないかと ⇒ トップランナー方式 等
- 不十分な「見える化」を改善すべきではないか

- リーマンショック以降、地方税収等は決算での上振れが続いており、22～27年度までの累計で+4.6兆円の決算増収。
- より長期で見ても、地方税収等が下振れた場合は減収補填債が発行（元利償還費を地財計画に計上）され、計画見込みからの下振れ分が補填されている。



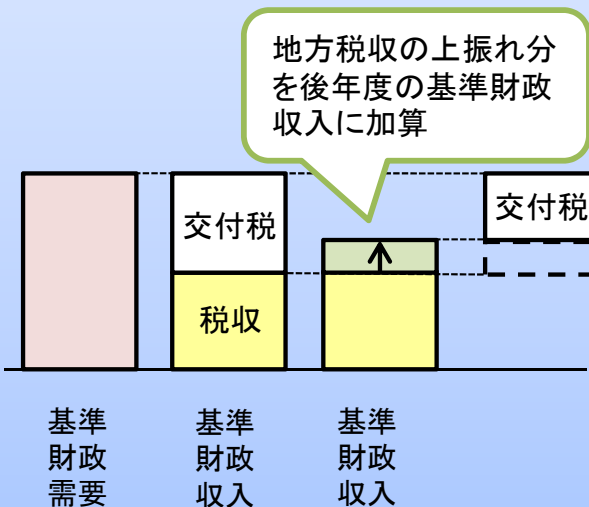
- 地財計画で見込んだ歳入・歳出のギャップを埋めるべく交付税が措置されることを踏まえれば、計画見込みからの地方税収等の上振れ分は、結果として、本来必要なかったはずの赤字国債の発行を国の側で行っていたことを意味する。
- また、地方税収等の上振れ分歳出の用途は地財計画の対象外となることから、現状では、「標準的な行政水準」を計上する地財計画を通じての歳出規律が働かない状態。
- 「経済財政再生計画」の「目安(地方歳出水準の目安)」の趣旨を反映させるべく、地方税収等の計画見込みからの上振れ分については、マイクロベースで行われているのと同様、地財計画上でも精算を行うべきではないか。

※ 国税収が上振れた場合は、後年度に赤字国債・地方債を縮減する形で地財計画上で精算

【図①】

基準財政収入額の精算

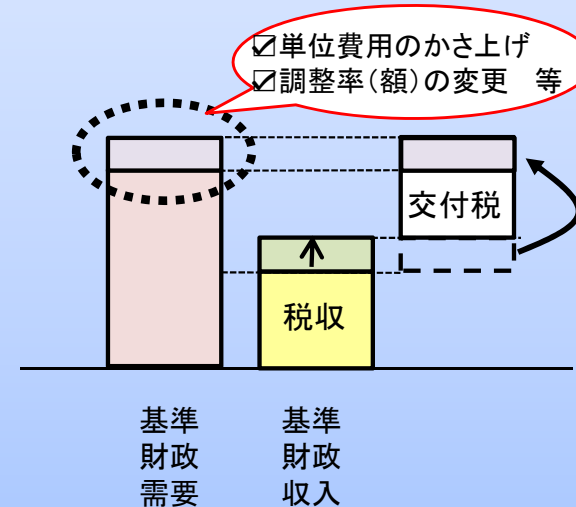
(個別自治体ごとのマイクロベース)



【図②】

精算に伴う調整

(総体としての地方)



$$\text{基準財政需要} = \text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数} \times \text{調整率(額)}$$

- ミクロベースでは、地方税収等の上振れ分は後年度に分配される交付税額を減額して精算されている。【図①】

⇒ 現にマイクロベースで交付税額の減額という精算が行われているのであれば、マクロベース(地財計画)にも反映させ、赤字公債の縮減につなげるべきではないか。

※ なお、現状では、マイクロベースで各自治体への交付税額が減額精算される一方、マクロベースには反映していないため、当該「余剰」分は、基準財政需要の単位費用の嵩上げや調整率(額)の変更等を通じ、各自治体に薄まきされる形で分配される結果となっている(地財計画に計上した交付税の全額が毎年度配分されている)。【図②】

- 地方財政計画には、内訳や積算が明らかでない、いわゆる「枠計上経費」が多額の規模で存在。
- 計上水準の必要性・適正性について説明責任を果たす観点から、当該財源を活用した事業の実績・成果を把握し、検証する必要。

＜地方単独事業等の水準の推移＞

地方財政計画（28年度）

歳出 85.8兆円

給与関係費
20.3兆円

一般行政経費（補助等）
20.8兆円

一般行政経費（単独）
14.0兆円

まち・ひと・しごと創生事業費
1.0兆円

投資的経費（補助等）
5.8兆円

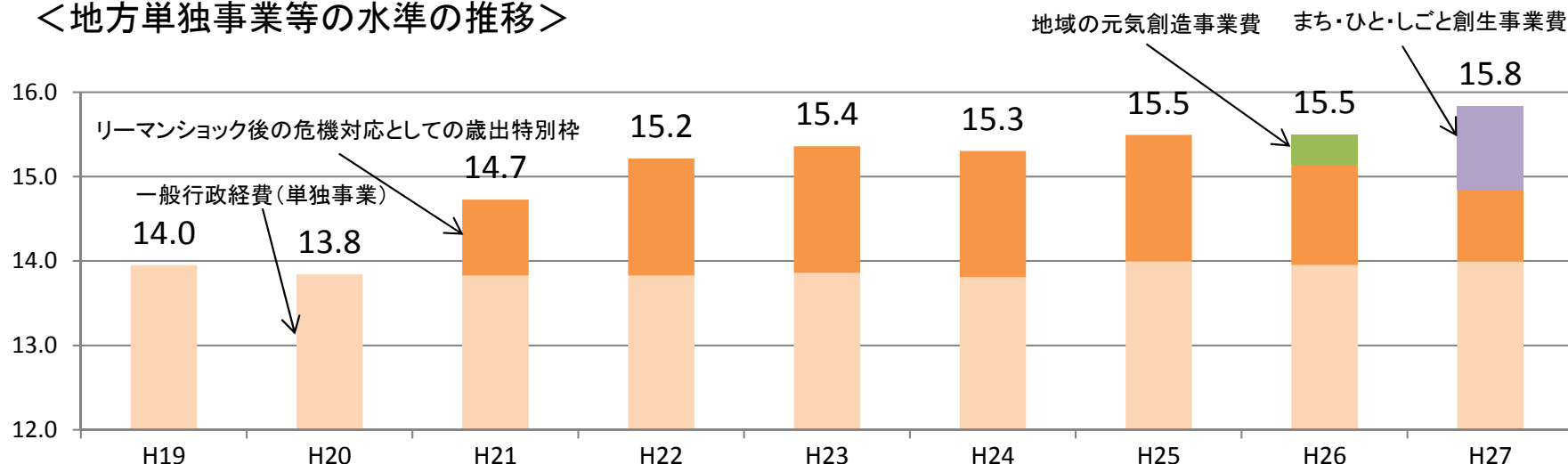
投資的経費（単独）
5.4兆円

公債費
12.8兆円

歳出特別枠 0.45兆円

その他
5.2兆円

枠
計
上



※1 まち・ひと・しごと創生事業費は、人口増減率等の指標を用いて配分されているが、各自治体における具体的用途を含め実績等は不明。特定の政策目的をもって地方財政計画に計上している項目については、当該財源を活用した事業の実績・成果を把握し、計上の合理性の検証を行う必要。

※2 歳出特別枠は、リーマンショック後、雇用対策等のために設けられた臨時異例の危機対応措置であり、平時モードへの切替えの中で、廃止・縮減していく必要。

○ 経済財政運営と改革の基本方針2015（抜粋）

「別枠加算や歳出特別枠といったリーマンショック後の歳入・歳出面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく。」

- 地方財政計画の歳出の中で、「一般行政経費(単独事業)」については、約14兆円もの規模がありながら、その大宗(11.7兆円、全体の83.3%)は、内訳や積算が明らかでなく、いわゆる「枠計上」となっている。
- また、地方歳出の決算は、①目的別内訳と、②性質別内訳、に分けて開示されているが、どの部分が地方財政計画上の「一般行政経費(単独事業)」の決算であるか判別できず。
- このため、一般行政経費(単独事業)については、標準的な財政需要とは考えられないような経費が含まれている可能性もあるが、検証できない状況。

《計画(平成28年度)(単位:兆円)》

【85.8】

給与関係経費:20.3
一般行政経費:35.8
補助:19.0
単独:14.0
国保等:1.8
まち・ひと・しごと創生:1.0
歳出特別枠:0.45
投資的経費:11.2
公債費:12.8
維持補修費:1.2
公営企業繰出金:2.5
水準超経費:1.5

【うち一般行政経費(単独事業)】

【14.0(100.0%)】

貸付金:1.9(13.7%)
追加財政需要:0.4(3.0%)
その他:11.7(83.3%)

全体の83.3%
が内訳・積算が
明らかでない

《決算(平成26年度)(単位:兆円)》

いずれを見ても、一行単独の決算額は判別できない

【目的別:98.5】

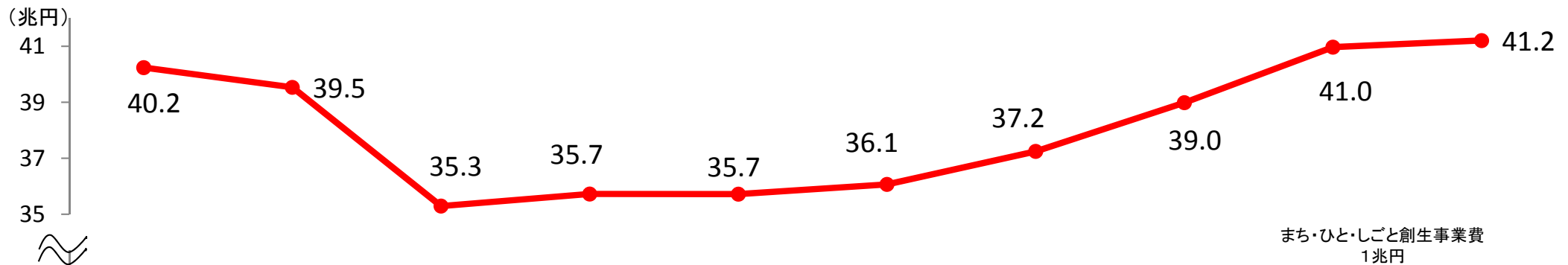
総務費:9.9
民生費:24.5
衛生費:6.1
農林水産費:3.3
商工費:5.5
土木費:12.1
警察費:3.2
教育費:16.7
公債費:13.4

【性質別:98.5】

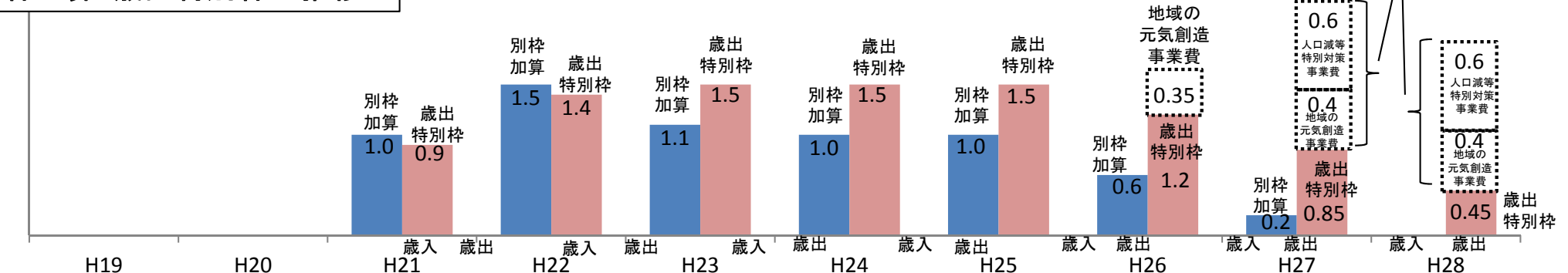
義務的経費:48.8
人件費:22.5
扶助費:12.9
公債費:13.3
投資的経費:15.5
普通建設事業費:14.8
その他の経費:34.2

- リーマン・ショック後の臨時異例の危機対応として、地財計画の歳入面では「別枠加算」、歳出面では「歳出特別枠」が措置され、「歳出特別枠」は今も継続している。しかしながら、その後に経済状況は回復し、地方税収は過去最高となっている状況。
- また、「歳出特別枠」は、「地域経済基盤強化・雇用等対策費」として、各地の「人口」を指標に配分されているが、実際にどのような事業に使われているのかを含め、実績等は不明。
- 地財計画の歳出規模は、実質的に見ると決算額を継続的に上回っている可能性も踏まえれば、歳出特別枠については廃止も含めた大幅な見直しが必要。

地方税収（地方譲与税含む）



別枠加算・歳出特別枠の推移



（注）地方税収はH26までは決算、H27は決算見込み、H28は計画（東日本大震災分含む）。

- 一般行政経費(単独事業)には、年度途中の追加財政需要への対応として4,200億円(28年度)を計上。一方、過去10年間の平均的な使用実績は、平均1,600億円程度。
- また、地方財政計画に計上する追加財政需要については、国の予備費と異なり決算で精算しておらず、使途が不分明なまま地方に渡しきりとなっている状況。
- 追加財政需要の計上額について、使用実績を踏まえた適正化を図るよう検討する必要。

過去10年間の追加財政需要の計上額と使用額

(単位：億円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
地財計画 計上額	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	4,700	4,700	4,700	4,200	4,200	4,200
使用額	651	1,538	765	1,883	1,671	1,520	907	929	3,379	2,968	－

平均使用額1,600億円程度

- 国の補助事業については毎年度一定の不用が生じており、その地方負担分についても、結果的にみれば、地財計画対比で不用が生じているはず。
- しかしながら、追加財政需要と同様、国庫補助事業の不用に係る地方負担分についても、決算を踏まえた精算が行われておらず、地方に渡しきりとなっており、是正が必要。
- 例えば、不用額分は後年度の地財計画に反映(精算)する扱いとしてはどうか。

国庫補助事業の不用額に係る地方負担額（推計）

	H22	H23	H24	H25	H26	5ヶ年平均
給与関係経費(義務教育費国庫負担金)	688億円	391億円	325億円	322億円	323億円	410億円
一般行政経費(補助事業分)	558億円	605億円	670億円	1,016億円	2,696億円	1,109億円
投資的経費(直轄事業・補助事業分)	340億円	303億円	245億円	373億円	181億円	288億円
合計	1,586億円	1,299億円	1,240億円	1,711億円	3,200億円	1,807億円

(注1) 国の決算における不用割合(不用額/歳出予算現額)を地方財政計画における地方負担額に乗じて試算

(注2) 投資的経費の不用額は歳出不用額に一般財源充当割合を乗じて計算

- 使用料・手数料（H28年度：1.6兆円）と雑収入（H28年度：4.2兆円）は、地財計画上は「特定財源」とされているものの、収入の内訳が不明な項目があるほか、特定の歳出に充てられているかも不明（特に雑収入）。
- 「特定財源」と整理しながら、実質は一般財源とほぼ同様に支出されている部分が存在するのであれば、計上を適正化すべき（「一般財源実質同水準」（H28年度：61.7兆円）の中に組み入れるべき）。
- なお、使用料・手数料の歳入額は、H26年度地財計画：1.6兆円のところ、H26年度決算：1.9兆円（計画＋0.3兆円）と、決算で上振れが生じている状況。

（単位：億円）

《使用料・手数料》	平成26年度 決算額			平成26年度 地財計画額
	都道府県	市町村	純計額	
使用料	5,206	10,067	15,272	15,862
授業料	950	356	1,305	
高等学校	864	55	919	
幼稚園	0	193	193	
その他	86	108	193	
公営住宅使用料	2,425	3,162	5,587	
発電水利使用料	332	0	332	
その他	1,499	4,526	6,025	
手数料	2,042	3,724	5,766	
法令に基づくもの	542	274	816	
条例に基づくもの	1,500	3,450	4,950	
合計	7,247	13,791	19,015	15,862

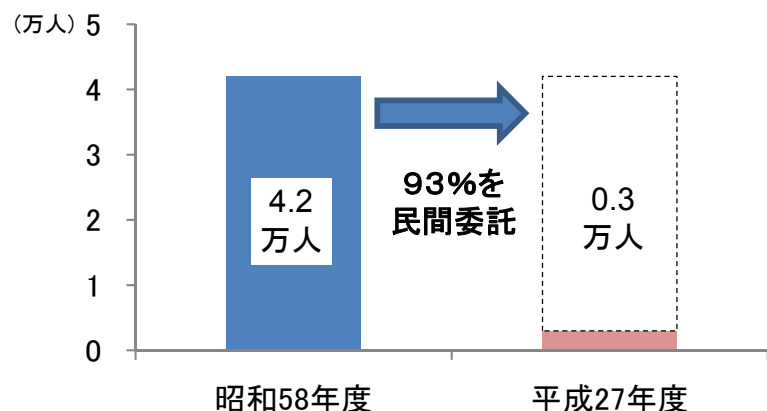
（単位：億円）

《雑収入》	平成26年度 決算額	平成26年度 地財計画額
雑収入	76,369	40,059
（貸付金回収元金除き）	21,150	21,237

※ 雑収入の内訳：貸付金回収元金、分担金・負担金、財産運用収入、財産売払収入、延滞料・加算料・過料、預金利子、貸付金利子、収益事業収入、その他

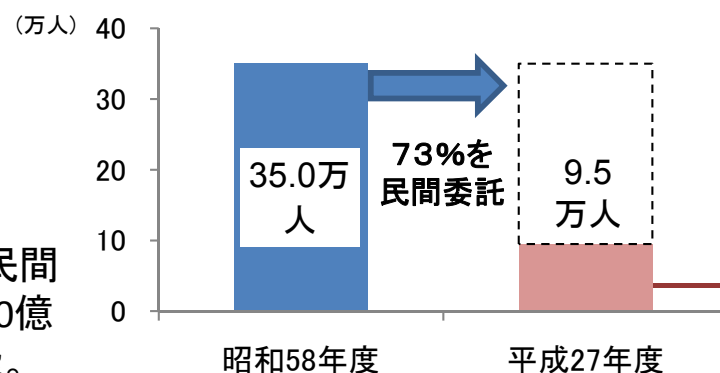
- 国は、技能労務職員（行政職（二））について、昭和58年度以降、新規採用を原則として行わず、民間委託を推進。平成27年度の民間委託率は93%（昭和58年度比）。
- 一方、地方は昭和58年度以降も新規採用を継続し、平成27年度の民間委託率は73%（昭和58年度比）にとどまっている。
- 地方の技能労務職員について、地域の民間給与をより一層反映させる観点からは、国の取組と基調をあわせ、地方財政計画においては、国並みの民間委託率となっている前提での計上を行うことが適当ではないか。

【国：行政職（二）】



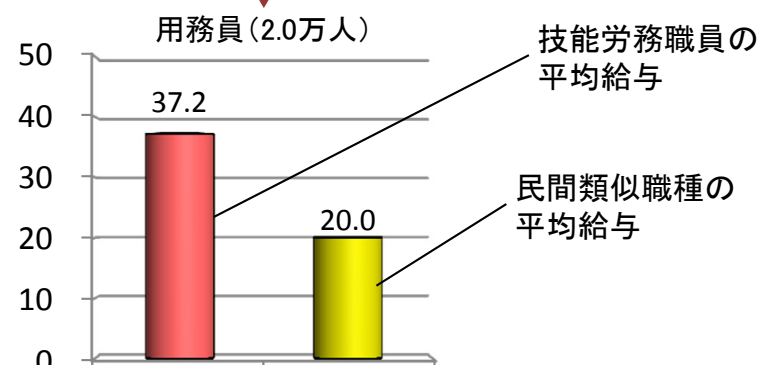
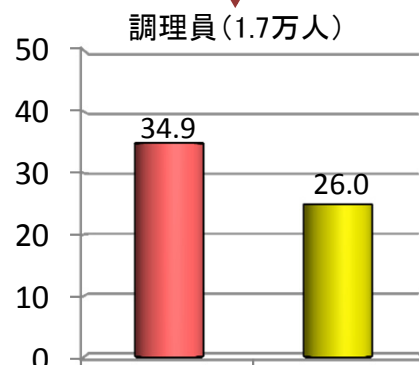
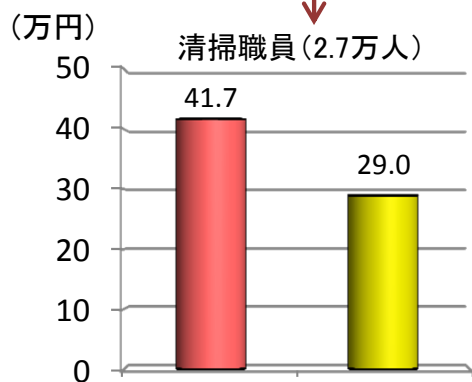
昭和58年度以降、新規採用を原則として行わず民間委託を推進。民間委託率は93%。

【地方：技能労務職員（普通会計ベース）】



昭和58年度以降も新規採用を継続。民間委託率は73%にとどまる。

民間委託率に乖離
国(93%)水準まで民間委託した場合、700億円程度削減可能。

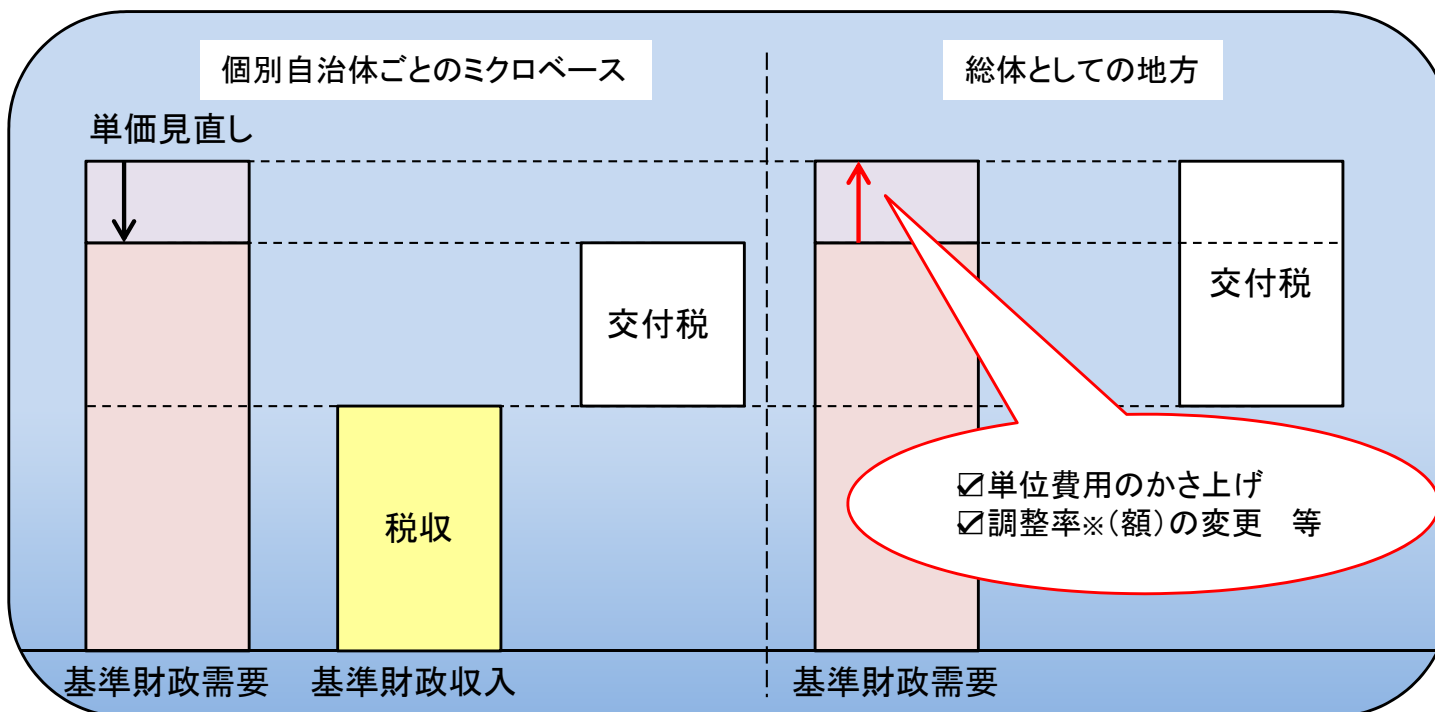


（※）データは平成27年地方公務員給与実態調査（総務省）、平成27年国家公務員給与実態調査（人事院）による。

なお、民間類似職種の平均給与月額、「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の直近3ヶ年平均による。ただし、「賃金構造基本統計調査」のデータは、年齢、業務内容、雇用形態等の点において技能労務職員データと完全に一致しているものではない。

- 28年度からトップランナー方式の導入が進められているが、現状では、基準財政需要の単価の見直しが行われるのみ(地財計画への反映は行われていない)。
- このため、トップランナー方式で単価の見直しが行われる一方で、地財計画で措置された交付税を全額配分すべく、他の経費の単価アップ等の調整がなされれば、地財計画の歳出規模の抑制、地方財政の効率化にはつながっていかないことになる。
- 財政健全化目標の実現に向け、トップランナー方式による効果(基準財政需要の減少額)が地財計画に反映されるよう、計画策定を工夫する必要。

トップランナー方式による効果



現状では、トップランナー方式による「効率化」分は、基準財政需要の単位費用のかさ上げや、調整率(額)の変更等を通じ、各自治体に薄まきされる形で配分されている。

※ 基準財政需要=単位費用×測定単位
×補正係数×調整率(額)

○ 自治体クラウドの推進については、平成29年度までにクラウド導入市区町村数の倍増(約1,000団体)を図るとともに、地方公共団体の情報システム改革推進等の取組を通じて運用コストを圧縮(3割減)することとされている。

○ 上記目標の達成時期を速やかに決定するとともに、運用コスト圧縮の効果を地財計画に反映させることを検討する必要。

※ 効果額: 約1,000億円程度

● 市が共同してクラウド化・効率化に取り組んでいる事例

【愛知県 岡崎市・豊橋市】

- 愛知県の岡崎市・豊橋市 (人口約73万人)
- 24年3月～27年1月に順次導入
- 人口30万人以上の中核市での共同利用(全国初)
- 国民健康保険・国民年金システムにおいてイニシャルコストで▲56%、5年間のランニングコストで▲25%、トータルで▲46%
- 税総合システムにおいて イニシャルコストで▲15%、5年間のランニングコストで▲70%、トータルで▲45%



● 町村が共同してクラウド化・効率化に取り組んでいる事例

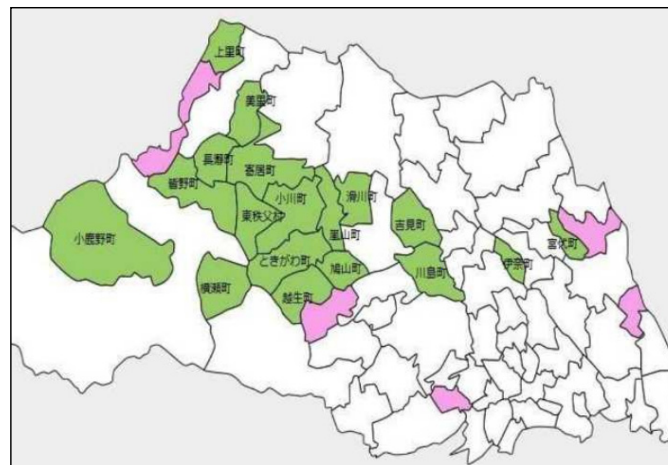
【神奈川 町村会】

- 神奈川県全14町村 (人口約30万人)
- 23～24年度に本稼働
- 費用削減効果 ▲43%



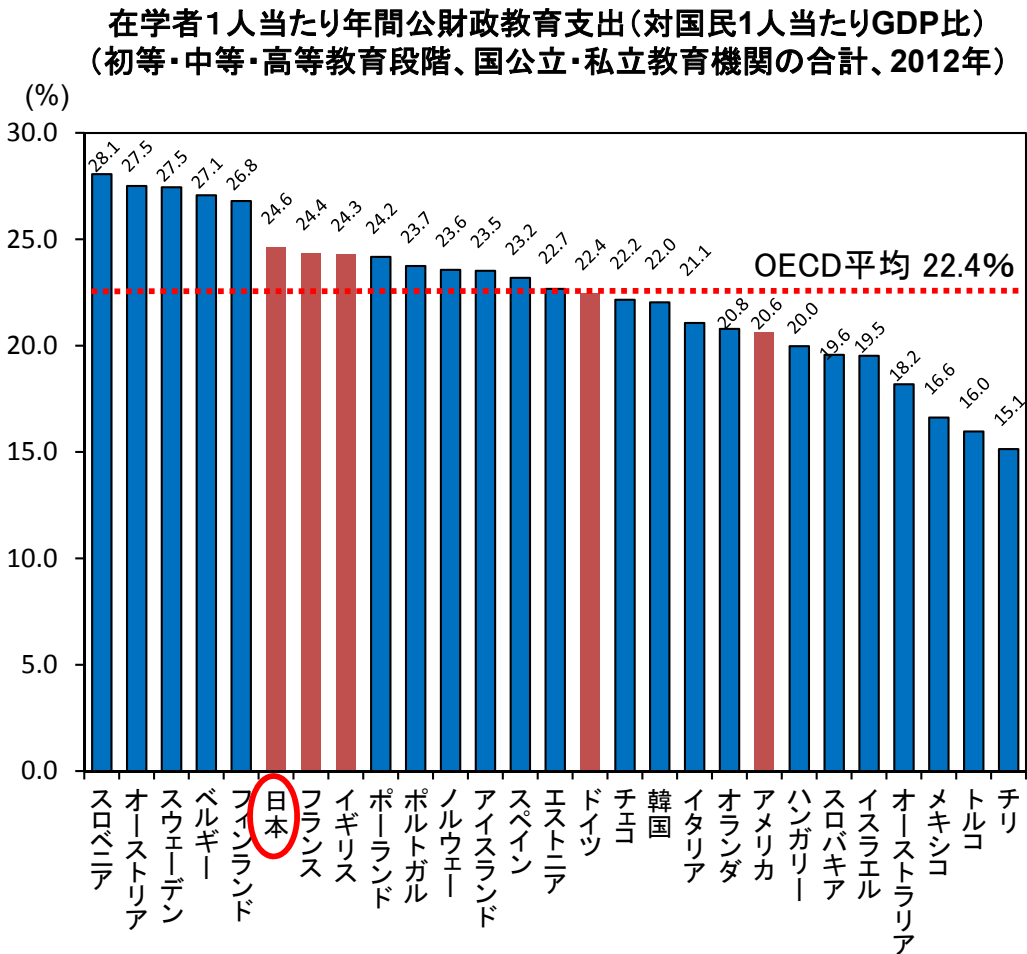
【埼玉県 町村会】

- 埼玉県の18町村(23町村中) (人口約35万人)
- 25～26年度に本稼働
- 費用削減効果 ▲44.6%



(注) 費用削減効果はいずれも試算。

- 日本の公財政支出を在学者一人当たりで見るとOECD平均よりも高く、主要先進国（G5）の中では高水準。また、国民負担率が国際的にみて低水準であることも踏まえる必要。
- 児童生徒数が減少する一方で、加配定数の増加により教職員定数の減少幅は抑制されており、その結果、2013年時点で比較すると、日本のPT比（教員一人当たりの生徒数）は主要先進国と比べて遜色ないレベルになっている。



(注1) ここでの公財政支出は教育機関向け補助と個人向け補助の合計。
(注2) OECD平均の値は、計数が取れず算出不能である国を除いた加盟国の平均値。
(出典) OECD「Education at a Glance 2015」、OECD stat

教育段階別教員一人当たり生徒数

	小学校		中学校	
	2008年	2013年	2008年	2013年
日本	18.8	17.4	14.7	13.9
OECD平均	16.4	15.2	13.7	13.4
G5平均	18.2	17.7	14.8	15.4
アメリカ	14.3	15.3	14.8	15.4
イギリス	20.2	20.7	15.0	18.5
フランス	19.9	19.3	14.6	15.4
ドイツ	18.0	15.6	15.0	13.6

子供の数・クラス数の減少に伴う教職員定数の変化

財務省試算

資料Ⅱ－3－2

○ 少子化の進展により、平成38年度までに子供の数は▲119万人(対28年度比▲12.4%)、クラス数は▲3.1万クラス(対28年度比▲7.9%)減少する見込み。それに応じて基礎定数を義務標準法に従って算定し、また、学級あたりの加配定数の割合を維持して現在の教育環境を継続させた場合でも、今後10年間で定数は約4万9,400人の減(対28年度比▲7.2%)となる。

平成28年度



+

= 18人

※少子化の進展によるクラス数の減少に伴い、教職員定数も自然に減少するものとして推計(文科省試算)。



▲44,216人
(▲7.1%)



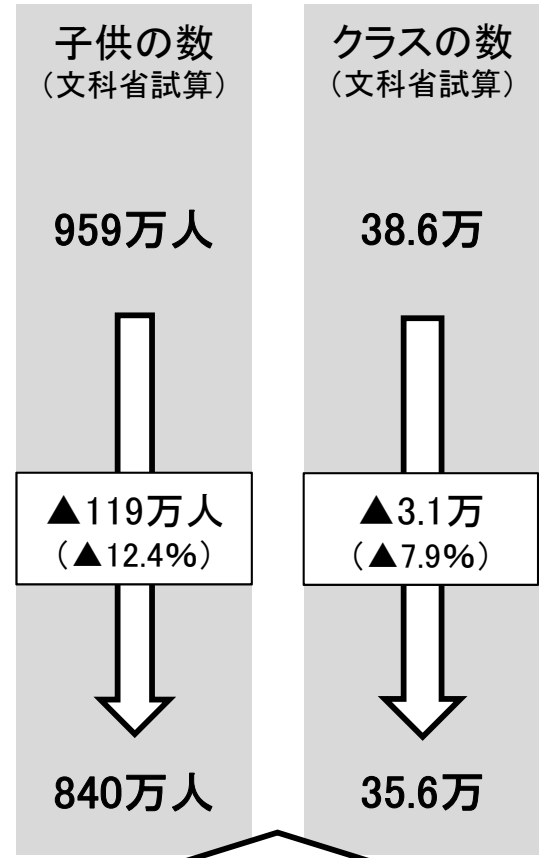
▲5,161人
(▲8.1%)

平成38年度



+

= 18人



少子化の進展に伴う自然減を踏まえて試算。ただし、特別支援学校(学級)については、近年の増加傾向を反映。
＜参考(クラス数の見込み)＞
特別支援学校 H28:2.1万→H38:2.3万
特別支援学級 H28:5.6万→H38:6.7万

(注1) 上記の基礎・加配定数割合は、10クラスあたりの教職員定数。
(注2) 子供の数、クラス数、基礎定数の自然減の数は、文部科学省において試算。
(注3) 財務省による加配定数割合の試算は、平成28年度における学校区分毎の1学級当たりの加配定数割合が、今後も一定であるものとして算出。

○ 平成29年度概算要求において文部科学省が示した「次世代の学校」指導体制実現構想は、複雑・困難化する教育課題に対応する「次世代の学校」の創生のため、教職員の配置充実を図るもの。具体的には、基礎定数は、「通級による指導」や外国人児童生徒等への指導に必要な教員について、対象児童生徒数に応じた基礎定数による措置への転換により、自然減よりも減少幅を小さくし約1万9,500人の減（対28年度比▲3.1%）、加配定数はいじめ問題への対応などを理由に約5,000人の増（対28年度比＋7.9%）とする計画となっている。

平成28年度



+



= 18人

増加
▲19,516人
(▲3.1%)

増加
+5,060人
(+7.9%)

平成38年度

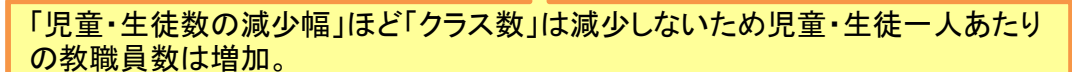


+



= 19人

資料Ⅱ-3-4



(出典) 「標準学級」等の将来推計については、文部科学省29年度予算概算要求時の見積に基づく。

- 加配定数は、少人数指導、いじめや不登校等への対応など、学校が個々に抱える課題解決のため、基礎定数とは別に予算措置されるもの。他方、同様の課題解決のため、外部人材の活用を図る施策も多く存在し、共に増要求。
- 加配措置と外部人材の活用等他のとりうる手段について、エビデンスに基づき、費用対効果を最大化する最適な組み合わせを検証することが、それぞれを措置する前提なのではないか。

加配定数の類型とそれに対応する外部人材活用事業（主要なもの）

教職員（加配定数）		   	外部人材活用事業			
加配内容	H29要求定数 (H28予算定数)		事業名	H29要求額 (H28予算額)	事業概要	H29要求内容（注2）
いじめ等の対応	+400人 (6,827人)		いじめ対策・不登校支援等総合推進事業	76.7億円 (57.1億円)	いじめ・不登校や、貧困や虐待を背景とした生徒指導等への対応のため、公立小中学校において、スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置	SCの拡充：+500校 SSWの拡充：+2,000人
外国人等への日本語指導	+190人 (1,410人) (注1)		帰国・外国人生徒等教育の推進事業	4.6億円 (2.3億円)	帰国・外国人児童生徒等の公立学校における受入促進等のため、日本語指導ができる支援員や、児童生徒の母語が分かる支援員等を配置	日本語指導を行う支援員等の拡充 +165人
特別支援教育	+890人 (6,326人) (注1)		インクルーシブ教育システム構築事業	10.6億円 (9.5億円)	特別支援教育専門家（医療ケアのための看護師、支援コーディネーター、理学療法士等の外部専門家等）の配置	特別支援教育専門家の配置拡充 +348人
指導方法工夫改善	+330人 (41,057人)		補習等のための指導員等派遣事業	53.7億円 (47.4億円)	補充学習や発展的な学習などに活用するため、退職教職員や教員志望の学生等をサポートスタッフとして配置	サポートスタッフの拡充 +1,500人
		理科観察実験支援事業	3.1億円 (2.6億円)	小中学校における理科の観察・実験の設備の準備等を行う補助員（観察実験アシスタント）を配置	1人の補助員が実施する実験実施回数の増 +4回	

（注1）29年度要求において基礎定数化を要求。上記表中の要求定数は、加配定数減と基礎定数増の差引人数を記載。

（注2）表中の人数は29年度要求における積算人数を記載したものであり、実際の運用とは異なる場合がある。

特別支援教育における対応

- 今後、発達障害など通級指導の対象となる児童生徒が増加していくとされているが、
 - 海外では特別支援教育において学級規模と学力の間に有意な関連は見られないという研究例が多数存在
 - 通級指導に関する教員一人当たり児童生徒数は、都道府県別で最大で15倍もの差
 - 外部人材の支援員を活用することで、通級指導教室を設置していない自治体も存在
- これらを踏まえ、外部人材の活用も含め、費用対効果を最大化するような配置・組み合わせを検証・分析する必要。

Jefferson (2016)

幼稚園から小学校段階でのインクルーシブ型の特別支援教育について、学習成果に影響を与える項目を調査。影響を与えたのは「教職員開発」、「教員間の連携」、「両親の学校生活への関与」、「仲間からの影響」の4項目で、「学級規模」による影響は見られないとの結論。

Wilson (2011)

特別支援教育について定量分析を行ったところ、学級規模と国語スコアについて、有意な相関関係なし。

Zarghami and Gary (2004) (学術論文サーベイ)

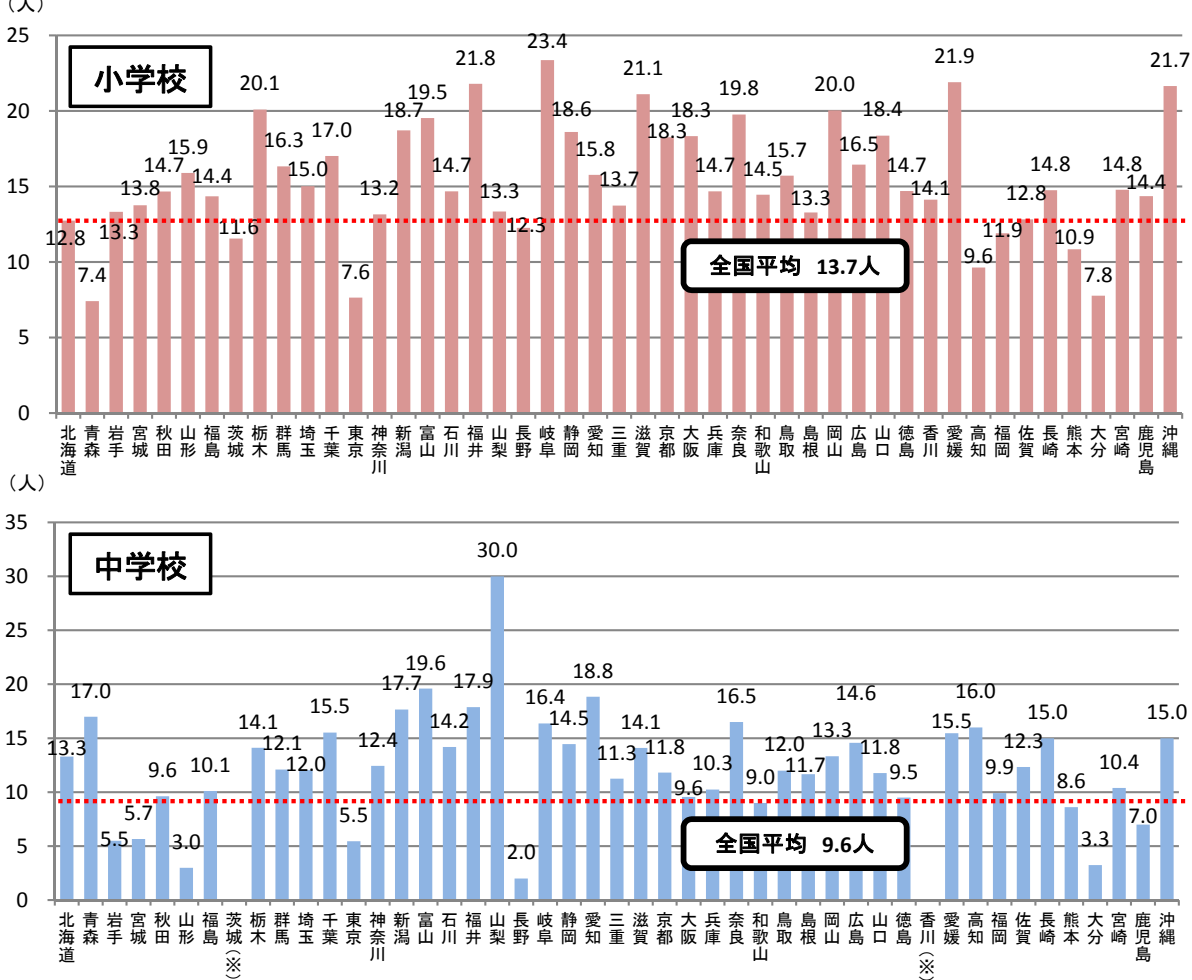
学級規模を小さくしても特別支援児童の達成度が加速したとのエビデンスはない。また、政策担当者は、質の高い教員の採用や研修など、より費用対効果の高い方策を検討すべき。

通級指導教室の設置以外の手法により発達障害の児童生徒に対応している例

- 支援員の活用により対応 (15自治体)
- 複数教員による指導で対応 (12自治体)
- 他の自治体の担当者による巡回相談で工夫 (3自治体)
- 特別支援学校のセンター的機能の活用 (1自治体)
- 指導主事等による巡回相談で工夫 (1自治体)

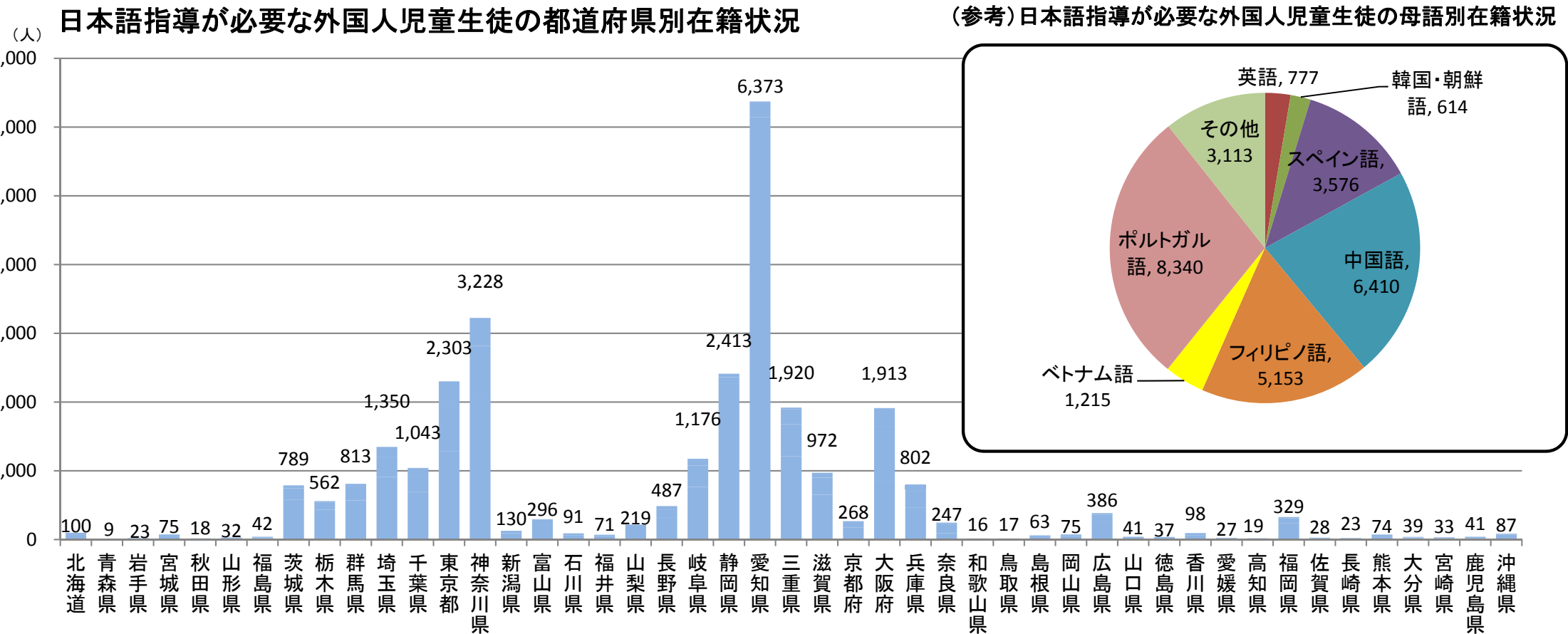
(出典) (独) 国立特別支援教育総合研究所
「発達障害のある児童生徒の指導等に関する全国実態調査」 (速報)

通級指導に係る教員一人当たり児童生徒数(都道府県別)



(出所) 文部科学省「平成27年度通級による指導実施状況調査結果について」
(※) 茨城県及び香川県については、加配教員の措置なし。

- 外国人児童生徒への対応は、児童生徒数と単純に比例連動させるのではなく、外国人児童生徒増加による教員の負担増加は具体的に何なのか、どういう手段を組み合わせるのが効果的・効率的なのかを精査する必要。具体的には下記の点について検証が必要。
 - ① 日本語指導が必要な外国人児童生徒は特定の地域に偏在しており、**地域ごとの事情も踏まえつつ、地方自治体や当該地域の経済団体・企業と十分な連携を図っていくことが必要ではないか。**
 - ② その上で、様々な母国語を持つ児童の日本語指導について、母国語が多様化している現状も踏まえつつ、**外部専門家の活用も含め、費用対効果を最大化する最適な対応のあり方を検証することが必要ではないか。**

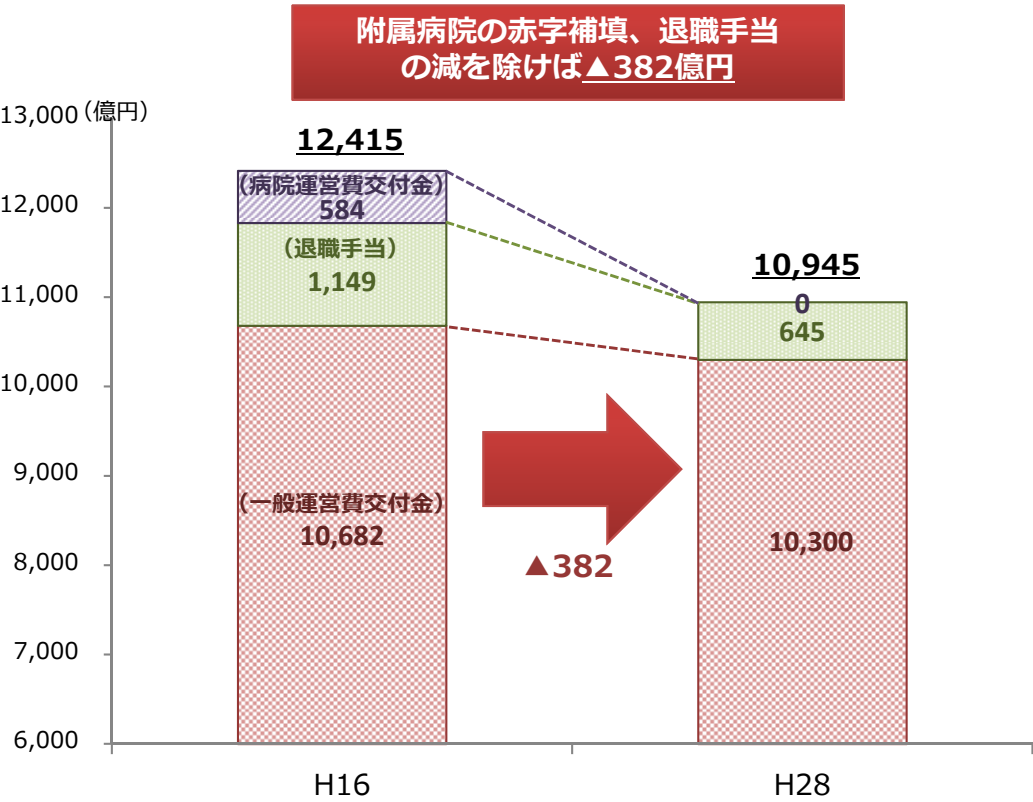


(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成26年度）」の結果について
(注) 外国人児童生徒数については、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の在籍者数を計上。

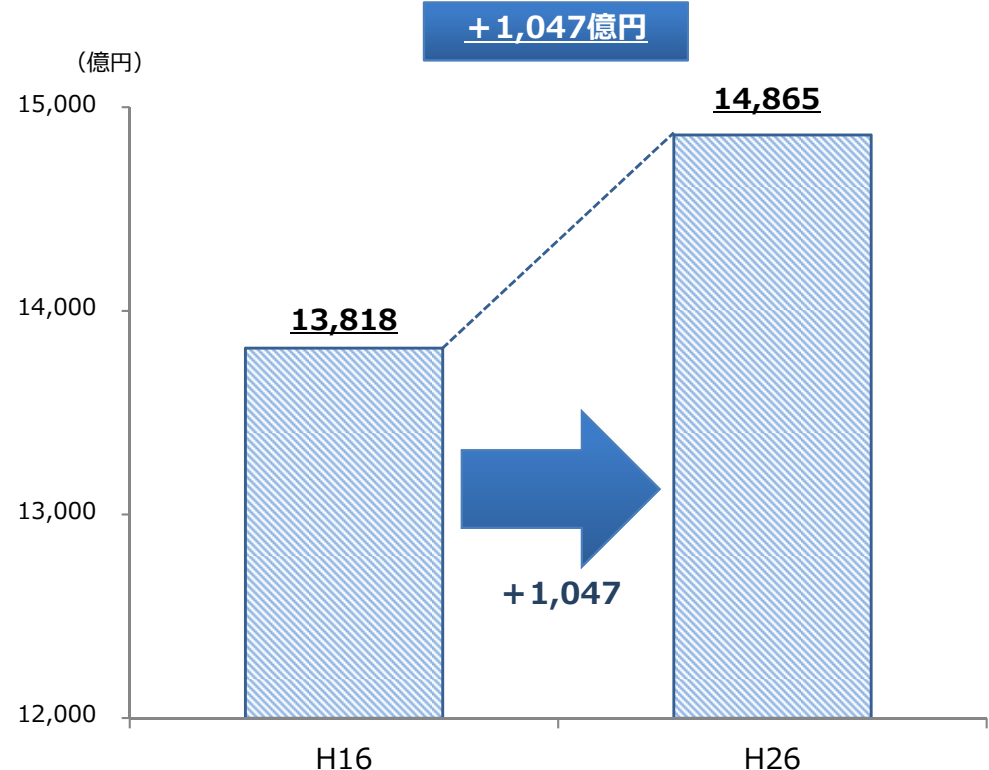
法人化以降の国立大学に対する国の支援について

○ 国立大学法人運営費交付金は、法人化以降▲1,470億円減額されており教育研究活動に悪影響を与えているとの批判があるが、これまでの削減は、マクロ的に見れば**附属病院の赤字解消(▲584億円)、退職手当の減(▲504億円)**が大宗を占めており、これを除くと▲382億円(▲3.1%)の減に留まっている。この間、**入学者数が▲3.3%(18歳人口は▲16%)減少**したこと、**国立大学法人運営費交付金と国立大学へ支出されている補助金等を加えた国立大学の教育研究活動に対する公的支出は、むしろ1,047億円増加**していることを踏まえれば、全体としては、国立大学の教育研究活動を圧迫しているとの批判は当たらないのではないか。

国立大学法人運営費交付金予算額推移 (H16→28)



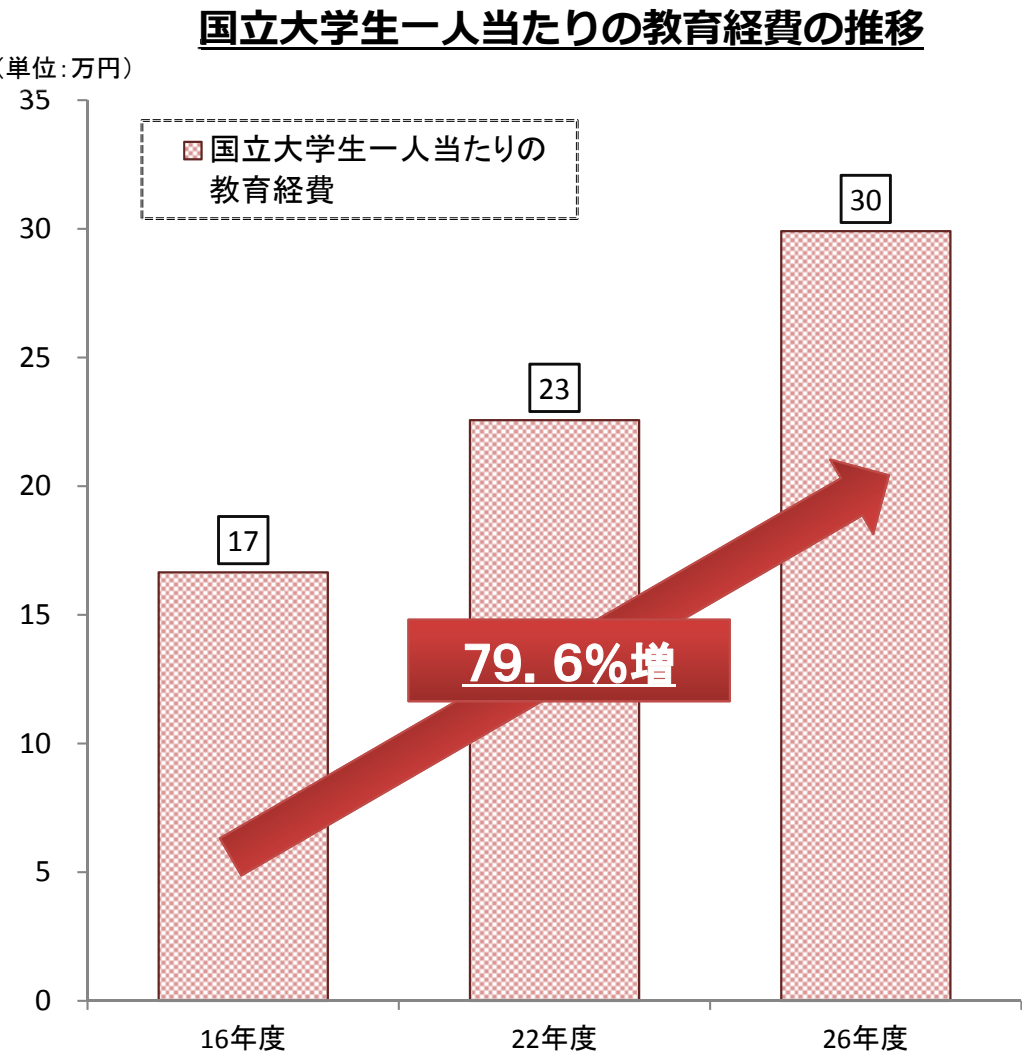
国立大学の教育研究活動に対する公的支出の推移 (H16→26)



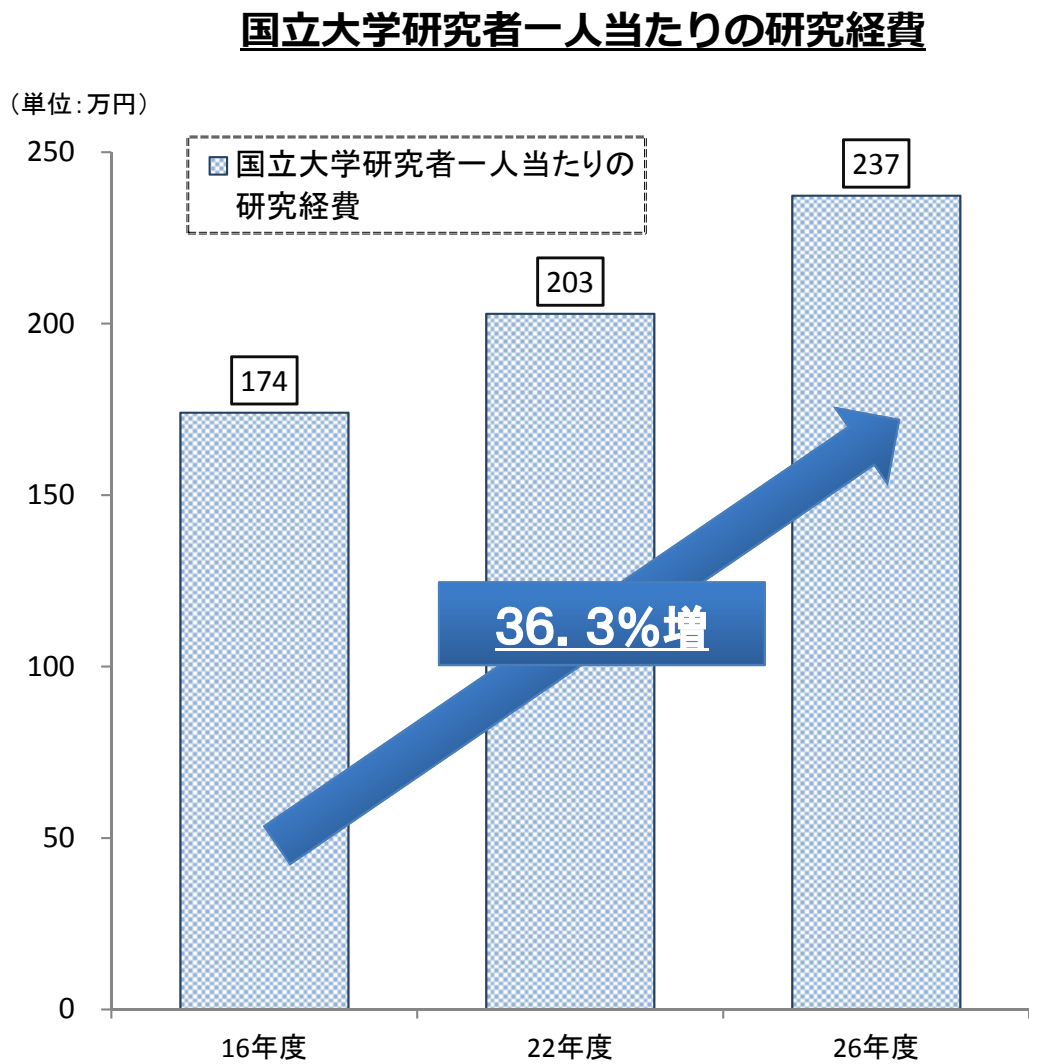
(注1) 上記は、国立大学法人運営費交付金と国立大学に支出されている補助金等を加えた国立大学の教育研究活動に対する国からの支出額。(決算ベース)
(注2) 補助金等は「大学改革等推進等補助金」「研究拠点形成費補助金」等の機関補助と「科学研究費補助金」等の個人補助の合計。
※機関補助については決算報告書の数値を使用(16年度のみ財務諸表附属明細書の受入額)。
※個人補助については決算報告書には計上されないため財務諸表附属明細書の受入額を使用。

国立大学生一人当たりの教育経費と国立大学研究者一人当たりの研究経費

○ また、学生一人当たり、研究者一人当たりのベースでみても、**国立大学生の教育経費は8割増加**しており、**国立大学研究者の研究経費も4割増加**している。



教育経費：国立大学法人等の業務として学生等に対し行われる教育に要する経費。具体的には、消耗品費、備品費、光熱水料、旅費交通費、奨学費など（国立大学法人会計基準による）
出典：国立大学法人の財務諸表、文部科学省「学校基本調査」

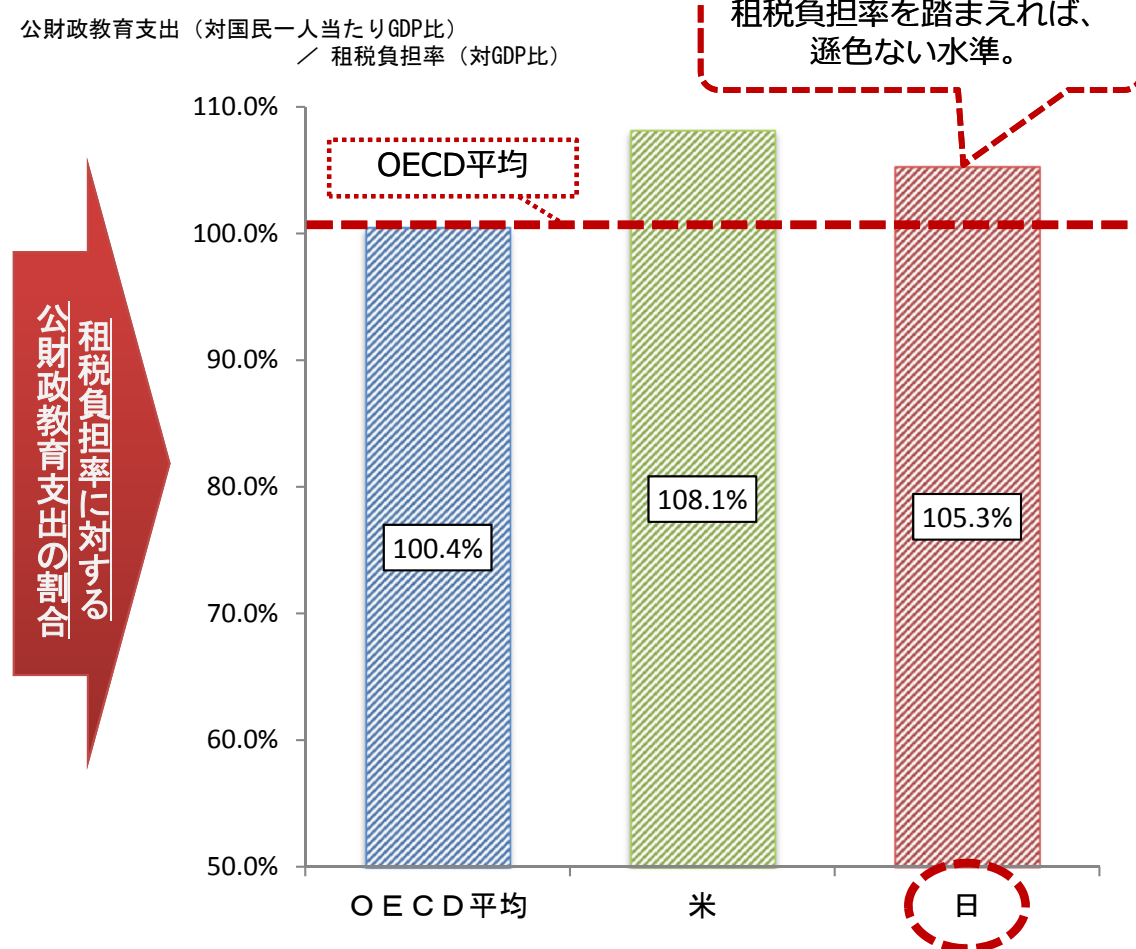
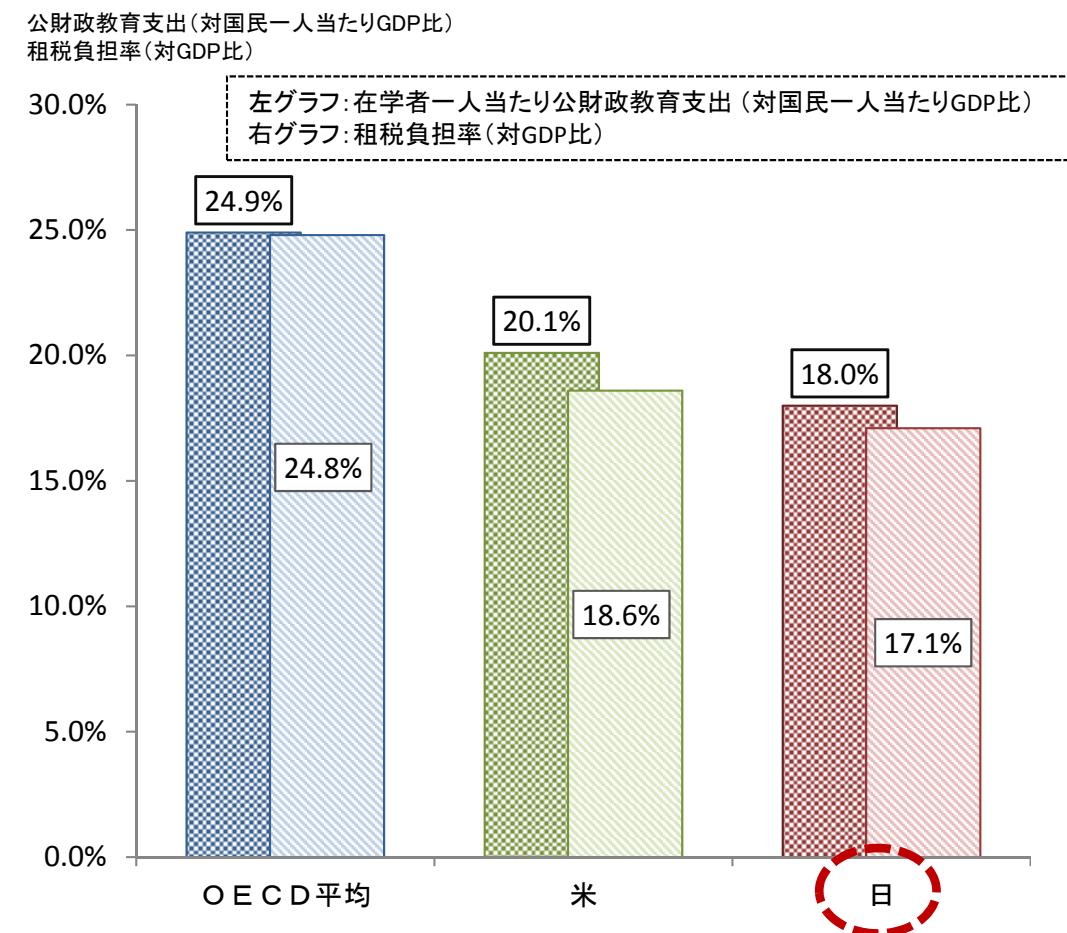


研究経費：国立大学法人等の業務として行われる研究に要する経費。具体的には、消耗品費、備品費、光熱水料、旅費交通費、減価償却費など（国立大学法人会計基準による）
出典：国立大学法人の財務諸表、総務省「科学技術研究調査」

大学生一人当たりの公財政教育支出

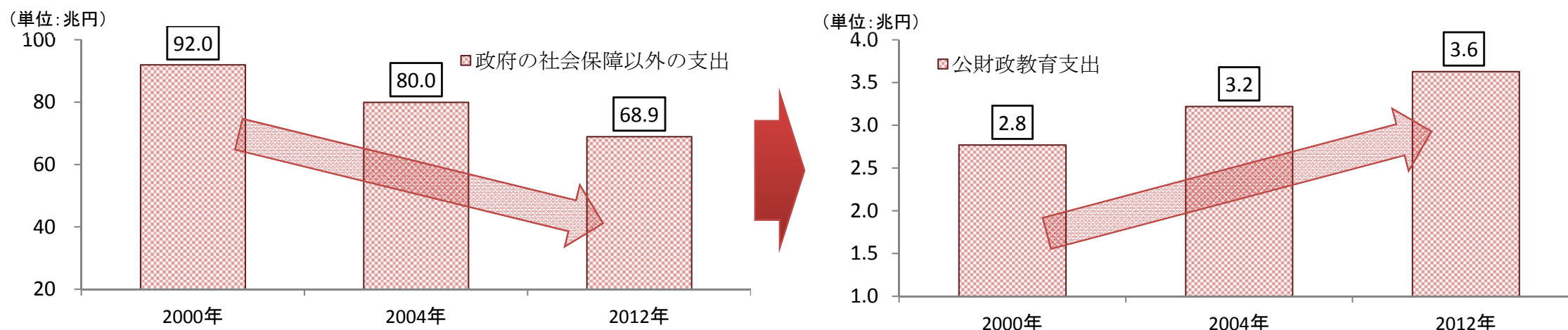
- 我が国の高等教育における公財政支出は低いとの批判があるが、高等教育における公的支援の適切な比較は、租税負担率との見合いで考える必要。
- 租税負担率を踏まれば、我が国の大学生一人当たりの公財政教育支出は、OECD諸国と比較しても遜色ない水準。

在学者一人あたり公財政教育支出（対国民一人当たりGDP比：2012）と租税負担率（対GDP比：2012）

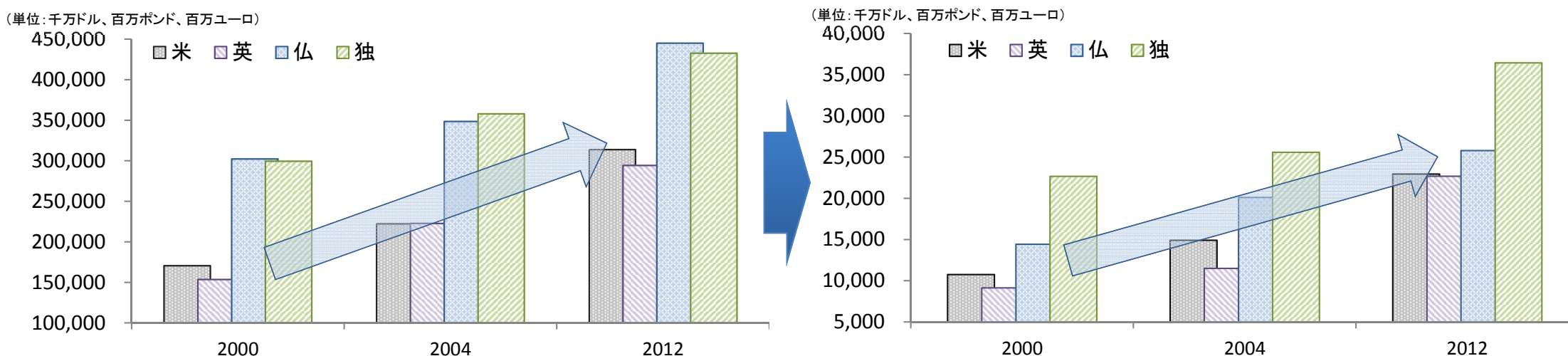


- 主要先進国においては、政府支出総額（社会保障以外）も、その中に含まれる高等教育向けの公財政教育支出もともに増加。
- 他方、我が国は、厳しい財政事情を背景に、社会保障以外の支出は抑制。その中であって、公財政教育支出を増加させている。

政府（国・地方）の社会保障以外の支出と高等教育向け公財政教育支出（日本）



政府（国・地方）の社会保障以外の支出と高等教育向け公財政教育支出（G5諸国）

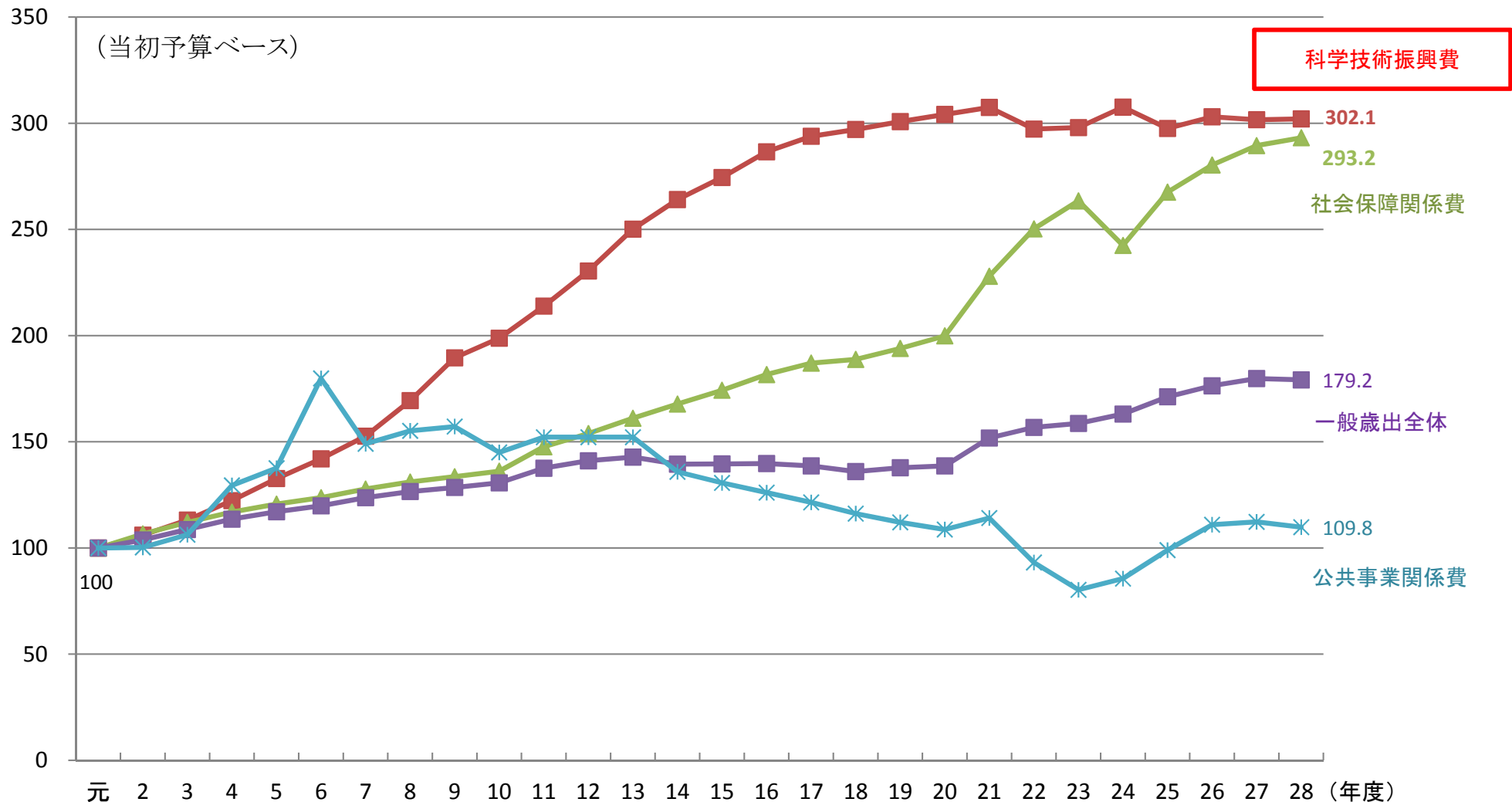


(注) 全体を比較するうえで、便宜上、米国のみ「千万単位」としている。

(出典) OECD「Education at a Glance 2015」、OECD stat

○ 科学技術振興費は、過去20年以上にわたって社会保障関係費以上のペースで拡充。

一般会計・主要経費の推移（平成元年度を100とした場合）

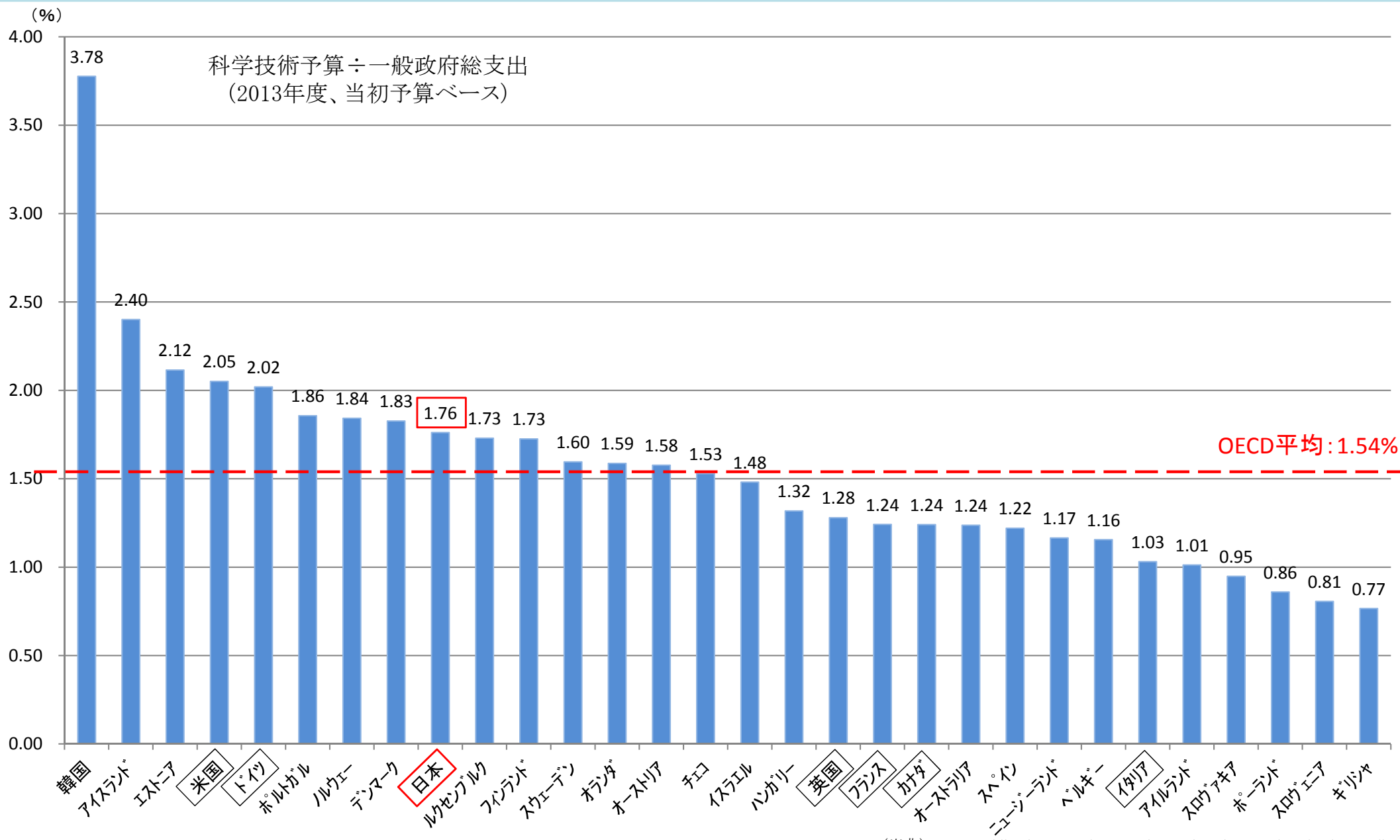


（注）比較のため、一般会計から東日本大震災復興特別会計に移管された経費等について調整を加えてある。

一般政府総支出に占める科学技術予算の割合

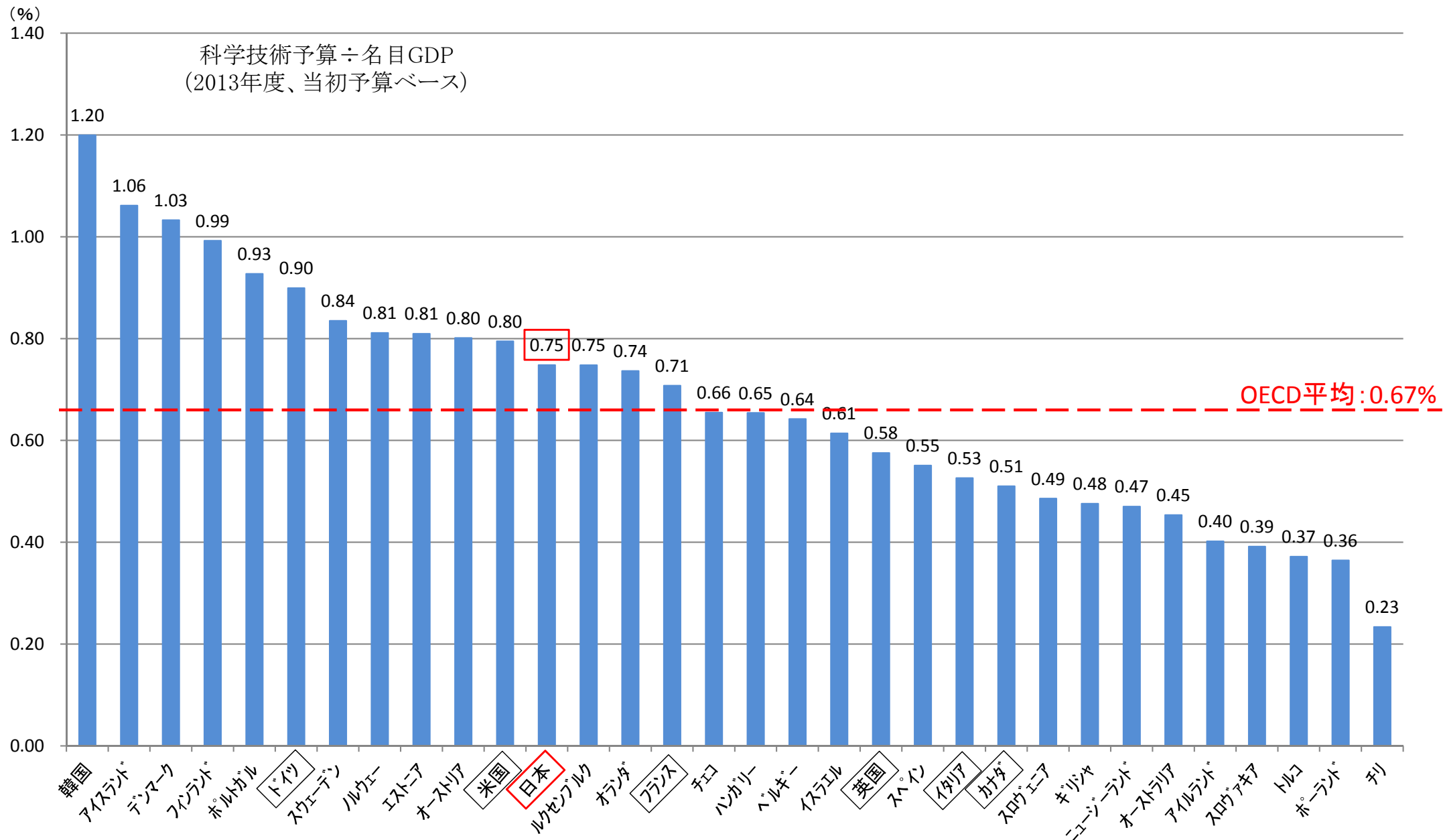
資料Ⅱ－４－２

○ 我が国の科学技術予算は、租税負担率の低さに関わらず、一般政府総支出に占める割合で見ても、対GDP比で見ても、主要国と比べて遜色のない水準。



科学技術予算の対GDP比

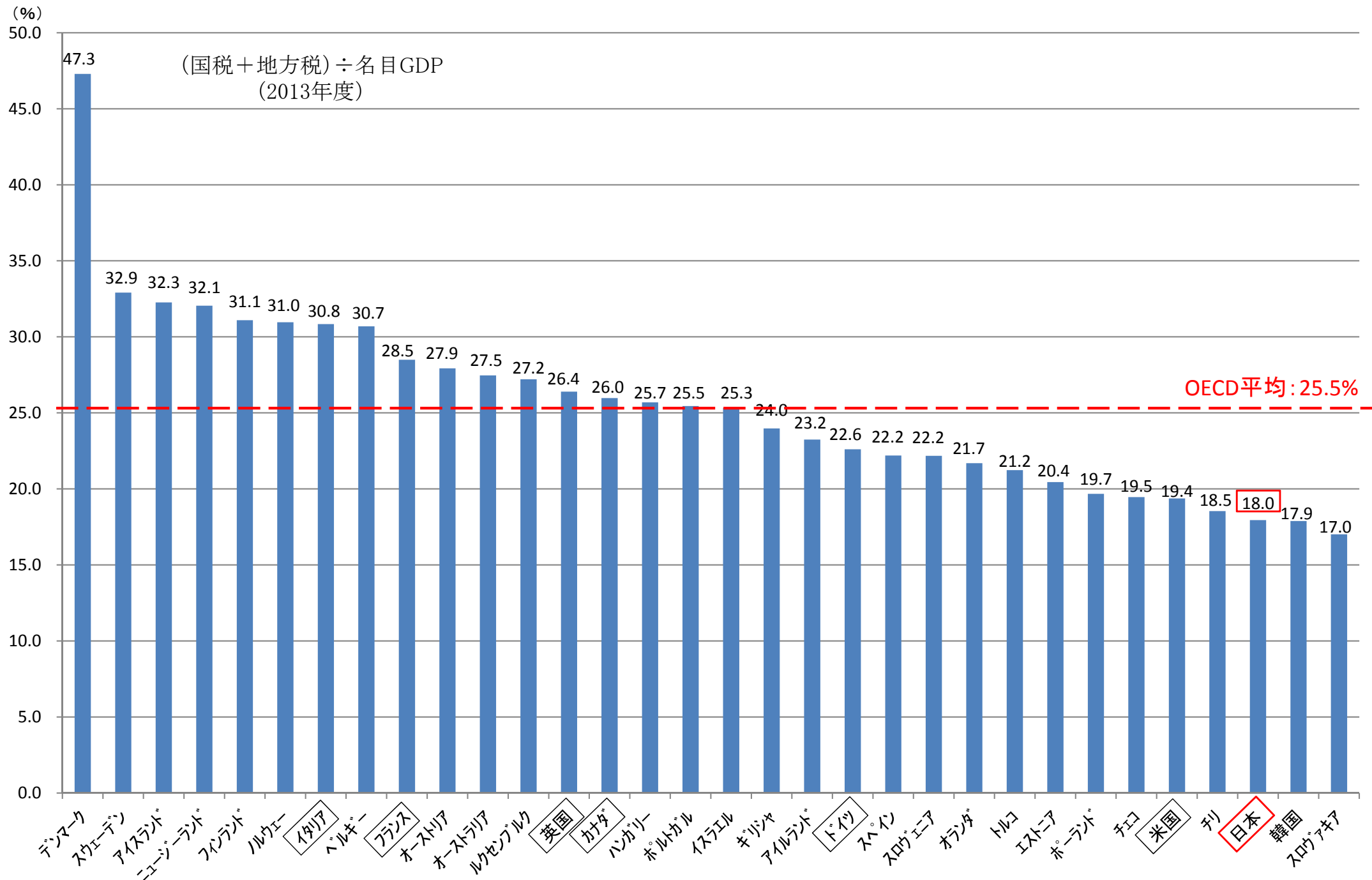
資料Ⅱ－4－3



(参考) 中国の科学技術予算の対GDPは、1.05% (文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2016」より推計)。

租税負担率（対名目GDP比、2013年度）

資料Ⅱ－4－4



(参考) 中国の租税負担率は、20.1% (IMF, Government Finance Statisticsより推計)。

(出典) 日本: 内閣府「国民経済計算」等、日本以外: OECD, Revenue Statistics

我が国の科学技術予算と研究開発の「質」

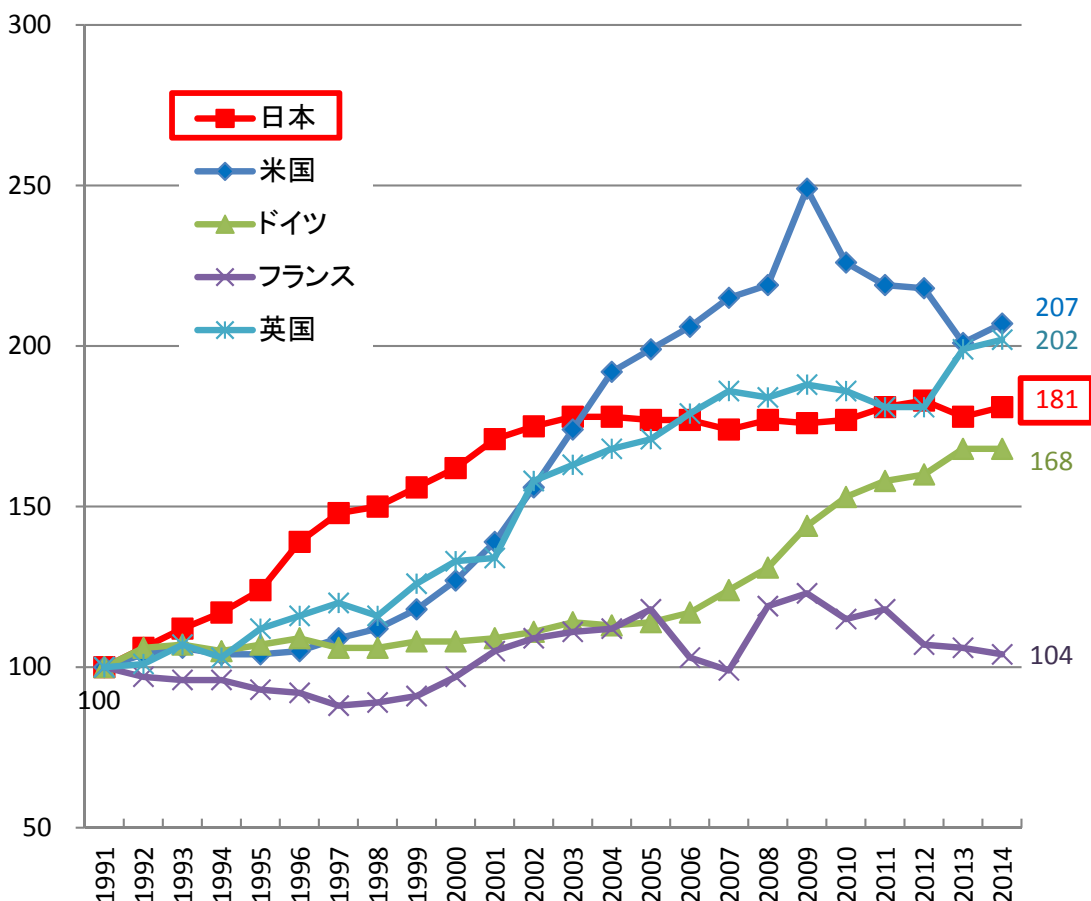
資料Ⅱ－4－5

○ 我が国の科学技術予算を時系列で国際比較してみると、1990年代以降、他の主要国と比べて遜色のないペースで拡充。

○ 一方、同じ期間において、我が国の総論文数に占める世界トップ10%論文*の割合は、他の主要国に比べ一貫して低水準(7~8%)。⇒予算額が必ずしも研究開発の「質」に結びついていない可能性。

※ 「トップ10%論文」とは、他の論文から引用された回数が世界の上位10%に入る論文。

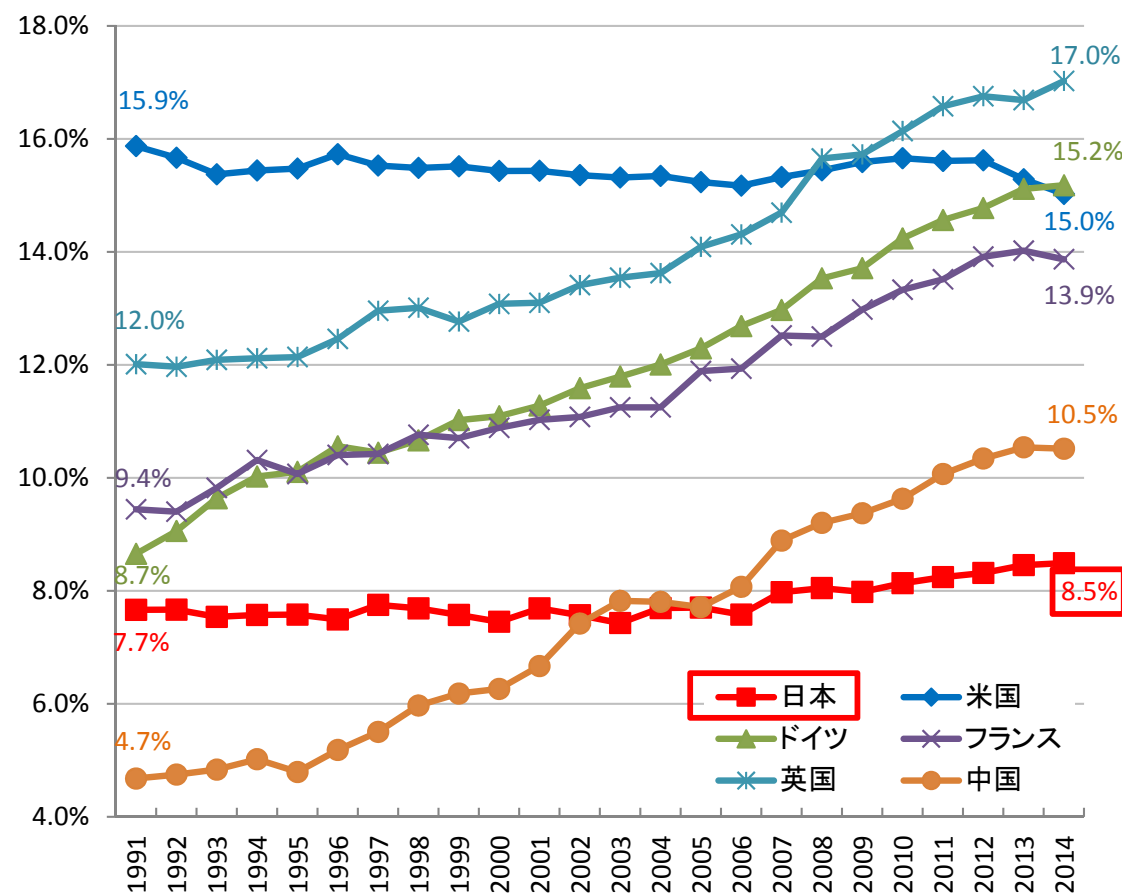
科学技術予算の推移(1991年を100とした場合)



(注) 中国の科学技術予算は、1991年を100とした場合、2014年において4,017。

(出典) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2016」より。

各国の総論文数に占めるTOP10%論文数の割合



(出典) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2016」より(整数カウントベース)。

- 「第5期科学技術基本計画」(H28.1閣議決定)では、科学技術基本計画としては初めて、計画の進捗及び成果の状況を適切に把握するための8つの「成果目標」を導入。
- 科学技術政策の「質」を向上させるためには、従来型の投資・投入目標※1ばかりではなく、「成果目標」に基づいて定量的な進捗管理を行い、エビデンスに基づいたPDCAを行うことが重要。
- また、個別の研究開発支援政策等においても、「達成目標」とPDCAの導入等によって、成功へのモチベーションを高めるような仕組みとすることが重要※2。

※1 「政府研究開発投資について、平成27年6月に閣議決定された『経済財政運営と改革の基本方針2015』に盛り込まれた『経済・財政再生計画』との整合性を確保しつつ、対GDP比の1%にすることを目指すこととする。期間中のGDPの名目成長率を平均3.3%という前提で試算した場合、第5期基本計画期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約26兆円となる。」(第5期科学技術基本計画より)

※2 例えば、大学等の研究開発の支援にあたっては、「達成目標」の進捗具合を中間評価でチェックし、その後の支援額に反映させるなど。

○第5期科学技術基本計画に盛り込まれた8つの「成果目標」

➤ 40歳未満の大学本務教員の数→1割増加

➤ 女性研究者の採用割合→自然科学系全体で30%、理学系20%、工学系15%、農学系30%、医学・歯学・薬学系合わせて30%

➤ 我が国の総論文数に占める被引用回数トップ10%論文数の割合→10%

➤ 企業、大学、公的研究機関のセクター間の研究者の移動数→2割増加

➤ 大学及び国立研究開発法人における企業からの共同研究の受入金額→5割増加

➤ 研究開発型ベンチャー企業の新規上場(株式公開(IP O)等)数→2倍

➤ 我が国の特許出願件数(内国人の特許出願件数)に占める中小企業の割合→15%

➤ 大学の特許権実施許諾件数→5割増加

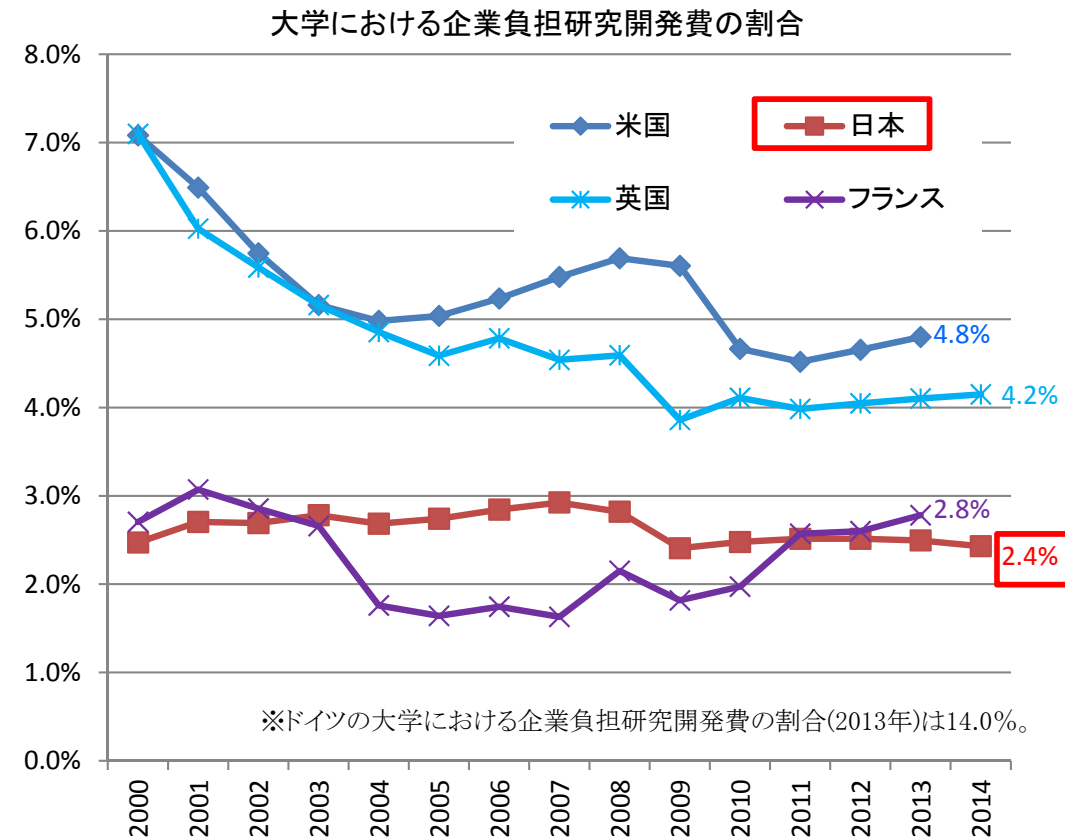
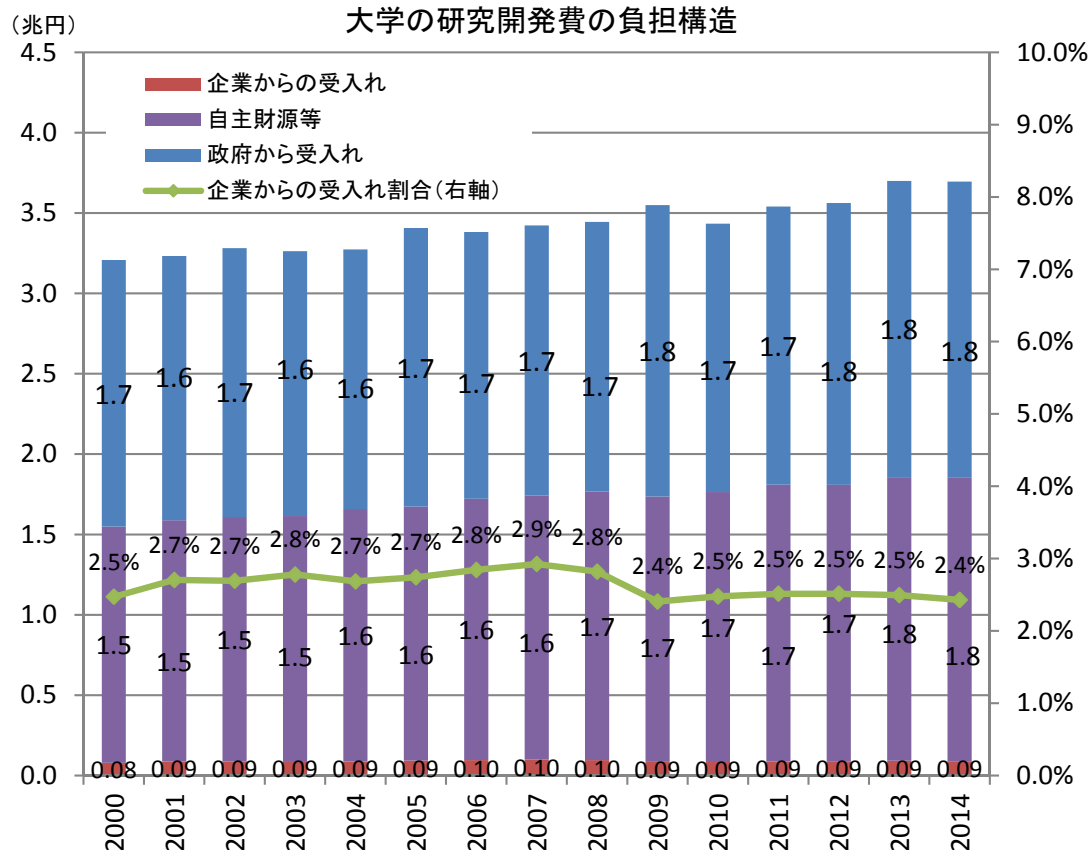
「質」の向上のための提案②：産学連携の推進

資料Ⅱ－4－7

- 産学連携を示す指標の一つとして、大学が企業から受け入れた研究開発費は低い水準で推移。
⇒大学の研究開発費全体の2%程度。他の主要国と比べて低水準。
- 産学連携を推進し、大学等への民間投資を呼び込む※¹ためには、①大学等において、**共同研究を適切に進めるためのマネジメント機能を強化**すること※²や、②**民間企業にも裨益するような研究開発等の支援にあたっては、そうした企業との提携を条件とする等の仕組みが重要**。

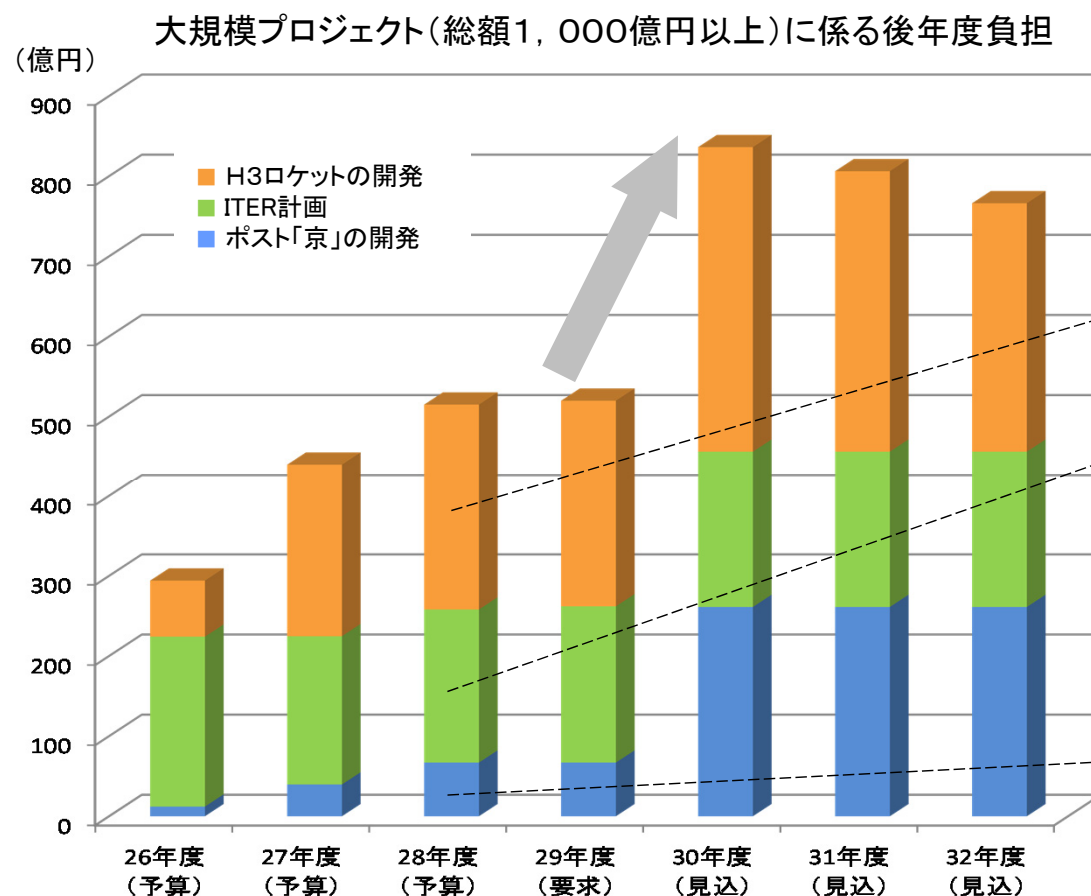
※1 「2025年度までに大学・国立研究開発法人等に対する企業の投資額をOECD諸国平均の水準を超える現在の3倍とすることを目指す。」(「日本再興戦略2016」(H28.6閣議決定)より)

※2 「産学官で資金・知・人材などが好循環する共同研究の実現に向けては、大学の財務構造・成果(知的財産)管理等で多数の障害が存在することが指摘された」(H28.2日本経済団体連合会「産学官連携による共同研究の強化に向けて」より)

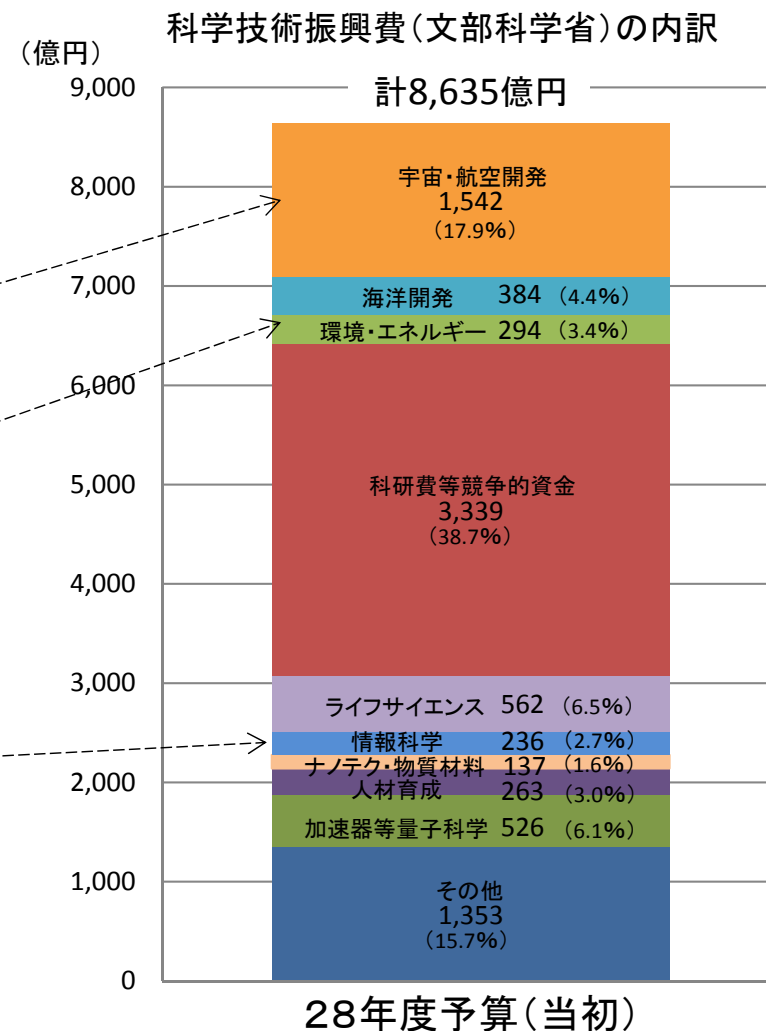


(出典) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2016」より。

- 大規模プロジェクトに伴う多額の後年度負担は、将来における予算配分の柔軟性を低下させる要因。
⇒ 大規模プロジェクトについては、総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)*等と緊密に連携し、その選定に当たっては、後年度負担の見込みも十分踏まえながら、特に厳しく優先順位を付けることが重要。
※ 政府における大規模プロジェクトについて、事前評価等を実施(次頁参照)。
- また、大規模プロジェクト(文部科学省所管)に係る所要額は30年度以降急増する見込み。
⇒ 29年度においては、30年度以降の状況もよく見極めた上で、新たな事業を開始することが適切か否かを慎重に判断する必要。



(注1) 平成28年度までは予算額、平成29年度は概算要求額、平成30年度以降は試算。
 (注2) 「ITER計画」の30年度以降については、29年度要求額と同額で仮置き。
 (注3) 「ポスト「京」」については、平成28年8月10日 文部科学省HPCI計画推進委員会資料「ポスト「京」の開発状況」に基づき、国費総額を1,100億円、運用開始を平成33年度中とした上で、平成29年度までの金額を除き、残期間については、単純平均をとったもの。



(参考) CST I において事前評価等を受けたプロジェクト

資料Ⅱ－４－９

※ 宇宙開発関連のプロジェクトについては、内閣府宇宙政策委員会において審議。

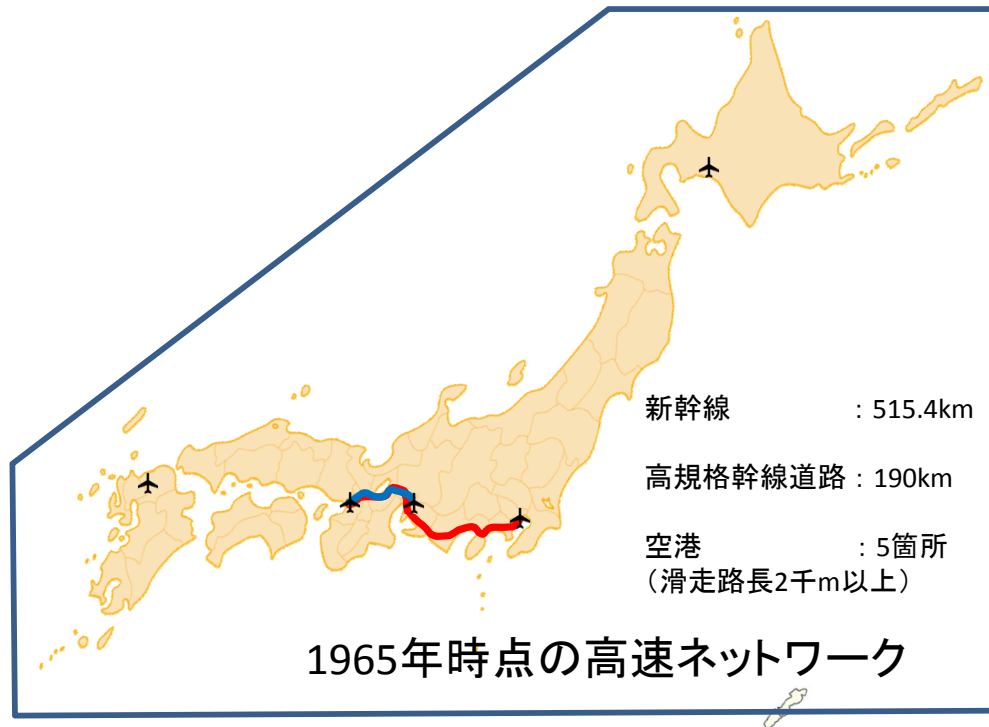
年度	プロジェクト名	期間	国費
H27年度	○ 人工知能／ビックデータ／IoT／サイバーセキュリティ統合プロジェクト【文部科学省】	28～37年度	(28要求 100億円)
25年度	○ フラグシップ2020プロジェクト(ポスト「京」の開発)【文部科学省】	26～31年度	総額 1,200億円
24年度	○ 東北メディカル・バンク計画【文部科学省】	23～32年度	(23③補正 153億円、 24予算 56億円)
	○ 個別化医療に向けた次世代医薬品創出基盤技術開発【経済産業省】	25～29年度	総額 405億円
	○ 革新的新構造材料等技術開発【経済産業省】	25～34年度	総額 605億円
23年度	○ 日本海溝海底地震津波観測網の整備及び緊急津波警報に係るシステム開発【文部科学省】	23～28年度	総額 320億円
	○ 超低消費電力型光エレクトロニクス実装システム技術開発【経済産業省】	24～33年度	総額 291億円
	○ 高効率ガスタービン技術 実証事業費補助金【経済産業省】	24～32年度	総額 536億円
	○ 石炭ガス化燃料電池複合発電 実証事業費補助金【経済産業省】	24～33年度	総額 300億円
20年度	○ 気候変動問題対策二酸化炭素削減技術実証試験【経済産業省】	21～32年度	総額 330億円

(注1) 各プロジェクトに係る情報については、「国家的に重要な研究開発の評価」にて公表されている事前評価書から把握できる国費を記載。総額の記載のないものについては、評価書に記載のある各年度の要求額等を記載している。

(注2) 既に終了したプロジェクトは除いてある。

(出典)内閣府 総合科学技術・イノベーション会議 HP より作成

- この半世紀のインフラ整備により、高速道路、新幹線、空港等、高速交通ネットワークの全国的な整備水準が飛躍的に向上。



現在の高速ネットワーク(2014年3月末時点)
(点線は事業中及び未事業区間)



- この四半世紀で社会資本の整備水準が大きく向上し、日本の強みと認識される一方で、建設国債残高が約2.5倍になるなど財政状況は悪化。

《社会資本整備の進捗状況》

		平成2年度 (1990年度)	平成27年度 (2015年度)	90年度比
○ 道路延長(高規格幹線道路)	(km)	5,076	→ 11,266	(+122%)
○ 重要港湾以上の岸壁数 (水深14m以深)	(箇所数)	7	→ 76	(+986%)
○ ジェット化空港数 (原則2000m以上)	(箇所数)	48	→ 69	(+44%)
○ 汚水処理人口普及率	(%)	62	→ 89.5	(+44%)
		※平成9年	※平成26年度	
○ 都市公園等の一人当り 公園面積 (参考)	(㎡/人)	5.8	→ 10.2	(+76%)
			※平成26年度	
○ 名目GDP	(兆円)	452	→ 501	(+10.8%)
			※平成27年度	
○ 一人当たり国民所得	(千円)	2,923	→ 2,868	(▲1.9%)
			※平成26年度	
○ 人口	(千人)	123,611	→ 127,110	(+2.8%)
		※平成2年	※平成27年	
○ 建設国債残高	(兆円)	102	→ 266	(+161.2%)

《国際競争力調査(WEF)》

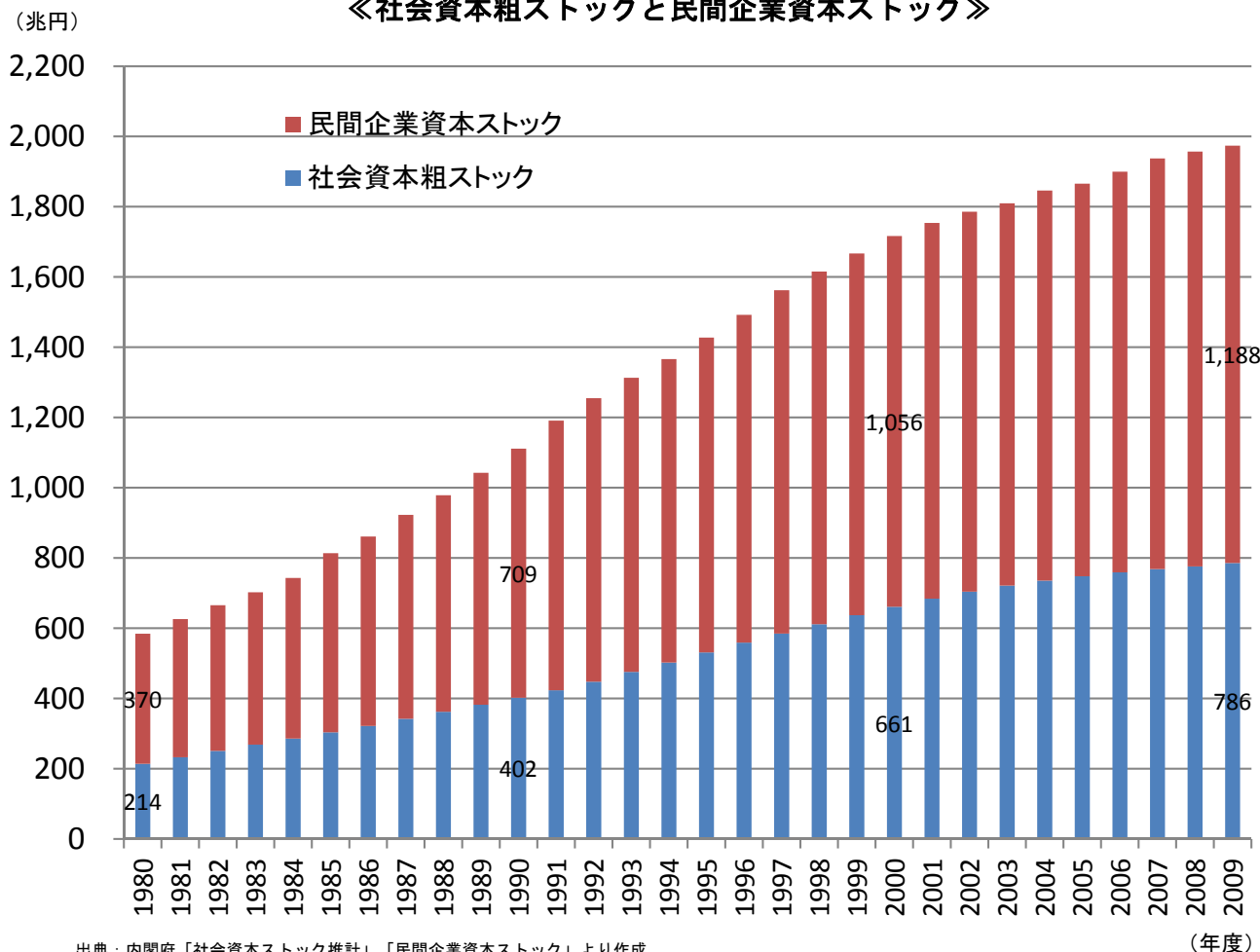
インフラは世界ランク5位、一方、マクロ経済環境（財政状況、物価等）は104位

Performance overview

	Rank / 138	Score (1-7)	Trend	Distance from best
Global Competitiveness Index	8	5.5	—	■■■■■
Subindex A: Basic requirements	22	5.6	—	■■■■■
1st pillar: Institutions	16	5.4	—	■■■■■
44 2nd pillar: Infrastructure	5	6.3	—	■■■■■
3rd pillar: Macroeconomic environment	104	4.1	—	■■■■■
4th pillar: Health and primary education	5	6.6	—	■■■■■

- 社会資本ストックは、800兆円水準に達しており、民間資本ストック1,200兆円と相まって、日本の総資本を形成。
- 社会資本の資本効率（限界生産性）は整備水準の向上に伴い低下傾向。
- 今後の公共事業においては、新規投資を生産性効果の高い事業に重点化していくとともに、既存ストックの最大限の活用を図り、社会資本の資本効率を高めていくべき。

《社会資本粗ストックと民間企業資本ストック》



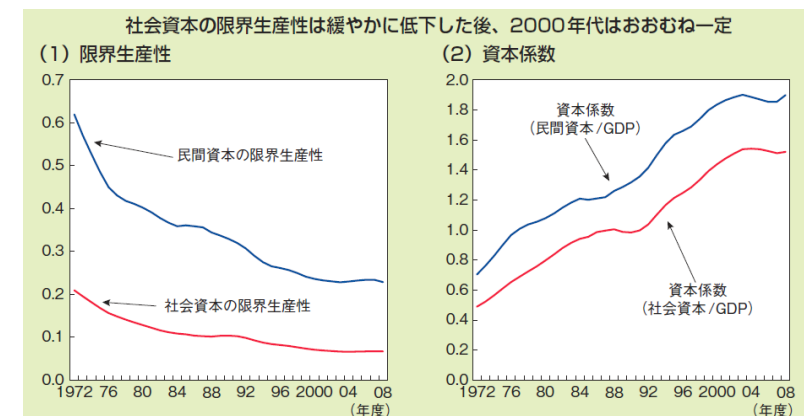
出典：内閣府「社会資本ストック推計」「民間企業資本ストック」より作成

注1) 社会資本粗ストックは2005暦年基準

注2) 民間企業資本ストックは有形固定資産（取付ベース）のストック額

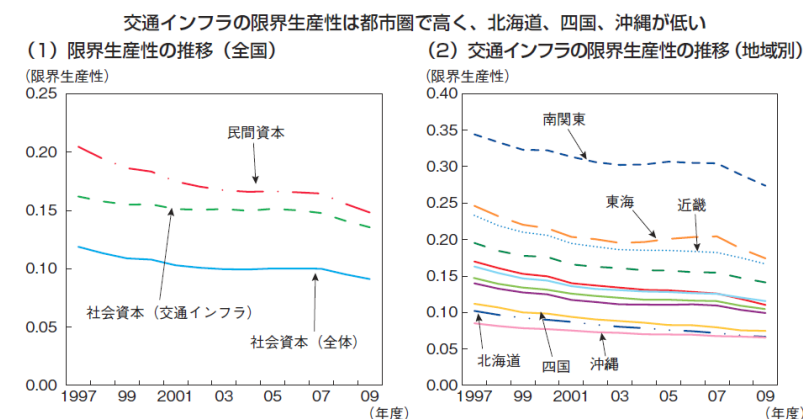
注3) 民間企業資本ストックの1980年度～1993年度は平成21年度確報値（H12基準：93SNA）、1994年度～2009年度は平成26年度確報値（H17基準：93SNA）

《社会資本の限界生産性（平成22年推計）》



※社会資本の限界生産性：追加的な社会資本ストック額1単位により生じる生産の増加額。限界生産性が高いほど、同じ額を整備した場合の生産力効果が大きいことを意味する。

《社会資本の限界生産性（平成25年推計）》



出典：内閣府「経済財政白書」（上図：平成22年度、下図：平成25年度）

- 新規採択事業のB／Cは全体として低下傾向にあるが、公共投資の生産性効果を高めるためB／Cの高い事業を厳選し、全体水準の維持・向上を図るべき。
- 便益面においては、その内容を安易に拡大することなく積算の客観性や説明責任の向上を図るべき。
- 費用面においては、優良事例の横展開、施設の集約化、民間活用等により、不断にコスト縮減の徹底を図るべき。

《国土交通省公共事業における新規採択箇所のB／C平均値の10年前との比較》

事業名	14年度	15年度	16年度	17年度
河川	9.4	7.6	3.4	8.6
道路	2.8	3.4	2.9	3.1
港湾整備	4.0	2.2	3.6	3.6
住宅市街地総合整備	1.6	1.5	1.5	1.5
都市公園	5.9	5.5	6.1	6.4



24年度	25年度	26年度	27年度
6.6	16.0	2.7	7.2
1.7	1.9	1.9	2.0
5.3	3.5	2.7	4.6
－	1.2	1.0	1.4
－	4.2	4.1	2.9

※平成24～27年度については、平成22年度に創設された社会資本整備総合交付金等に個別補助の多くが移行したことから、母数である箇所数は減少している。このため、平均値の変動が大きくなっている。

（河川の例：14年度37箇所、15年度19箇所、16年度23箇所、17年度25箇所、24年度5箇所、25年度3箇所、26年度11箇所、27年度2箇所）

《国土交通省における主な事業毎の費用便益分析に係る評価項目》

事業区分	主な便益	主な費用
道路	移動時間の短縮、走行経費の減少、交通事故の減少	事業費、維持管理費
港湾	輸送コストの削減、既存ターミナル・道路の混雑緩和	事業費、維持管理費、再投資費
鉄道	移動時間の短縮、鉄道事業者の収益改善	事業費、維持管理費
空港	移動・輸送時間の短縮、空港管理者の収益改善	事業費、再投資費
土地区画整理	事業地区とその周辺地域の地価の上昇	事業費、維持管理費
市街地再開発	再開発ビルの収益改善、周辺地域の地価の上昇	施設整備費、維持管理費
住宅市街地総合整備	事業実施により発生する分譲・賃貸収入、周辺地域の地価の上昇	事業費、維持管理費
都市公園	健康・レクリエーション空間の提供（健康促進、レクリエーションの場の提供等） 都市環境の維持・改善（緑地保存、ヒートアイランド現象緩和等） 都市景観、都市防災（洪水調整、地下水涵養等）	事業費、維持管理費
治水	建物、自動車等の浸水被害の軽減 浸水による事業所や公共サービスの生産等の停止・停滞の被害の軽減 浸水世帯の清掃等の事後活動や飲料水等の代替品購入に伴う新たな出費等の被害の軽減	事業費、維持管理費

- 成功例では、PPPの考え方に基づき、民間金融機関による厳しい事業審査の下で進めるとともに、優良なテナントを事業前に先付けするなど民間事業者の創意工夫を最大限生かすことにより施設の規模を適正化。また、官と民の役割を明確にし、地方自治体は公共公益施設の整備に重点化。
- 失敗例では、大規模開発による事業費の増大、それに伴うテナント獲得の困難化等の悪循環に陥り、地方自治体の商業施設への積極関与と補助金前提の事業計画が進行し、開発後、経営破たんと追加財政支援が発生。

《中心市街地の官民複合施設整備事業》

アウガ(青森県青森市):H13 開業	オガールプラザ(岩手県紫波町):H24 開業
JR青森駅前に老朽化した低層木造建築物が密集。こうした中、青森市が主導し、土地の高度利用と商業の近代化により中心市街地を活性化するため、駅前に官民複合施設(アウガ)を整備。 ◆公益施設:図書館、男女共同参画プラザ、まちなか保健室、駐車場等 ◆民間施設:新鮮市場(個人商店)、商業テナント、レストラン、金融機関	JR紫波中央駅前の町有地に町が公益施設の建設を予定するも目途が立たず。こうした中、民間事業者が町有地を借り受け、民間金融機関によるプロジェクトファイナンスによって官民複合施設(オガールプラザ)を整備。 ◆公益施設:図書館、地域交流センター、子育て支援センター ◆民間施設:産直市場、眼科・歯科、カフェ・居酒屋、学習塾・オフィス
大規模開発による建設費・維持費の増大	適正規模による建設費・維持費の抑制
大規模開発によりテナント獲得が困難	着工前にテナント需要を把握・確認し、優良なテナントを先付け
補助金前提の事業計画	民間金融機関による厳しい事業審査、プロジェクトファイナンス
商業施設への市の積極的関与	町は公共公益施設の整備に重点
開発後、経営破綻し、追加財政支援	開発後、固定資産税など財政収入増



- 都市機能誘導区域における施設整備について、将来の人口減少や需要の動向等を見越した過大な施設整備を行った場合には、行政コストが縮減するどころか、無駄な維持管理費の発生等により行政コストが無用に増大する。
- 施設整備にあたっては、こうした事業リスクを関係者間で十分に認識・共有した上で、PPPの仕組みを活用して施設規模の適正化を図るとともに、施設整備に対する財政支援もそうした適正化を促すようなものにすべき。その際には、様々な事例を検証しながら、成功のための教訓を導き出し、事業内容や財政支援のあり方に反映していくべき。

- コンパクト＋ネットワークを推進する「都市再構築戦略事業」において、
 - ・ 民間事業者の積極的活用の要件化（商業施設は原則民間等）
 - ・ 隣接市町村による共同整備への誘導
- 等を推進するよう財政支援の見直しを進めるべき。

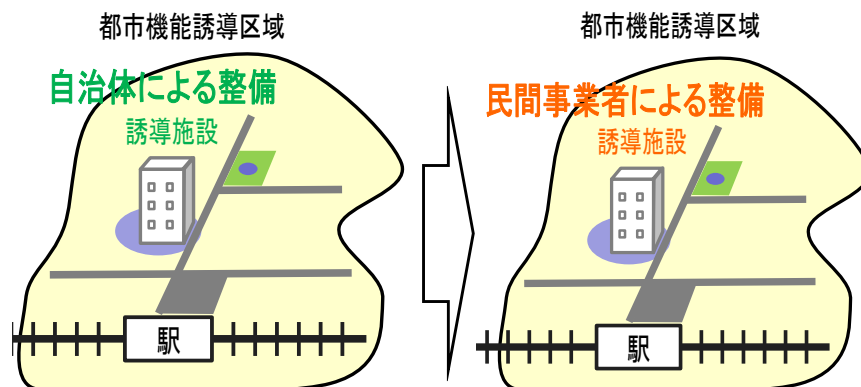
民間事業者の積極的活用

【これまで】主に自治体が誘導施設を整備

○商業系の誘導施設は、民間事業者による整備を原則化

○医療・福祉系の誘導施設への支援は、地域への貢献度合いの高いものに重点化

○国は、周辺公共施設への支援に重点化

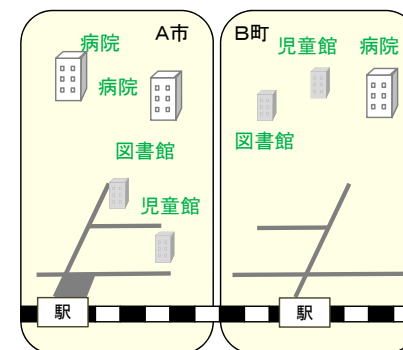


隣接市町村による共同整備

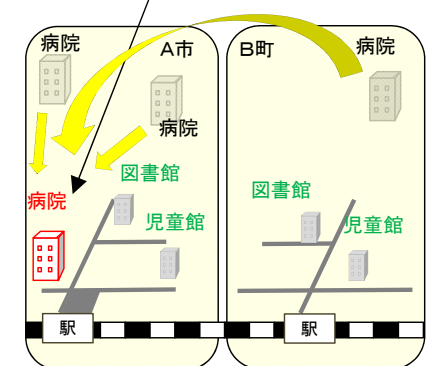
【これまで】自治体毎に、誘導施設を整備

○民間事業者も活用しつつ隣接市町村による共同の施設整備を誘導することにより、公共施設の計画的な統廃合を効率的に推進

フルセットの施設整備



誘導施設の共同利用



- 国土交通省関連のPFI事業のVFMを見ると、ほとんどの事業で公的財政負担の見込額が低減。
- PPP/PFIの優先的検討を実効的に進めることで、財政効果が最大限発揮されるようにすべき。

「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」
(平成27年12月15日 民間資金等活用事業推進会議決定) (抜粋)

3 優先的検討の手続

二 対象事業

イ 対象事業の基準

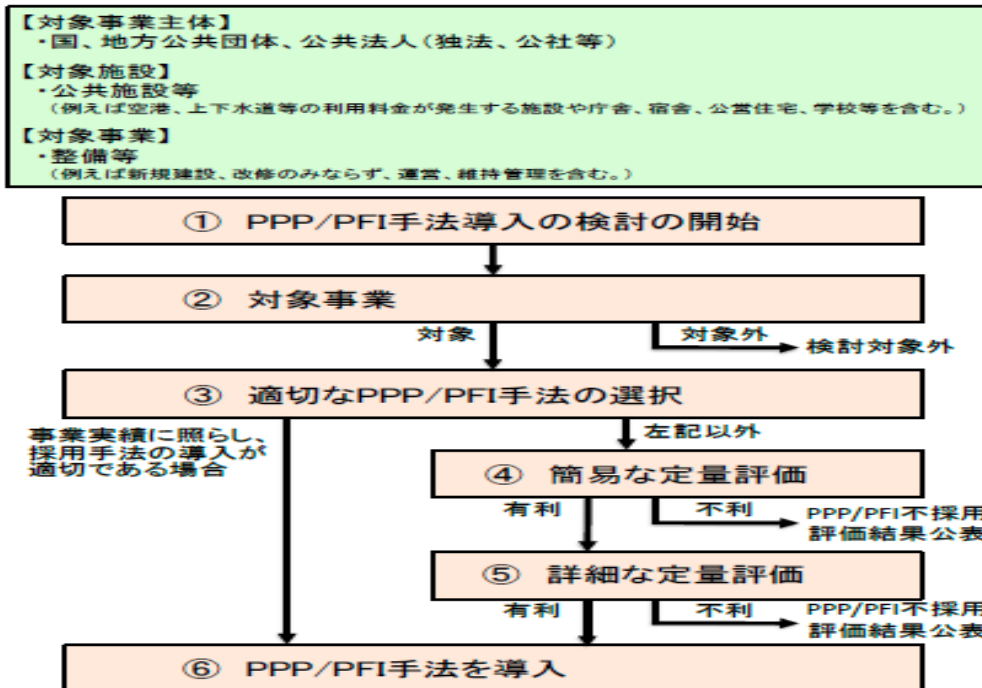
公共施設等の管理者等は、次に掲げる公共施設整備事業であって、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業を、優先的検討規程において、優先的検討の対象とするものとする。

ただし、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められるかどうかの判断は、資金調達コストの差異のみで行うべきでなく、業務効率化による効果等を総合的に勘案して行うべきである。

(1) 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業(建設、製造又は改修を含むものに限る。)

(2) 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業(運営等のみを行うものに限る。)

多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するプロセス概要



※一般的に、特定事業選定時のVFMは「⑤詳細な定量評価」において算定され、事業者選定時のVFMは「⑥PPP/PFI手法を導入」することが決まった以降に算定されることになる。

《国土交通省関連PFI事業VFM一覧》

事業区分	件数	VFM (特定事業選定時)	VFM (事業者選定時)
空港	1	2.3%	2.3%
空港関連施設	2	4.0%	24.7%
まちづくり	6	7.5%	13.2%
都市公園	11	9.2%	12.3%
下水道関連施設	8	4.7%	19.3%
官庁庁舎・建築物	23	5.5%	19.5%
複合施設	2	8.8%	17.2%
公営住宅等	15	6.0%	16.6%
駐車場	2	13.8%	17.9%
道の駅	3	7.6%	17.6%
その他	4	8.6%	29.9%

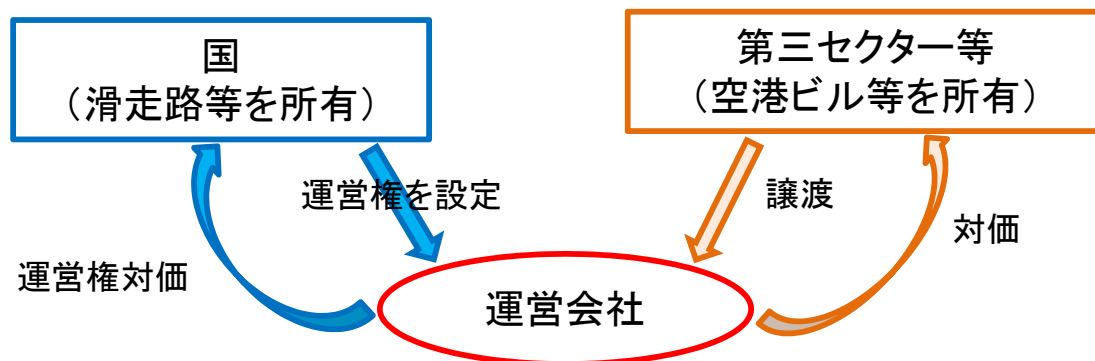
※件数は各事業において重複しているものがある。

※特定事業選定時より事業者選定時のVFMが高くなった事業は65事業/71事業(91.5%)。

※各事業において複数の事業がある場合は、その中央値。

※「特定事業選定時のVFM」とは、PFI事業として実施するか否かを判断するに際して、国や地方公共団体が算出するVFMであり、「事業者選定時のVFM」とは、選定された民間事業者が算出するVFMである。

- 空港運営の自由度を高め、既存ストックを活用した新規需要の開拓や交流人口の拡大による地域活性化に資するため、地方自治体と連携しながら、赤字空港を含め原則としてすべての国管理空港にコンセッションを拡大していくべき。
- あわせて、空港整備勘定の収支を改善すべき。



運営会社は着陸料、空港ビル収入等を基に、空港を一体的に運営

地域活性化

- ・ 自由度の高い経営により、空港ビルの物販収入等を原資に着陸料を引き下げて新規路線を誘致し、更なる空港ビル収入の増加につなげるといった好循環を実現できる。
- ・ 交流人口の拡大は地域において新たな産業の創出や雇用の拡大につながる。

VFM (Value For Money)

- ・ 滑走路等の維持管理、更新は運営会社が民間のノウハウを活かして行うこととなるため、維持管理費等の削減につながるとともに、運営権対価の確保や需要増による航空機燃料税収入の増加など空港整備勘定の歳入面への貢献も期待。
- ・ 個別空港ごとの独立採算性を導入することで、特別会計の透明性向上につながる。

課題

- ・ 仙台空港では検討から委託開始まで4年程度を要しており、プロセスのスピードアップが求められる。
- ・ 赤字空港も含めて聖域なく検討を進める観点から、他の空港のコンセッション導入に向けた課題を整理の上、今後の対応方針を検討すべき。また、こうした検討に際しては、今後、個々の空港においてコンセッションが導入される可能性が高いかを明らかにし、コンセッション事業に参入を図る事業者の予測可能性を高めるべき。

【最近の動き】

但馬空港：平成27年1月に事業を開始し、運営事業を実施中。

関空・伊丹：平成27年12月にオリックス、ヴァン・エアポートコンソーシアムの新会社 (SPC) と実施契約を締結。平成28年4月から事業を開始し、運営事業を実施中。
⇒【運営権対価等】約2.2兆円（税抜）
※収益が一定額を上回った場合、収益連動負担金を追加払。

仙台空港：平成27年12月に東急前田豊通グループの新会社 (SPC) と実施契約を締結。平成28年2月からビル事業を開始、7月から全体運営開始。
⇒【運営権対価】22億円（税抜）
※全額一括前払い。

高松空港：平成30年4月頃の事業開始に向け、平成27年10月からマーケットサウンディングを実施。平成28年7月に実施方針を公表、9月に募集要項を公表。

神戸空港：平成30年4月頃の事業開始に向け、平成28年9月に実施方針を公表、10月に募集要項を公表。

静岡空港：平成31年4月頃の事業開始に向け、平成28年5月からマーケットサウンディングを実施。

福岡空港：平成31年4月頃の事業開始に向け、平成28年7月からマーケットサウンディングを実施。

※この他、北海道内の複数空港の一体的な委託を検討中。

- これまでのコンセッションでは、運営権対価が占める割合が低く、VFMの趣旨に合致しない結果につながるケースがあった。
- 運営権対価を適切に評価するなど、VFMを最大化する方法を検討すべき。

＜仙台空港コンセッションにおける優先交渉権者の選定例＞

配点基準(200点満点)

全体計画、運営基盤 61点

- 全体事業方針
- 安全・保安に関する計画
- 騒音対策事業等
- 事業実施体制 等

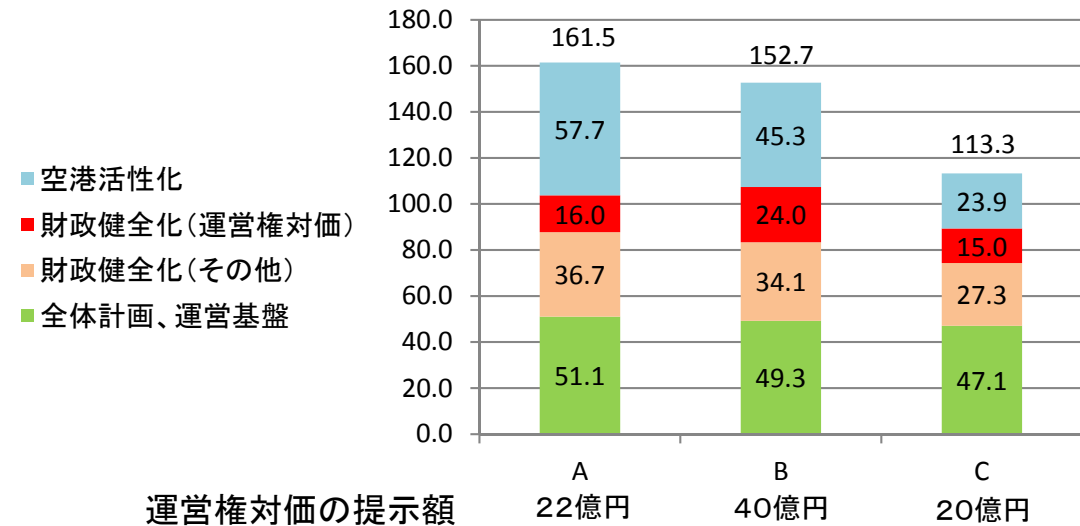
財政健全化 68点

- 設備投資に関する計画
 - 空港機能維持に係る投資施策・総額
 - 空港活性化に係る投資施策・総額
- 収支計画及び事業継続に関する提案
- 運営権対価等 24点(全体の12%)**

空港活性化 71点

- 空港活性化に関する計画
 - 旅客数・貨物量の目標
着陸料等料金施策
エアライン誘致施策 等
 - 空港利用者の利便性向上等
航空サービス利用者の利便性向上等

選定結果(A～Cの3グループからAグループを選定)



- ・ 上位2グループを見ると、空港活性化に関する点数でほぼ決まっている。
- ・ 空港を活性化し、収益を拡大できる計画となっているのであれば、提示される運営権対価の額も高くなるのが整合的ではないか。
- ・ 配点のあり方の見直しや総合評価落札方式で用いられている除算方式の導入など、適切な選定方法を検討すべき。

(参考1) 愛知県道路公社のコンセッションでは、配点基準200点満点のうち、運営権対価の額に80点が配分されている(最低提案価格を超えた場合、一律30点を付与)。

(参考2) 財・サービスの購入の際の総合評価落札方式の下では、原則として、技術評価点を入札価格で割る除算方式(有利な価格を提示すれば選定されやすくなる)が用いられている。

- 下水道事業については、施設の老朽化に伴い、更新需要の増大が課題。
- 下水道事業では、単純で単年度ごとに発注する維持管理業務の民間委託は相当程度活用されているが、民間活用による効果が高い維持管理業務の包括的民間委託や汚泥有効利用施設へのPFI等の導入等は道半ばの状況。
- さらに、コンセッションを具体的に検討している自治体は浜松市など4市のみの状況。

下水道事業の概要

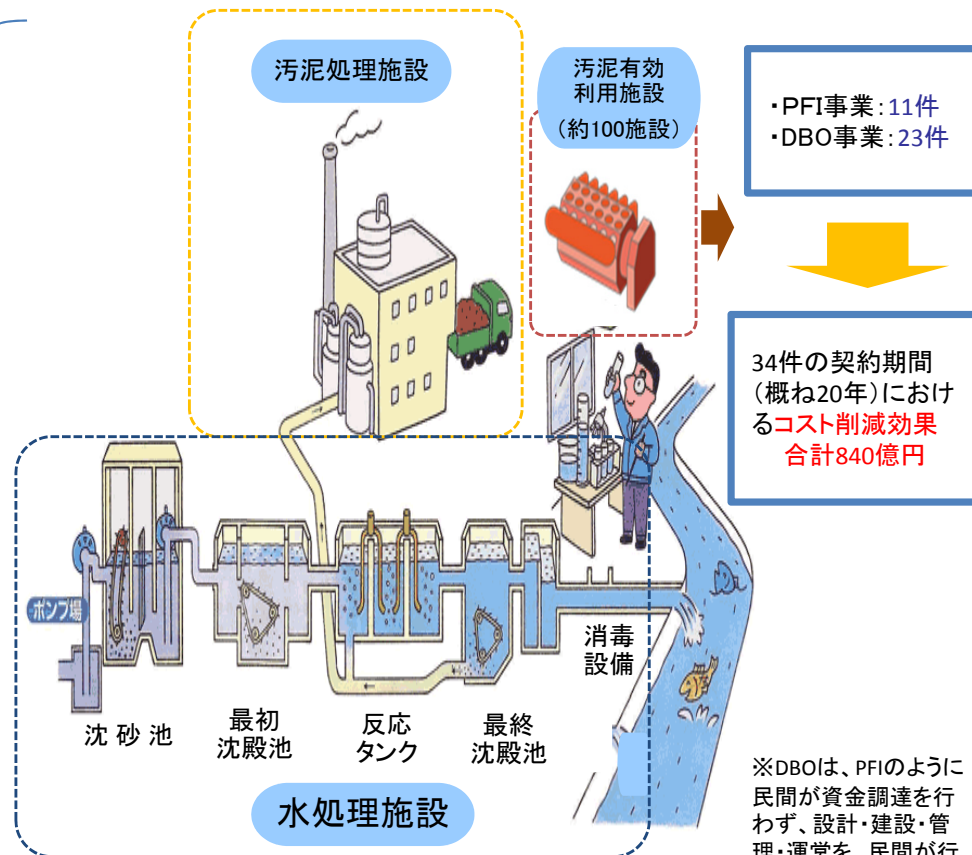
下水処理施設
(全国約2,200施設)

うち単純業務民間
委託施設 9割以上

うち包括的民間委託
(処理施設)
約380件

包括的民間委託の契
約期間(3～5年間)に
おける導入以前と比較
したコスト削減効果
合計約340億円

※包括的民間委託は、下
水道施設の巡視・点検・
調査・清掃・修繕、運転管
理・薬品燃料調達・修繕な
どを一括して複数年にわ
たり民間に委ねるもの。



※DBOは、PFIのように
民間が資金調達を行
わず、設計・建設・管
理・運営を 民間が行
い、自治体対価を支
払うもの。

コンセッションの意義

- ・ 下水道施設の運営権を民間事業者に設定することで、民間事業者が中長期的な視点に立って、施設の改築更新や料金収受、維持管理を一体的に行うことが可能となる。
- ・ これにより、民間の創意工夫の余地が広がり、コスト削減等の効果が期待。

(浜松市における検討例)

- ・ 市町村をまたぐ流域下水道として静岡県が管理をしていた区域について、市町村合併(平成17年)を背景に、平成28年4月より浜松市が公共下水道として管理を開始。
- ・ 浜松市の人員を大幅に増強することなく効率的に事業の運営するため、コンセッション方式を検討した結果、運営期間(20年間)において、改築と維持管理について約7.6%(VFM)のコスト削減が期待できることが判明。
- ・ 平成30年4月からの導入に向け、現在、運営権者の選定手続きを実施中。

(今後の課題)

- ・ 事業スキームの検討、導入に向けた事前評価等のコストが大きいことや、導入後のモニタリング等に管理者側の技術力を要することなどから、導入に向けた機運が高まっていない状況。

- 下水道事業について、執行体制の脆弱化と老朽化施設の増大が進行している中、今後、サービス水準を持続的に確保していくため、PPP/PFIの導入を抜本的に拡大すべき。
- 既施設への包括的民間委託の導入はもとより、一定規模の自治体について、施設の改築に際してコンセッションの検討を財政支援の要件とするとともに、汚泥有効利用施設の新設にあたってはPFI等の導入を原則とするなど抜本的な対策が必要。

PPP/PFI導入の必要性

① 執行体制の脆弱化

- ・行財政改革
- ・熟練者の退職
- ・下水道公社の廃止や縮小
- ・流域下水道の移管

このままでは
サービス水準
低下

執行体制の確保

- ・個別工事の発注や管理を包括的に民間に委ね、自治体はモニタリングやトータルマネジメント等の管理者業務に専念
- ・地元企業を含めた民間の事業機会の創出

② 老朽化施設の増大

- ・「少数、大規模の工事」から「多数、小規模の工事」へ
- ・設計、施工の複雑化
- ・維持管理と工事のトータルマネジメントの必要性

- ・外注コストの増加
- ・内部コストの増加

このままでは
経営悪化

コストの削減

- ・発注ロットの増大
⇒スケールメリット
- ・民間の技術力と経営ノウハウの導入
- ・発注、管理等の内部コスト削減

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金 における配分の考え方(抄)

社会資本整備総合交付金における下水道事業においては、持続可能な経済社会の実現に資するとの考えの下、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

- ① PPP/PFIの事業手法により民間活力の活用を促進する下水道事業
- ② 下水汚泥のエネルギー利用を促進する下水道事業（バイオガス活用事業、下水汚泥固形燃料化事業等）
- ③ 下水道整備推進重点化事業により低コストな未普及対策を実施する下水道事業

- 限りある財源を政策的に優先すべき事業に重点化するために、道路、河川などの事業類型ごとに、交付金を重点的に充てるべき事業内容を明確化し、そうした事業内容に特化された整備計画に対して重点配分を実施。
- 更に、現在の整備計画は事業内容や実施状況がわかりにくいため、今後、PDCAの改善や事業の重点化が実効性をもったものになるよう、交付金事業の「見える化」を推進するとともに、重点化対象事業への重点化を着実に進めるべき。

事業名	重点配分対象となる主な事業
道路事業	ストック効果を高めるアクセス道路の整備（アクセス道路の供用時期について他事業と連携し、早期の効果発現が見込める事業については特に重点配分）、連続立体交差事業 インフラ長寿命化計画（行動計画）を踏まえた橋梁、トンネル等に係る老朽化対策
港湾事業	既存ターミナルを活用しつつ、クルーズ船の受け入れを図るために実施する防舷材、係船柱等の改良、緑地の整備 港湾施設の老朽化等に伴い利用が制限されている港湾施設の整備
河川事業	「水防災意識社会 再構築ビジョン」の趣旨に沿って、氾濫リスクが高く浸水被害が想定される地域において、ハード・ソフト対策を一体的に実施する事業
砂防事業	要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策事業、重要交通網にかかる箇所における土砂災害対策事業
下水道事業	PPP/PFIの事業手法により民間活力の活用を促進する下水道事業（下水道整備推進重点化事業に係るものを除く）
海岸事業	南海トラフ地震又はその他の大規模地震に対して、背後地に重要交通網又は人口が集中する地域において実施する海岸堤防等の地震・津波対策
都市再生整備計画事業	立地適正化計画に適合する事業等国として特に推進すべき施策に関連する事業
広域連携事業	連携中枢都市圏の形成等の広域圏域としての取組の推進に資する計画
都市公園・緑地等事業	国家的関連事業の開催に向けた都市公園の整備等に関する事業、PFI事業による都市公園の整備等に関する事業
市街地整備事業	立地適正化計画を作成、又は確実に作成が見込まれる地域において実施され、かつ立地適正化計画に適合する事業
都市水環境整備事業	水辺の賑わい創出に向けた取組を推進するため、「かわまちづくり計画」に位置づけられた事業
地域住宅計画に基づく事業	公営住宅及び改良住宅の耐震改修（耐震診断を含む）事業、耐震性のない公営住宅及び改良住宅の建替事業
住環境整備事業	改正耐震改修促進法において耐震診断が義務付けられた住宅・建築物の耐震診断・耐震改修等を実施する事業

- 新規整備を検討・実施するに際しては、既存ストックについて小さな追加投資や規制・制度の見直しにより大きな生産性向上の効果を実現できないか不断に検討していくことが必要。
- 首都圏3環状道路の整備に併せ、首都圏の高速道路の料金体系を整備重視から利用重視のものに整理・統一することで渋滞を緩和し、物流の効率化を通じて生産性を向上。

■首都圏内の料金水準



■起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現

(例: 厚木→桜土浦)

都心経由 3,930円

圏央道経由 5,050円 ⇒ 3,930円

(圏央道が不利にならないよう引下げ)

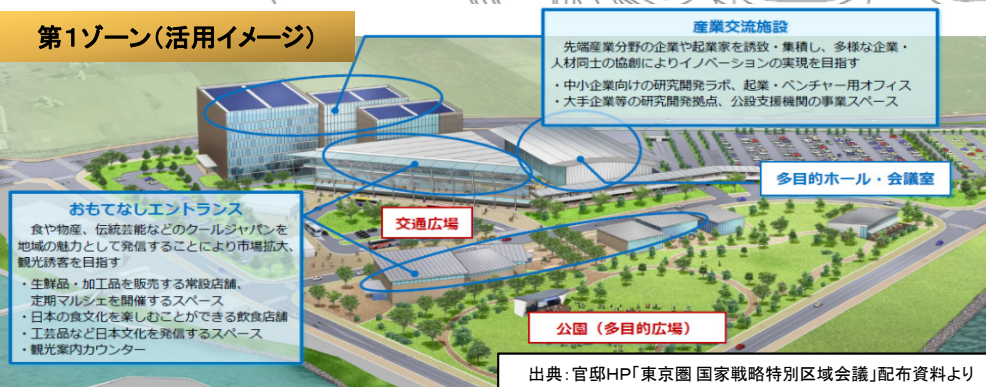
■主な効果

- 東名⇄東北道間の都心通過5割減(用賀～川口間を通過する台数)
 - ・平成27年 5,400台/日 → 平成28年 2,700台/日
- 首都高速全体の渋滞損失時間約1割減
 - ・平成27年 32,500台・時間/日 → 平成28年 29,700台・時間/日
- 圏央道の交通量約3割増(相模原～高尾山間を通過する台数)
 - ・平成27年 34,300台/日 → 平成28年 45,000台/日

- コンセッション方式の活用を含め、空港整備勘定のストックを最大限活用することで、同勘定の収支を改善すべき。
- 例として、羽田空港では沖合展開事業等に伴い生じた跡地を利用して、ホテルや産業交流施設等を建設予定。
- 空港周辺で民間資金を活用したまちづくりが進展することで、空港の魅力向上につながるとともに、土地賃付料収入が増加。

羽田空港跡地利用の概要

第1ゾーン(活用イメージ)



第1ゾーン

【約20ha(開発面積 約16.5ha)】

《産業交流施設等エリア》
・産業交流施設(展示機能等) ・駅前広場
・多目的広場(防災機能等)
※大田区に空港用地を売却する方向で検討

第2ゾーン

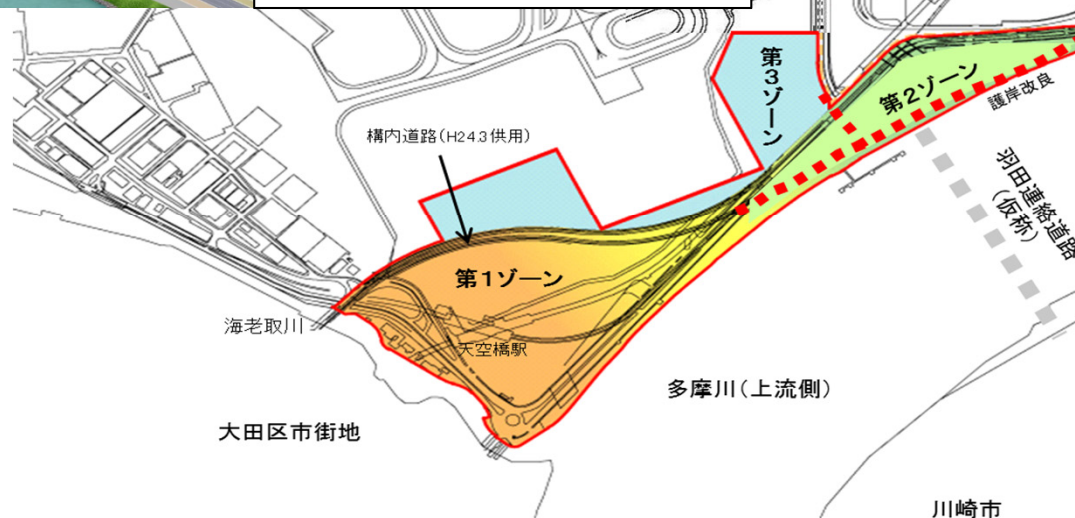
【約17ha(開発面積 約4ha)】

《エアポートホテル・複合業務施設エリア》
・エアポートホテル
・複合業務施設(国際交流関連、観光関連等)
※国から空港用地の貸付を受けた民間事業者(「住友不動産・東京国際空港プロジェクトチーム」)を選定(H28.6.17)が宿泊施設等の整備・運営を行う。土地の貸付期間は平成30年4月1日から平成80年3月31日までの原則50年(一般定期借地権)。土地の賃付料として毎年度約27億円が支払われる見込み。

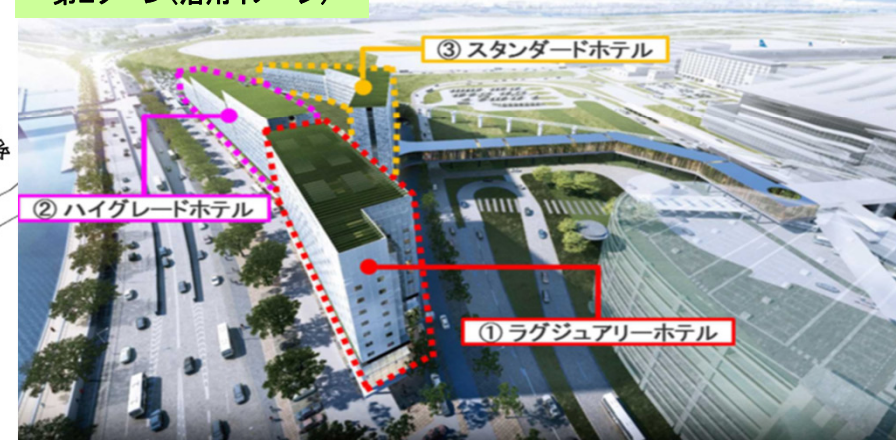
第3ゾーン

【約16ha】

再拡張事業後の需要動向を見極めながら検討



第2ゾーン(活用イメージ)



- 国土交通省では、測量から施工・管理段階まで全ての建設工程にICT技術の導入を行う「i-Construction」を推進し、建設現場の生産性を2025年までに2割向上することを目指している。
- しかしながら、生産性2割向上の考え方が曖昧であることから、目標についてKPIとして数値化し、「見える化」を図ることにより、効果がしっかりと発現するような形で着実に推進するべき。

《ICT土工の例》

測量

3次元測量(UAVを用いた測量マニュアルの導入)



従来測量



UAV(ドローン等)による3次元測量

施工

ICT建機による施工(ICT土工用積算基準の導入)



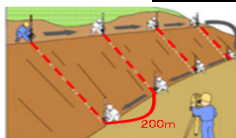
従来施工



ICT建機による施工

検査

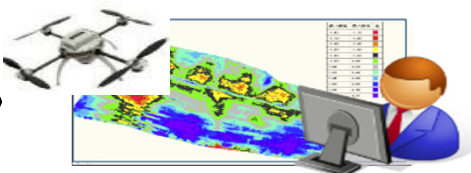
検査日数・書類の削減



人力で200m毎に計測



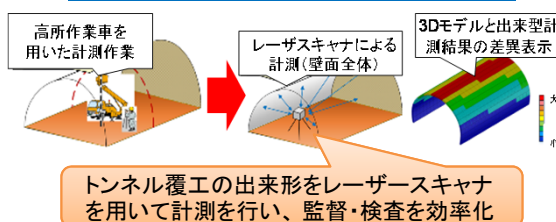
計測結果を
書類で確認



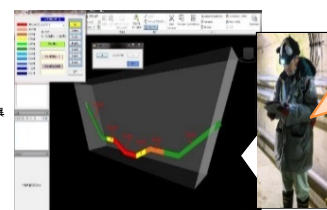
3次元データを
パソコンで確認

《土工以外の分野へのICTの活用》

3次元モデルを用いた監督検査の効率化



施設管理の効率化・高度化

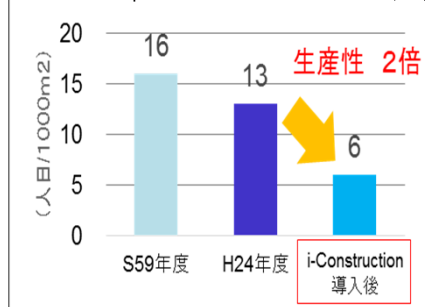


ダムの管理用管路の点検

点検結果を3次元モデルに反映し、施設管理を効率化・高度化

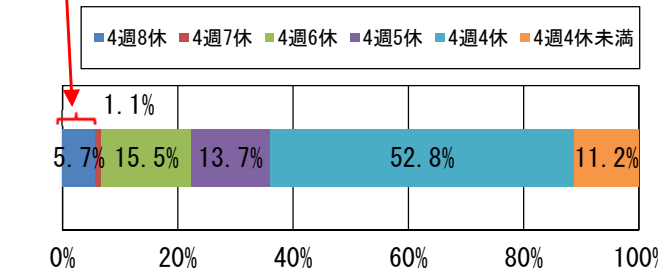
《ICT土工の生産性向上効果(例)》

○ 土工 1,000㎡あたりに要する作業員数



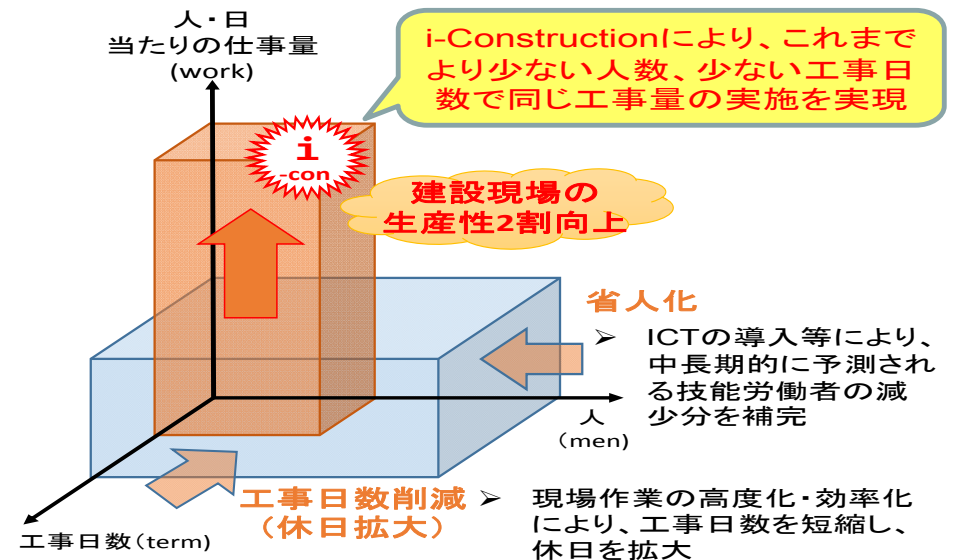
《建設業における休日の状況》

現在4週8休は1割以下

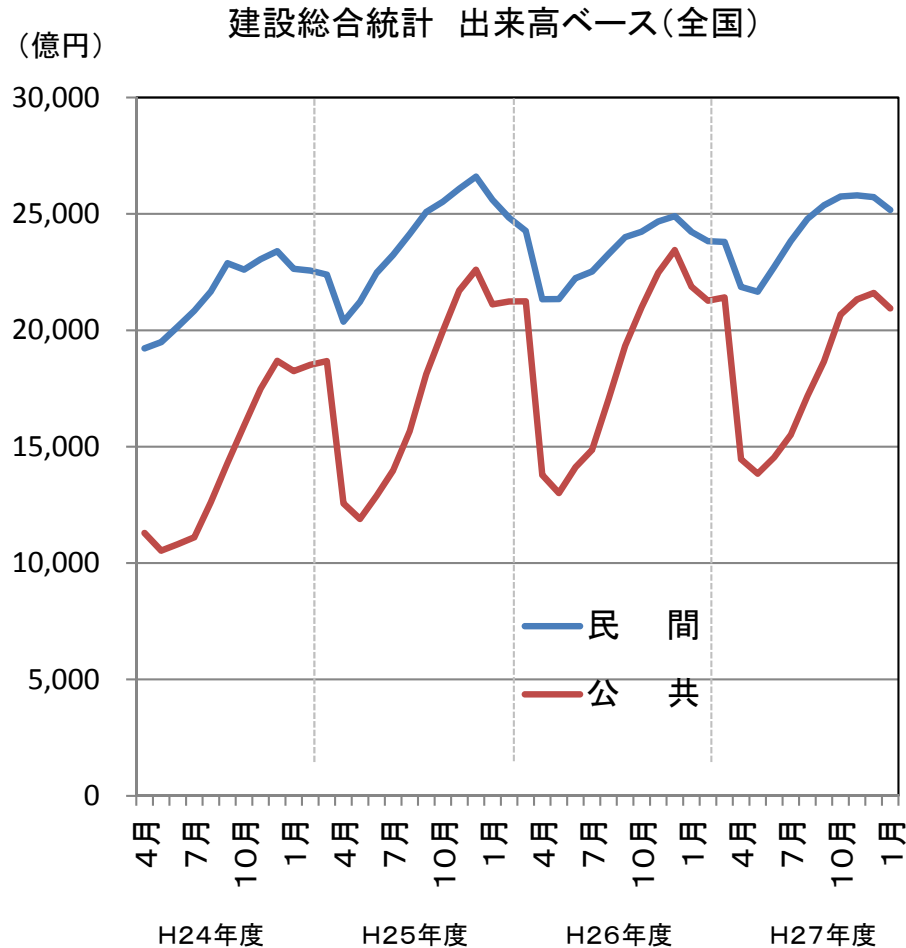


注: 日建協「2015時短アンケート」を基に国土交通省作成

《生産性向上のイメージ》

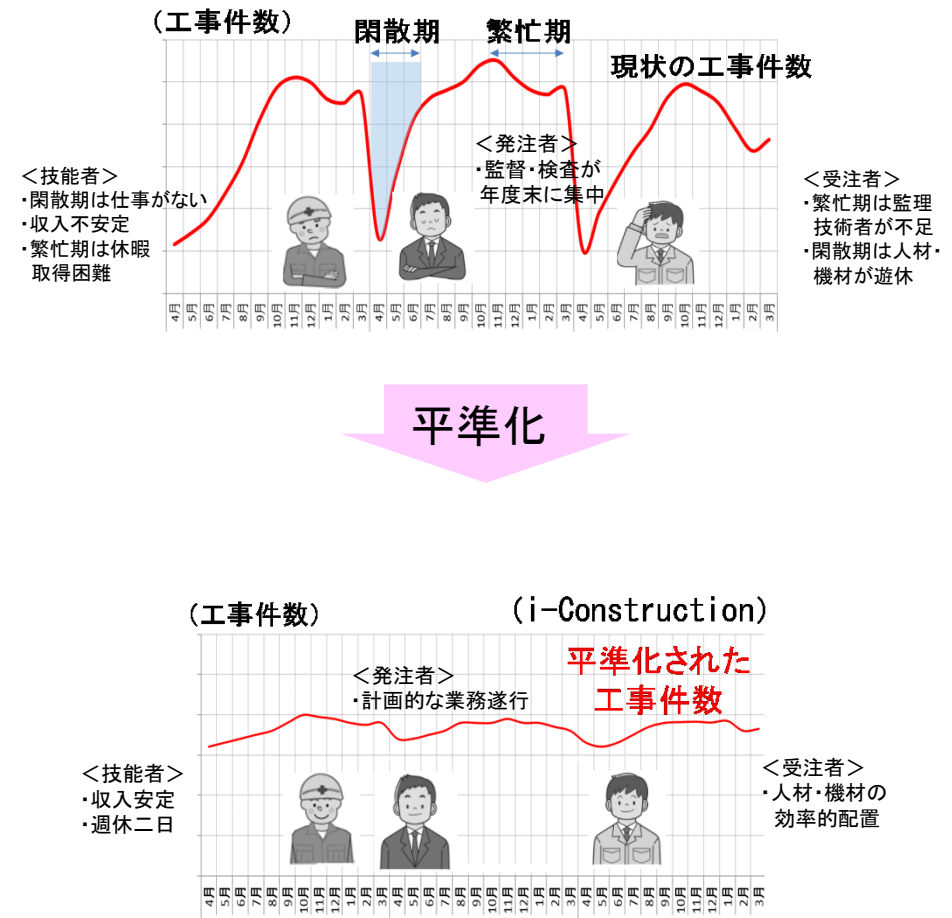


- 公共工事の工事量については、民間工事に比して、閑散期（年度当初）と繁忙期（年度末）の差が著しく、人材・資機材の効率的な活用や良好な労働環境を実現する上での障害となっている。
- マクロの労働生産性向上を図るとともに、労働環境の改善を実現していくためには、公共工事の工事量の平準化が重要。



出典：2015年国土建設総合統計年度報より算出

【施工時期の平準化イメージ】



- 費用便益分析の徹底を図るだけでなく、他の整備手法との比較検証を行う等により、整備の重点化・優先順位付けを客観的に行うべき。
- また、既存ストックの最大限の活用を図ることにより、効率的・効果的な整備を図るべき。

ダム検証に関する基本的なポイント

- ・平成22年9月から開始。
- ・検討作業は、基本的に事業主体(地方整備局・県等)が洪水調節、利水対策(水道用水・工業用水)、渇水対策など「目的」別に代替案と比較するなど、総合的な評価を実施。

【代替事例】

- 洪水調節：河道掘削、堤防かさ上げ、遊水地整備
- 利水対策、渇水対策
：水系間導水、地下水取水、ため池整備



○ダム検証対象83事業のうち、79事業は対応方針を決定済み（継続54事業、中止25事業、検証中4事業）

(平成28年10月1日時点)

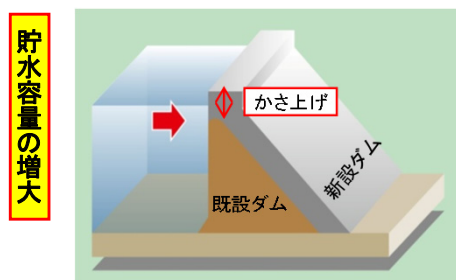
- ・中止25事業のうち、19事業は検証の過程で「①ダム事業の残事業費」と「②代替案の事業費」を算出・比較。
- ・その19事業に係る両者の差額(①－②)は約1,900億円となっている。
 - ① 中止事業の残事業費の合計 約4,900億円
 - ② 代替案の事業費の合計※ 約3,000億円

※ 洪水調整・利水対策など「目的」別に最も安価な代替案を合計。

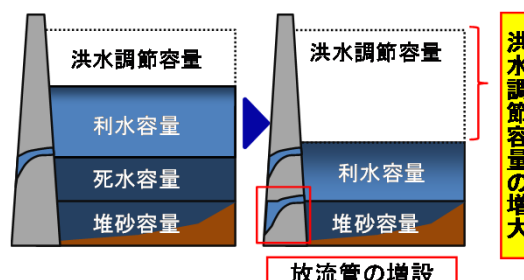


○ダム検証の趣旨・検証結果を踏まえると、既存ダムの更なる徹底活用を図るなど効率的・効果的な整備が重要。

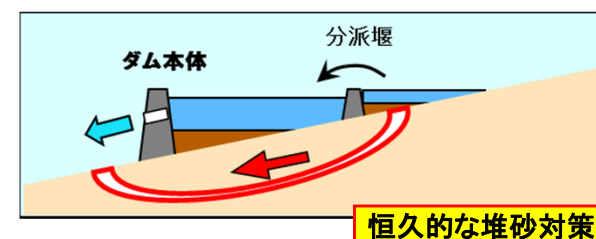
○既存ダムのかさ上げによる容量の拡大



○放流管の増設による容量の確保



○土砂バイパストンネルによる排砂



既存ダム徹底活用を図るための対策イメージ

- ## 洪水氾濫の 頻度を減らす

施設の能力を高める (従来のハード対策)

○優先的に整備が必要な区間における堤防のかさ上げや浸透対策などを推進

【例】佐賀県六角川
(河道改修)

S55.8 豪雨	：	浸水戸数 4,835戸
		↓
H28.6 豪雨	：	浸水戸数 46戸



洪水氾濫による
被害を軽減する

住民等の避難行動を
支援する

避難のための時間 を稼ぐ

○住民等の行動につながるリスク情報の周知

- ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域の公表
- ・住民のとりべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良 等

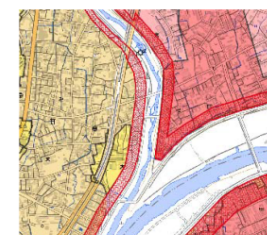
○避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供

- ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供 等

○越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進

家屋倒壊等氾濫想定区域の公表

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域を浸水想定区域図に表示するなど、避難やまちづくり等に資するリスク情報をきめ細かく提示

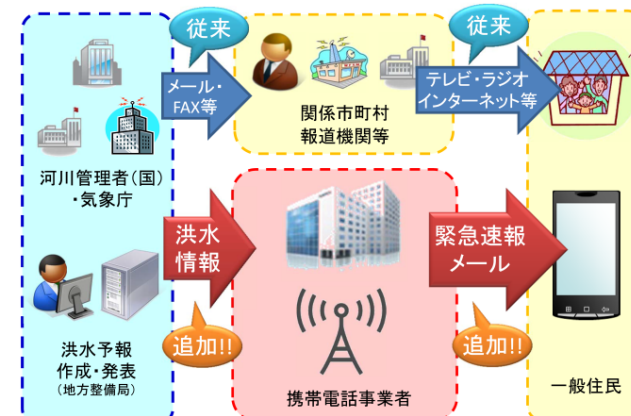


凡例		
水害想定区域		5.0m以上 2階建家屋浸水
		3.0m～5.0m未満 2階浸水
		0.5m～3.0m未満 1階床上浸水
		0.5m未満 1階床下浸水
家屋倒壊等危険想定区域		家屋倒壊等危険想定区域(氾濫区画) 堤防決壊等により、本水害想定区域と重複するおそれがある区域
		家屋倒壊等危険想定区域(河川侵食) 不慮、多量土の崩壊が原因となるおそれがある区域

⇒ 27年12月より順次公表し、28年7月時点で直轄河川109水系のうち58水系で公表済み。29年の出水期(6月頃)までに、残る51水系で公表予定。

スマートフォン等によるプッシュ型の洪水情報の配信

- ・洪水情報を携帯電話ユーザーへ直接配信(プッシュ型)



洪水情報のプッシュ型配信イメージ

⇒ 28年9月より2市で配信開始。29年5月頃に135市町村へ配信拡大の予定。

- 今後、高度成長期以降に急速に蓄積された膨大な社会資本の老朽化が急速に進行し、何ら対策を講じなければ維持管理・更新費が増加していく見込み。
- このため、点検により損傷状況を把握し、計画的なメンテナンスを行うことによりインフラの長寿命化を図り、長期的なコストの圧縮を図る必要。

《建設後50年以上経過する社会資本の割合》

	2013年3月	2023年3月	2033年3月
道路橋 【約40万橋(橋長2m以上の橋70万橋のうち)】	約18%	約43%	約67%
トンネル 【約1万本】	約20%	約34%	約50%
河川管理施設(水門等) 【約1万施設】	約25%	約43%	約64%
下水道管きよ 【総延長:約45万km】	約2%	約9%	約24%
港湾岸壁 【約5千施設(水深—4.5m以深)】	約8%	約32%	約58%

平成25年12月 社会資本整備審議会・交通政策審議会
「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について(答申)」

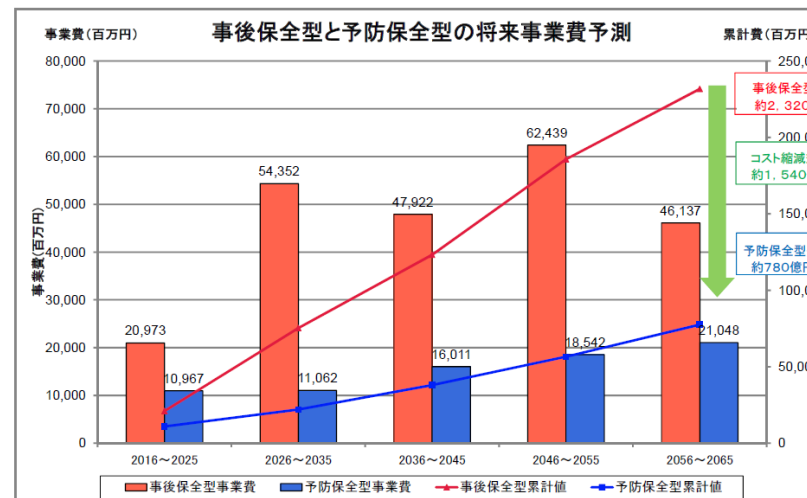
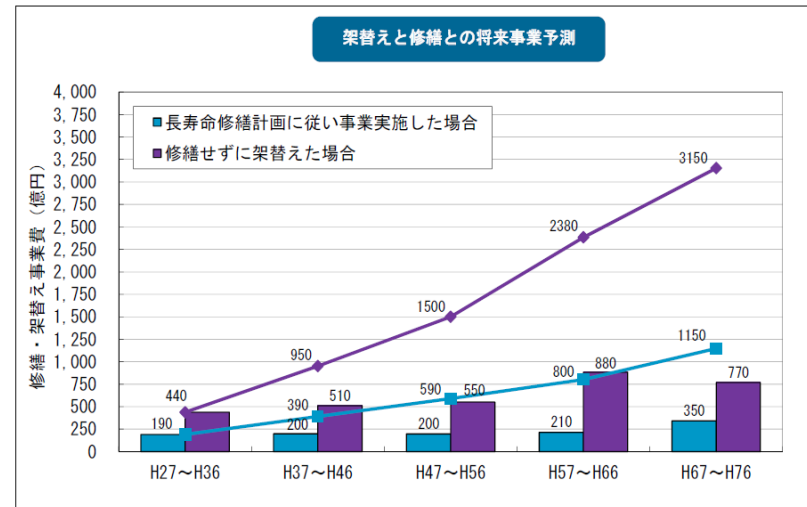
年度	推計結果
2013年度	約3.6兆円※)
2023年度 (10年後)	約4.3～5.1兆円
2033年度 (20年後)	約4.6～5.5兆円

※1) 推計結果は国、地方あわせた事業費ベースの数値

※2) 2013年度の値(約3.6兆円)は、実績値ではなく、今回実施した推計と同様の条件のもとに算出した推計値

- 国土交通省所管の社会資本10分野(道路、治水、下水道、港湾、公営住宅、公園、海岸、空港、航路標識、官庁施設)の、国、地方公共団体、地方道路公社、(独)水資源機構が管理者のものを対象に、建設年度毎の施設数を調査し、過去の維持管理・更新実績等を踏まえて推計。
- 今後の新設、除却量は推定が困難であるため考慮していない。
- 施設更新時の機能向上については、同等の機能で更新(但し、現行の耐震基準等への対応は含む。)するものとしている。
- 用地費、補償費、災害復旧費は含まない。
- 個々の社会資本で、施設の立地条件の違いによる損傷程度の差異や維持管理・更新工事での制約条件が異なる等の理由により、維持管理・更新単価や更新時期に幅があるため、推計額は幅を持った値としている。

《予防保全によるコスト圧縮の例》



- インフラ長寿命化のため、インフラ管理者（各省及び地方自治体）は、平成28年度までにインフラ長寿命化計画（地方自治体の場合は公共施設等総合管理計画）を策定し、施設の種別に応じて遅くとも平成32年度までに個々の施設ごとの長寿命化計画を策定することとされている。
- 長寿命化計画の策定を促進し、無計画な更新・維持管理を避けるためにも、防災・安全交付金を含め、インフラの老朽化対策は個々の施設の長寿命計画に基づくものに重点化を更に進めるとともに、「情報の見える化」等により、長寿命化がコスト圧縮に確実につながるようにすべき。

《インフラ長寿命化に向けた計画の体系（イメージ）》

インフラ長寿命化基本計画
（国）

- インフラの長寿命化に関する基本方針
- ・目標とロードマップ
 - ・基本的な考え方
 - ・インフラ長寿命化計画の基本的事項
 - ・必要施策の方向性
 - ・国と地方の役割
 - ・産学界の役割 等

インフラ長寿命化計画
（国の全分野）

インフラ長寿命化計画
（自治体レベルの全分野）

公共施設等
総合管理計画

※省庁毎に策定

○基本計画の目標達成に向けた行動計画

- ・対象施設
 - ・計画期間
 - ・所管インフラの現状と課題
 - ・中長期的な維持管理・更新コストの見通し
 - ・必要施策の具体的な取組内容と工程
 - ・フォローアップ計画
- ※施設特性に応じて必要施策を具体化

※自治体毎に策定

（施設毎の長寿命化計画）

道路 河川 公共建築物

道路 河川 公共建築物

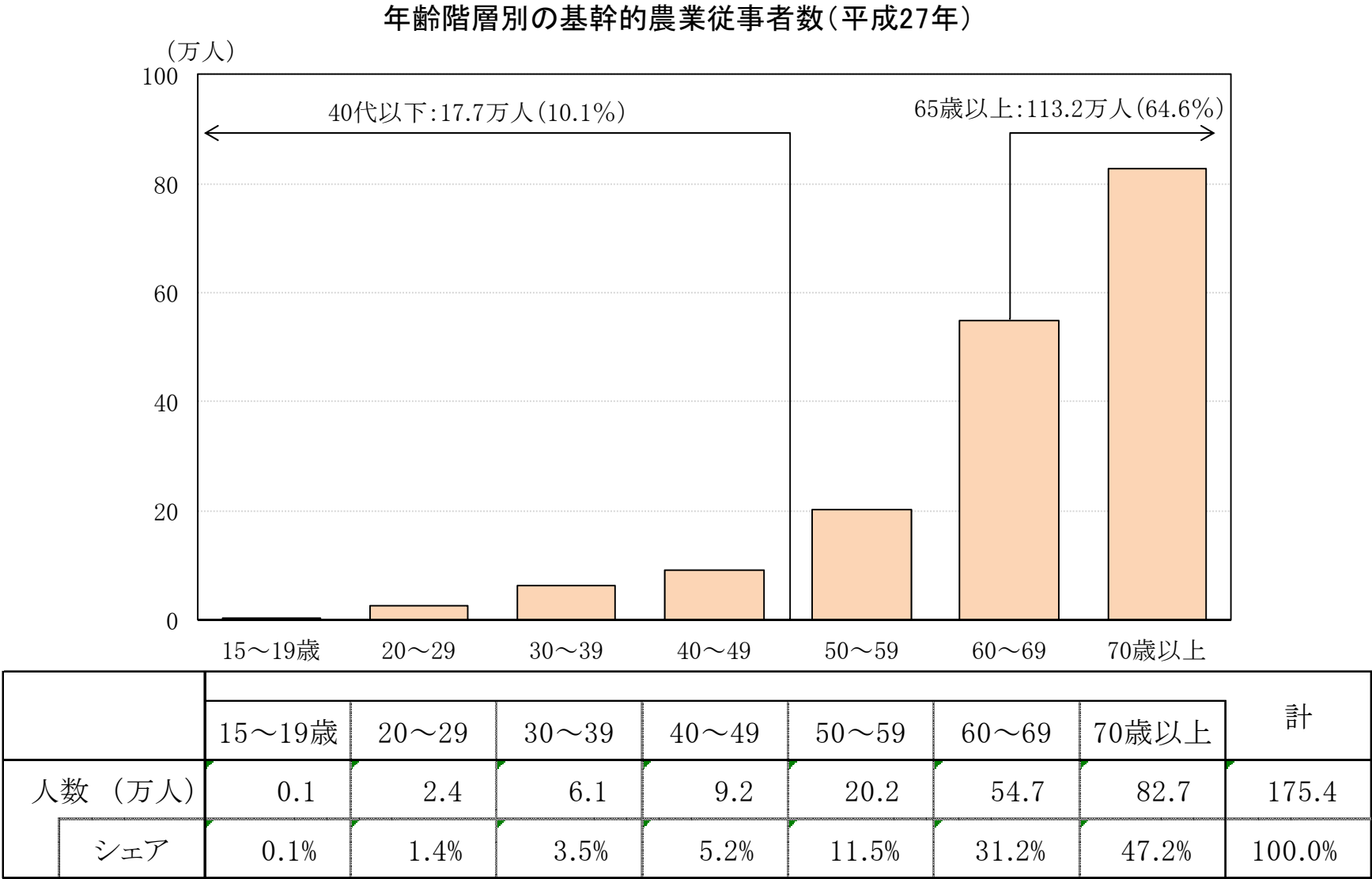
○施設の状態に応じた詳細な点検・修繕・更新の計画

《個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率》

	現状			目標	
	年度	数値		年度	数値
道路（橋梁）	平成27年度	—※	→	平成32年度	100%
道路（トンネル）	平成27年度	—※	→	平成32年度	
河川 [国、水資源機構]	平成27年度	99%	→	平成28年度	
[地方公共団体]	平成27年度	84%	→	平成32年度	
ダム [国、水資源機構]	平成27年度	84%	→	平成28年度	
[地方公共団体]	平成27年度	37%	→	平成32年度	
砂防 [国]	平成27年度	83%	→	平成28年度	
[地方公共団体]	平成27年度	45%	→	平成32年度	
海岸	平成27年度	7%	→	平成32年度	
下水道	平成27年度	23%	→	平成32年度	
港湾	平成27年度	98%	→	平成29年度	
空港（空港土木施設）	平成27年度	100%	→	平成32年度	
鉄道	平成27年度	100%	→	平成32年度	
自動車道	平成27年度	0%	→	平成32年度	
航路標識	平成27年度	100%	→	平成32年度	
公園 [国]	平成27年度	94%	→	平成28年度	
[地方公共団体]	平成27年度	84%	→	平成32年度	
官庁施設	平成27年度	62%	→	平成32年度	
公営住宅	平成27年度	88%	→	平成32年度	

※ これまでも、国土交通省及び地方公共団体等において、橋梁の長寿命化修繕計画等を策定し、計画的な点検・修繕を実施しているところ。
平成26年度に、橋長15m未満の橋梁やトンネル等についても、個別施設計画を策定することとしたため、現在、橋梁（約73万橋）・トンネル（約1万本）等の道路施設について、個別施設計画の策定に向け調整中であり、平成27年度末時点の計画策定状況を調査して把握する予定。

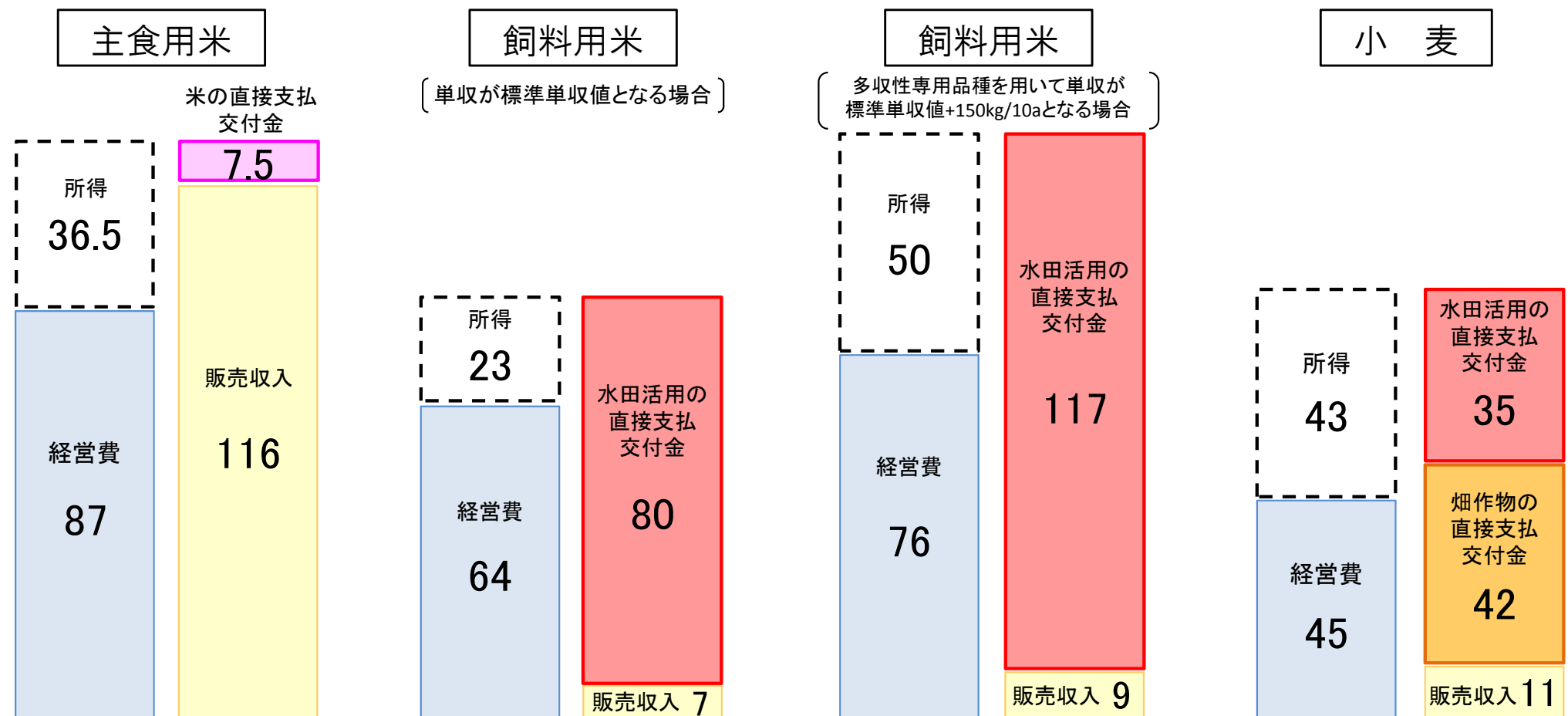
○ 基幹的農業従事者の65%が65歳以上であり、70歳以上が47%も占めている。一方で、40代以下は、10%を占めるにとどまっている。



(備考)農林水産省統計部「2015年農林業センサス報告書」により作成。

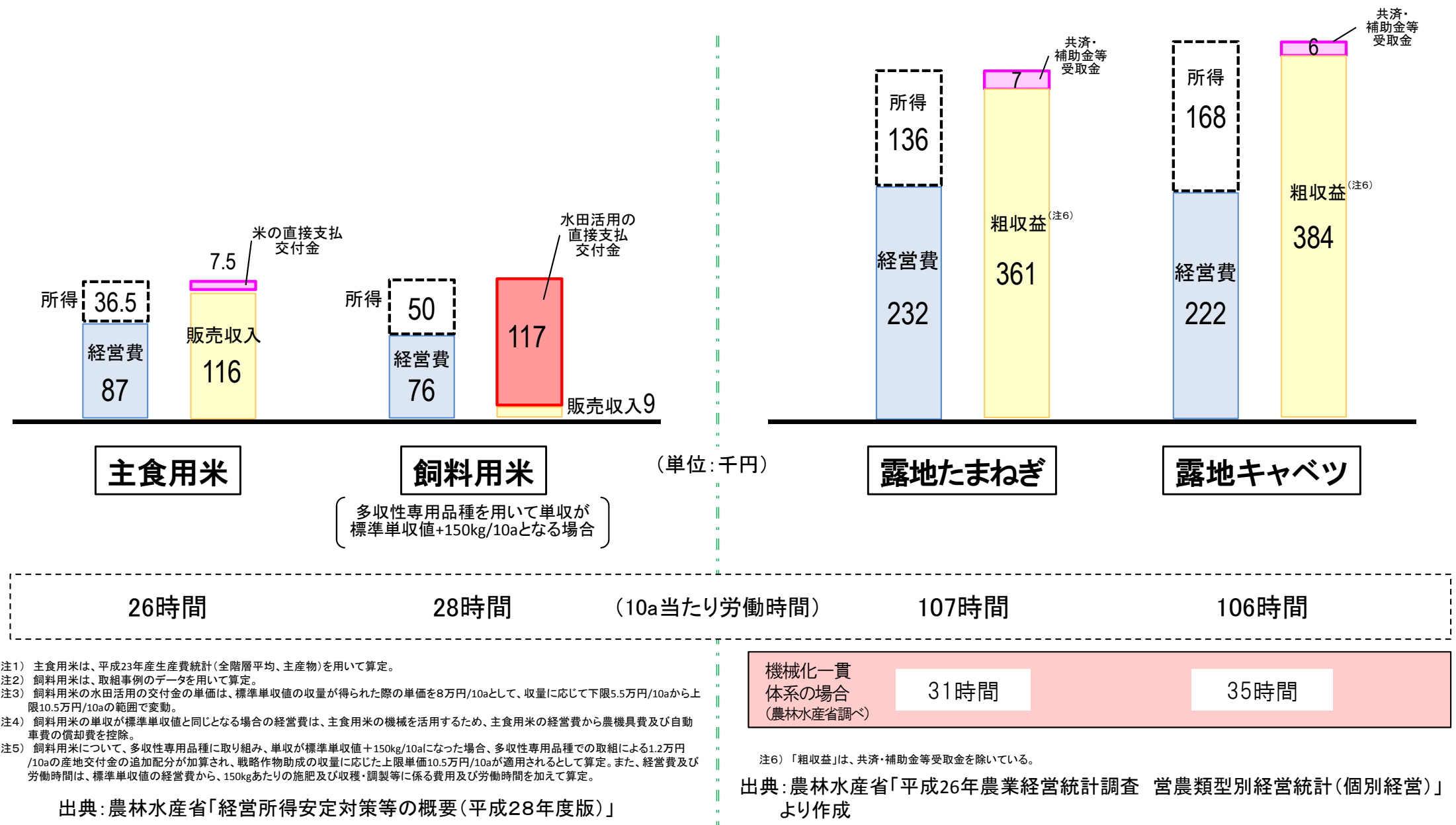
主食用米・転作作物の所得比較（10a当たりのイメージ）

○ 米の転作に対しては、主食用米を作付した場合との所得差が生じないようにすることを基本として、助成している。収入に占める販売収入の割合は極めて小さいことから、助成金が作物の選択に大きな影響を与えているのではないか。収益性・生産性の高い作物が選択される仕組みになっておらず、農業の競争力強化・生産性向上を阻害してはいないか。



注1) 小麦及び主食用米は、平成23年産生産費統計(全階層平均、主産物)を用いて算定。
注2) 飼料用米は、取組事例のデータを用いて算定。
注3) 飼料用米の水田活用の交付金の単価は、標準単収値の収量が得られた際の単価を8万円/10aとして、収量に応じて下限5.5万円/10aから上限10.5万円/10aの範囲で変動。
注4) 飼料用米の単収が標準単収値と同じとなる場合の経営費は、主食用米の機械を活用するため、主食用米の経営費から農機具費及び自動車費の償却費を控除。
注5) 飼料用米について、多収性専用品種に取り組み、単収が標準単収値+150kg/10aになった場合、多収性専用品種での取組による1.2万円/10aの産地交付金の追加配分が加算され、戦略作物助成の収量に応じた上限単価10.5万円/10aが適用されるとして算定。また、経営費及び労働時間は、標準単収値の経営費から、150kgあたりの施肥及び収穫・調製等に係る費用及び労働時間を加えて算定。

○ 同一面積で比較すると、野菜の方がより所得を得られるのが一般的。また、輸入品に対抗するために、特に加工・業務用途では機械化が求められているが、機械化した場合には、労働時間が大幅に短くなり、米と同程度となる。



調査の視点

交付金が交付されている水田は、実態として、**水田の機能を有しているのか。**

調査結果

交付対象の水田については、**畦畔がない**など**水田機能を失っている農地**や経営判断として米の生産を再開するとは考えにくい農地にも、本交付金が交付されている事例があった。



今後の改善点・検討の方向性

現況として**米の生産ができない農地**や米以外の生産が継続している農地を、**交付対象から除外すべき**。そのため、除外すべき基準を明確で具体的なものとし、各協議会で厳正な運用が行われるようにすべき。

畦畔
(けいはん)



交付対象となっている「水田」
(畦畔はない)



(参考1) 農林業センサスでは、用語の解説として、田について、「耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。」としている。
(参考2) 作物統計では、用語の解説として、田について、「たん水設備(けい畔など)と、これに所要の用水を供給しうる設備(用水源用水路)を有する耕地をいう。」としている。

調査の視点

調査結果

今後の改善点・検討の方向性

飼料用米の作付は、需要に応じたものになっているのか、生産性の向上に向けた取組となっているのか。

飼料用米については、…(略)…単収の実績を見ると、本交付金による単収向上のインセンティブ付けが弱まっており、主食用米と区分しない作付も増加している。飼料用米は本交付金により収入の見通しが立てやすいため、価格が収穫期にわかる主食用米から作付を振り替える例も増えているとの意見もあった。



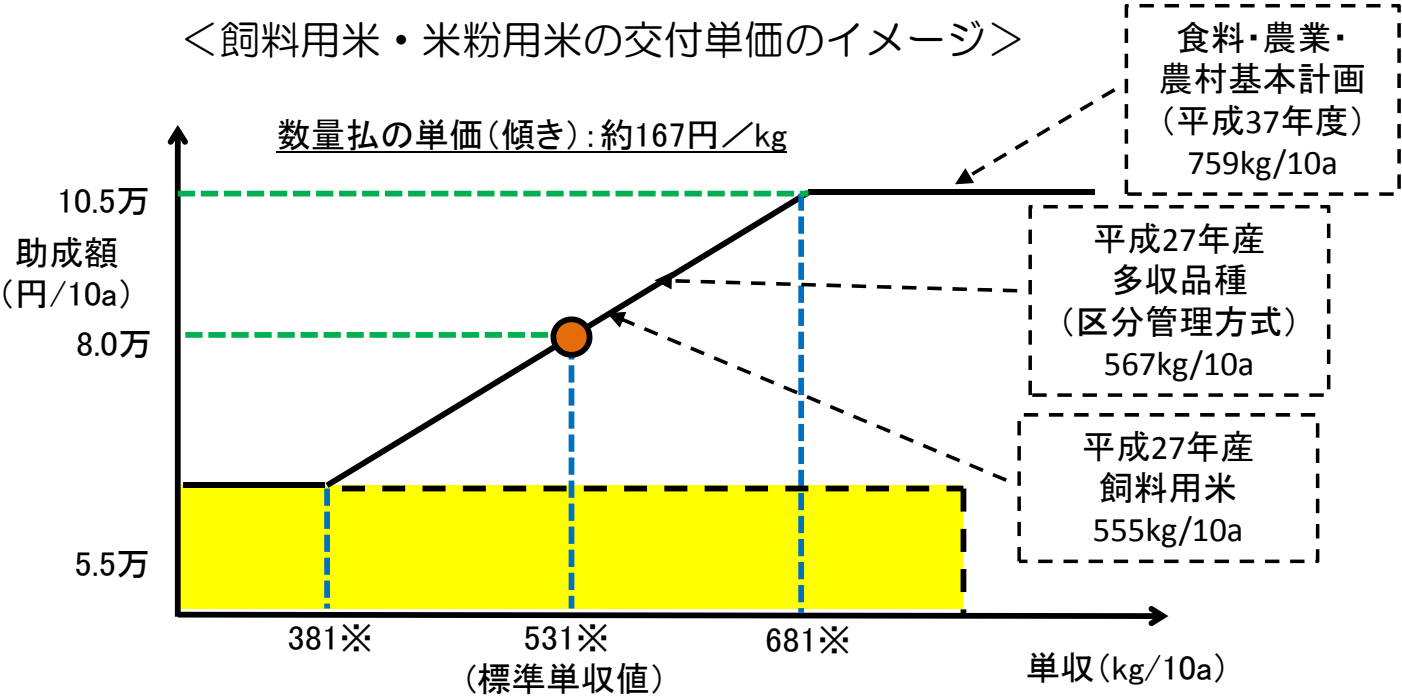
飼料用米への支援は、多収品種を基本とし、食料・農業・農村基本計画等の目標に向けた生産性の大幅な向上が見込まれる場合に限定するとともに、標準的な交付額を適用する単収を、単収向上のインセンティブを十分確保するよう継続的に更新すべき。また、水田農業における需要に応じた自主的な生産を定着させるため、自主的な経営判断を促すような支援のあり方を検討すべき。



（主食用米）

（多収品種の飼料用米）

＜飼料用米・米粉用米の交付単価のイメージ＞



注1：数量払による助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件
注2：※は全国平均の数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めている単収（配分単収）を適用

調査の視点

調査結果

今後の改善点・検討の方向性

二毛作や耕畜連携の取組は、どの程度進展しているのか。

二毛作助成、耕畜連携助成については、栽培技術の定着等により、取組はほぼ定着している状況にある。



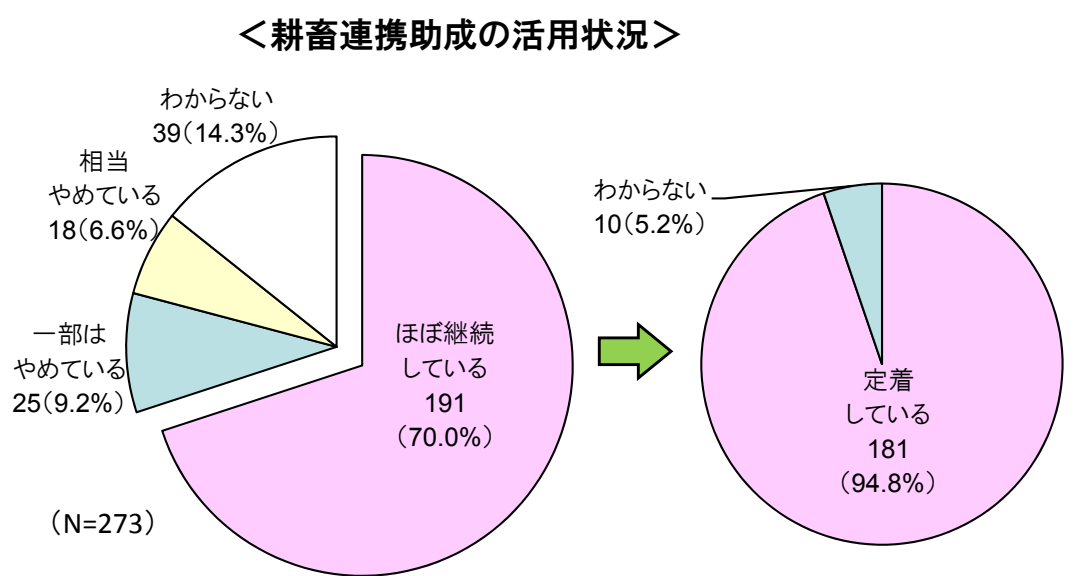
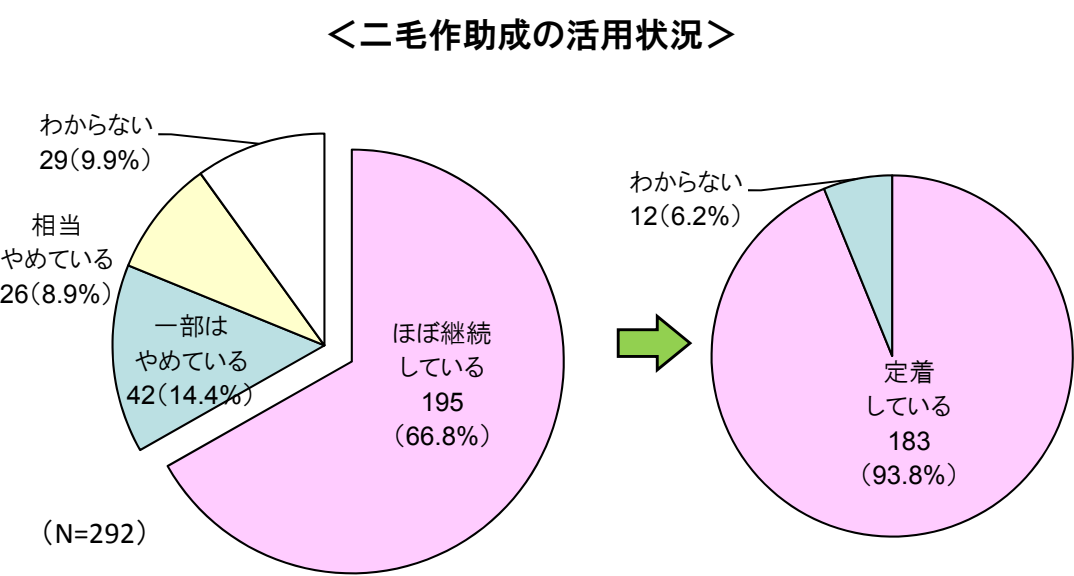
二毛作助成、耕畜連携助成については、財政支援を受けずに取組を継続することを促すような交付の仕組みに見直すべき。

二毛作助成 1. 5万円／10a

主食用米と戦略作物助成の対象作物、または、戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる二毛作を支援

耕畜連携助成 1. 3万円／10a

飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環（堆肥の散布）の取組を支援



調査の視点

産地交付金は効果的な活用が図られているのか。

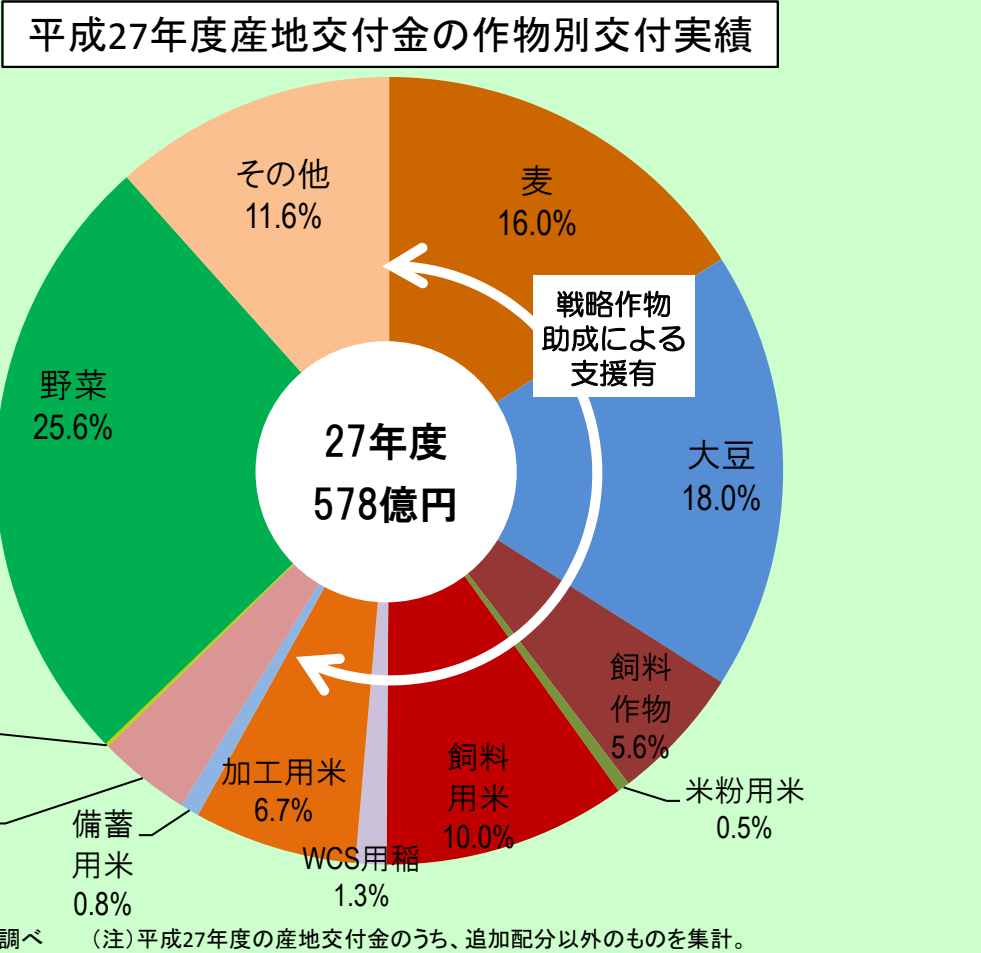
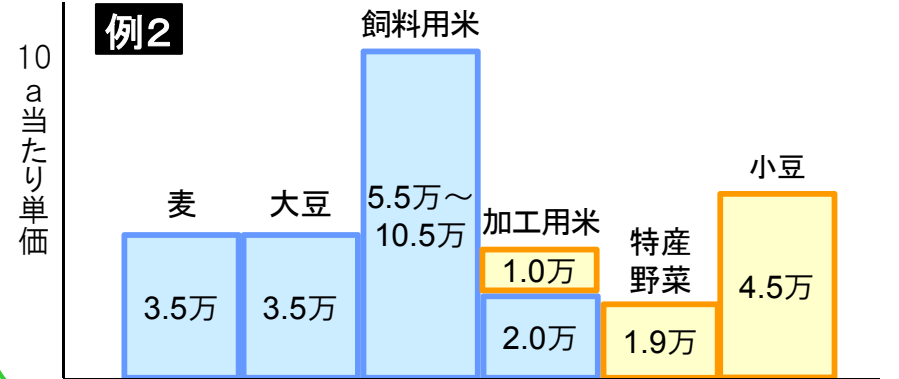
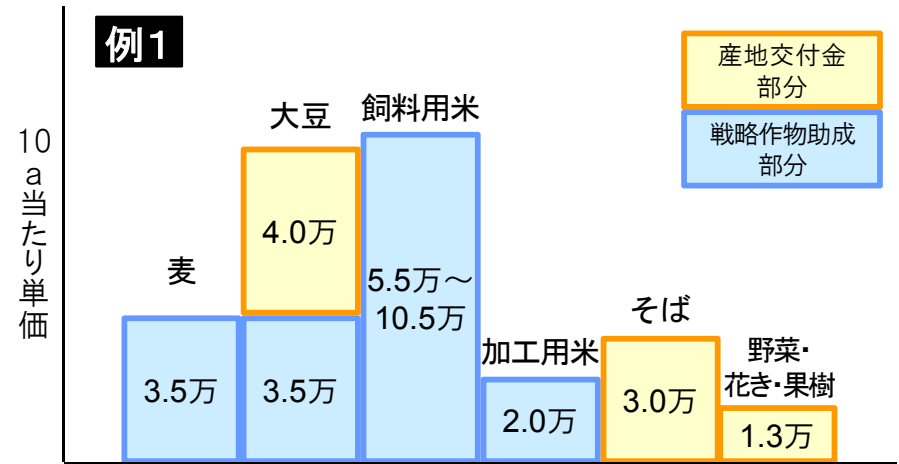
調査結果

産地交付金については、財政支援に依存する営農を温存する配分や交付せずとも営農を継続できる場合でも交付している事例が少なくないと考えられる。

今後の改善点・検討の方向性

産地交付金については、その用途を収益力向上のための一時的な支援に限定するなど、水田農業の収益力向上と財政支援への依存からの脱却を促すような交付の仕組みに改めるべき。

＜地域における支援例＞



＜政策目標＞

自給率

震災前（約20％）を
更に上回る概ね25％程度
（2012年：6.3％）

電力コスト

現状よりも引き下げる
（2013年度比▲2～5％）

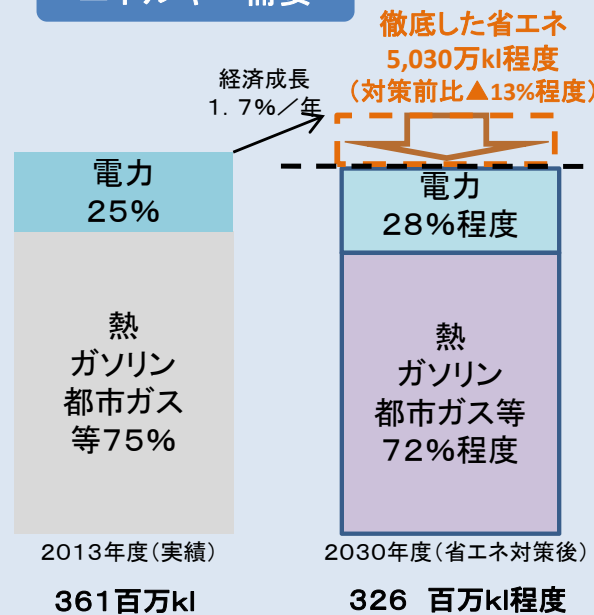
温室効果ガス 排出量

欧米に遜色ない
温室効果ガス削減目標
〔⇒日本の約束草案では2013年比▲26％〕

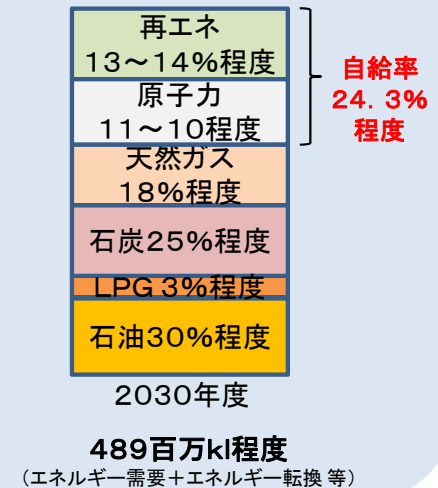
安全性

安全性が大前提

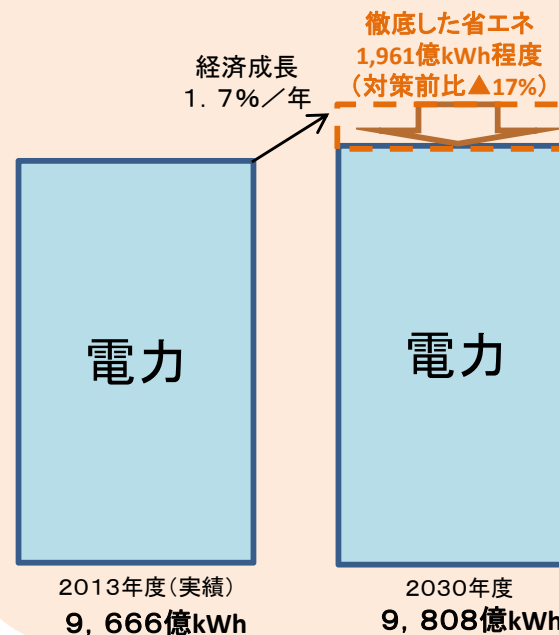
エネルギー需要



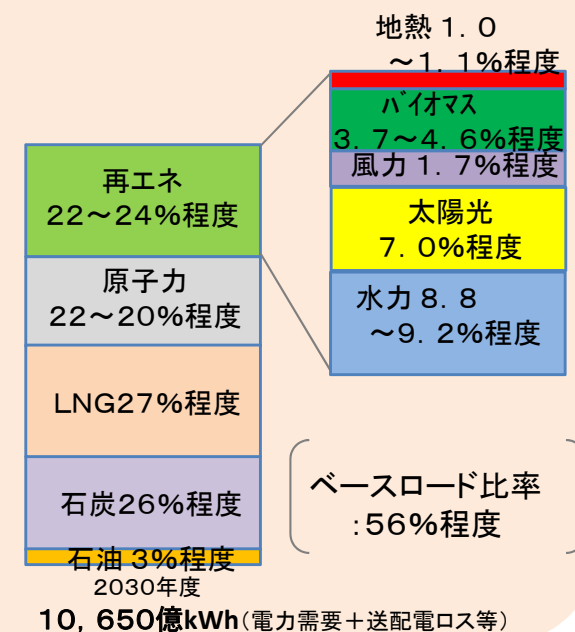
一次エネルギー供給



電力需要



電源構成



- COP21（2015年12月）**において、**パリ協定が採択**された。
- 気候変動枠組条約に加盟する全196カ国・地域全てが参加する、公平かつ実効的な枠組みが成立。
- 各国はCOP21に先立って、2020年以降の約束草案（削減目標案）を提出（COP19決定）。
日本は**2030年度において2013年度比▲26.0%の目標を設定**。
- 11月4日に発効予定**。

○パリ協定のポイント

- ✓ 主要排出国を含むすべての国が**削減目標を5年ごとに提出・更新**、その**実施状況を報告し、レビュー**を受けるものとする。
- ✓ 我が国提案の**二国間クレジット制度（JCM）も含めた、市場メカニズムの活用**を位置づけ。
- ✓ 先進国が資金の提供を継続するだけでなく、途上国も自主的に資金を提供。
- ✓ 5年ごとに**世界全体の進捗状況を把握する仕組み**（グローバル・ストックテイク）を導入。
- ✓ 世界共通の**長期目標として、2℃目標のみならず1.5℃へ向けた努力、可及的速やかな排出のピークアウト、今世紀後半における排出と吸収の均衡達成への取組※**に言及。
- ✓ 「長期低排出発展戦略」を作成、提出するよう努めるべきこと。
- ✓ イノベーションの重要性に言及し、技術及び資金メカニズムによる支援を位置づけた。

※先進国、途上国を問わず、特定年次に向けての世界の削減数値目標は合意されなかった。

○費用対効果

⇒ 再生可能エネルギーの設備導入に対する支援は総花的になりがちだが、費用対効果（費用当たりのCO₂削減効果）の観点を踏まえる必要があるのではないか。

◎上下水道システムにおける省CO₂化推進事業（環境省）

- ・ 29年度要求額 34億円
- ・ 水道施設の更新に際し、小水力発電施設等の再エネ設備等の導入を支援
- ・ 最終目標年度(32年度)のCO₂・1tあたりの削減コストを23,618円と試算

◎大規模潜在エネルギー源を活用した低炭素技術実用化推進事業（環境省）

- ・ 29年度要求額 12億円
- ・ 日本の海域での導入が期待できる潮流発電システムの開発を行う
- ・ 最終目標年度(42年度)のCO₂・1tあたりの削減コストを820円と試算

○政策目的に合致した予算措置

⇒ 政策目的に照らし、予算措置の内容が目的を射たものになっているか。

◎太陽光発電のコスト低減に向けた技術開発事業（経産省）

- ・ 29年度要求額 77億円(うち太陽光パネル関係 54億円)
- ・ 諸外国に比べて割高な日本の太陽光発電コストを低減することを目的
- ・ 内外コスト差のうち、太陽光パネルに由来する部分は、調達方法に起因する部分を含めても3割に過ぎず、設置工事や架台等の価格差による部分の方が大きい

(注)日本:28.9万円/kW (2016年)

欧州:15.5万円/kW (2014年)

うち太陽光パネル価格 日本:11.4万円/kW

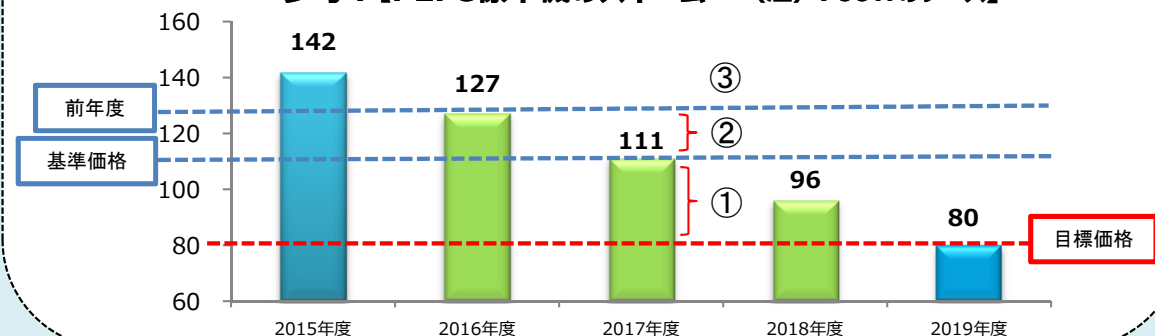
欧州:7.4万円/kW

※非住宅用

◎燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業（経産省）

- ・ 29年度要求額 104億円（うち家庭用92.2億円）
- ・ 28年度から事業者の価格低減努力を促す形で補助率を設定
具体的には、毎年度の基準価格を設定した上で
 - ①各年度の基準価格より引き下げた場合には目標価格（下記の例では80万円）との差額の1/3補助
 - ②各年度の基準価格は上回ったが前年度基準価格以下の場合には1/6補助
 - ③前年度基準価格を上回った場合には補助なし
- ・ 中期的には、大きな価格低減を実現し、補助金から卒業

参考：【PEFC標準機のスキーム（注）700Wのケース】



○経産省と環境省の連携

⇒ 経産省と環境省とで、類似の事業を行う場合、政策の方向性が異なっていると費用対効果の低い非効率的な予算になりかねない。このため、両者が連携し、政策の方向性を共有した上で、効果的な予算としていくことが必要ではないか。

◎燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業（経産省）

- 29年度要求額 52億円
- 燃料電池自動車(FCV)の自立的普及を目指すため、商用水素ステーションの整備費用等の一部を補助
- 四大都市圏を中心とした地域に重点的整備を実施

※化石燃料由来水素



SS併設型
水素ステーション



コンビニ併設型
水素ステーション



移動式
水素ステーション

◎再エネ等を活用した水素社会推進事業（環境省）

- 29年度要求額 90億円
- 水素サプライチェーン構築による先進的かつ低炭素な水素技術の実証を行うとともに、低炭素な水素社会の実現と、燃料電池自動車(FCV)の普及・促進のため、再生可能エネルギー由来水素ステーションの整備費用等の一部を補助
- 半径50kmのエリアごとに全国的な拠点を整備し、ネットワーク化を実施

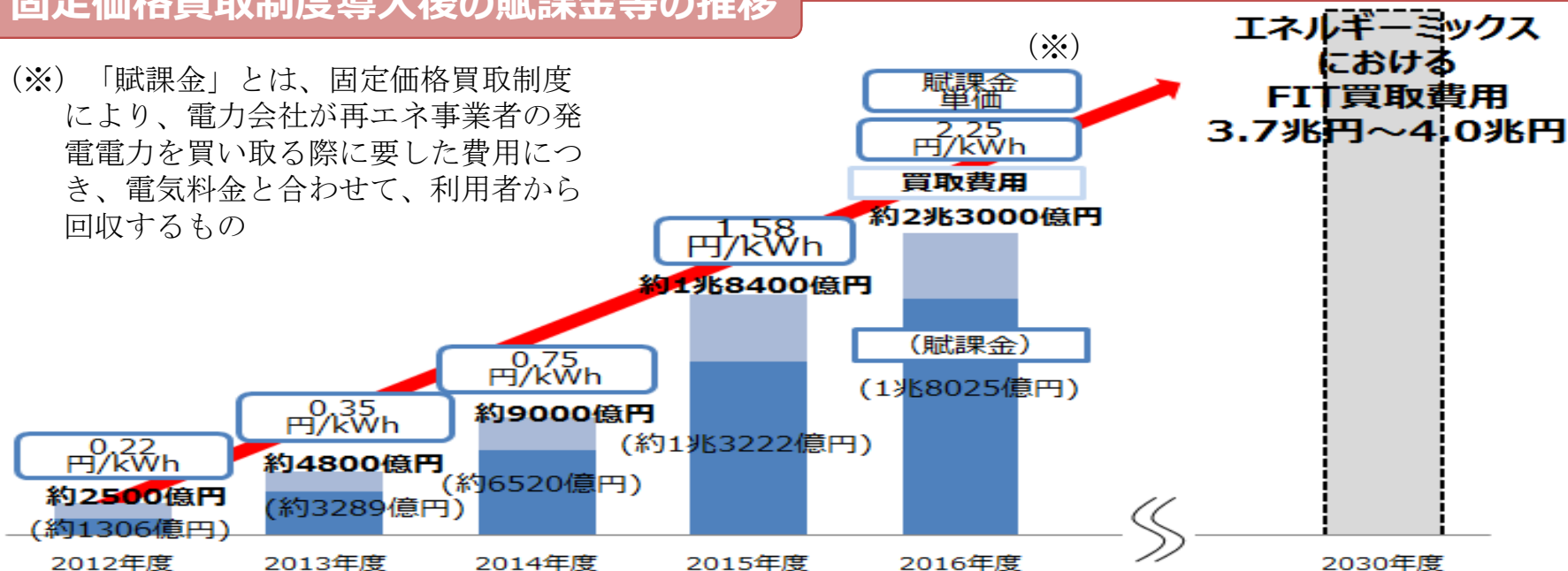
※再エネ由来水素



- 固定価格買取制度（FIT）の下で、再生可能エネルギーの導入が拡大することにより、国民負担の増大が見込まれる。
- 国民負担の抑制のためには、国際的にみても高い再生可能エネルギーの買取価格の引き下げが必要。
- 本年成立した改正FIT法により、コスト抑制のための一定の見直しが行われた。

固定価格買取制度導入後の賦課金等の推移

(※) 「賦課金」とは、固定価格買取制度により、電力会社が再エネ事業者の発電電力を買い取る際に要した費用につき、電気料金と合わせて、利用者から回収するもの



平成28年度の調達価格の例（各国との比較）

	太陽光(10kW以上)		風力(陸上 20kW以上)	
	調達価格 (1kWhあたり)	調達 期間	調達価格 (1kWhあたり)	調達 期間
日本	24円	20年間	22円	20年間
ドイツ	10円	20年間	11円	20年間
フランス	12円	20年間	11円	15年間

※1 ドイツ、フランスにおける調達価格は、1ユーロセント=1.28円に換算して計算
 ※2 日本の卸電力取引市場における平均取引価格は、9.78円/kWh(平成27年度平均)

改正FIT法（平成28年5月成立、平成29年4月施行）

○コスト効率的な導入

- 大規模太陽光発電の入札制度
- 中長期的な買取価格目標の設定

再エネ発電や固定価格買取制度に関連した予算

資料Ⅱ－7－6

1. 再エネ発電関連の予算措置

事業名	29年度要求額	事業概要
地熱資源量の把握のための調査事業	105億円	地熱資源量の把握に向けた地表調査や掘削調査等を支援
電力系統の出力変動に対応するための技術開発事業	80億円	今後導入拡大が期待される風力発電等について、再エネ発電量の出力変動に対応するための技術開発を委託
太陽光発電のコスト低減に向けた技術開発事業	77億円	太陽光発電施設の設置コストの低減を実現するため、太陽電池や周辺機器等について技術開発を委託・共同研究
風力発電のための送電網整備の実証事業	40億円	風力発電に係る送電網の整備・技術課題に対応するため、実証事業を支援
環境アセスメント手続の迅速化に向けた環境影響調査前倒し方法の実証事業	6億円	風力発電・地熱発電等に係る環境アセスメントの迅速化のための実証を実施

2. FIT制度運用のための予算措置

事業名	29年度要求額	事業概要
固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務委託	13.2億円	再生可能エネルギー事業者の申請及び認定に係るシステム運用等について業務委託
固定価格買取制度における賦課金特例認定システムの運用業務委託	0.8億円	電力多消費事業者の省エネ取組状況を確認するために必要なシステム運用等を業務委託
固定価格買取制度の入札制度運用事業	1.8億円	平成29年4月から導入される入札業務を実施するために必要となるシステム構築等を支援

事業者に対する規制

- 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）は、石油危機を契機として1979年に制定。
- 工場・事業場にて、原油換算で年間1,500kl以上のエネルギーを使用している事業者に対して、エネルギー使用状況等の定期報告を義務付け、5年間年平均で1%以上のエネルギー消費原単位低減等の努力義務を求める。
また、一定規模以上の荷主・輸送業者にも同様の努力義務を求めるとともに、一定面積以上の住宅・建築物の建築主には届出義務等を課している。
- 事業者の省エネ取組の状況が不十分である場合に対応するため、指導・助言、報告徴収・立入検査、公表・命令、罰則などの措置が設けられている。

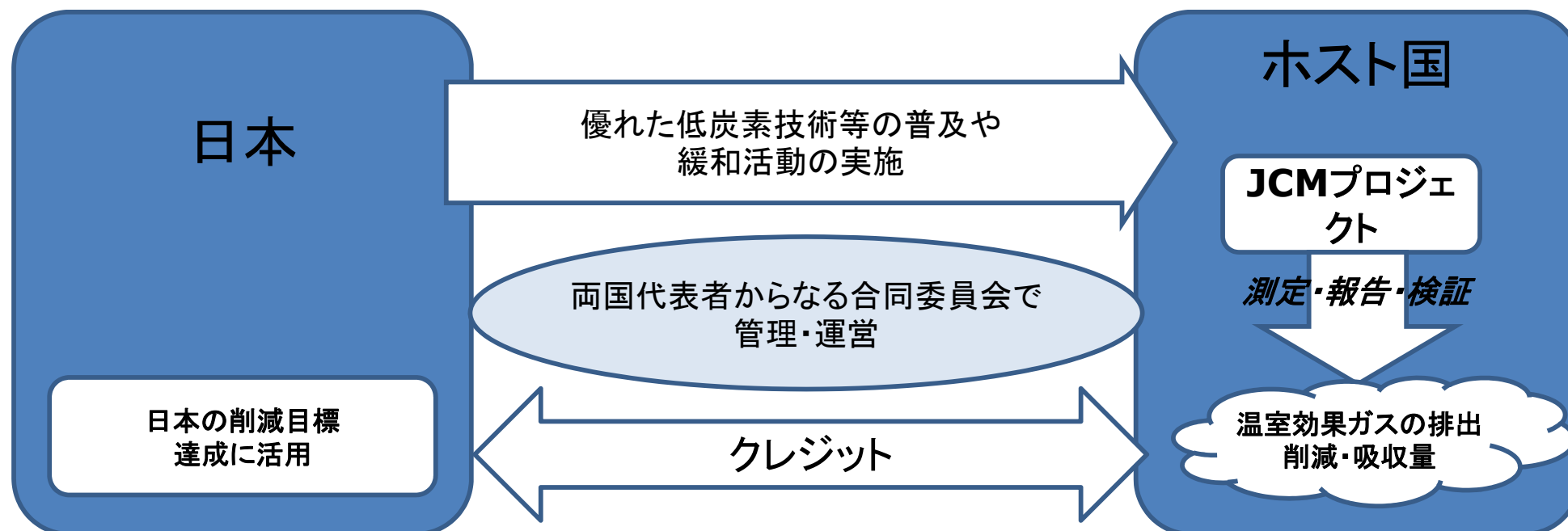
実効性の確保

- 「ベンチマーク制度」とは、各業界で事業者の省エネ取組を同一基準で評価し、上位1～2割の優良事業者の省エネ水準を目標として設定。
目標を達成した事業者は、省エネ優良事業者として省エネ政策（事業者クラス分け評価制度や省エネ補助金の適用）上でプラス評価される。
- 平成28年4月から「事業者クラス分け制度」を開始。省エネ法の定期報告を提出する全ての事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分け。Sの事業者は優良事業者として経産省HPにおいて公表される一方、B・Cの事業者に対しては調査・指導等を重点的に実施。

機器に対する規制

- 「トップランナー制度」は、その時点において市場に存在するエネルギー消費効率が最も優れた製品の性能をベースに、3～10年後を目標年度として、技術開発の将来の見通し等を勘案し、目標となるトップランナー基準値を設定。同制度が対象とする機器等を製造する事業者等は、エネルギー消費効率と出荷台数の加重平均で、目標年度までに基準値を達成することが求められている。
- 2013年度の省エネ法改正で、住宅・ビル等の建材がトップランナー制度の対象に追加され、現在のトップランナー制度の対象は31品目（機器28品目、建材3品目）。

- 優れた低炭素技術・製品・システム・サービス・インフラの普及や緩和活動の実施を加速し、途上国の持続可能な開発に貢献。
- 温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の削減目標の達成に活用。
- 地球規模での温室効果ガス排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的の達成に貢献。



【経産省事業】

- ◆相手国において実証リスクのある低炭素技術の第1号案件組成を支援・実証することで、2号以降のビジネスベースでの普及促進を図り、JCMクレジット取得拡大につなげる。

【環境省事業】

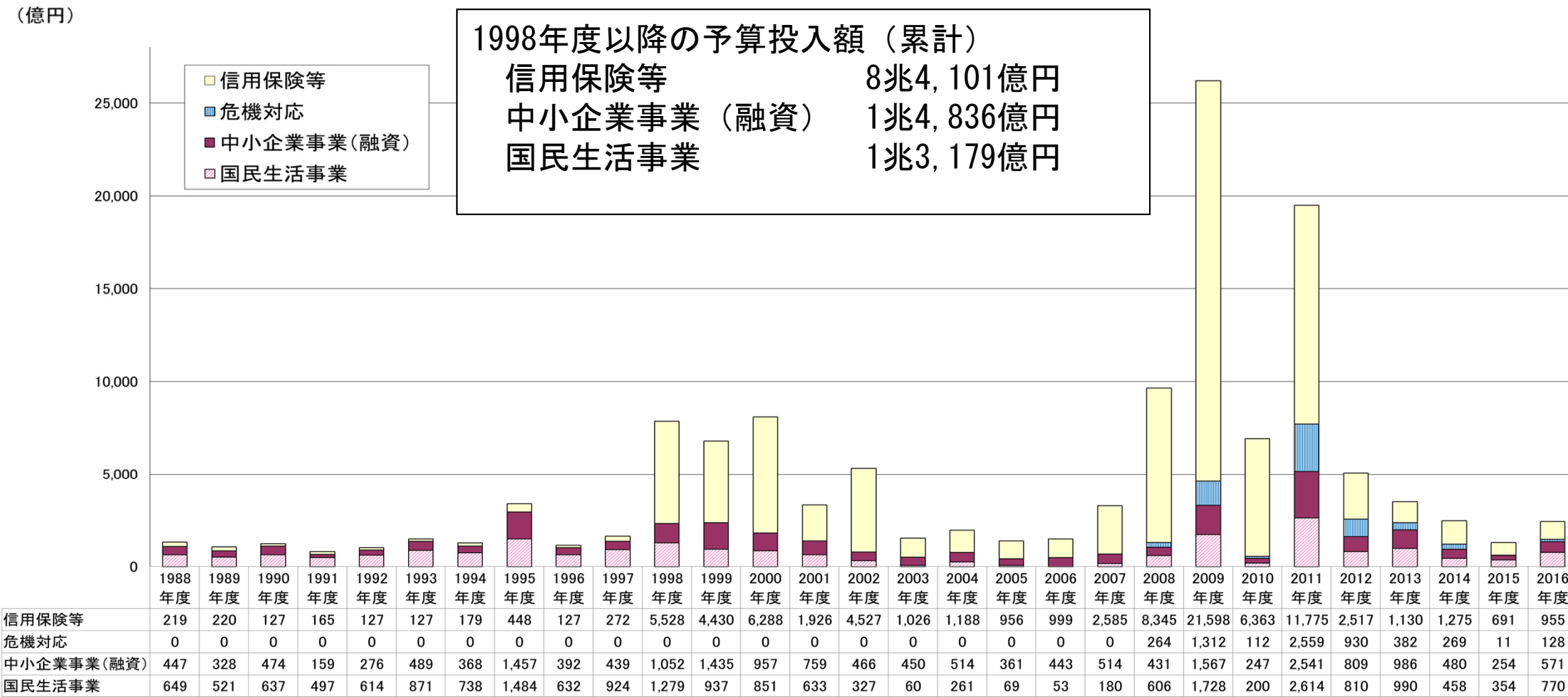
- ◆相手国におけるCO2排出を削減するための設備・機器の導入に対し、1/2以下の補助を行う。補助に当たっては、設備・機器の導入後、JCMクレジットの1/2以上を日本国政府に納入することが条件。

経産省事業			環境省事業		
事業内容	製油所の動力プラントの運用最適化（インドネシア）	ラオス政府におけるコンテナ型データセンターの導入（ラオス）	事業内容	セメント工場における廃熱利用発電（インドネシア）	食品工場における高効率冷却装置の導入（インドネシア）
総事業費 （実証金額）	5.0億円 （1.1億円）	22億円 （21億円）	総事業費 （補助金額）	約52億円 （10.6億円）	約1.3億円 （0.66億円）
実証期間	3年間	3年間	運転期間	9年間以上	10年間以上
CO2排出 削減量	5.5万t-CO2／年	1,074t-CO2／年	CO2排出 削減量	12.2万t-CO2／年	165t-CO2／年
クレジット の取得量	プロジェクト参加者間で協議、決定		クレジット の取得量	上記CO2排出削減量のうち半分以上が日本政府にクレジットとして納入	

中小企業資金繰り支援に関する予算措置の推移

資料Ⅱ－8－1

○ 中小企業資金繰り支援については、金融危機以前は融資制度を中心に予算措置されてきたが、近年は信用補完制度を中心に巨額の予算が措置されている。



(注) 1 「信用保険等」は、日本公庫（信用保険等業務）が行う信用保険に関する出資金及び信用保証協会等に対する補助金の合計。
2 「危機対応」は、日本公庫（危機対応円滑化業務）が行う業務に関する出資金及び補給金等の合計。
3 「中小企業事業（融資）」の金額は、日本公庫（中小企業者向け業務）が行う融資業務に関する出資金及び補給金の合計（平成20年10月の統合前の中小公庫の業務）。
4 「国民生活事業」は、日本公庫（国民一般向け業務）が行う業務に関する出資金及び補給金等の合計（平成20年10月の統合前の国民公庫の業務）。
5 補正後予算額（一般会計及び復興特会。予備費により予算措置を行った年度については予備費を含む。）であるが、2016年度は2016年10月成立の二次補正まで。

中小企業政策審議会基本問題小委員会 金融WG 第9回資料を要約

信用補完制度の見直しに向けての方向性案＜論点整理＞

～中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて～

【保証協会と金融機関の連携(リスクシェア)を通じた中小企業の経営改善・生産性向上】

- ・金融機関が、保証を通じて必要十分な信用供与を行いつつ、事業を評価した融資を行い、その後も適切な期中管理・経営支援を実施することを促す。その手法として、保証協会が保証を実施する場合には、金融機関のプロパー融資の方針等に着眼し適切にリスクシェアを行う。
- ・実効性を担保するため、各保証協会・各金融機関のプロパー融資の状況等について情報開示(見える化)を行うとともに、中小企業庁・金融庁が適切に連携してモニタリングしていく。

(注)プロパー融資:信用保証を利用しない融資

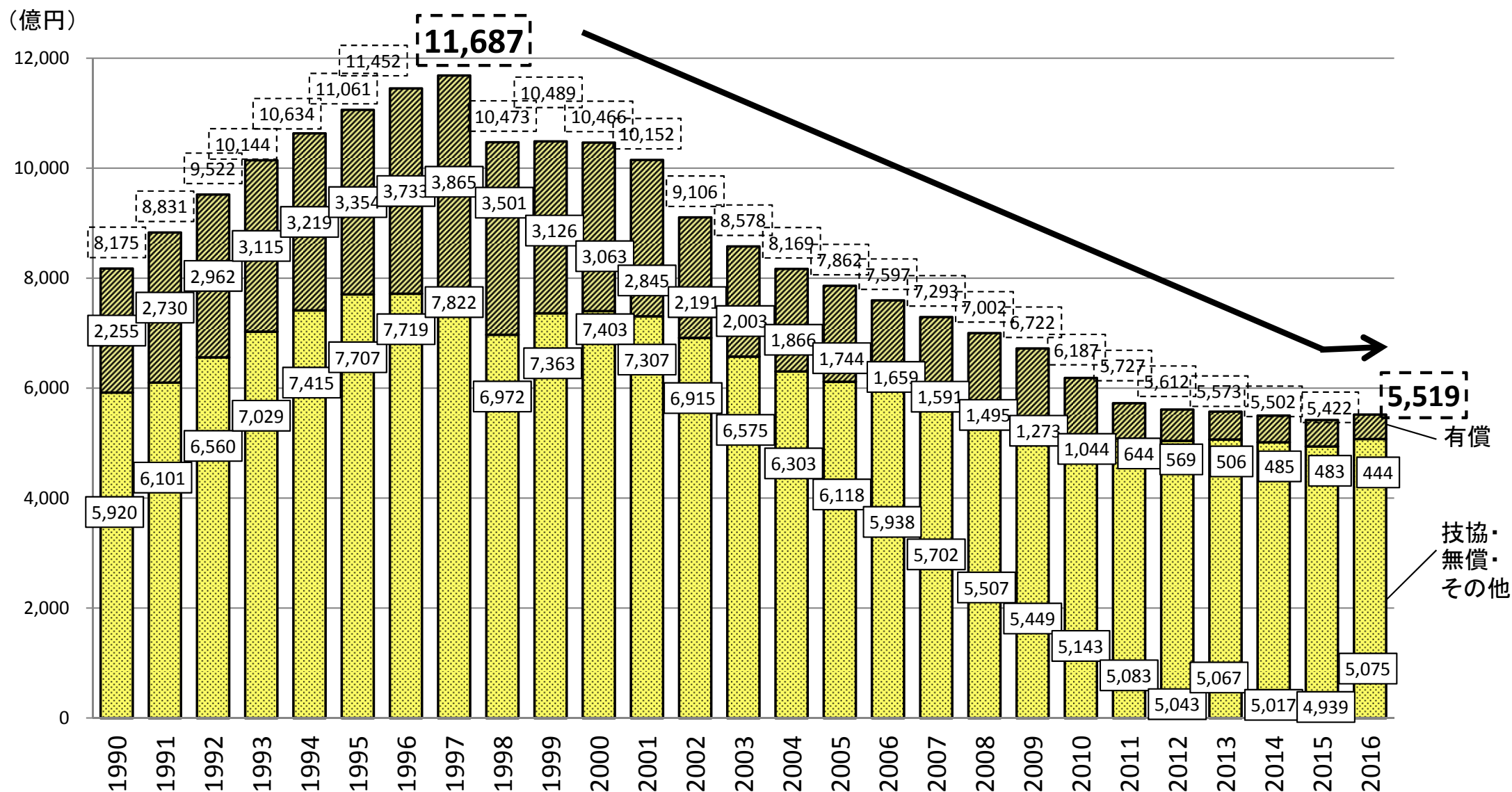
【セーフティネット保証による副作用の抑制と大規模な経済危機等への備え】

- ・大規模な経済危機等の下で迅速に発動できる一方で、適用期限についてはこれを限定した新たなセーフティネット制度を整備する(別枠・100%保証)。
- ・既存のセーフティネット保証制度(不況業種としての5号)について、金融機関の支援の下で経営改善や事業転換等が促されるよう保証割合等の必要な見直しを行う。

一般会計ODA予算(当初)の推移

資料Ⅱ－9－1

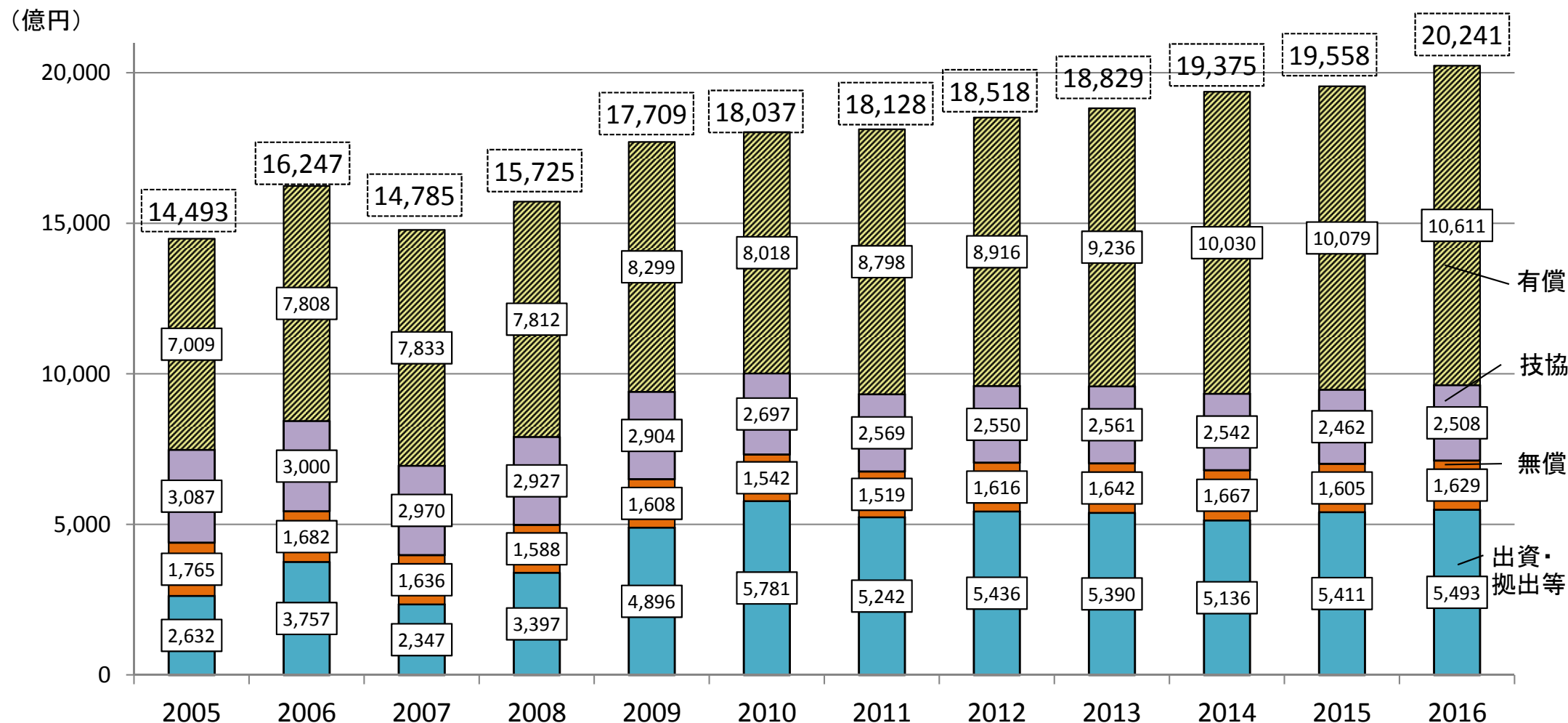
日本の「一般会計ODA予算(当初)」は、ピーク時の1兆1,687億円(1997年度)から趨勢的に減少してきたが、2016年度は、5,519億円と対前年度1.8%の増。



ODA事業量(グロス)見込の推移

資料Ⅱ－9－2

近年のODA事業量は有償資金を中心に増加傾向。



JICA有償資金の原資内訳

合計	6,900	7,700	7,700	7,700	8,200	7,910	8,500	8,800	9,150	9,885	9,885	10,525
出資金	1,744	1,659	1,591	1,495	1,273	1,044	644	569	506	485	483	444
財政投融资	4,470	4,815	4,246	2,923	3,056	2,949	3,380	4,270	3,844	4,820	4,366	4,680
自己資金	686	1,226	1,863	3,282	3,871	3,917	4,476	3,961	4,800	4,580	5,036	5,401
(うち回収金)	(4,474)	(4,785)	(5,136)	(5,645)	(6,199)	(5,898)	(5,858)	(5,939)	(6,399)	(6,360)	(6,583)	(6,781)
(うち借入返済)	(△ 5,240)	(△ 5,001)	(△ 4,671)	(△ 4,050)	(△ 4,030)	(△ 3,948)	(△ 3,181)	(△ 3,232)	(△ 3,171)	(△ 2,759)	(△ 2,444)	(△ 2,192)

(注1)リーマンショックを踏まえた時限措置(緊急財政円借款(2009～2011年度))を除く。

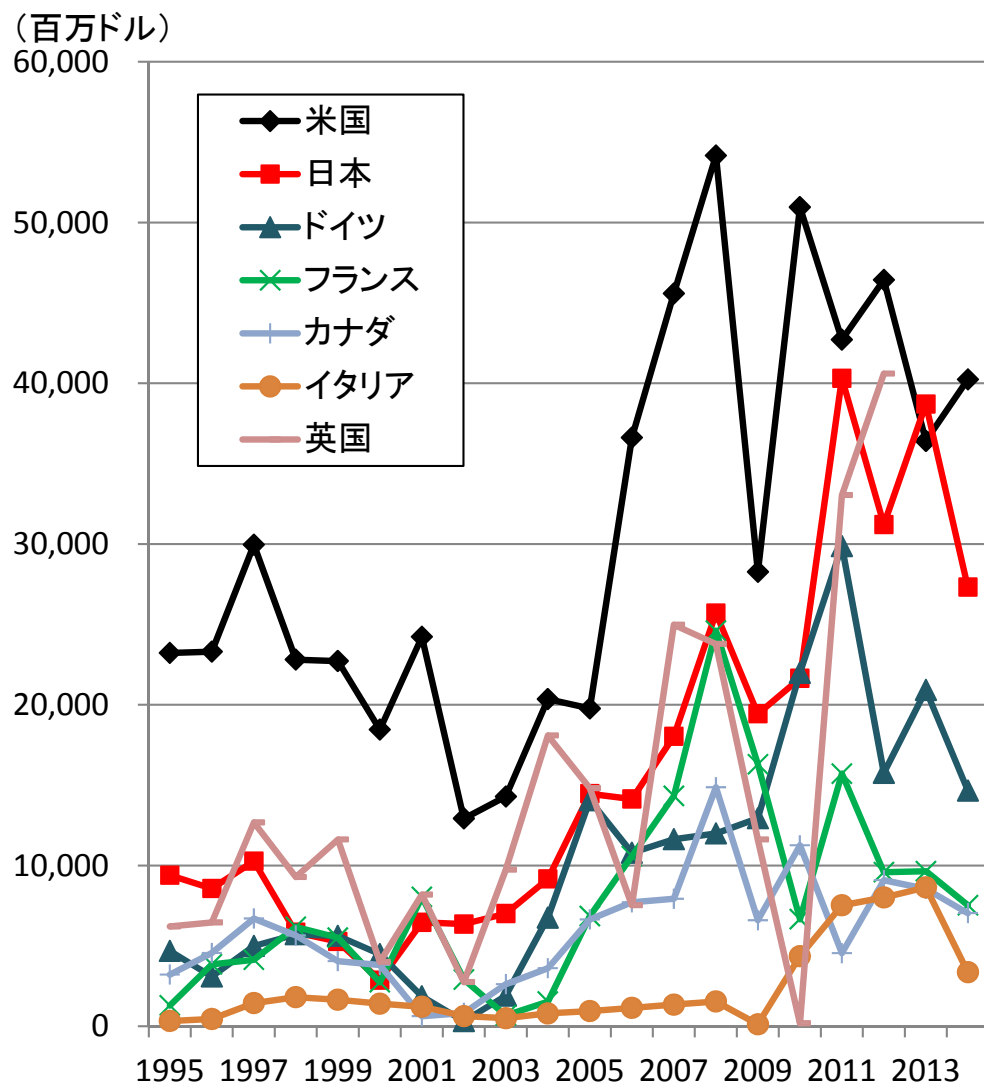
(注2)事業量の有償とJICA有償資金の原資が一致しないのは、海外漁業協力財団が含まれるため。

民間資金による直接投資

資料Ⅱ－9－3

途上国向け民間直接投資が2000年代に入り趨勢的に増加。

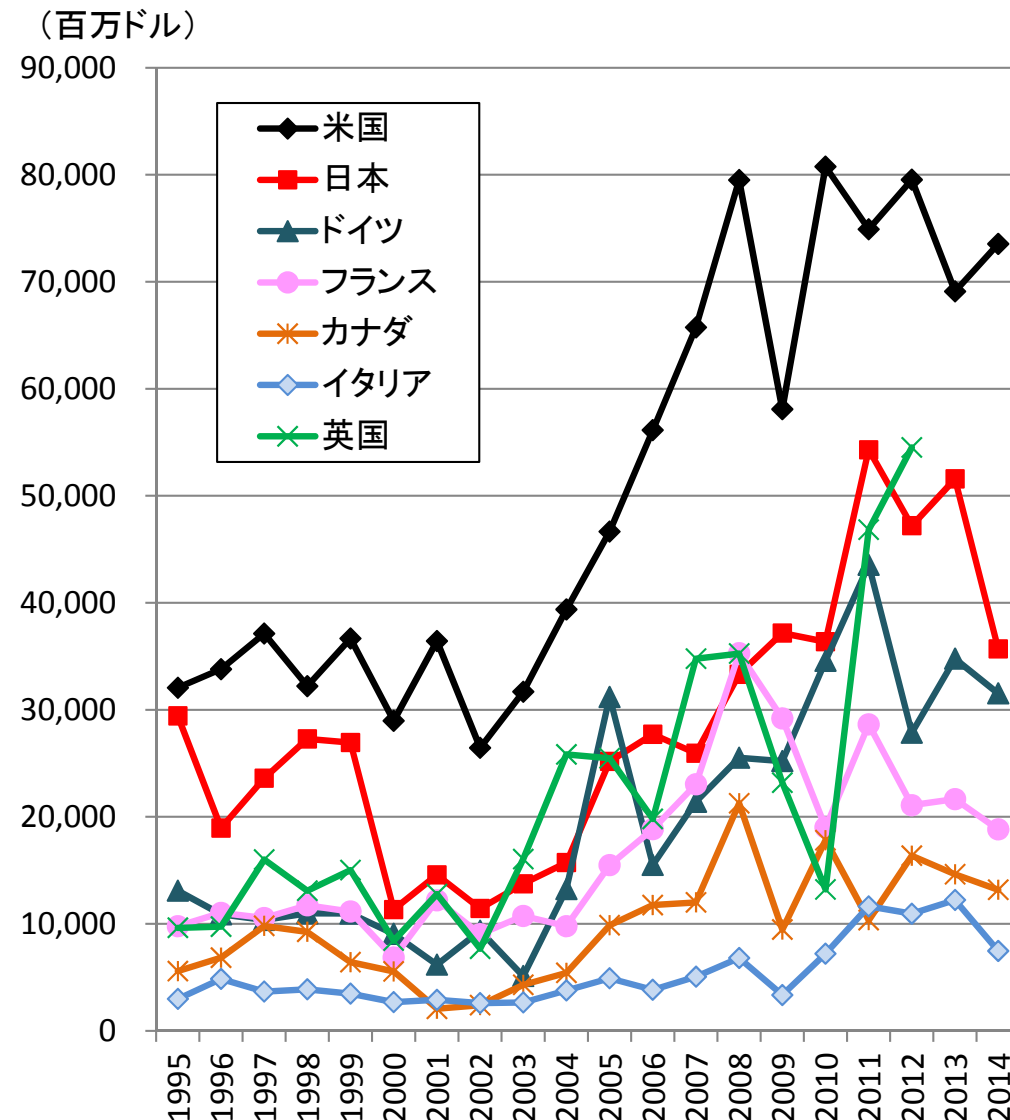
途上国向け民間直接投資(ネット)



(出所) OECD DAC

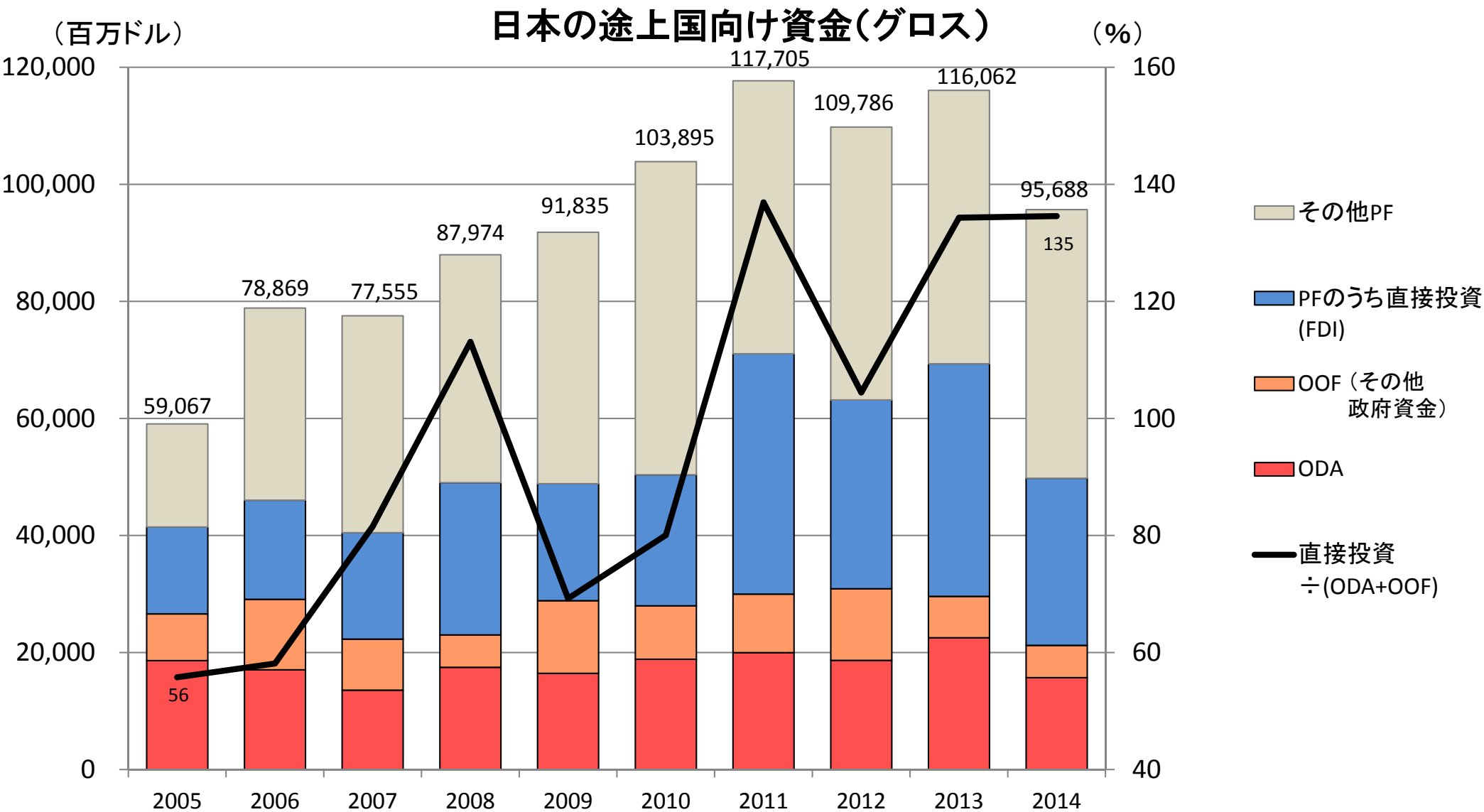
(注) 英国については2013年以降のデータが公表されていない。

途上国向け資金(ODA+OOF+FDI、ネット)



日本の途上国向け資金(グロス)

途上国向けの民間資金(PF)は、政府資金(ODA・OOF)を大きく上回っている。特に直接投資(FDI)は、10年間で政府資金の半分程度から政府資金を超える規模にまで増加。



(出所) ODA・OOFはOECD DAC, それ以外(民間資金のうち直接投資, 輸出信用等)は財務省

Ⅲ実施

(1)実施上の原則

開発協力の実施に際しては、前述の理念の実現と重点政策推進にとって最大限の効果が得られるよう、開発効果向上等の国際的な議論も踏まえつつ、効果的・効率的な開発協力推進に努めるとともに、当該国・社会に与える影響や協力の適正性確保等に十分な配慮を行うことが必要である。この観点から、以下の諸点を実施上の原則として開発協力を行う。

ア 効果的・効率的な開発協力推進のための原則

(ア)戦略性の強化

我が国の開発協力の効果を最大化するためには、政府・実施機関が一体となり、様々な関係主体とも連携しつつ、我が国の有する様々な資源を結集して、開発協力の政策立案、実施、評価のサイクルに一貫して取り組むという戦略性を確保することが重要である。

政策立案に際しては、開発協力が刻々と変化する国際情勢を踏まえた戦略的かつ機動的対応が要求される外交政策の最も重要な手段の一つであることを十分認識する必要がある。この観点から、開発途上国を始めとする国際社会の状況、開発途上国自身の開発政策や開発計画及び支援対象となる国や課題の我が国にとっての戦略的重要性を十分踏まえ、必要な重点化を図りつつ、我が国の外交政策に基づいた戦略的かつ効果的な開発協力方針の策定・目標設定を行う。また、開発協力方針の明確化のため、本大綱の下に、課題別政策、地域別政策、国別政策等を位置付ける。

開発協力の実施に際しては、政府及び政府関係機関が有する資源を最大限に活用すべく、ODAとODA以外の資金・協力との連携を図ることで相乗効果を高める。また、外交政策上の観点及び開発協力の効果・効率性の向上のため、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を有機的に組み合わせるとともに、迅速性の向上や協力のための諸制度の改善、柔軟な運用に努める。

評価については、協力の効果・効率性の向上に加え、国民への説明責任を果たす観点からも重要であることを踏まえ、政策や事業レベルでの評価を行い、評価結果を政策決定過程や事業実施に適切にフィードバックする。その際、成果を重視しつつも、対象の特殊性やそれぞれの事情を考慮した上で評価を行う。また、外交的視点からの評価の実施にも努める。

(中略)

(2)実施体制

国際社会において開発課題が多様化・複雑化・広範化し、開発に携わる主体や開発に関係する資金が多様化していることを踏まえ、政府・実施機関の実施体制整備、各種の連携強化及び開発協力の持続的実施のための基盤の強化に努めていく。

(中略)

イ 連携の強化

(中略)

(ア)官民連携、自治体連携

開発途上国の開発推進にとって、ODAを始めとする公的資金は引き続き重要な役割を担うが、開発途上国への民間資金の流入が公的資金を大きく凌いでいる現状を踏まえれば、民間部門の活動が開発途上国の経済成長を促す大きな原動力となっていることを十分考慮する必要がある。また、アジアにおいては、開発協力によってハード・ソフトの基礎インフラを整備したことで投資環境が改善し、また、開発協力が触媒的役割を果たすことにより、民間企業の投資を促し、それが当該国の成長と貧困削減につながっている。この過程を通じて、アジアが我が国民間企業の重要な市場、投資先として成長し、日本経済にとって極めて重要な存在となったという事実を再認識することも重要である。さらに、我が国の地方自治体が有する独自の経験や知見が、開発途上国の抱える課題の解決にとって重要な役割を果たすようになっている。

以上を踏まえ、民間部門や地方自治体の資源を取り込むとともに、民間部門主導の成長を促進することで開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進し、またそのことが日本経済の力強い成長にもつながるよう、官民連携、自治体連携による開発協力を推進する。具体的には、我が国の中小企業を含む企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化し、人づくり、法・制度構築、インフラシステム整備等、貿易・投資促進のための環境整備を始めとした取組を計画策定から事業実施まで一貫して進める。

なお、官民連携の推進に当たっては、我が国の開発協力が、民間部門が自らの優れた技術・ノウハウや豊富な資金を開発途上国の課題解決に役立てつつ、経済活動を拡大するための触媒としての機能を果たすよう努める。また、開発協力と共に実施される民間投資が相手国の「質の高い成長」につながるよう、上述の我が国開発協力の重点政策を十分に踏まえ、包摂性、持続可能性、強靱性、能力構築の促進等を確保するよう留意する。

(中略)

開発協力大綱(抄:平成27年2月閣議決定)②

(ウ)国際機関、地域機関等との連携

独自の専門性、中立性、幅広いネットワークを有する国際機関は、二国間協力ではアクセス困難な分野・地域への協力やその独自性を活かした効果的・効率的な協力を行うことができる。また、二国間協力と組み合わせることで相乗効果が期待できる。これらを踏まえ、人道支援、平和構築やガバナンス、地球規模課題への取組を始めとして引き続き国際機関と積極的に連携する。また、国際機関は、国際的な開発協力の理念と潮流を形成する役割も担うことから、責任ある国際社会の一員として、国際的な規範の形成を主導する上でも、国際機関及び国際社会における我が国の発言力・プレゼンスの強化を図る。さらに、各国際機関との政策協議を定期的実施し、政策調整を行っていくことで、二国間協力との相乗効果を実現するよう努める。また、国際機関を通じた開発協力の効果や評価については、国民への説明責任の確保に特に留意する。

また、地域統合の動きや地域レベルでの広域的取組の重要性を踏まえ、地域機関・準地域機関との連携を強化する。

(エ)他ドナー・新興国等との連携

我が国と同様、他ドナーには長年の開発協力で培われた経験と知見が蓄積されており、開発効果をより向上させるためには、ドナー間の連携を強化し、協調・協働することが必要である。この観点から、我が国は、外交的観点も踏まえながら、引き続き他ドナーとの開発協力における協調を推進し、開発協力の効果の一層の向上を目指していく。

また、開発協力の実施に当たっては、我が国の長年の協力により相手国に蓄積されたノウハウや人的資源、人材ネットワーク等を有効に活用することが重要である。新興国を始めとする諸国と連携した三角協力は、これらを有効に活用した協力として、国際社会からも高い評価を得ているところ、引き続きこの取組を継続していく。

(中略)

ウ 実施基盤の強化

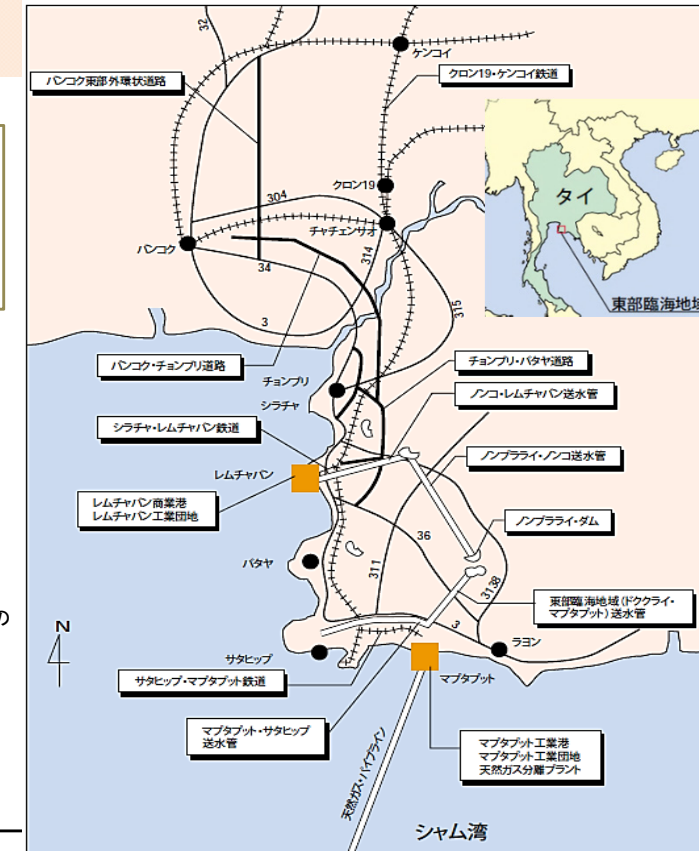
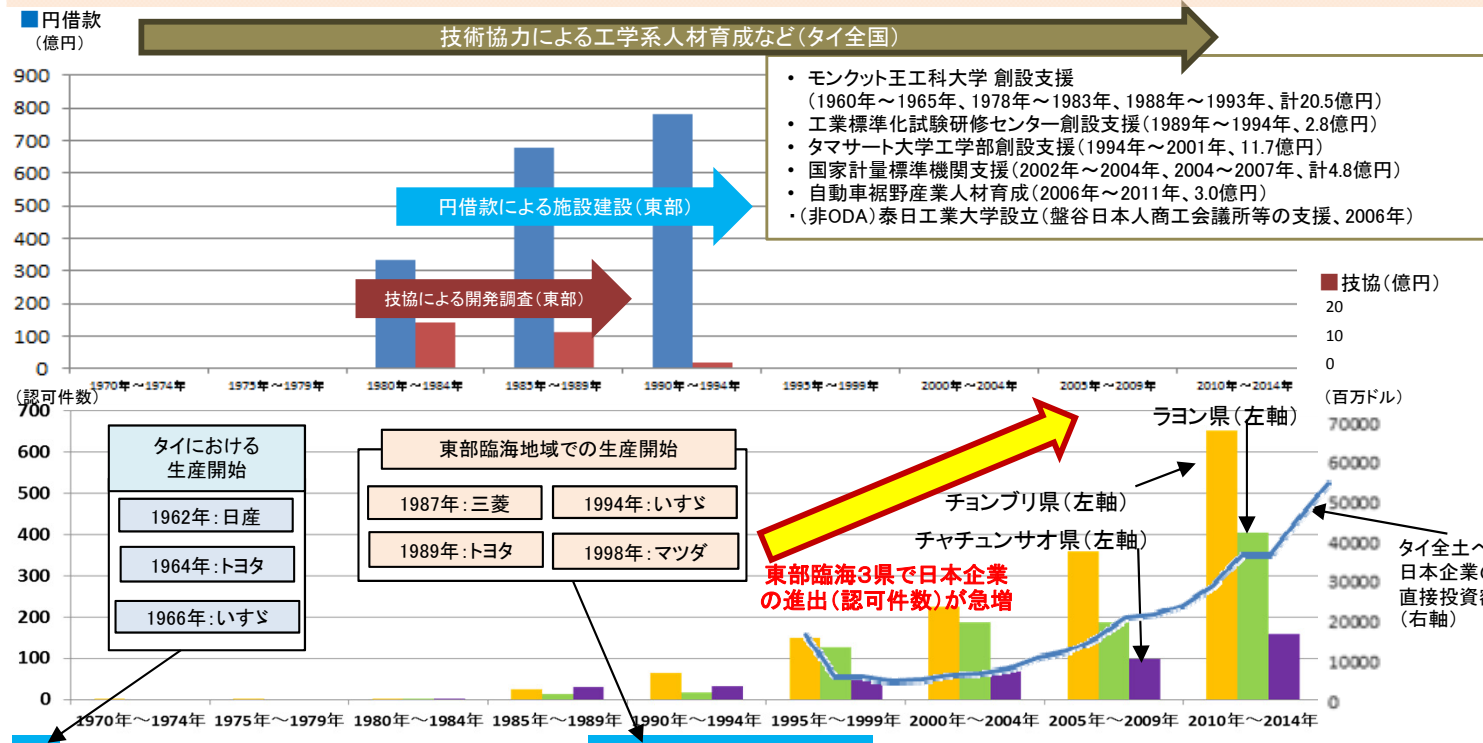
(ア)情報公開、国民及び国際社会の理解促進

開発協力は、国民の税金を原資としている。したがって、開発協力に必要な資金を確保し、持続的に開発協力を実施していくためには、国民の理解と支持を得ることが不可欠である。この観点から、開発協力に係る効果的な国内広報の積極的な実施に努め、国民に対して、開発協力の実施状況や評価等に関する情報を幅広く、迅速に十分な透明性をもって公開するとともに、政策、意義、成果、国際社会からの評価等を国民に分かりやすい形で丁寧に説明する。また、開発途上国を含めた国際社会において、日本の開発協力とその成果の認知度・理解度を高めることも重要であり、そのための海外広報にも積極的に取り組む。

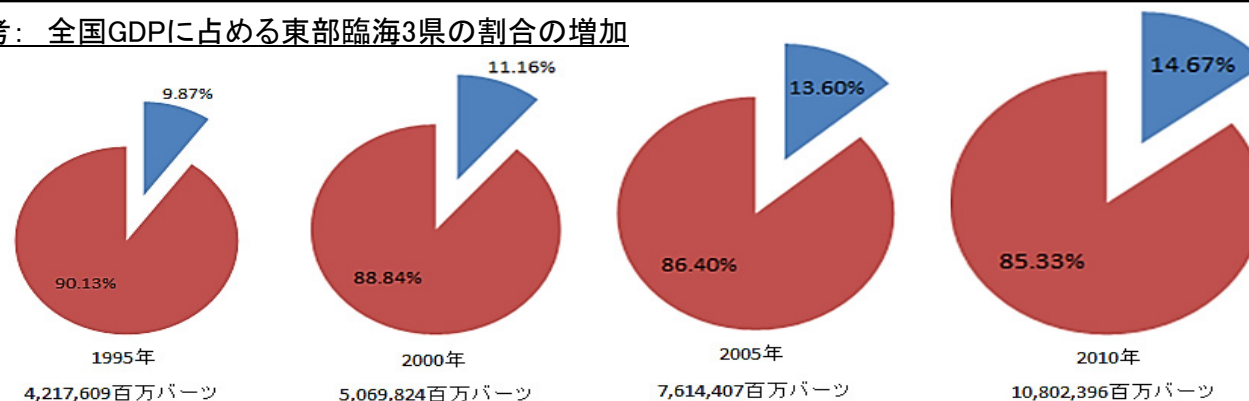
(後略)

ODAとFDI:タイ東部臨海地域の開発

- 1980年代前半～後半、東部臨海地域の開発計画策定に係る技術協力を実施。
- 策定した計画を基に、1980年代～1990年代に港湾開発(479.4億円)、道路建設(723.4億円)、導送水管(工業用水)敷設(204.6億円)、工業団地造成(91.3億円)等に係る円借款を供与。
- 1980年代後半より、同地域に対する日本の直接投資額が急増。



参考: 全国GDPに占める東部臨海3県の割合の増加



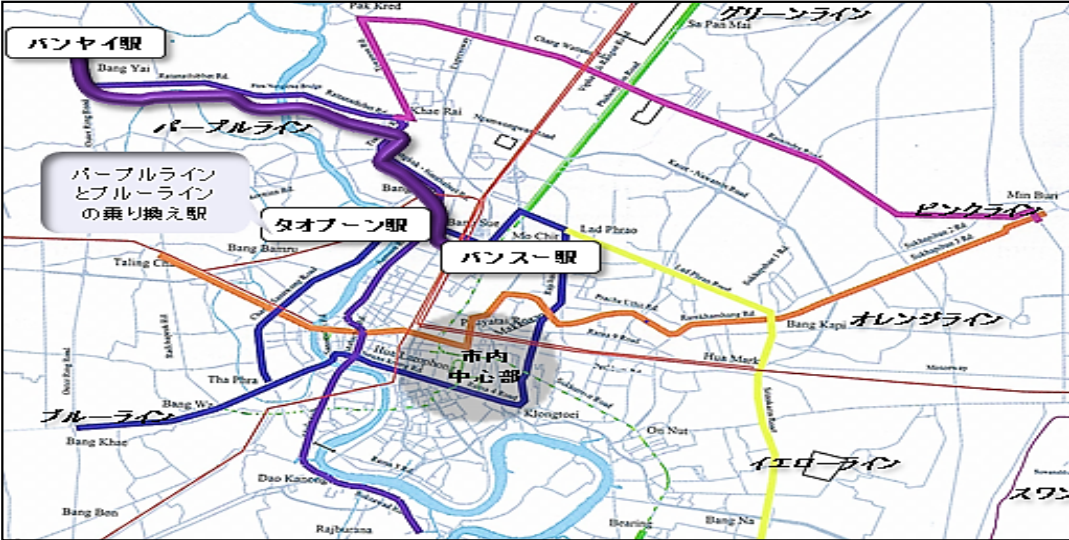
- 1995年から2010年でタイ全国GDPは2.56倍へと増加。
- その間東部臨海3県のGDPは3.81倍増加。全国GDPのシェアも 9.87%から14.67%へと増加。

触媒としてのODA①：バンコク大量輸送網整備事業（パープルライン）

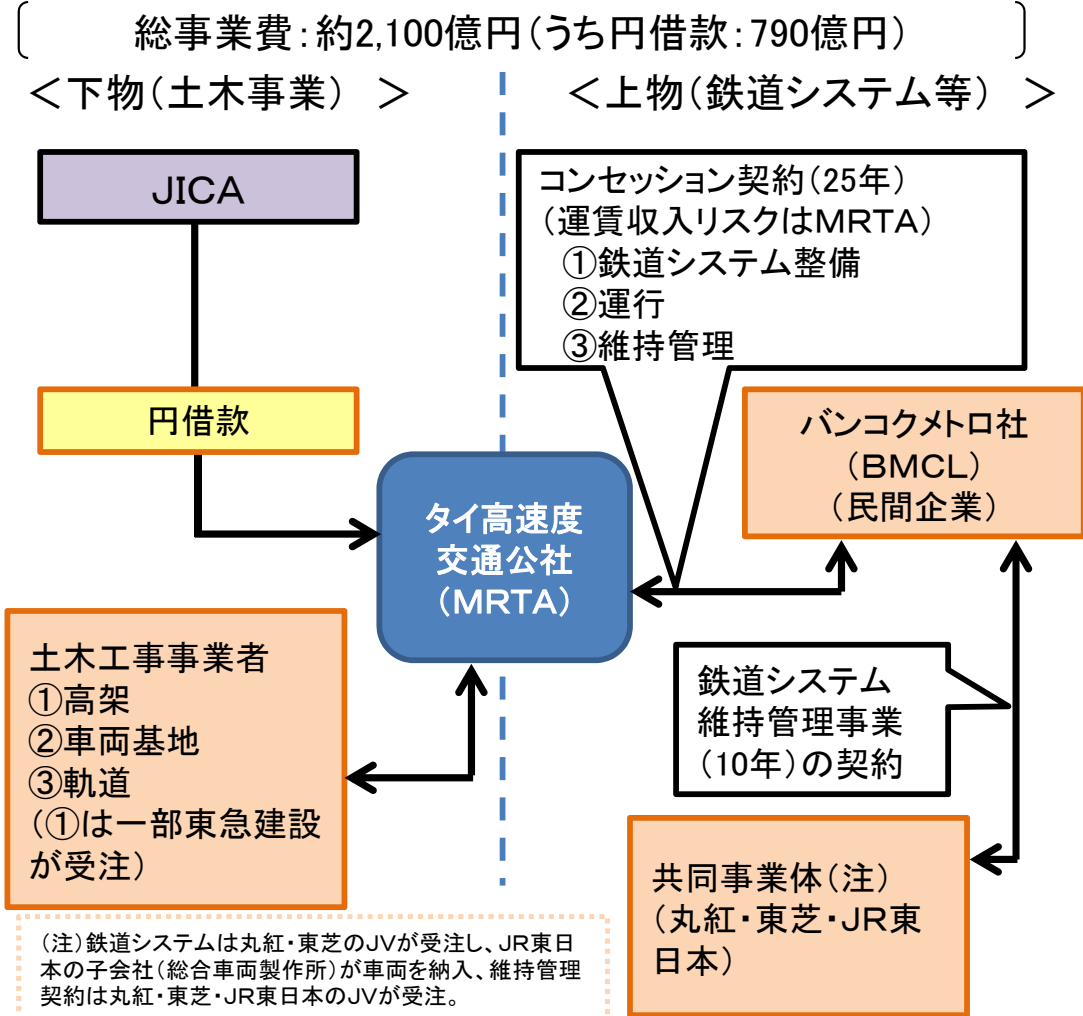
ODAでは、民間部門の技術や資金を開発途上国の課題解決に役立てつつ、経済活力を拡大するために触媒機能の発揮が期待。

バンコク大量輸送網整備事業（パープルライン）の例 事業概要

- バンコク首都圏における大量輸送網（パープルライン）を整備する事業。円借款（借款供与総額：790億円）支援により、タオプーン～バンヤイ間において、いわゆる下物（高架、駅舎、軌道、車両基地等）を整備。日本企業では東急建設が一部受注。
- 円借款対象外事業では、丸紅・東芝・JR東日本が10年間の維持管理契約等を受注。



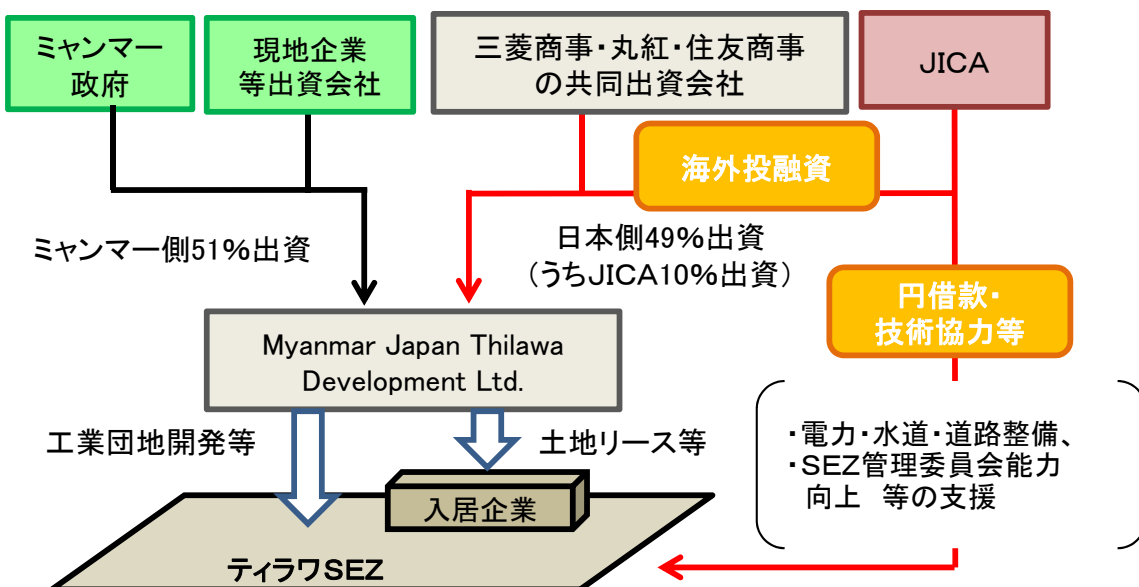
事業概略図



ミャンマー・ティラワ経済特区開発(SEZ)支援 事業概要

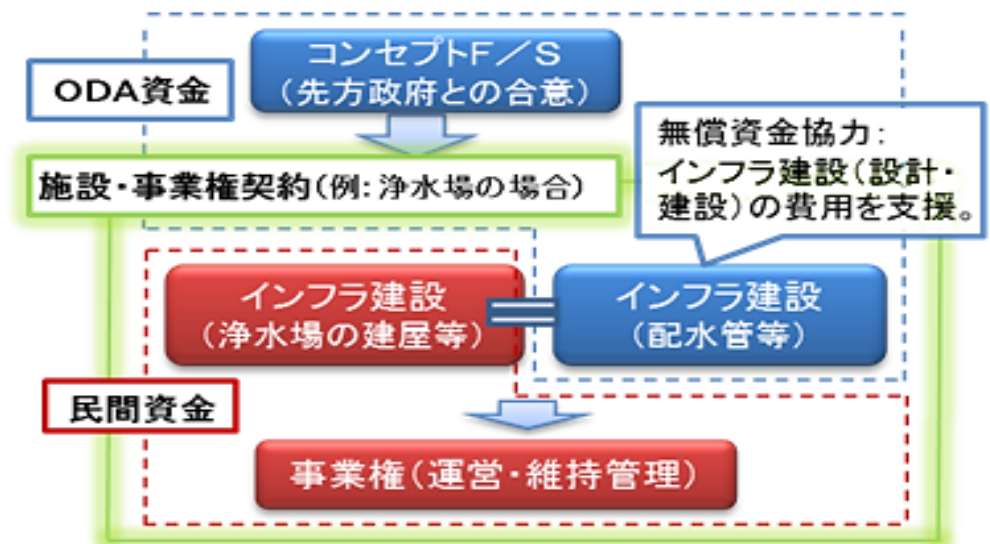
- 2012年12月に日・ミャンマー両政府間でティラワSEZを協力して開発することについて覚書締結。以降、JICAは下記の経済協力を実施。
 - ・2013年6月:周辺港湾・電力等整備事業への円借款(200億円)
 - ・2014年4月: Myanmar Japan Thilawa Development Ltdへ出資承諾(海外投融資)
 - ・2014年9月:周辺道路・水道等整備事業への円借款(282億円) SEZ管理委員会能力向上支援(技協:3.4億円)
 - ・2015年4月:港湾電子情報処理システム整備(無償:17.2億円)
 - ・2015年6月:周辺港湾・電力等整備事業への円借款(148億円)
- 現在、63社が当該特区に進出(うち日本企業33社(2016年9月末現在))

事業概略図



事業・運営権対応型無償資金協力 スキーム概要

- 民間企業が関与して施設建設から運営・維持管理までを包括的に実施する公共事業に無償資金協力を行うことを通じ、日本企業の事業権・運営権の獲得を促進し、我が国の優れた技術・ノウハウを途上国の開発に役立てることが目的。
- 開発途上国が実施するインフラ事業のうち、商業資金のみではファイナンスが困難な場合に、当該事業に必要な施設・機材・その他サービスに必要な資金を供与する。資金は途上国政府を通じ、事業を担う特別目的会社等に支払われる。



(上記スキームの事業例)

- ・ミャンマー「ヤンゴン市無収水削減計画」
- ・ケニア「ナイロビ市医療・有害廃棄物適正処理施設建設計画」

JICA事業評価におけるPDCAサイクル

事前評価	事業進捗促進 (モニタリング)	事後評価	フィードバック
事業の実施前に、妥当性、計画内容、想定する効果、指標などを検証	案件計画段階で策定した計画に基づく定期的なモニタリングを通じた事業進捗促進および事業終了時点での協力成果の確認	事業の終了後に、有効性、インパクト、効率性、持続性などを検証。事後評価後は教訓・提言への対応などを確認	評価結果は、当該事業の改善のみならず、類似の事業の計画・実施に反映

- 「事前評価」は、3スキーム（無償・技協・有償）共通の評価で、2億円以上の事業に対して内部評価を行い、特に事業の必要性や予想される事業効果を確認するとともに、策定した事業計画を検証。
- 「事後評価」は、3スキーム（無償・技協・有償）共通の評価で、外部評価（原則10億円以上の事業を対象・外部評価者が実施）と内部評価（2～10億円の事業を対象・在外事務所が実施）の2種類があり、いずれも事業完成後の段階で、総合的な評価を実施。

外務省自身が行う無償資金協力（経済社会開発計画等）のフォローアップ評価の仕組

- 評価においては、
 - ①途上国の経済社会開発への貢献
 - ②供与機材の認知度、継続的需要の創出、日本企業の海外展開促進
 - ③外交的評価
- について、被供与国関係者からのヒアリング等を通じ、在外公館による評価。

平成27年度無償資金協力・技術協力実績

無償資金協力		技術協力
JICA実施分	外務省実施分	JICA
1,182億円	667億円	1,610億円

※無償資金協力は閣議決定ベース
※技術協力は決算額ベース

外務省による国際機関等に対する拠出の評価①

外務省による国際機関等に対する拠出の重点化に向けた取り組み：

- 2014年10月：日本のMOPAN参加
- 2015年8月：「国際機関等に対する拠出の評価（第1回）」の実施
- 2016年8月：「国際機関等に対する拠出の評価（第2回）」の実施

1. 評価方法の概要

- 当審議会の建議を踏まえ、外務省において、分担金・義務的拠出金、任意拠出金を拠出する全ての国際機関等を対象としてA～Dの4段階評価を行い、結果を公表。

- 評価の基準

- ① 当該機関等の専門分野における影響力・貢献
- ② 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性（意思決定における我が国のプレゼンスを含む）
- ③ 当該機関等の組織・財政マネジメント
- ④ 当該機関等における邦人職員の状況
- ⑤ 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保

- 評価の意味

A: 期待する成果を超える実績をあげている

B: 期待する成果を着実にあげている

C: 期待する成果はあげているが、一部改善が必要な部分がある

D: 期待する成果に対する実績が不十分

（注）分担金・義務的拠出金、任意拠出金について

- ① 分担金：国際機関等の設立条約等により加盟国等が定められた額を義務的に支出するもの。
- ② 義務的拠出金：国際機関等の設立条約等には直接定められていないが、当該国際機関等の総会決議等により加盟国等が負担を求められた額を義務的に支出するもの。
- ③ 任意拠出金：国際機関等の実施する事業等のうち、我が国が重視する特定国・地域又は特定分野の事業等、我が国が有益と認め、支援すべきと判断した事業等に対して自発的に支出するもの。

2. 評価の課題

外務省の「国際機関等に対する拠出の評価」については、一昨年より取り組みが始まったばかりのこともあり、①個別の評価基準の達成状況と国際機関の全体の評価との関係や、②同一国際機関の評価の経年変化の理由等の透明性・客観性について、向上の余地あり。

3. 評価結果と予算要求への反映状況

(1) 該当する国際機関等の評価結果の内訳は次のとおり。(2015年8月→2016年8月)

	A	B	C	D	合計
分担金・義務的拠出金	4 → 8	52 → 40	8 → 19	0 → 0	64 → 67
任意拠出金	22 → 22	39 → 47	12 → 5	0 → 0	73 → 74

(2) 評価結果のうち74の任意拠出金について、29年度予算要求に反映(評価の高い機関に対しては重点的に予算配分)。ただし、C評価とされた機関等も、今年度は微増の要求。

(単位: 億円)

	A		B		C		合計	
	28' 要求	29' 要求	28' 要求	29' 要求	28' 要求	29' 要求	28' 要求	29' 要求
平均額	10.1 (+21.4%)	11.5 (+48.4%)	1.2 (+0.1%)	2.6 (+15.7%)	0.2 (▲10.1%)	0.1 (0.0%)	3.7 (+16.6%)	5.1 (+35.8%)
総額	222.2 (+21.4%)	253.9 (+48.4%)	47.6 (+0.1%)	123.3 (+15.7%)	2.9 (▲10.1%)	0.7 (0.0%)	272.6 (+16.6%)	377.8 (+35.8%)

(注) 括弧内の伸び率は、前年度当初予算比。

「平成25年度『秋のレビュー』」の指摘を踏まえ、外務省では、PDCAサイクルに基づく評価の事業への適切な反映、事業の目的に応じた評価モデルを研究中。

1. 平成25年度「秋のレビュー」の指摘事項

適切な成果指標を設定するとともに、個々の事業の評価については、例えば、米国の様々な評価手法を参考にすることや事前と事後のアンケートは5段階程度にして中央値を評価に含めないこと等の取り組みが必要ではないか。

また、一定の規模以上のイベントについては、参加者等に対し次回開催に向けた寄付を集めることや、次回有料化しても参加したいかのアンケートを行う等の工夫を検討することが必要ではないか。

2. 在外公館文化事業概要

外交活動の一環として現地事情を踏まえて、日本文化紹介事業を行い、海外に我が国の多様な魅力を示すことで対日理解の促進等を図る。

3. 外務省における評価の現状

- 事業実施後、事業実施報告で公館による評価を義務づけており、総事業件数に対するA評価とB評価となった事業の割合が95%となることを成果指標とする。 $((A\text{評価} + B\text{評価}) / \text{総件数})$ ^(注)
- 平成27年度評価では、在外公館が実施した約2,300件の文化事業のうち99%の事業がAまたはB評価 ^(注)。

(注) A: 効果が特に大、B: 相当の効果あり、C: 効果が少ない、D: 効果がなく今回限り。

4. 評価の現状

「平成25年度『秋のレビュー』」の指摘を踏まえ、外務省では、PDCAサイクルに基づく評価の次年度事業への適切な反映、事業の目的に応じた評価モデルを研究中。

「中期防衛力整備計画」(抄)
(平成25年12月17日閣議決定)

Ⅵ 所要経費

- 1 この計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額は、平成25年度価格でおおむね24兆6,700億円程度を目途とする。
- 2 本計画期間中、国の他の諸施策との調和を図りつつ、調達改革等を通じ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努め、おおむね7,000億円程度の実質的な財源の確保を図り、本計画の下で実施される各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、おおむね23兆9,700億円程度の枠内とする。

「経済財政運営と改革の基本方針2015」
(平成27年6月30日閣議決定)

「経済・財政再生計画」(抄)

- 国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。

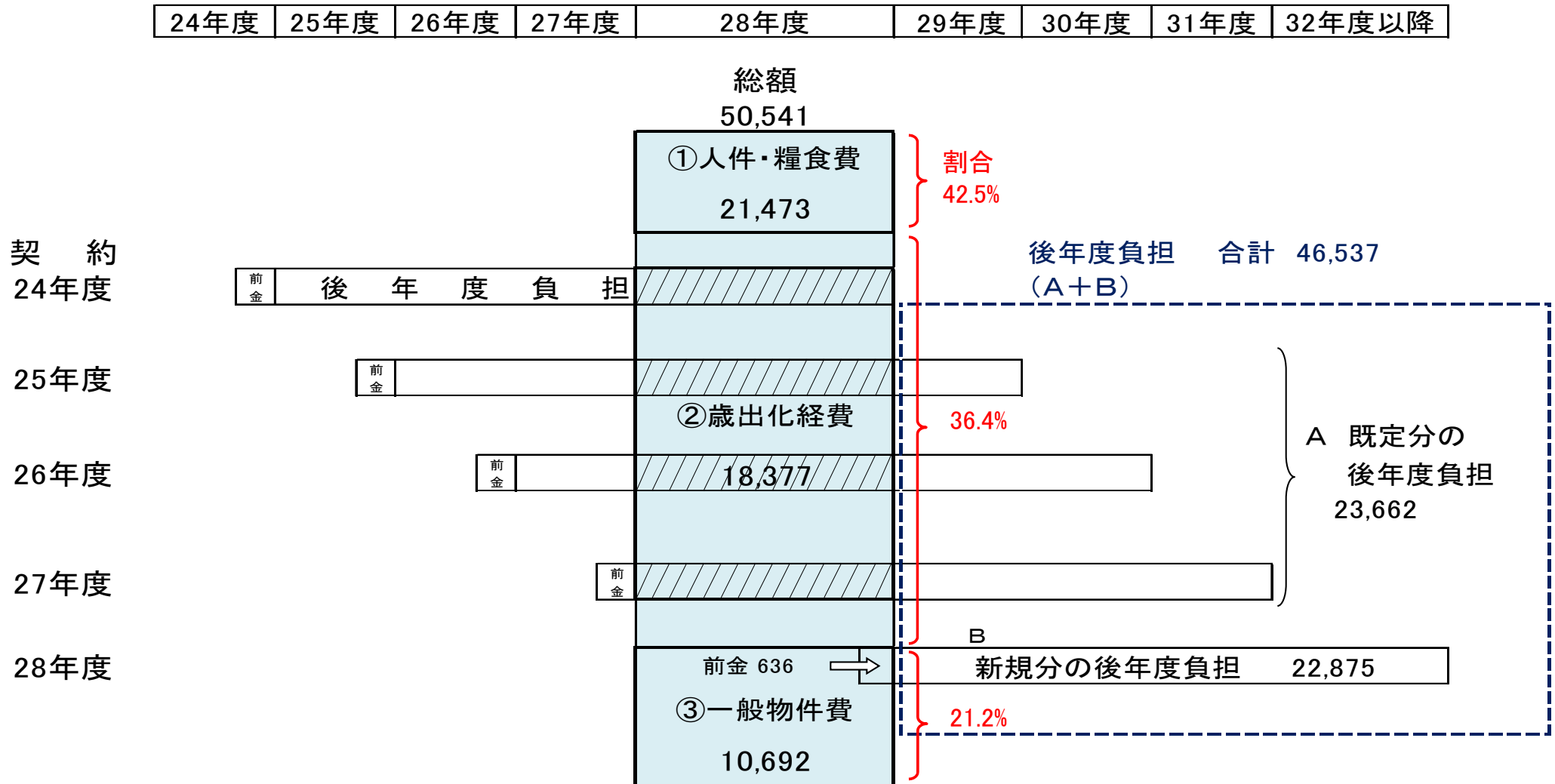
※ 国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度（平成30年度）まで継続させていくこととする。

- 防衛力の整備については、「中期防衛力整備計画」に基づき、効率的に整備する。その際、ライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化等の調達改革を進め、費用対効果の向上を図る。

防衛関係費の構造

資料Ⅱ－10－2

(単位: 億円)



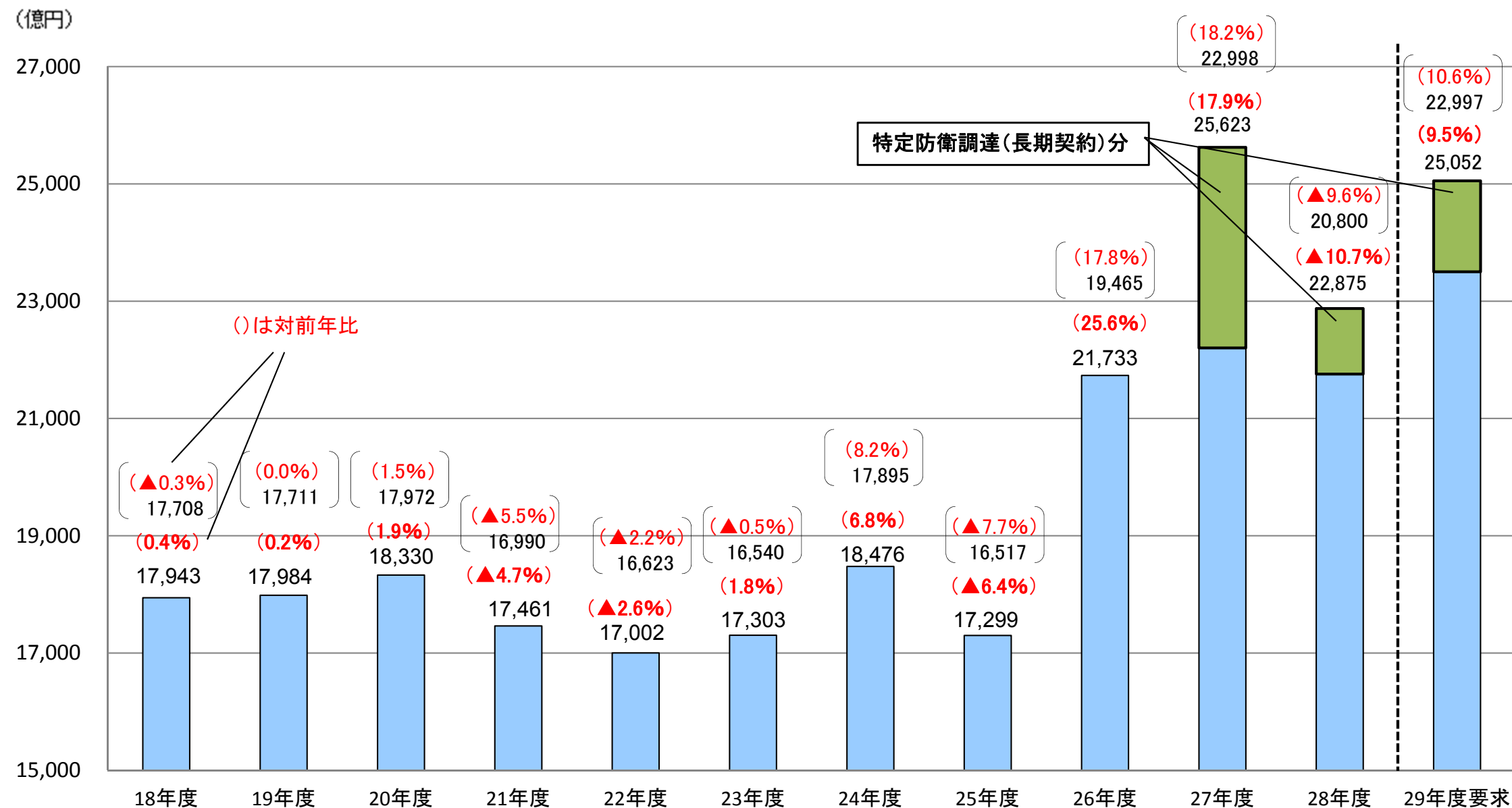
①人件・糧食費： 隊員の給与、退職金、営内での食事など

②歳出化経費： 前年度以前の契約に基づき、当年度に支払われる経費（戦車、護衛艦、戦闘機など）

③一般物件費： 装備品の修理・油購入等の活動費、基地周辺対策費、在日米軍駐留経費負担など

新規後年度負担額の推移

資料Ⅱ－10－3



(注1) 各年度の新規後年度負担額は一般会計当初予算計上額を記載。なお、東日本復興特別会計については、24年度計上額は59億円、25年度計上額は376億円、26年度計上額は80億円。

(注2) []についてはSACO・米軍再編等を除く。

(注3) 特定防衛調達分は、27年度分は固定翼哨戒機P-1、28年度分は哨戒ヘリコプター(SH-60K)等、29年度分は輸送ヘリコプター(CH-47JA)、輸送機(C-130R)のPBL、ペトリオット・システムの能力向上改修等を含む。

プロジェクト・マネージャー(PM)及び統合プロジェクト・チーム(IPT)によるプロジェクト管理の実施



SM-3ブロックⅡA
(第1次地上発射試験)



中SAM(改)
(発射試験)



グローバルホーク(滞空型無人機)
(写真は同型機種)



AAV7(水陸両用車)



新艦艇※1
(イメージ)



陸自UH-X
(イメージ)



V-22(ティルト・ローター機)
(写真は同型機種)



SH-60K能力向上型



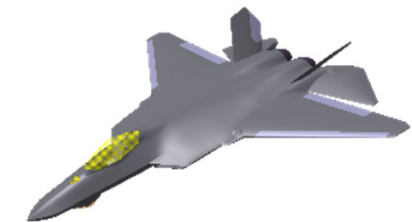
P-1



C-2



F-35A



将来戦闘機※2
(図は検討の一例)

※1 新艦艇：多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立させた新たな護衛艦

※2 将来戦闘機：F-2 戦闘機の後継（検討中）

【プロジェクト管理重点対象装備品等の候補の選定基準】

「プロジェクト管理における対象装備品等の選定等について」（平成27年10月21日 防衛装備庁通達）

- (1) 構想段階及び研究・開発段階の経費が300億円以上
- (2) 量産・配備段階の経費が2000億円以上
- (3) ライフサイクルコストが3000億円以上

【プロジェクト管理重点対象装備品等の選定】

「装備品等のプロジェクト管理に関する訓令」（平成27年10月1日 防衛省訓令第35号）

プロジェクト管理重点対象装備品等の候補とした装備品等について、次の各号に掲げる要素を考慮し、装備取得委員会の審議を踏まえ、防衛大臣の承認を得て、プロジェクト管理重点対象装備品等に選定することができる。

- (1) 統合運用上の観点から、プロジェクト管理重点対象装備品等としてプロジェクト管理を行った方がより効果的かつ効率的な装備品等の取得が図られること
- (2) 技術的な成熟度、国際共同開発・生産、防衛生産・技術基盤の維持・強化の観点その他装備品等を取り巻く事情に鑑み、当該装備品等の取得において特段の配慮が必要なこと

日本：装備品等のプロジェクト管理に関する訓令（H27.10.1付 防衛大臣訓令）
取得戦略計画の見直し等について（H28.4.8付 防衛装備庁長官通達）

現行基準見積比	15%上昇	25%上昇
当初基準見積比	30%上昇	50%上昇
見直しのタイミング	原則として年度毎（訓令 § 15②）	
取るべきアクション	○ 防衛装備庁長官は、取得戦略計画の見直しについて、関係局長及び関係幕僚長等と調整を行う（通達 § 3①） ○ 取得戦略計画の重要な事項に変更を及ぼすような見直しを行う場合は、装備取得委員会の審議を踏まえ、防衛大臣への報告又は承認が必要（訓令 § 16②）	○ 防衛装備庁長官は、取得プログラムを中止することが適当と認めるか否かについての防衛大臣の判断に資するため、関係局長及び関係幕僚長等と調整を行い、取得プログラムの継続の必要性について検討する（通達 § 3②）
継続の要件	—	○ 防衛大臣は、当該取得プログラムを中止することが適当と認めるときは、その中止を命じる（訓令 § 17）

米国：国防授權法（National Defense Authorization Act）の改正事項（ナン＝マッカーディー条項）

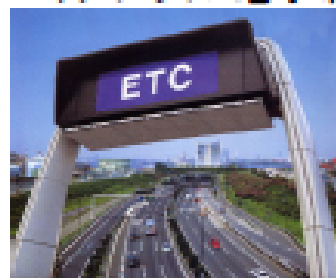
	重要な不履行	クリティカルな不履行
現行基準見積比	15%上昇	25%上昇
当初基準見積比	30%上昇	50%上昇
見直しのタイミング	4半期毎	
取るべきアクション	○ 45日以内に、計画の変更の内容やその原因等の必要事項を記載した不履行通知書及び当該4半期の取得計画報告を議会（下院）に提出	○ コスト上昇の根本原因分析を実施し、事業を継続する場合、60日以内に、国防長官から議会（下院）へ同分析を提出するとともに、以下を証明し、承認の可否を問う ・安全保障上の不可欠性 ・事業のコスト増を賄う他の事業より優先順位が高いことの証明 ・コスト・コントロールを実施する枠組み 等
継続の要件	—	○ 議会（下院）の承認が必要

民生技術への波及効果

F-2に適用された当時の新技術は、民間の他の分野に応用できるという波及効果があった。



ドライブ・バイ・ワイヤ
(デジタル電子制御)



ETC
(狭領域アンテナ、リアルタイム)



RFID電子タグ
(指向性アンテナ、リアルタイム処理)

スピンオフ!

フライ・バイ・ワイヤ

フェイズド・アレイ・レーダー



スピンオフ!



車載用衝突防止レーダー
(フェイズド・アレイ)



一体成型複合材



B787
複合材主翼

スピンオフ!

医療用骨折時補強
チタンボルト



スピンオフ!



➤ 原価計算方式は、市場価格がない場合に（原則は市場価格方式）、構成要素ごとに積み上げた製造原価に利益等を付加して計算価格を算出する方式のこと。



※ 標準利益率は、統計資料により製造業企業が得られる利益を平均したもの。
事業特性調整係数は、装備品製造のために大型の設備保有が必要な場合、資産が膨らみ資本回転率が悪くなる傾向がある。そのため、防衛産業の特性を利益率に反映。
契約履行難易度調整係数は、契約履行上の難易度を考慮するもの（25年度から契約金額を上限とする原価監査付契約において契約履行難易度調整の枠組みで付加リスク料率を加算）。